都道府県社会的養育推進計画の策定要領<概要>

1. 今回の計画策定の位置付け

- 「社会的養護の課題と将来像」を基に、各都道府県で行われてきた取組については全面的に見直し、子どもの権利保障のため に、できるだけ早期に、平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、 「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくことが求められている。
- その過程においては、子どもの最善の利益を念頭に、すべての子どもが健全に養育される権利を持っていることを十分踏ま え、子どもが不利益を被ることがないよう、十分な配慮が必要である。そのような取組が計画的かつ速やかに進められるよう、

2019年度末までに策定する新たな計画について、国として、策定要領を示すものである。

2. 基本的考え方

- 今般の見直しの対象は、在宅での支援から特別養子縁組、普通養子縁組、代替養育や自立支援などが網羅されている。これら の項目すべては緊密につながっており、一体的かつ全体的な視点をしっかりと持って進めていく必要がある。
- 都道府県や市区町村、特別養子縁組の養親、里親、乳児院等の児童福祉施設などの関係者に抜本的な改正となる平成28年改正 児童福祉法の理念等が徹底されるとともに、何よりも子ども達の最善の利益のために着実に進めていくことが必要である。 各都道府県においては、これまでの地域の実情は踏まえつつも、子どもの権利や子どもの最善の利益はどの地域においても実 現されるべきものであること、及び国における目標を十分に念頭に置き、計画期間中の具体的な数値目標と達成期限を設定し、
- その進捗管理を通じて、取組を強化する。 国においては、毎年、各都道府県における計画の取組及び「評価のための指標」等をとりまとめ、進捗のモニタリング及び評 価を行い、公表するとともに、進捗の検証を行って取組の促進を図る。
- 今後、都道府県の計画が着実に実施できるよう、様々な施策に必要な財政支援の在り方が課題となってくる。厚生労働省とし ては、これらの課題への対応について、2019年度以降の予算において、引き続き検討し、安定的な財源の確保に向けて、最大限 努力していく。

3. 都道府県推進計画の記載事項

- (1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方 及び全体像
- (2) 当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・アド ボカシー) (3) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府
 - 県の取組
- (4) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み (5) 里親等への委託の推進に向けた取組

- (6)パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のた めの支援体制の構築に向けた取組
- (7)施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・ 機能転換に向けた取組
- (8) 一時保護改革に向けた取組
- (9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- (10) 児童相談所の強化等に向けた取組 (11) 留意事項

4. 項目ごとの策定要領

(1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

- ・ <u>平成28年改正児童福祉法の理念及び「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益の実現に向けて、各都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方と全体像を策定</u>すること。
- · 国においては、必要な指標を提示し、毎年、計画の各取組の指標を取りまとめ、進捗のモニタリング及び評価を行う。

(2) 当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・アドボカシー)

- ・ 措置された子どもや一時保護された子どもの権利擁護の観点から、<u>当事者である子どもからの意見聴取や意見を酌み取る方</u> 策、子どもの権利を代弁する方策について、各都道府県の実情に応じた取組を進めること。
- ・ 併せて社会的養護に関する施策を検討する際にも、当事者である子ども(社会的養護経験者を含む。)の複数の参画を求めることとし、第三者による支援により適切な意見表明ができるような取組を行うこととする。

(3) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

()市区町村の相談支援体制等の整備に向けた都道府県の支援・取組

- · 子育て世代包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点の普及、市区町村の支援メニュー(ショートステイ、ト ワイライトステイ)の充実、母子生活支援施設の活用について、都道府県の行う支援・取組を盛り込んだ計画を策定すること。
- ・・子ども家庭支援に携わる職員の人材育成支援策に関する計画(都道府県の行う取組)を策定すること。

②児童家庭支援センターの機能強化および設置促進に向けた取組

・児童家庭支援センターの機能強化の計画および設置に向けた計画(設置時期・設置する地域)を策定すること。

(4)各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

· 代替養育を必要とする子ども数を見込むこと。

<代替養育を必要とする子ども数の見込みの推計方法の例>

子どもの人口(推計・各歳毎)×代替養育が必要となる割合(潜在的需要を含む。)=代替養育を必要とする子ども数

· 算式1·算式2※により算出された数値をそれぞれ明らかにした上で、<u>里親等委託が必要な子ども数を見込む</u>こと。

代替養育を必要とする子ども数(年齢区分別)×里親等委託が必要な子どもの割合※=里親等委託が必要な子ども数

- ※算式1 乳児院に半年以上、児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児数等を基に機械的に算出
 - 算式2 現に施設入所している全ケース(又は一部)のうち、里親等委託が必要な子ども数を洗い出して算出
 - (注)里親等委託が必要な子ども数については、家庭養育優先原則の理念に基づき、<u>現状における委託可能な里親数等</u> にとらわれず、子どもの状態や希望等に基づき判断すること。

(5) 里親等への委託の推進に向けた取組 ①フォスタリング業務の包括的な実施体制の構築

- 都道府県が行うべき里親に関する業務(フォスタリング業務)の実施体制の構築に向けた計画を策定すること。 2020年度までに、各都道府県において、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対す
- る研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援 に至るまでの一連の業務(フォスタリング業務)の包括的な実施体制を構築すること。
 - ②甲親やファミリーホームへの委託子ども数の見込み
 - - 甲親やファミリーホームへの委託子ども数の見込みを推計すること。その上で、乳幼児75%以上、学童期以降50%以上の甲

 - 親等委託率の実現に向けて、2024年度時点及び2029年度時点における里親等委託率の目標を設定するとともに、必要な里親数

 - 等が確保されるべき時期の見込みを明らかにすること。
 - 「概ね7年以内(3歳未満は概ね5年以内)に乳幼児の里親等委託率75%以上」、「概ね10年以内に学童期

 - 以降の里親等委託率50%以上」の実現に向けて、取組を推進する。都道府県においては、これまでの地域の実情は踏まえつつ も、子どもの権利や子どもの最善の利益はどの地域においても実現されるべきものであること、及び上述した数値目標を十分
 - に念頭に置き、個々の子どもに対する十分なアセスメントを行った上で、代替養育を必要とする子どもの見込み等を踏まえ、 数値目標と達成期限を設定する。なお、数値目標の設定は、子どもが健やかに養育される権利を保障する環境を整えるために
 - 必要な取組を計画的に進めるためのものである。個々の子どもに対する具体的な措置は、児童相談所における「家庭養育優先 原則」を十分踏まえたアセスメントの結果によって、子どもの最善の利益の観点から行われるものであって、里親等委託率の
 - 数値目標達成のために機械的に措置が行われるべきものではない。
 - 状況は、毎年、公表する。
- (6)パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
- 特別養子縁組の推進・支援及び養子縁組支援のための体制の構築に向けた計画を策定すること。
- 子どもにとって永続的に安定した養育環境を提供することが重要であることから、特に、棄児、保護者が死亡し又は養育を 望めず、他に養育できる親族等がいない子どもや、新生児・乳幼児で長期的に実親の養育が望めない子ども、長期間にわたり 親との交流がない子ども、虐待等の理由で親子分離され、その後の経過からみて家族再統合が極めて困難と判断された子ども など、特別養子縁組の検討対象となる子どもの数を把握すること。その上で、実際の縁組には、実親との関係が子どもにとっ てどのような意味を持つのかという点を含め、十分なアセスメントとマッチング等を行いつつ、特別養子縁組によるパーマネ ンシー保障を優先して検討すること。

国としては、必要な支援策を講じるとともに、委託率の引き上げの進捗と子どもの状況について丁寧にフォローの上、都道 府県の代替養育を必要とする子どもの状況や里親等委託の取組状況を評価し、支援の在り方や進め方について検証する。進捗

国としても、各都道府県における特別養子縁組の成立件数の集計・公表を行うとともに、特別養子縁組制度のより一層の活 用の検討を促していく観点から、概ね5年以内に年間1.000人以上の縁組成立を目指し、それらの情報を基に、制度への理解を 進めるための広報の展開や養子縁組に関わる制度の在り方の検討、民間機関への支援などを講じていく。

(7)施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- ①施設で養育が必要な子ども数の見込み
- · 「代替養育を必要とする子ども数の見込み」から、(4)の算式1及び算式2で算出された「里親等委託が必要な子ども数」をそれぞれ減じて算出された数値を明らかにした上で、<u>施設で養育が必要な子ども数の見込みを算出</u>すること。
- ・ 算出された必要数が現状を下回る場合、パーマネンシー保障が確立し、里親養育推進が実現するまでの間、<u>保護が必要な子</u> <u>どもの行き場がなくなることのないよう、十分な受け皿を確保</u>することに留意し、見込みを算出すること。

②施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- ・ 代替養育全体の在り方に関する計画を立て、それに基づいて<u>施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散</u> 化に向けた計画を策定すること。
- ・ 児童福祉法第3条の2の規定に則り、<u>「できる限り良好な家庭的環境」を確保すべきであり、質の高い個別的なケアを実現</u> するとともに、小規模かつ地域分散化された施設環境を確保することが重要である。
- ・ こうした考え方のもと、<u>今後計画される施設の新築や改築、増築の際には、小規模かつ地域分散化された施設の設置を優先</u> <u>して進めていく</u>こと。
- ・ なお、大舎から小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を進める過程で、人材育成の観点から、<u>本体施設</u> <u>から順次分散化施設を独立させていく方法</u>や、<u>過渡的に本体施設のユニット化を経て独立させていく方法</u>が考えられるが、ど ちらの場合にも、<u>概ね10年程度で地域分散化及び多機能化・機能転換を図る計画を、人材育成も含めて策定</u>すること。過渡的 にユニット化する場合でも
 - 同一敷地内での戸建て住宅型又はグループごとに独立した玄関のある合築型の施設内ユニットとするなど、生活単位を独 立させるとともに
 - ・ 地域社会との良好な関係性の構築を十分に行う

といった工夫を行うこと。

- ・ <u>既存の施設内ユニット型施設</u>についても、<u>概ね10年程度を目標に、小規模かつ地域分散化を進めるための人材育成計画を含めた計画を立てる</u>。その際、既存ユニットは一時保護やショートステイのための専用施設や里親のレスパイト・ケアなど、多機能化・機能転換に向けて、積極的に活用を進めていくことが求められる。また、下記のような心理職や医師、看護師などの即時対応ができるケアニーズが非常に高い子どもへの専門的なケア形態への転換を図ることも可能である。
- ・ <u>小規模かつ地域分散化の例外</u>として、<u>ケアニーズが非常に高い子どもに専門的なケアを行うため、心理職や医師、看護師などの専門職の即時の対応が必要な場合には、生活単位が集合</u>する場合もあり得る。このような場合においては、十分なケアが可能になるように、<u>できるだけ少人数(将来的には4人まで)の生活単位とし、その集合する生活単位の数も大きくならない(概ね4単位程度まで)ことが求められている。そのため、厚生労働省としては、2019年度以降の予算において、引き続き検討し、安定的な財源の確保に向けて、最大限努力</u>していく。

(8) 一時保護改革に向けた取組
・ 「一時保護ガイドライン」を踏まえた既存の一時保護所の見直し項目及び見直し時期、一時保護所の必要定員数、一時保護 専用施設や一時保護委託が可能な里親等・児童福祉施設等における確保数及び一時保護に関わる職員の育成方法と実施する時期等、一時保護改革に向けた計画を策定すること。
(9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

(9)**社会的養護自立文援の推進に向けた取組** ・ 平成28年改正児童福祉法により自立のための支援が必要に応じて継続されるための仕組みが整備されたこと等を踏まえて、

社会的養護自立支援事業及び就学者自立生活援助事業の実施に向けた計画(実施予定時期、実施メニュー)及び自立援助ホームの実施など、社会的養護の子どもの自立支援策の強化のための取組について、実施に向けた計画を策定すること。
(10) 児童相談所の強化等に向けた取組
(①中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組

①中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組 ・ 平成28年改正児童福祉法附則第3条の趣旨は全ての中核市・特別区が児童相談所を設置できるようにすることであることか

ら、<u>中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、各都道府県における具体的な計画を策定</u>すること。
②都道府県(児童相談所)における人材確保・育成に向けた取組
・ 児童相談所における各都道府県等(児童相談所)職員の配置など、子ども家庭福祉人材の確保・育成のための、具体的な計

(11) 留意事項

画を策定すること。

・ 各都道府県においては、この計画策定要領を基に、計画の全面的な見直しに向けた準備や検討を進め、<u>2019年度末までに新たな計画の策定を行う</u>こと。なお、計画の策定を待つことなく、<u>2018年度から</u>

① フォスタリング機関による包括的な里親養育支援体制の構築に向けて、児童相談所の体制強化や民間機関の積極的活用を

- 含めて、実施機関やその配置の調整・検討 ② 乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模化・地域分散化に向けて、各施設の意向の確認等、計
 - 画策定に向けた調整・検討 ③ これらに従事する人材の専門性の向上に向けた、人材育成の機会の確保のための取組
 - ④ 里親等委託が必要な子ども数の調査 等 について、可能なものから、順次速やかに取組を進めること。
- ・ なお、<u>国としても、児童虐待防止対策の強化に向けた更なる対応を検討</u>していくこととしており、具体的な内容については 追ってお示しする。その内容も踏まえて、速やかに取組を進めること。
- ・ 全面的な見直し後の計画期間は2029年度を終期とし、2020年度から2024年度、2025年度から2029年度ごとの各期に区分して 策定すること。<u>計画の進捗状況について、毎年度検証</u>するとともに、2020年度から2024年度の期末及び各期の<u>中間年を目安として、進捗状況の検証結果を踏まえ、必要な場合には、計画の見直しを行って取組の促進を図る</u>こと。なお、<u>国においては、</u>区分された期間内でも毎年度ごとの都道府県の進捗状況を把握、評価し、公表するとともに、必要な支援策を検討する。

5

子発 0 7 0 6 第 1 号 平成 3 0 年 7 月 6 日

者 道 府 県 知 事 各 指 定 都 市 市 長 殿 児童相談所設置市市長

> 厚生労働省子ども家庭局長 (公 印 省 略)

「都道府県社会的養育推進計画」の策定について

平成 28 年の児童福祉法等の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 63 号) (注1) において、子どもが権利の主体であることが位置付けられるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明記された。また、平成 29 年の児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 69 号) (注2) において、在宅での養育環境の改善を図るため、保護者に対する指導への司法関与や、家庭裁判所による一時保護の審査の導入など、司法の関与の強化等がなされた。

- (注1) 「児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について(通知)」(平成28年6月3日付け雇 児発0603第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)を参照
- (注2)「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律の公布について」(平成29年6月21日付け雇児発0621第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)を参照

これら児童福祉法等の抜本的な改正を受けて、平成 29 年 8 月に「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において、今後の社会的養育の在り方を示す「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられた。

改正児童福祉法等の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組 を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくことが 求められている。

このため、改正児童福祉法等を受けて、既存の都道府県推進計画を全面的に見直し、新たに都道府県社会的養育推進計画を策定いただきたい。

今般、策定に当たって踏まえるべき基本的考え方や留意点などのポイントをまとめた「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」を別添のとおり作成したので、通知する。

貴職におかれては、内容について御了知いただき、児童相談所はじめ管内の市区町村、施設等の関係機関等に対し周知を図るとともに、この要領を基に計画の全面的な見直しに向けた準備や検討を進め、2018年度から可能なものから、順次速やかに取組を進めつつ、2019年度末までに新たな計画を策定していただきたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

(別添)

都道府県社会的養育推進計画の策定要領

平成 28 年及び平成 29 年の通常国会において、いずれも全会一致で成立した改正児童福祉法においては、昭和 22 年の制定時から見直されてこなかった理念規定が改正されるなど、社会的養育に関する抜本的な改正が行われた。この都道府県社会的養育推進計画の策定要領は、改正児童福祉法等を受けて行われるべき既存の都道府県推進計画(以下「計画」という。)を全面的に見直し、新たに都道府県社会的養育推進計画を策定するに当たって踏まえるべき基本的考え方や留意点などのポイントをまとめたものである。

各都道府県においては、この要領を基に計画の全面的な見直しに向けた準備や検討を進め、2018年度から可能なものから、順次速やかに取組を進めつつ、2019年度末までに新たな計画を策定していただきたい。

1. 今回の計画策定の位置付け

- ・ 児童家庭福祉施策については、これまで、累次の一部改正を行っており、平成 16 年 児童福祉法改正においては、市区町村が児童家庭相談に応ずる業務を追加、都道府県が 市区町村への必要な援助を行う業務を追加、要保護児童対策地域協議会の法定化、児童 養護施設等の目的として施設を退所した子どもに対する相談援助を規定することなど、 社会の変化に応じた一部改正を行い、取組を進めてきた。
- ・ 近年では、「社会的養護の課題と将来像」(平成23年7月)を踏まえた計画に基づき、里親等への委託の推進や施設の小規模化・地域分散化等の取組を段階的に進めてきている。これにより、家庭的養護の推進が図られ、職員配置基準の改善や施設の生活単位の小規模化などで一定の前進をみたが、その取組は未だ不十分な状況である。
- ・ 一方で、児童福祉法(昭和22年法律第164号)の理念規定は昭和22年の制定時から 見直されておらず、子どもが権利の主体であること、子どもの最善の利益が優先される こと、より家庭に近い環境での養育が優先されること等の考え方が明確ではなかった。
- ・ また、現状においても、里親等の委託率については、全国平均で「社会的養護の課題と将来像」が目標とする水準を下回る2割弱に留まっており、伸び率も毎年1%程度と低く、自治体格差も大きい。施設入所率が依然として高い状況について、国連子どもの権利委員会からも懸念・勧告が示されており、更に家庭における養育を進めるため、民間との連携を含めた更なる里親養育支援の充実が課題となっている。
- ・ なお、「社会的養護の課題と将来像」においては、特別養子縁組に関しては、新生児 の「特別養子縁組を前提とした里親委託」の活用に触れられているのみで、パーマネン シー保障としての言及はなく、推進政策も定められていない。加えて、市区町村による

在宅支援の充実、一時保護の在り方、児童相談所の体制強化などについても記載されていなかった。

- 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)施行前の平成11年度に比べ、平成28年度には約10.5倍に増加しているのに比して、里親等に委託された子どもや、児童養護施設等に入所措置された子どもの数はほぼ横ばいであり、代替養育の受け皿は伸びてこなかった。
- ・ このような中、児童福祉法等の抜本的な改正に向けた「新たな子ども家庭福祉のあり 方に関する専門委員会」報告(提言)(平成28年3月)を受け、平成28年に児童福祉 法等の一部を改正する法律(平成28年法律第63号。以下「平成28年改正児童福祉 法」という。)が全会一致で成立した。この平成28年改正児童福祉法においては、昭和 22年の制定時から見直されてこなかった理念規定を改正し、子どもが権利の主体であ ることを位置付けるという大きな視点の転換がされるとともに、子どもの家庭養育優先 原則が明記された。
- 国・地方公共団体においては、子どもが家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、パーマネンシー保障となる特別養子縁組、普通養子縁組、代替養育のうち「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親等への委託を進める(家庭養育優先原則)こととされた。そして、これらが適当でない場合には、「できる限り良好な家庭的環境」、すなわち小規模かつ地域分散化された施設である児童養護施設等における地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアで養育されるよう、必要な措置を講ずることとされ、施設の小規模かつ地域分散化に向けた方向性が明確に示された。
- ・ また、これらを施策として展開するにあたっては、平成 28 年改正児童福祉法第 2 条 において、何よりも子どもの最善の利益を優先させなければならないとされた。
- · 加えて、在宅支援の充実強化に向けた市区町村子ども家庭総合支援拠点の創設や、児童相談所の体制強化に向けた児童福祉司等の研修義務化や弁護士配置の措置等が規定された。
- ・ 更に平成29年5月には、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律(平成29年法律第69号。以下「平成29年改正児童福祉法」という。)が全会一致で成立し、在宅での養育環境の改善を図るため、保護者に対する指導への司法関与や、家庭裁判所による一時保護の審査の導入など、司法の関与の強化等がなされた。
- これら児童福祉法等の抜本的な改正を受けて、「社会的養護の課題と将来像」を全面的に見直し、平成28年改正児童福祉法に基づく新たなビジョンを提示するため、「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」が設置され、平成29年8月に、今後の社会的養育の在り方を示す「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられた。

- ・ 「新しい社会的養育ビジョン」では、子どもの最善の利益を念頭に、「社会的養護の課題と将来像」を全面的に見直し、平成28年改正児童福祉法に基づく社会的養育の全体像が示され、市区町村における子ども家庭支援体制の構築や児童相談所改革等に加え、代替養育としての性格も有する一時保護改革、里親への包括的支援体制の在り方としてフォスタリング機関事業の構築、乳児院、児童養護施設等の施設の高機能化及び多機能化・機能転換、パーマネンシー保障としての特別養子縁組の推進と養親や子どもへの支援、子どもの自立支援など、平成28年改正児童福祉法の理念等を具体化するとともに、実現に向けた改革の工程と具体的な数値目標が示された。
- 「児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について(通知)」(平成28年6月3日付け雇児発0603第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)において、特に就学前の乳幼児期は、愛着関係の基礎を作る時期であり、子どもが安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが重要であることから、特別養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を原則とすることを明確にしている。「里親委託ガイドライン」の改正(平成29年3月31日付け雇児発0331第38号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)においても、施設に長期間入所している子どもについて、早急に自立支援計画の見直しを行い、里親委託を検討する必要があるとした。また、里親委託が必要な子どもについて、適当な「家庭における養育環境と同様の養育環境」が提供できず、施設に入所する場合であっても、「乳幼児の場合には、日から週単位、長くとも数ヶ月以内には移行すべきであり、就学後の子どもについては、長くとも3年以内には移行すべきである」とし、「家庭養護への移行を検討する」よう求めている。
- ・ なお、本来社会的に保護されるべきケースではあるが、様々な制約により、適切に保護されていないケースもあるとの指摘もある中、抜本改正された平成28年改正児童福祉法に基づく市区町村における子ども家庭支援体制の構築や児童相談所の体制強化により、「新しい社会的養育ビジョン」でも指摘されているように、代替養育が必要な子どもの数は増加する可能性があることに留意が必要である。このため、委託可能な里親数の増加が必要であることはもとより、ケアニーズの高い子どもに対して、より短期間のうちに集中的に専門的なケアを提供する施設の重要性はむしろ増大することがあり得る。
- ・ 「社会的養護の課題と将来像」を基に、各都道府県で行われてきた取組については全面的に見直し、子どもの権利保障のために、できるだけ早期に、こうした平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくことが求められている。
- · 平成 28 年改正児童福祉法が求める子どもの権利を保障するためには、できるだけ迅速に、数値目標を盛り込んで、計画を全面的に見直すことが求められている。
- ・ また、その過程においては、子どもの最善の利益を念頭に、全ての子どもが健全に養育される権利を持っていることを十分踏まえ、子どもが不利益を被ることがないよう、

十分な配慮が必要である。そのような取組が計画的かつ速やかに進められるよう、2019 年度末までに策定する新たな計画について、国として、策定要領を示すものである。

2. 基本的考え方

- ・ 「1.」で示したように、2年続けて、全会一致で抜本的に改正された児童福祉法の 新しい理念である子どもの権利保障と子どもの家庭養育優先原則を実現する計画を立て る必要がある。その際、国会審議において明らかなように「社会的養護の課題と将来 像」を全面的に見直して、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、 「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現する必要がある。
- ・ 今般の見直しの対象は、次のように、在宅での支援から特別養子縁組、普通養子縁組、代替養育や自立支援などが網羅されている。これらの項目全ては緊密につながって おり、一体的かつ全体的な視点をしっかりと持って進めていく必要がある。
- ・ また、子どもが権利の主体であるという平成 28 年改正児童福祉法の理念を念頭に、 当事者である子ども(社会的養護経験者を含む。)や保護者などの支援の対象となる者 や、里親や児童養護施設などの支援を提供する者の意見が適切に反映される必要があ る。なお、平成 28 年改正後の児童福祉法第 2 条の趣旨から、優先的に考慮すべきは子 どもの最善の利益でなければならず、子どものニーズを基礎としたものとすることに十 分留意する必要がある。
- ・ まず、在宅で生活している子どもや家庭への支援については、地域の変化、家族の変化により、社会による家庭への養育支援の構築が求められている。子どもの権利、ニーズを優先し、家庭のニーズも考慮して全ての子どもと家庭を支援するため、妊娠期から子育で期にわたるまでの切れ目のない支援のための子育で世代包括支援センターや子ども等に対する必要な支援を適切に行うための市区町村子ども家庭総合支援拠点の普及を図るなど、この身近な市区町村におけるソーシャルワーク体制の構築と支援メニューの充実を図ることが求められる。身近な市区町村における取組は、予防や早期対応という観点からも重要である。
- ・ また、虐待の危険が高いなどの理由で集中的な在宅支援が必要な家庭には、平成 29 年改正児童福祉法により新たに設けられた保護者に対する指導への司法関与も活用し、児童相談所の在宅指導措置下において、市区町村が委託を受けて集中的に支援を行うなど在宅での社会的養育としての支援を構築し、子どもへの直接支援サービスや親子入所機能創設などのメニューも充実させて親子を分離しないケアの充実を図るなど確実に在宅の子どもに対して支援を届けることが求められる。
- ・ 一時保護は、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、 置かれている環境などの状況を把握するために行われる。一時保護は、虐待を受けた子 ども等の最善の利益を守るため一時的にその養育環境から離すものであり、子どもにと っては、養育環境の変化により、精神的にも大きな不安を伴うものである。また、一時

保護を行う場所が福祉的支援と初めて会う場となることも少なくない。このため、一時保護された子どもに対して、一時保護の理由や目的などを丁寧に説明するとともに、子どもの権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアが提供されることが重要である。

- ・このため、一時保護を適切に行い、実効ある見直しを進めるために示す「一時保護ガイドライン」(平成30年7月6日付け子発0706第4号厚生労働省子ども家庭局長通知)を踏まえ、一時保護の改革を行い、見直しや体制整備を図ることが必要である。この際、一人一人の子どもの状況に応じて安全確保やアセスメントなどを適切に行うことのできる体制や環境を整えることが必要である。一時保護については、安全確保やアセスメントなどを適切に行うという目的に加え、代替養育としての性格も有するものでもあることから、一時保護を行う場は、こうした一時保護の目的を達成した上で、平成28年改正児童福祉法第3条の2に規定する子どもの家庭養育優先原則を踏まえ、家庭における養育環境と同様の養育環境あるいはできる限り良好な家庭的環境にあって、個別性が尊重されるべきものである。
- ・ また、子どもの自由な外出を制限する環境で保護する日数は、必要最小限とするほか、当該環境での保護の継続が必要な場合は、子どもや保護者等の状況に応じ、その必要性を2週間以内など定期的に検討する。
- ・ 引き続き代替養育が必要となった場合は、「家庭と同様の養育環境」である里親やファミリーホームでの養育を原則とする。特に、乳幼児は安定した家族の関係の中で、愛着関係の基礎を作る時期であり、子どもが安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが求められる。
 - 学童期以降の子どもについても、里親委託を通じて、地域生活、家庭生活上の知識や技術の獲得といった今後の自立に向けた支援が可能であり、積極的に里親委託を検討していくことが求められる。ただし、家庭では困難な専門的ケアを要する、又は年長児で家庭養育に対する拒否感が強いという理由で施設養育が必要とされる子どもに対しては、子どもへの個別対応を基盤とした「できる限り良好な家庭的環境」、すなわち小規模かつ地域分散化された施設である地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアで養育されるよう、必要な措置を講ずる。ただし、小規模かつ地域分散化の例外として、ケアニーズが非常に高い子どもに専門的なケアを行うため、心理職や医師、看護師などの専門職の即時の対応が必要な場合には、生活単位が集合することもあり得る。このような場合においては、十分なケアが可能になるように、できるだけ少人数(将来的には4人まで)の生活単位とし、その集合する生活単位の数も大きくならないよう(概ね4単位程度まで)にしていくことが求められており、厚生労働省としては、2019年度以降の予算において、引き続き検討し、安定的な財源の確保に向けて、最大限努力していく。また、ユニット型施設については、計画的に小規模かつ地域分散化を進めていく。

- ・ 代替養育を行う際は、児童相談所や市区町村、里親や施設等が協働して、子ども・保護者・家庭等への支援方針を明確にして家庭復帰に最大限努力する。それが困難又は適当でない場合や、家庭復帰が望めないと判断される場合には親族・知人による養育(里親制度の活用も含む。)、さらには特別養子縁組、普通養子縁組を活用してパーマネンシーを保障するなど、このような永続的解決を目指したソーシャルワークが児童相談所で行われるよう徹底することが求められる。
- ・ これまで、子どもを保護し、養育する専門機関として重要な役割を担ってきた乳児院 や児童養護施設等については、上記のように、家庭養育優先を進める中においても、施 設での養育を必要とする子ども(家庭での養育が困難な子ども及び年長で、今までの経 緯から家庭的な生活をすることに拒否的になっている子ども等)のための質の高い養育 を、長期間の施設入所ではなく、より短期間のうちに集中的に提供する。さらに、里親 や特別養子縁組を含む在宅家庭への支援等を行うなど、その専門性を、施設の高機能化 及び多機能化・機能転換を図る中において発揮することが期待される。また、この際 に、施設と里親が地域でしっかりと連携協働を図りながらそれぞれの力を発揮する必要 がある。
- ・ 今後、家庭養育優先原則を実現するためには、その受け皿となる里親を増やすとともに、質の高い里親養育を提供するため、包括的な里親養育支援体制を実現することが不可欠である。どの地域においても、質の高い里親養育を実現するため、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の業務を一貫して行うフォスタリング機関(里親養育包括支援機関)が確保されることが求められる。こうした体制は、児童相談所のみならず、NPO法人等の民間機関、乳児院・児童養護施設、里親会等の「強み」を最大限に活用しながら、地域の実情に応じて構築していくことが求められる。また、里親の確保を進めるに当たっては、親族や知人の活用を積極的に検討することも必要である。
- 国においては、「概ね7年以内(3歳未満は概ね5年以内)に乳幼児の里親等委託率75%以上」、「概ね10年以内に学童期以降の里親等委託率50%以上」の実現に向けて、取組を推進する。都道府県においては、これまでの地域の実情は踏まえつつも、子どもの権利や子どもの最善の利益はどの地域においても実現されるべきものであること、及び上述した数値目標を十分に念頭に置き、個々の子どもに対する十分なアセスメントを行った上で、代替養育を必要とする子どもの見込み等を踏まえ、数値目標と達成期限を設定する。なお、国としては、必要な支援策を講じるとともに、委託率の引上げの進捗と子どもの状況について丁寧にフォローの上、都道府県の代替養育を必要とする子どもの状況や里親等委託の取組状況を評価し、支援の在り方や進め方について検証する。
- ・ 代替養育や在宅措置などを経験した子どもの自立支援については、行政としての責務 である。社会的養護自立支援事業に取り組むなどにより、代替養育を離れた後も個々の 子どものニーズに応じた支援を提供できることが必要である。

- ・ 児童相談所においては、体制及び専門性を計画的に強化するため、平成 28 年改正児 童福祉法や児童相談所強化プランに沿って、職員配置を行うとともに、人材の確保や育 成のための研修等を行うことが必要である。また、平成 28 年の改正児童福祉法附則第 3条の趣旨は、全ての中核市・特別区が児童相談所を設置できるようにすることである から、中核市・特別区における人材養成等、国はもとより都道府県においても十分な支 援を行う。
- また、平成28年改正児童福祉法により法律に位置付けられた児童福祉司の指導・教育を行うスーパーバイザー、児童心理司、医師又は保健師、弁護士の配置を行う必要がある。とりわけ、弁護士の配置に関しては、平成28年9月に改正された「児童相談所運営指針」(平成2年3月5日付け児発第133号厚生省児童家庭局長通知)において、「弁護士の配置に関する『これに準ずる措置』とは、弁護士の配置と実質的に同等であると客観的に認められる必要があり、例えば、都道府県ごとに、区域内の人口等を勘案して中央児童相談所等に適切な数の弁護士を配置し、弁護士が配置されていない児童相談所との間における連携・協力を図ること等が考えられる。(単に法令事務の経験を有する行政職員等の配置は、『準ずる措置』には含まれない。)」としていることに留意して、弁護士配置については、法律上の調整が必要な問題等について、児童相談所の職員が日常的に相談できる体制を整備するため、配置時期を明記するなどして、任期付き職員の活用なども含め、常勤職員の配置を進める。
- 今般の新たな計画の策定は、社会的養育を必要とする子どもの置かれた親子関係や家族関係が複雑多様であること、地域特性や子どもの置かれた事情が異なっていること等、現場の実態も踏まえることは必要であるが、それにより、子どもが適切に養育される権利や家庭養育優先の原則など、子どもの最善の利益実現の確保が疎かになってはならないよう十分に留意する必要がある。都道府県や市区町村、特別養子縁組の養親、里親、乳児院等の児童福祉施設(障害児入所施設を含む。)などの関係者に抜本的な改正となる平成28年改正児童福祉法の理念等が徹底されるとともに、何よりも子ども達の最善の利益のために着実に進めていくことが必要である。この際には、当事者である子ども(社会的養護経験者を含む。)の参画を得て、意見を求める。
- ・ これらの取組を進めるに当たっては、各都道府県においては、これまでの地域の実情は踏まえつつも、子どもの権利や子どもの最善の利益はどの地域においても実現されるべきものであること、及び国における目標を十分に念頭に置き、計画期間中の具体的な数値目標と達成期限を設定し、その進捗管理を通じて、取組を強化する。
- ・ 国においては、毎年、各都道府県における計画の取組及び「評価のための指標」等を 取りまとめ、進捗のモニタリング及び評価を行い、公表するとともに、進捗の検証を行 って取組の促進を図る。なお、当事者である社会的養護経験者や、専門家、里親・施設 関係者等の支援者、都道府県等多方面からの参画による政策評価も実施する。
- · 今後、都道府県の計画が着実に実施できるよう、様々な施策に必要な財政支援の在り 方が課題となってくる。厚生労働省としては、これらの課題への対応について、2019

年度以降の予算において、引き続き検討し、安定的な財源の確保に向けて、最大限努力 していく。

3. 都道府県推進計画の記載事項

- (1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
- (2) 当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・アドボカシー)
- (3) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組
- (4) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み
- (5) 里親等への委託の推進に向けた取組
- (6) パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向け た取組
- (7)施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- (8) 一時保護改革に向けた取組
- (9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- (10) 児童相談所の強化等に向けた取組
- (11) 留意事項

4. 項目ごとの策定要領

(1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

・ 平成 28 年改正児童福祉法の理念及び「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた 取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益の実現に向け て、各都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方と全体像を策定する こと。

(計画策定に当たっての留意点)

- i 平成 28 年改正児童福祉法による子どもの権利保障及び家庭養育優先原則を最優先に計画を立てること。あくまで子どもの最善の利益を優先すること。
- ii 前記の基本的な考え方を踏まえて、計画を立てること。
- iii 計画の進捗を評価できるように、評価指標を把握すること。国においては、必要な指標を提示し、毎年、計画の各取組の指標を取りまとめ、進捗のモニタリング及び評価を行う。
- iv 市区町村における在宅支援サービスの取組等に対する都道府県による支援(人材 確保や人材育成のための研修や財政的支援など)、一時保護改革、フォスタリング 業務(包括的里親養育支援)、特別養子縁組推進、できる限り良好な家庭的環境と するための施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換への支 援、子どもの自立支援、児童相談所機能強化、子どもの権利擁護(アドボカシー) 等に対する取組の充実を図ることなどの基本的考え方を記載すること。

- v 都道府県内の社会資源及び子ども家庭の状況を把握し、各都道府県内の社会的養育の体制整備の全体像を記載すること。
- vi 計画策定は、幅広い関係者の参画の下に行うこと。特に、当事者である子ども (社会的養護経験者を含む。)の参画を得て意見を求めること。その際には、例え ば複数人の参画とし、必要に応じて第三者による支援など、適切に意見表明ができ るよう留意すること。

(2) 当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・アドボカシー)

- ・ 措置された子どもや一時保護された子どもの権利擁護の観点から、当事者である子どもからの意見聴取や意見を酌み取る方策、子どもの権利を代弁する方策について、各都道府県の実情に応じた取組を進めること。
- ・ 併せて社会的養護に関する施策を検討する際にも、当事者である子ども(社会的 養護経験者を含む。)の複数の参画を求めることとし、第三者による支援により適切 な意見表明ができるような取組を行うこととする。
- ・ なお、平成 28 年改正児童福祉法では、児童福祉審議会は関係者からの報告や意見 聴取ができることにするとともに、委員により高い公正性を求めることとした。また、国において、児童福祉審議会や自治体が設置する第三者機関における子どもや 要保護児童対策地域協議会の関係機関などからの申立てによる審議・調査の仕組み など、子どもの権利擁護に関する仕組みの構築に向けて調査研究を行っており、こ の結果について周知していく予定としている。都道府県においては、これを踏まえ て取組を行うこと。

(計画策定に当たっての留意点)

- i 施策の利用の決定に当たっては、子どもに十分な説明がなされることを徹底すること。
- ii 特に、代替養育に関する措置とその変更時及び措置継続の際には定期的(少なくとも半年に1回)に理由や見通しを含めて子どもに丁寧な説明をするとともに、意見表明できる年齢の子どもには、十分な意見の聴取を行い、方針決定にできるだけ反映させること。ただし、子どもの最善の利益のためにその意見が反映できない時にはその理由等を十分に子どもに説明すること。

(評価のための指標例)

· 一時保護や代替養育における権利擁護の実施状況(子どもへのアンケート調査、 子どもの権利を擁護する仕組みの活用状況等)

(3) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

・ 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づき、市区町村及び都道府 県は、乳児家庭全戸訪問事業などの地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや児 童虐待防止対策の充実策などを盛り込んだ「子ども・子育て支援事業計画」を策定 している。計画に盛り込む市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組については、2017 年度に行われた中間見直し後の「子ども・子育て支援事業計画」の社会的養育に関係する内容(市区町村が中心となって実施している子どもに対する在宅支援サービスの取組等)を踏まえるとともに、更なる市区町村における子ども家庭支援を促進していくための方向性を示すものとして、以下の①・②を盛り込んだ内容を含めて策定すること。

①市区町村の相談支援体制等の整備に向けた都道府県の支援・取組

- ・ 以下の i ~iv について、都道府県の行う支援・取組を盛り込んだ計画を策定すること。
 - i 子育て世代包括支援センターの普及について
 - ii 市区町村子ども家庭総合支援拠点の普及について
 - iii 市区町村の支援メニューの充実について(ショートステイ、トワイライトスティ事業等)
 - iv 母子生活支援施設の活用について
- · 子ども家庭支援に携わる職員の人材育成支援策に関する計画(都道府県の行う 取組)を策定すること。

(計画策定に当たっての留意点)

- i 計画には管内市区町村に対する子育て世代包括支援センター、市区町村子ども 家庭総合支援拠点の設置、支援メニューの充実、母子生活支援施設の活用等に向 けた都道府県の支援・取組(設置促進策、活用促進策、人材育成支援策)を記載 すること。その際、市区町村と連携して地域資源の把握等を進めること。
- ii 設置促進や活用に当たっては、「子育で世代包括支援センター業務ガイドラインについて」(平成29年8月1日付け子母発0801第1号厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知)、「市町村子ども家庭支援指針(ガイドライン)について」(平成29年3月31日付け雇児発0331第47号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)等を参考として、人材育成、関係機関との連携等について、支援体制等を検討すること。
- iii 今後の「市町村子ども・子育て支援事業計画」の見直し内容を順次反映すること。

②児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

· 児童家庭支援センターの機能強化の計画及び設置に向けた計画(設置時期・設置する地域)を策定すること。

(計画策定に当たっての留意点)

計画の策定に当たっては以下のような点も考慮して検討すること。

- i 児童家庭支援センターが地域支援を十分に行えるように、その地域及び配置などを考慮して、市区町村子ども家庭総合支援拠点の機能を担ったり、フォスタリング機関としての機能を担うなど、機能強化を図ること。
- ii 児童家庭支援センターは、虐待相談が急増する中で、児童相談所の補完的役割を果たす拠点として制度化された背景を踏まえて、児童相談所の管内の人口規模に応じた配置や、都道府県域が広域にわたるなど児童相談所が身近にない地域への設置を検討すること。
- iii 施設の地域支援機能や里親支援機能の強化の一環として各施設のほか、NPO 法人や医療法人等多様な民間団体が、児童家庭支援センターを開設できるような 働きかけを行うこと。

(評価のための指標例)

- ・ 子育て世代包括支援センターの実施率
- ・ 市区町村子ども家庭総合支援拠点実施数
- ・ 児童福祉法第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号に基づく、市区町村 への指導委託数
- ・ 乳幼児健診後の要支援・要保護フォローアップ率

(4) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

- ・ 次により、代替養育を必要とする子ども数を見込むこと。
- i 現行計画における子ども数の見込みについて、参考1及び参考2を参考として、 時点修正等を実施すること。
- ii i において近年の児童虐待相談対応件数や通告件数の増加等を踏まえて代替養育を必要とする子ども数を時点修正すること。その際、市区町村の取組や、親子再統合に向けた取組の推進等の効果や特別養子縁組の成立見込み数を踏まえて算出すること。併せて、市区町村の要保護児童対策地域協議会で管理しているケース等を踏まえた在宅支援ニーズの見込みについても把握に努めること。
- iii i及びiiの結果を踏まえた、代替養育を必要とする子ども数について、
 - (ア) 年齢区分別(3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降)に算出すること。
 - (イ) 次の算式1により算出された数値及び算式2により算出された数値を明らかにした上で、里親等委託が必要な子ども数を見込むこと。

(算式1)

代替養育を必要とする子ども数(年齢区分別) × 里親等委託が必要な子どもの割合※ = 里親等委託が必要な子ども数

※「里親等委託が必要な子どもの割合」を算出する際に活用するデータ

- a. 現に里親等委託されている子ども数の代替養育を必要とする子ど も数に占める割合
- b. 現に一時保護している子どものうち、里親等委託が必要な子ども の割合
- c. 現に施設入所している子どものうち、里親等委託が必要な子ども 数*の割合
 - *下記により算出した子ども数の合計

<乳幼児>

- ・乳児院に半年以上措置されている乳幼児数
- ・児童養護施設に入所する子どもで乳児院から措置変更された乳幼児数
- ・児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児数

<学童期以降>

・児童養護施設に3年以上措置されている学童期以降の子 ども数

(算式2)

代替養育を必要とする子ども数(年齢区分別) × 里親等委託が必要な子どもの割合※ = 里親等委託が必要な子ども数

- ※「里親等委託が必要な子どもの割合」を算出する際に活用するデータ
 - a. 現に里親等委託されている子ども数の代替養育を必要とする子ど も数に占める割合
 - b. 現に一時保護している子どものうち、里親等委託が必要な子ども の割合
 - c. 現に施設入所している子どものうち、里親等委託が必要な子ども 数*の割合
 - d. 現に代替養育の対象となっていない在宅の子どもで、代替養育を 必要とする可能性が高くなっている子どものうち、里親等委託が 必要な子ども数の割合

*下記により算出

- · 現に施設入所している全ケース(又は一部)のうち、里親 等委託が必要な子ども数(又は施設入所が長期化しているな ど、結果として里親等委託が適当であった子ども数)を算出
- その際、児童福祉法第3条の2における「児童を家庭及び 当該養育環境において養育することが適当でない場合」、すな わち「できる限り良好な家庭的環境」を必要とする子どもと は、医療的ケアの必要性や行動の問題等の理由から、里親等

での養育が困難な子どもや、年長で「家族」に対する拒否感 が強い子どもであると考えられることに留意すること。

(注) 里親等委託が必要な子ども数については、家庭養育優先原則の理念に基づき、現状における委託可能な里親数等にとらわれず、子どもの状態や希望等に基づき判断すること。

<参考1:代替養育を必要とする子ども数の見込みの推計方法の例>

子どもの人口(推計・各歳ごと)%1 × 代替養育が必要となる割合(潜在的需要を含む。)%2 = 代替養育を必要とする子ども数

- ※1:国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計(高位推計)又は各都道府県 での実態に即した人口推計
- ※2:「代替養育が必要となる割合」を算出する際に有用と考えられるデータ
 - (ア) 現在、代替養育が必要な子ども数の算出に有用と考えられるデータ
 - a. 現に入所措置又は里親等委託されている子ども数(以下「入所措置等子 ども数」という。)の子どもの人口に占める割合(福祉行政報告例、社会福 祉施設等調査)
 - (イ) 潜在的需要の算出に有用と考えられるデータ
 - b.「新規入所措置等子ども数」の過去〇年間の状況及び伸び率(福祉行政報 告例)
 - c.「児童相談所における養護相談対応件数」の過去〇年間の状況及び伸び率 (福祉行政報告例)
 - d. 一時保護子ども数(一時保護所・委託一時保護)の過去〇年間の状況及び伸び率(福祉行政報告例)
 - e. 市区町村の要保護児童対策地域協議会で管理しているケース数の過去〇年間の状況及び伸び率
 - f. 子ども・子育て支援法に基づき、各市区町村が策定した「市町村子ども・子育て支援事業計画」の社会的養育に関係する事業の量等のデータ
 - g. 児童相談所で受理した相談等のうち、種々の理由により入所措置又は里親委託を行っていないが、入所措置又は里親委託を必要とする可能性がある件数(子ども数)の過去〇年間の状況及び伸び率
 - h. 親子再統合や養子縁組推進に向けた取組の推進によって代替養育から解除 されるケース数の過去〇年間の状況及び伸び率

<参考2:諸外国の状況に関する調査研究>

代替養育を受けている子どもの数の国際比較

国名	児童人口	保護児童数	児童人口1万人当り の保護児童数
フランス	13,426,557	137,085	102
ドイツ	14,828,835	110,206	74
イギリス	13,242,960	74,817	56
スペイン	7,550,000	38,418	51
デンマーク	1,198,872	12,571	104
ノルウェー	1,174,489	8,037	68
スウェーデン	1,910,967	12,161	63
ニュージーランド	1,005,648	4,962	49
オーストラリア	4,835,714	23,695	49
カナダ	7,090,000	76,000	109
アメリカ	74,000,000	489,003	66
日本	23,046,000	38,203	17

(出典) June Thoburn (2007) "Globalisation and child welfare: Some lessons from a cross-national study of children in out-of-home care", UEA, Norwich, P14

(5) 里親等への委託の推進に向けた取組

①フォスタリング業務の包括的な実施体制の構築

・ 都道府県が行うべき里親に関する業務(フォスタリング業務)実施体制の構築 に向けた計画を策定すること。

(計画策定に当たっての留意点)

- ・ 2020 年度までに、各都道府県において、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の業務(フォスタリング業務)の包括的な実施体制を構築することで、里親とチームになり、質の高い里親養育を実現する。その際、以下の点に留意すること。
- i フォスタリング業務の包括的な実施体制を構築する際には、「フォスタリング機関(里親養育包括支援機関)及びその業務に関するガイドライン」(平成30年7月6日付け子発0706第2号厚生労働省子ども家庭局長通知)を参照すること。
- ii 児童相談所の職員体制や、管轄する地域の人口規模等を踏まえて、児童相談所の体制強化や民間機関の積極的活用を含め、フォスタリング業務の包括的な実施機関やその配置を検討すること。民間機関への委託の可否を検討するに当たっては、包括的にフォスタリング業務を担うことのできる民間機関を育成するという視点をもって、将来の委託可能性も含め、検討すること。
- iii 民間機関にフォスタリング業務を委託する場合には、一部の業務のみを委託することも可能であるが、一貫した体制の下に継続的な支援が提供できるよう、一連の業務を包括的に委託することが望ましい。また、NPO法人等の民間機関、多機能化・機能転換に向けた取組を行う乳児院や児童養護施設等、里親支援に取り組む児童家庭支援センター、里親会の活用なども考えられること。

iv 民間フォスタリング機関へ委託する場合であっても、フォスタリング業務全体 の最終的な責任は都道府県(児童相談所)が負うものであること。また、民間機 関と児童相談所の連携が重要であり、児童相談所の体制及び役割分担も併せて検 討すること。

②里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込み

· 2024年度時点(6年後)及び 2029年度時点(11年後)における里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込みを推計すること。

(計画策定に当たっての留意点)

- i (4)のiiiの(イ)による里親等委託が必要な子ども数から、現状の里親等委託子ども数を差し引いた上で、新たに確保が必要な里親数等を算出する。その上で、これを確保するための包括的な里親等支援体制の構築に向けた取組等を着実に進め、計画的に里親の確保及び育成を進めること。こうした取組や平成28年改正児童福祉法における家庭養育優先の理念と、その理念を反映した里親委託ガイドラインを踏まえた里親等委託の推進を勘案して、乳幼児75%以上、学童期以降50%以上の里親等委託率の実現に向けて、2024年度時点(6年後)及び2029年度時点(11年後)における里親等委託率の目標を設定するとともに、必要な里親数等が確保されるべき時期の見込みを明らかにすること。その際、年齢区分別(3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降)に目標を設定すること。
- ii なお、乳幼児、特に3歳未満の里親委託を優先することに留意すること。
- iii 国においては、「概ね7年以内(3歳未満は概ね5年以内)に乳幼児の里親等委託率75%以上」、「概ね10年以内に学童期以降の里親等委託率50%以上」の実現に向けて、取組を推進する。都道府県においては、これまでの地域の実情は踏まえつつも、子どもの権利や子どもの最善の利益はどの地域においても実現されるべきものであること、及び上述した数値目標を十分に念頭に置き、個々の子どもに対する十分なアセスメントを行った上で、代替養育を必要とする子どもの見込み等を踏まえ、数値目標と達成期限を設定する。なお、数値目標の設定は、子どもが健やかに養育される権利を保障する環境を整えるために必要な取組を計画的に進めるためのものである。個々の子どもに対する具体的な措置は、児童相談所における「家庭養育優先原則」を十分踏まえたアセスメントの結果によって、子どもの最善の利益の観点から行われるものであって、里親等委託率の数値目標達成のために機械的に措置が行われるべきものではない。

国としては、必要な支援策を講じるとともに、委託率の引き上げの進捗と子どもの状況について丁寧にフォローの上、都道府県の代替養育を必要とする子どもの状況や里親等委託の取組状況を評価し、支援の在り方や進め方について検証する。進捗状況は、毎年、公表する。

iv 里親の開拓においては、子どもが生活している地域で里親委託を受けることができるなど、地域ごとの里親の確保にも配慮して行うこと。

- V 保護が必要な子どもの行き場がなくなることのないよう、各年度とも、代替養育を必要とする子ども数を満たし、里親等を中心に施設も含めた十分な受け皿を確保することに留意すること。
- vi ファミリーホームについては、養育者が里親登録を受けている場合に限ること。
- vii なお、国においては、計画策定過程における都道府県からのヒアリングの実施 や、モデル的な取組を検証し、その成果を横展開していくこととしている。また、都道府県においてフォスタリング機関事業を構築・強化するため、国において支援チームを結成し、助言等の支援を講じていく。

(評価のための指標例)

- · 乳幼児里親委託率
- · 里親養育の不調数
- フォスタリング機関実施数
- ・ フォスタリング機関実績(開拓数、研修、支援、実親対応、家庭復帰支援、自 立支援)
- ・ 新規里親登録数・登録里親数・委託里親数・委託子ども数(里親種別ごと)
- ・ ファミリーホームのホーム数・新規ホーム数・委託子ども数

(6) パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向け た取組

· 特別養子縁組の推進·支援及び養子縁組支援のための体制の構築に向けた計画を 策定すること。

(計画策定に当たっての留意点)

- i パーマネンシー保障の観点から特別養子縁組は有力・有効な選択肢であり、その 活用を十分考慮したソーシャルワークを行うこと。
- ii 平成 28 年改正児童福祉法により特別養子縁組、普通養子縁組に関する相談・支援が児童相談所の業務として位置付けられたことを踏まえ、児童相談所における養子縁組に関する相談支援体制を検討し、養子縁組が適当と考えられる子どもについて積極的に養子縁組を検討すること。また、地域の実情に応じ、民間あっせん機関に対する支援や連携方策を検討すること。
- iii 子どもにとって永続的に安定した養育環境を提供することが重要であることから、特に、棄児、保護者が死亡し又は養育を望めず、他に養育できる親族等がいない子どもや、新生児・乳幼児で長期的に実親の養育が望めない子ども、長期間にわたり親との交流がない子ども、虐待等の理由で親子分離され、その後の経過からみて家族再統合が極めて困難と判断された子どもなど、特別養子縁組の検討対象となる子どもの数を把握すること。その上で、実際の縁組には、実親との関係が子どもにとってどのような意味を持つのかという点を含め、十分なアセスメントとマッチ

ング等を行いつつ、特別養子縁組によるパーマネンシー保障を優先して検討すること。なお、現在、民法改正が検討されており、特別養子縁組の年齢制限等が変更になる可能性があることに留意すること。

iv なお、国としても、各都道府県における特別養子縁組の成立件数の集計・公表を 行うとともに、特別養子縁組制度のより一層の活用の検討を促していく観点から、 概ね5年以内に年間1,000人以上の縁組成立を目指し、それらの情報を基に、制度 への理解を進めるための広報の展開や養子縁組に関わる制度の在り方の検討、民間 機関への支援などを講じていく。

(評価のための指標例)

- ・ 児童相談所が関与する特別養子縁組成立件数
- · 特別養子縁組に関する研修を受講した児童相談所職員数
- ・ 民間あっせん機関に対する支援、連携状況

(7)施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組 ①施設で養育が必要な子ども数の見込み

施設で養育が必要な子ども数の見込みを推計すること。

(計画策定に当たっての留意点)

- i (4)で算出した「代替養育を必要とする子ども数の見込み」から、(4)のiii の(イ)における算式1及び算式2で算出された「里親等委託が必要な子ども数」をそれぞれ減じて算出された数値を明らかにした上で、施設で養育が必要な子ども数の見込みを算出すること。
- ii i で算出された必要数が現状を下回る場合、パーマネンシー保障が確立し、里親養育推進が実現するまでの間、保護が必要な子どもの行き場がなくなることのないよう、十分な受け皿を確保することに留意し、見込みを算出すること。
- iii 平成 28 年改正児童福祉法の公布通知においては、「特に就学前の乳幼児期は、愛着関係の基礎を作る時期であり、子どもが安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが重要であることから、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を原則とする」ことを明確にしたことを踏まえて、見込むこと。
- iv 子どものニーズに的確に応えられるように、ケアの個別化、里親委託、親子関係 再統合など様々な取組を進めてきたところであり、更に子どもの呈する情緒・行動 上の問題の解消や軽減を図りながら生活支援を行う専門的な養育に取り組むことに より、家庭復帰や里親委託等へとつなげられるよう取り組むこと。なお、国におい ては、施設入所が長期化に至るケースの調査・分析を行う予定としている。

②施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

・「乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域 分散化の進め方」(平成30年7月6日付け子発0706第3号厚生労働省子ども家庭 局長通知)を踏まえ、代替養育全体の在り方に関する計画を立て、それに基づい て施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた計画 を策定すること。

(計画策定に当たっての留意点)

- i 都道府県においては、施設で養育が必要な子どもの見込み数や、在宅家庭や里親家庭の支援体制の充実等といった施設による高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の見込みを把握し、高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた計画を策定すること。
- ii その際、都道府県等においては、小規模かつ地域分散化の取組が進むよう、各施設の高機能化及び多機能化・機能転換に向けた計画の検討状況・課題等について随時ヒアリングを行うことにより、個々の実情を把握し、適切な助言や支援を行うこと。なお、国においても、施設整備補助の審査に当たって、必要性と計画性を精査する。
- iii 児童福祉法第3条の2の規定に則り、「できる限り良好な家庭的環境」を確保すべきであり、質の高い個別的なケアを実現するとともに、小規模かつ地域分散化された施設環境を確保することが重要である。
- iv こうした考え方のもと、今後計画される施設の新築や改築、増築の際には、小規模かつ地域分散化された施設の設置を優先して進めていくこと。
- v なお、大舎から小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を進める過程で、人材育成の観点から、本体施設から順次分散化施設を独立させていく方法や、過渡的に本体施設のユニット化を経て独立させていく方法が考えられるが、どちらの場合にも、概ね10年程度で地域分散化及び多機能化・機能転換を図る計画を、人材育成も含めて策定すること。過渡的にユニット化する場合でも
 - ・ 同一敷地内での戸建て住宅型又はグループごとに独立した玄関のある合築型の 施設内ユニットとするなど、生活単位を独立させるとともに
 - ・ 地域社会との良好な関係性の構築を十分に行うといった工夫を行うこと。
- vi 既存の施設内ユニット型施設についても、概ね10年程度を目標に、小規模かつ地域分散化を進めるための人材育成計画を含めた計画を立てる。その際、既存ユニットは一時保護やショートステイのための専用施設や里親のレスパイト・ケアなど、多機能化・機能転換に向けて、積極的に活用を進めていくことが求められる。また、下記のような心理職や医師、看護師などの即時対応ができるケアニーズが非常に高い子どもへの専門的なケア形態への転換を図ることも可能である。
- vii 小規模かつ地域分散化の例外として、ケアニーズが非常に高い子どもに専門的なケアを行うため、心理職や医師、看護師などの専門職の即時の対応が必要な場合に

は、生活単位が集合する場合もあり得る。このような場合においては、十分なケアが可能になるように、できるだけ少人数(将来的には4人まで)の生活単位とし、その集合する生活単位の数も大きくならない(概ね4単位程度まで)ことが求められている。そのため、厚生労働省としては、2019年度以降の予算において、引き続き検討し、安定的な財源の確保に向けて、最大限努力していく。

- viii 各施設に対して、こうしたことを通じて、「できる限り良好な家庭的環境」の確保に取り組むことを求める。
- ix その際、各都道府県における代替養育を必要とする子ども数の見込み、包括的な 里親等支援体制の構築やそれを踏まえた里親等で養育可能な子ども数などを勘案し て、各施設において具体的かつ実現可能な計画が策定されるよう配慮すること。
- x なお、厚生労働省においても、こうした各施設における取組に対する財政支援に 最大限努力するとともに、取組状況の確認・向上につなげるため、今後、第三者を 含む評価の在り方を検討する。また、乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能 化・機能転換に向けた検討に資するための「乳児院・児童養護施設の高機能化及び 多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の進め方」の逐次の改正や、小規模か つ地域分散化の取組を推進するための優先的な施設整備費補助の配分など、必要な 支援を講じていくとともに、将来的な措置費等の在り方についても検討していく。
- xi 児童心理治療施設、児童自立支援施設についても、ケアニーズの非常に高い子どもへの対応など、その性質や実態等に鑑み、国において、小規模化・多機能化を含めたその在り方について、当事者やその代弁者、有識者、施設関係者と意見交換を十分に重ね、その結果を踏まえ、施設の運営や新たな設置(改築)についての方向性を示す。
- xii また、母子生活支援施設は、従来から母子を分離せずに入所させ、家庭養育の支援を実践してきた施設であり、平成28年改正児童福祉法により家庭養育優先原則が明記されたことも踏まえ、そのニーズに応じて利用されるよう改めて周知する。

(評価のための指標例)

- ・ 施設での養育が必要な子ども数((4)のiiiの(イ)による里親等委託が必要な 子ども数から推計)
- ・ 施設種別ごとの小規模かつ地域分散化された施設の入所子ども数
- · 専門職の即時対応等のケアニーズが高い子どもに専門的なケアを提供できる施設(児童心理治療施設、児童自立支援施設を含む。)の入所子ども数
- ・ 児童家庭支援センター設置率
- ・ 多機能化した母子生活支援施設数(モデル事業としての産前・産後母子支援事業や、ショートステイ・トワイライトステイ等)
- ・ 施設の入所期間別の子ども数

(8) 一時保護改革に向けた取組

· 「一時保護ガイドライン」を踏まえ、各都道府県等は、一時保護改革に向けた計 画を策定すること。

(計画策定に当たっての留意点)

- i 「一時保護ガイドライン」を踏まえた既存の一時保護所の見直し項目及び見直し時期、一時保護所の必要定員数、一時保護専用施設(「児童養護施設等における一時保護児童の受入体制の整備について」(平成28年9月5日付け雇児発0905第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づき、児童養護施設等(児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設及び児童自立支援施設)において、本体施設とは別に小規模なグループケアによる一時保護を実施するための施設をいう。以下同じ。)や委託一時保護が可能な里親等・児童福祉施設等における確保数及び一時保護に関わる職員の育成方法と実施する時期等を計画に記載すること。
- ii 一時保護の環境及び体制整備については、「一時保護ガイドライン」にあるように、一時保護の目的を達成し、適切な支援が行われるよう、研修などによる職員の専門性の向上と意識共有や、関係機関との連携などの体制整備や環境整備を行う必要があること。この際、一人一人の子どもの状況に応じて安全確保やアセスメントなどを適切に行うことのできる体制や環境を整えることが必要であること。
- iii 一時保護については、安全確保やアセスメントなどを適切に行うという目的に加え、代替養育としての性格も有することから、一時保護を行う場は、こうした一時保護の目的を達成した上で、平成28年改正児童福祉法第3条の2に規定する子どもの家庭養育優先原則を踏まえ、家庭における養育環境と同様の養育環境あるいは「できる限り良好な家庭的環境」にあって、個別性が尊重されるべきものであること。
- iv 一時保護の見直しを検討する際には、「一時保護ガイドライン」においても示しているとおり、一時保護は子どもの最善の利益を守るために行われるものであり、 一人一人の子どもの状況に応じて、適切な一時保護ができるように留意すること。 具体的には、
 - ・ 子どもの権利及び制限される内容並びに権利が侵害された時の解決方法に関して子どもの年齢や理解に応じて説明を行うほか、子どもの意見が適切に表明されるような配慮を行うこと。
 - ・ 一時保護された子どもの権利擁護の観点から、児童福祉審議会や子どもの権利 擁護に関する第三者機関が一時保護を行う場所の視察や子どもの意見聴取等を行 うなどの一時保護中の子どもの権利を保障するための仕組みを設けることが望ま しいとともに、一時保護された子どもの立場に立った保護や質の高い支援を行う ため、第三者評価を活用するなど自己評価及び外部評価を行うことが重要である こと。
 - ・ 子どもの自由な外出を制限する環境で保護する日数は、必要最小限とするほか、当該環境での保護の継続が必要な場合は、子どもや保護者等の状況に応じ、その必要性を2週間以内など定期的に検討すること。

・ 可能な限り子どもに安心できる環境を提供するという観点から心理的に大切な物については子どもが所持できるよう配慮するとともに、日用品、着替え等を持っていない子どもに対しては、個人として所有できる生活に必要なものを初日に支給又は貸与すること。

などに留意すること。

v 国において、一時保護の状況について、都道府県等に対し調査し、把握する。

(評価のための指標例)

- ・ 一時保護所での一時保護子ども数
- ・ 委託一時保護子ども数
 - ・里親
 - ・ 一時保護専用施設 うち敷地外のものの数
 - その他の施設
- ・ 研修を受けている職員数
- · 平均一時保護日数

(9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

- ・ 平成 28 年改正児童福祉法により自立のための支援が必要に応じて継続されるため の仕組みが整備されたこと等を踏まえて、社会的養護自立支援事業及び就学者自立 生活援助事業を実施していない都道府県において、事業の実施に向けた計画(実施 予定時期、実施メニュー)を策定すること。
- ・ また、自立援助ホームの実施など、社会的養護の子どもの自立支援策の強化のための取組についても、実施に向けた計画を策定すること。

(計画策定に当たっての留意点)

・ 代替養育や在宅指導などを経験した子どもの自立支援については、行政としての 責務である。そうしたことも踏まえて早期の実施に努めること。

(評価のための指標例)

- · 社会的養護自立支援事業の実施率
- · 代替養育経験者等のフォローアップの状況
- ・ 自立援助ホームの実施か所数、入居者数

(10) 児童相談所の強化等に向けた取組

①中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組

- ・ 平成28年改正児童福祉法附則第3条の趣旨は全ての中核市・特別区が児童相談所を設置できるようにすることであることから、できるだけ設置を促す。
- ・ 中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、各都道府県における具体的な 計画を策定すること。

(計画策定に当たっての留意点)

- i 児童相談所設置に向けて、都道府県内の中核市・特別区の設置に係る意向、希望 する中核市・特別区の計画を踏まえた都道府県のスケジュール、都道府県等におけ る中核市・特別区の人材養成等に関する事項等を計画に記載すること。
- ii その際、都道府県と設置希望自治体との個別の具体的な協議の進め方(都道府県と市区合同の協議体や連絡会議等連携・情報共有の方法)、都道府県の体制や一時保護所の相互利用の方法等について、留意すること。
- iii 国においては、平成28年改正児童福祉法附則第3条の規定に基づき、設置に向けた支援など必要な措置を講じる。

②都道府県(児童相談所)における人材確保・育成に向けた取組

・ 児童相談所における各都道府県等(児童相談所)職員の配置など、子ども家庭 福祉人材の確保・育成のための、具体的な計画を策定すること。

(計画策定に当たっての留意点)

- · 平成 28 年改正児童福祉法及び児童相談所強化プランに沿った都道府県等(児童 相談所)の職員(※1)の配置、研修の実施方法・時期等を計画に記載すること。
- ※1 児童福祉司(スーパーバイザーを含む。)、児童心理司、医師又は保健師、弁護士(準ずる措置(※2)を含む。)
- ※2 「準ずる措置」とは、弁護士の配置と実質的に同等であると客観的に認められる必要があり、例えば、都道府県ごとに、区域内の人口等を勘案して中央児童相談所等に適切な数の弁護士を配置し、弁護士が配置されていない児童相談所との間における連携・協力を図ること等が考えられる。(単に法令事務の経験を有する行政職員等弁護士資格を有しない者の配置は、「準ずる措置」には含まれない。)

(評価のための指標例)

- 中核市の児童相談所設置率
- 特別区の児童相談所設置率
- ・ 児童福祉司(スーパーバイザーを含む。)及び児童心理司数
- ・ 弁護士数(うち常勤数)
- · 医師及び保健師数

(11) 留意事項

- ・ 各都道府県においては、この計画策定要領を基に、計画の全面的な見直しに向けた準備や検討を進め、2019年度末までに新たな計画の策定を行うこと。なお、計画の策定を待つことなく、2018年度から
 - ① フォスタリング機関による包括的な里親養育支援体制の構築に向けて、児童相談 所の体制強化や民間機関の積極的活用を含めて、実施機関やその配置の調整・検討

- ② 乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散 化に向けて、各施設の意向の確認等、計画策定に向けた調整・検討
- ③ これらに従事する人材の専門性の向上に向けた、人材育成の機会の確保のための取組
- ④ 里親等委託が必要な子ども数の調査 等 について、可能なものから、順次速やかに取組を進めること。
- ・ なお、国としても、『「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」の開催について』(平成30年6月15日付け子発0615第1号厚生労働省子ども家庭局長通知)でお示ししたように、児童虐待防止対策の強化に向けた更なる対応を検討していくこととしており、具体的な内容については追ってお示しする。その内容も踏まえて、速やかに取組を進めること。
- ・全面的な見直し後の計画期間は 2029 年度を終期とし、2020 年度から 2024 年度、2025 年度から 2029 年度ごとの各期に区分して策定すること。計画の進捗状況について、毎年度検証するとともに、2020 年度から 2024 年度の期末及び各期の中間年を目安として、進捗状況の検証結果を踏まえ、必要な場合には、計画の見直しを行って取組の促進を図ること。なお、国においては、区分された期間内でも毎年度ごとの都道府県の進捗状況を把握、評価し、公表するとともに、必要な支援策を検討する。
- ・ 障害児福祉計画や地域福祉計画など、障害児施策との連携や関連する計画と整合 性が取れた計画となるよう留意すること。
- ・ 指定都市や児童相談所を設置している(設置予定を含む。)市区が所在する都道府 県においては、都道府県と市区が連携・調整して計画を策定する必要があることに 留意すること。(指定都市や児童相談所設置市区が、単独で計画を策定する場合にお いても同様とする。)

○ 平成28年改正によって児童福祉法に明記された家庭養育優 先原則を受け、質の高い里親養育を実現するため、都道府県 が行うべきフォスタリング業務の在り方を具体的に提示するととも に、フォスタリング業務を民間機関に委託する場合における留意 点や、民間機関と児童相談所との関係の在り方を示すもの。

Ⅱ. フォスタリング業務とその重要性

- 質の高い里親養育を実現し、維持するとともに、関係機関による支援ネットワークを形成することにより、子どもの最善の利益の 追求と実現を図ることが目的。このため、
 - ・委託可能な里親を開拓・育成する
 - ・相談しやすく、協働できる環境を作る
 - ・安定した里親養育を継続できる(不調を防ぐ) ことを成果目標とする。
- フォスタリング業務とは、児童福祉法第11条第1項第2号に掲げる業務に相当する以下の業務。
 - 里親のリクルート及びアセスメント
 - ・登録前、登録後及び委託後における里親に対する研修
 - 子どもと里親家庭のマッチング
 - ・里親養育への支援(未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。)
- フォスタリング業務は、一貫した体制の下に、継続的に提供されることが望ましい。

Ⅲ. フォスタリング機関と児童相談所

- 一連のフォスタリング業務を包括的に実施する機関を「フォスタリン グ機関」といい、都道府県知事から一連のフォスタリング業務の包 括的な委託を受けた民間機関を「民間フォスタリング機関」という。
- フォスタリング業務は都道府県(児童相談所)の本来業務であり、まずは児童相談所がフォスタリング機関となることが想定されるが、民間機関への委託も可能。
- 一連の業務の包括的な委託を受ける民間フォスタリング機関の 活用を積極的に検討し、地域の実情に応じた実施体制を構築。
- 民間機関への委託の可否について、都道府県は、民間機関を 育成するという視点をもって、将来的な民間フォスタリング機関への 委託可能性も含めて検討。
- フォスタリング業務全体の最終的な責任は児童相談所が負う
- 民間フォスタリング機関と児童相談所は、信頼関係に基づく良好なパートナーシップを構築。情報共有を徹底し、協働して問題解決に当たる。
- 児童相談所の体制強化は引き続き必要であることに留意。

Ⅳ. フォスタリング機関の担い手及びチーム養育

- 民間フォスタリング機関には、
 - ・民間ならではのリクルート手法による多様な里親の開拓
 - ・児童相談所と異なる立場からのサポート等
 - ・継続性・一貫性のある人材育成、里親との継続的関係構築といったメリットがある。乳児院や児童養護施設等は有力な担い手として期待される。
- 里親とフォスタリング機関が、チームを組みつつ子どもの養育を行う 「チーム養育」が必要。

フォスタリング機関(里親養育包括支援機関)及びその業務に関するガイドラインの概要 ②

N. フォスタリング機関の担い手及びチーム養育 (つづき)

○ 子どもに関係する市区町村、保健センター、教育委員会、学校、 保育所等、医療機関、乳児院、児童養護施設等の関係機関に ついても支援者として「応援チーム」に位置づけ、里親養育を理解 し支援する地域ネットワークの構築に努める。

V. フォスタリング機関の職員体制とそれぞれの業務内容

- 職員体制については、統括者・ソーシャルワーカー・リクルーター・ 心理職・事務職員の配置が考えられる。
- フォスタリング機関のソーシャルワーカーの業務は、以下のとおり。
 - ・里親養育の心理的・実務的サポート
 - ・里親養育に関するスーパービジョン (自立支援計画の作成・共有や進捗把握、養育水準向上に 向けた助言・指導など)
 - ・里親養育の状況に応じた支援のコーディネート(地域における関係機関を含めた支援体制構築や、レスパイト・ケアの利用勧奨など)
- フォスタリング業務を担う人材の育成に取り組む。

VI. フォスタリング業務の実施方法

- ※ 民間フォスタリング機関による実施を念頭に、具体的事例を交えつつ記載
- ① 里親のリクルート及びアセスメント
 - ・認知度向上に向けた取組を含む「攻めるリクルート」による登録候補者獲得
 - ・里親になることへの不安や負担感を軽減する説明
 - ・家庭訪問の実施を含めた丁寧な適性評価

- ② 登録前、登録後及び委託後における里親に対する研修
 - ・里親のスキルアップを目指すとともに、アセスメントの機会として も活用。マッチングに活かす
 - ・実践的内容とするとともに、里親同士の互助関係の醸成に 努める
- ③ 子どもと里親家庭のマッチング
 - ・マッチングは里親委託の成否を左右する極めて重要な要素
 - ・フォスタリング機関と児童相談所が情報を持ち寄り、細部にわ たって共有しながらマッチングを図る
- ④ 里親養育への支援
 - ・定期的な家庭訪問や電話によるフォローを実施し、状況を把握
 - ・里親養育の状況に応じて、関係機関による支援をコーディ ネートする
 - ・実親との協働の大切さを見失うことのないよう、子どもと実親 の関係性に関する支援を行い、子どもと里親の不安を緩和す る
 - ・里親家庭での養育が不安定になった場合や虐待など不適切 な養育があった場合に、要因に応じて適切に対応する
 - ・里親委託が不調となった場合には、子どもと里親の双方に対する十分なフォローを行う
 - ・委託解除時は、里親の喪失感を軽減できるように配慮する

Ⅷ.「里親支援事業」の活用

○ 都道府県における積極的活用

子発 0 7 0 6 第 2 号 平成 3 0 年 7 月 6 日

都 道 府 県 知 事 各 指 定 都 市 市 長 殿 児童相談所設置市市長

> 厚生労働省子ども家庭局長 (公 印 省 略)

「フォスタリング機関(里親養育包括支援機関)及びその業務に関する ガイドライン」について

平成 28 年の児童福祉法等の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 63 号)において、子どもが権利の主体であることが位置付けられるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明記された。また、都道府県が行うべき里親に関する業務(フォスタリング業務)が具体的に位置付けられた。

児童福祉法等の抜本的な改正を受けて、平成 29 年 8 月に「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において、今後の社会的養育の在り方を示す「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられた。

同ビジョンにおいては、愛着形成の必要など、子どもの発達ニーズから考え、乳幼児期を最優先にしつつ全年齢層にわたり、里親委託率の向上に向けて、受け皿となる 里親を増やすとともに、質の高い里親養育を実現することが求められている。

このため、今般、質の高い里親養育を実現するため、フォスタリング業務の在り方をできる限り具体的に提示することを目的として、都道府県(児童相談所)が行うべきフォスタリング業務の実施方法及び留意点等を示すとともに、当該業務を民間機関に委託する場合における留意点及び民間機関と児童相談所との関係の在り方等について示した「フォスタリング機関(里親養育包括支援機関)及びその業務に関するガイドライン」を別添のとおり取りまとめたので、通知する。

貴職におかれては、内容について御了知いただき、児童相談所はじめ管内の市区町村、フォスタリング業務を担う民間機関等の関係機関に対し周知を図るとともに、別途通知している「都道府県社会的養育推進計画」の策定と併せて、包括的な里親養育支援体制の構築に向けて、一層の取組をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

(別添)

フォスタリング機関(里親養育包括支援機関)及びその業務に関するガイドライン

目次

I. ガイドラインの目的	2
Ⅱ. フォスタリング業務とその重要性	3
① フォスタリング業務の目的	3
② フォスタリング業務の定義	3
③ フォスタリング業務の都道府県知事からの委託	4
Ⅲ. フォスタリング機関と児童相談所	5
① フォスタリング機関の定義	5
② 地域の実情に応じたフォスタリング機関の整備	6
③ 民間フォスタリング機関と児童相談所との関係	7
Ⅳ. フォスタリング機関の担い手及びチーム養育	8
① 民間フォスタリング機関のメリットと担い手	8
② チーム養育の重要性	8
③ 社会資源の活用	9
V. フォスタリング機関の職員体制とそれぞれの業務内容	9
VI. フォスタリング業務の実施方法	11
1. 里親のリクルート及びアセスメント	11
① これまでの取組の検証	11
② 里親の認知度の向上に向けた取組	12
③ ターゲットと方法	13
④ 里親希望者へのガイダンス	16
⑤ 里親希望者のアセスメント	17
2. 登録前、登録後及び委託後における里親に対する研修	19
3. 子どもと里親家庭のマッチング	20
4. 里親養育への支援	21
① 基本的な視点	21
② 定期的な家庭訪問や電話	22
③ 里親養育の状況に応じた支援のコーディネート	23
④ 子どもと実親との関係性に関する支援	25
⑤ 里親家庭での養育が不安定になった場合や虐待など不適切な養育があった場合の対応	26
⑥ 里親委託が不調となった場合の対応	29
⑦ 里親の喪失感への配慮	30
Ⅷ. 「里親支援事業」の活用	31
1. 里親支援事業について	31
2 里親支援事業の具体的な内容	31

I. ガイドラインの目的

- 平成 28 年に改正された児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)(以下「法」という。)においては、子どもが権利の主体であることを位置付けるという大きな視点の転換がされるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明記された。また、都道府県が行うべき里親に関する業務(フォスタリング業務)が具体的に位置付けられた。これらの抜本的な改正を受けて、厚生労働大臣の下に設置された「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」は、「新しい社会的養育ビジョン」をとりまとめた。同ビジョンにおいては、愛着形成の必要など、子どもの発達ニーズから考え、乳幼児期を最優先にしつつ全年齢層にわたり、里親委託率の向上に向けて、受け皿となる里親を増やすとともに、質の高い里親養育を実現することが求められている。
- 質の高い里親養育においては、里親制度は「子どものための制度である」との共通 認識の下、子どもに対し、安全で愛情ある養育者の下で、発達段階に応じたニーズを 満たすことのできる、家庭と同様の継続的な養育環境を提供し、子どもが健やかに成 長することが保障されなければならない。子どもの希望や気持ちに耳が傾けられ、子 どもが個人として尊重され、その自己肯定感が高められるよう、個々のニーズや生い 立ちに応じたケアが提供されるべきである。

里親には、子どもについての情報を十分に得ながら、親からの虐待による影響や心身の障害などに配慮し、社会資源を十分活用して養育を行うことが望まれる。また、子どもの利益に反しない限り、実親や祖父母、きょうだい等の親族等との交流や関係構築が行われるようにすべきである。

子どもの権利を保障し、教育や地域社会への参加を通じて、子どもに対し、経験と能力を伸ばす機会が提供されるようにすべきである。

- このため、里親が、子どもに最善の養育を提供するために適切な支援を受けられるようにすべく、里親制度に対する社会の理解をより一層促進するとともに、里親のリクルート、研修、支援などを里親とチームとなって一貫して担うフォスタリング機関(里親養育包括支援機関)による包括的な支援体制を構築することが不可欠である。
- 本ガイドラインは、質の高い里親養育を実現するため、フォスタリング業務の在り方をできる限り具体的に提示することを目的として策定した。以下、都道府県(児童相談所)が行うべきフォスタリング業務の実施方法及び留意点等を示すとともに、当該業務を民間機関に委託する場合における留意点及び民間機関と児童相談所との関係の在り方等について示すものである。今後も引き続き、フォスタリング業務の実践を通じた知見を蓄積する中で、内容を精査し、さらに役立つガイドラインになるよう順次改定していく。
- なお、フォスタリング業務の実施に当たっては、関係法令及び本ガイドラインに定

めるもののほか、「里親委託ガイドラインについて」(平成23年3月30日付け雇児発0330第9号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知(最終改正平成30年3月30日))、「児童相談所運営指針」(平成2年3月5日付け児発第133号厚生省児童家庭局長通知(最終改正平成30年3月30日))、「里親及びファミリーホーム養育指針」(平成24年3月29日付け雇児発0329第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)を踏まえるものとする。

Ⅱ. フォスタリング業務とその重要性

① フォスタリング業務の目的

- フォスタリング業務の目的は、
 - ・ より多くの里親を開拓し、里親との確かな信頼関係を基盤に、里親の持つ養育能力を十分に引き出し、伸ばすことで、質の高い里親養育を実現し、維持すること
 - ・ さらに、里親と子どもが、地域社会の偏見や理解不足のために孤立することのないよう、関係機関による支援のネットワークを形成し、地域社会の理解を促進することで、

子どもの最善の利益の追求と実現を図ることにある。

○ この目的の実現のため、「委託可能な里親を開拓し、育成すること」、「里親との信頼関係を構築し、相談しやすく、協働できる環境を作ること」及び「子どもにとって必要な安定した里親養育を継続できる(不調を防ぐ)こと」をフォスタリング業務の成果目標とし、関係者間で共有する。

② フォスタリング業務の定義

○ フォスタリング業務とは、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の過程において、子どもにとって質の高い里親養育がなされるために行われる様々な支援であり、平成28年改正によって法第11条第4項に規定された里親支援事業(同条第1項第2号へに掲げる業務(※1))に相当する。

(※1)以下のとおり。

- ・ 里親に関する普及啓発を行うこと
- ・ 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと
- ・ 里親と法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により入所の措置が採られて乳児院、児童養護施設、児童 心理治療施設又は児童自立支援施設に入所している児童及び里親相互の交流の場を提供すること
- ・ 法第 27 条第1項第3号の規定による里親への委託に資するよう、里親の選定及び里親と児童と の間の調整を行うこと
- ・ 法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により里親に委託しようとする児童及びその保護者並びに里親の 意見を聴いて、当該児童の養育の内容その他の厚生労働省令で定める事項について、当該児童の

養育に関する計画を作成すること

- 具体的には、以下のような業務がフォスタリング業務に当たる。なお、各業務の詳細については、VIに記載するところによる。
 - 里親のリクルート及びアセスメント
 - 登録前、登録後及び委託後における里親に対する研修
 - 子どもと里親家庭のマッチング
 - ・ 里親養育への支援(未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。)
- なお、法律上、親族里親や養子縁組里親もフォスタリング業務における支援対象に 含まれるが、養子縁組成立後の養親及び養子への支援についてはフォスタリング業務 には当たらない。
 - 一方で、養子縁組成立後の養親及び養子への支援については、都道府県(児童相談所)の業務として児童福祉法第11条第1項第2号トに規定されていることから、
 - ・ 都道府県(児童相談所)のフォスタリング業務を担う職員が、フォスタリング業務に連続するものとして、養親及び養子への支援を実施することや、
 - ・ フォスタリング業務に付随するものとして、民間フォスタリング機関に委託する ことも考えられるが、いずれの場合においても、支援の連続性が確保されることが望 ましい。

③ フォスタリング業務の都道府県知事からの委託

- フォスタリング業務は、都道府県(児童相談所)の本来業務であるが、法第 11 条 第4項の規定に基づき、都道府県知事(指定都市又は児童相談所設置市(特別区を含 む。)の市長を含む。以下同じ。)は、その事務の全部又は一部を、適切に行うこと ができる者に委託することができる。
- 一連のフォスタリング業務は、里親の強みと課題を理解し、里親や子どもとの間の 信頼関係を築く観点から、一貫した体制の下に、継続的に提供されることが望ましい。 このため、民間機関にフォスタリング業務を委託する場合には、同項の規定により一 部の業務のみを委託することも可能であるが、一連の業務を包括的に委託することが 望ましい。
- フォスタリング業務を民間機関に委託するに当たっては、個人情報の管理が厳格に 実施されることを確認するとともに、管理の責任の所在を明らかにするなど、適切な 委託契約を締結することが必要である。なお、法第 11 条第 5 項において、委託を受 けてフォスタリング業務に従事する者について守秘義務が規定されていることに留意 すること。
- 都道府県(児童相談所)は、II①に掲げるフォスタリング業務の成果目標を踏まえ

つつ、民間フォスタリング機関による業務の実施状況をモニタリングし、評価すると ともに、必要に応じ、適切な指導を行うことが必要である。また、苦情を受け付ける 窓口を明確にしておくことが必要である。

○ フォスタリング業務の評価に当たっては、児童相談所、民間フォスタリング機関、 里親の各関係当事者に加え、より多角的な評価を行う観点から、例えば里親委託等推 進委員会を活用するなど、第三者の立場で評価を行うことができる学識経験者を含め た組織体を構成して行うことが望ましい。

Ⅲ. フォスタリング機関と児童相談所

① フォスタリング機関の定義

- このガイドラインにおいて、「フォスタリング機関」とは、一連のフォスタリング 業務を包括的に実施する機関をいい、「民間フォスタリング機関」とは、都道府県知 事から一連のフォスタリング業務の包括的な委託を受けた民間機関をいう(※2)。 (※2)したがって、里親支援事業実施要綱に基づき、都道府県から「里親支援機関」の指定を受け た民間機関のうち、都道府県知事からフォスタリング業務の包括的な委託を受けた民間機関が「民 間フォスタリング機関」として位置付けられることとなる。
- フォスタリング業務の一部のみを民間機関に委託して実施する場合においては、児童相談所がフォスタリング機関として位置付けられる。この場合においては、民間機関に委託して実施する業務を含め、児童相談所による一貫した責任体制の下に、フォスタリング業務を包括的に実施することが必要である。その際、児童福祉施設に配置されている里親支援専門相談員による支援においては、児童相談所の対応方針を踏まえ、十分な連携を図ることで、支援の一貫性や整合性が保たれるようにすることが重要である。

<県における取組事例>

県内の全児童養護施設、乳児院に里親支援専門相談員を配置。毎週1回、児童相談所に里親支援専門相談員が集まって、児童相談所の里親支援担当者と定例会議を持ち、里親家庭の訪問に関する役割分担を行ったり、養育状況や、支援の進捗状況について情報を共有している。

里親支援専門相談員は、それぞれブロック毎に担当地域を決めているが、情報共有を密に行うことで、その時々の状況に応じた柔軟な役割分担や支援方針の共有を行うことが可能になり、児童相談所の里親支援担当者と里親支援専門相談員が一緒に家庭訪問を行ったり、他の施設の里親支援専門相談員と連携して支援を行うなど、児童相談所を中心に、関係機関が連携・協働して養育支援を提供する仕組みが構築されている。

② 地域の実情に応じたフォスタリング機関の整備

- 上記のとおり、フォスタリング業務は都道府県(児童相談所)の本来業務であり、まずは児童相談所自らが、現行のフォスタリング業務の実施体制を強化し、フォスタリング機関となる場合(児童相談所の一貫した責任体制の下に、フォスタリング業務の一部を民間に委託する場合を含む。)が想定される。他方で、民間フォスタリング機関を活用することも想定される。
- 民間フォスタリング機関には、IV①に記載するメリットがあることから、各地域における NPO 法人、児童福祉施設、児童家庭支援センター、里親会その他のフォスタリング業務を行いうる民間機関の状況を踏まえ、民間フォスタリング機関への委託についても積極的に検討し、地域の実情に応じた最も効果的なフォスタリング業務の実施体制を選択する必要がある。なお、地域によっては、支援対象や地域を分けるなどして、児童相談所と民間フォスタリング機関を併用することも考えられる。
- 都道府県は、フォスタリング業務の民間機関への委託の可否を検討するに当たっては、地域における民間機関の現状のみをもって判断するのではなく、包括的にフォスタリング業務を担うことの可能な民間機関を育成するという視点をもって、将来的な民間フォスタリング機関への委託可能性も含め、検討する。
- 児童相談所をフォスタリング機関とする場合であっても、地域と一体となった里親養育支援体制を構築する観点から、フォスタリング業務を実施するに当たっては、児童福祉施設が有する、一時保護やレスパイト・ケア等の機能や親子関係調整、子どもの養育等に関するノウハウや、里親会が有する、相互交流によるスキルアップや里親の孤立防止の機能を積極的に活用するなど、民間機関との協働や連携を具体的に構築することが重要である。
- フォスタリング業務を民間フォスタリング機関に委託して実施する場合は、事前に、 児童相談所と民間フォスタリング機関との間で、業務の趣旨・目的、成果目標、役割 分担などについて、十分な調整と共有を図ることが必要である。
 - その場合、フォスタリング業務の委託直後においては、例えば、児童相談所の職員が、民間フォスタリング機関の職員とともに面接や家庭訪問といったフォスタリング業務を実施するなど、OJTを実施して、民間フォスタリング機関職員のスキルアップを図ることが重要である。
- フォスタリング業務を民間フォスタリング機関に委託して実施する場合、民間フォスタリング機関は、支援の効果的な実施の観点から、フォスタリング業務のうち養育 里親に関する支援を中心に行うこととするが、養子縁組里親に対する支援については、 地域の実情に応じ、必要に応じて実施するものとする。

○ なお、民間フォスタリング機関が養子縁組里親に対する支援を実施しない場合においても、当該支援は児童相談所自ら実施する、又は民間養子縁組あっせん機関等に委託して実施するなど支援のすき間が生じないよう、都道府県が責任を持って支援体制を構築する。

③ 民間フォスタリング機関と児童相談所との関係

- フォスタリング業務を民間フォスタリング機関へ委託する場合であっても、フォス タリング業務全体の最終的な責任は都道府県(児童相談所)が負う。
 - このため、都道府県(児童相談所)においては、フォスタリング業務全体のマネジメントや危機管理について、責任を持って行う必要がある。また、里親登録及び里親委託措置は行政権限の行使であり、その判断の過程において、民間フォスタリング機関は関与するが、その最終判断はあくまで都道府県(児童相談所)が行う。
- こうした前提を、民間フォスタリング機関と児童相談所との間でしっかりと共有した上で、「質の高い里親養育の実現」というフォスタリング業務の目的を実現するため、民間フォスタリング機関と児童相談所は、信頼関係に基づく良好なパートナーシップを構築し、業務の役割分担や協働して担うべき業務について、地域の実情に応じて整理する。その際、以下の事項に留意が必要である。
 - ・ フォスタリング業務に関する最終責任は児童相談所が負うものであり、児童相談 所は、フォスタリング業務に対応する専任職員の配置やチームの設置などに努め、 体制を整えること。
 - ・ 民間フォスタリング機関と児童相談所は、双方の努力によって信頼関係を構築すべきであること。そのための十分な情報共有や定期的な協議の場が必要であること。
 - ・ 民間フォスタリング機関は、日頃から里親との信頼関係の構築に努め、相談しや すい環境を作ることで、里親及び子どものニーズの把握に努め、里親の思いに寄り 添った適切なサポートとスーパービジョンを行うこと。
 - ・ 里親の思いに寄り添う中で、民間フォスタリング機関は、里親の児童相談所に対する不満などの訴えを受け止める場面に少なからず直面することが想定される。民間フォスタリング機関は、そうした里親の思いを受け止めた上で、児童相談所と対立的な関係に陥ることのないよう留意し、子どもの権利を擁護する視点に立って、里親及び子どもの状況を客観的に把握、評価し、児童相談所との情報共有を徹底し、児童相談所と協働して問題解決に当たること。
- なお、フォスタリング業務は、平成 28 年改正により都道府県(児童相談所)の業務として法に具体的に位置付けられ、里親委託を推進するために、当該業務の実施体制の構築が求められているものである。したがって、基本的には、児童相談所には、これらに対応した体制強化が求められるものであり、当該業務の中心を民間フォスタリング機関に委託する場合であっても、児童相談所の体制強化は引き続き必要であることに留意する。

Ⅳ. フォスタリング機関の担い手及びチーム養育

① 民間フォスタリング機関のメリットと担い手

- 民間フォスタリング機関には、以下のようなメリットが期待される。
 - ・ 民間機関ならではのリクルート手法によって、多様な里親を開拓できる
 - ・ 委託決定の権限をもつ児童相談所とは異なる立場にあるため、里親とチームを組みやすく、里親の思いに寄り添ったサポートやスーパービジョンが行いやすい
 - ・ 人事異動がある行政機関とは異なり、一定期間の継続性や一貫性を意識した人材 の確保及び育成により、フォスタリング業務に関する専門性と経験を蓄積するとと もに、里親との継続的な信頼関係を築くことで、高度な実践が可能となる
- とりわけ、乳児院、児童養護施設等の児童福祉施設は、
 - ・ 乳児院においては、子どもの養育に関する専門性や、一時保護された乳幼児とその実親(実親以外の親権者を含む。以下同じ。)との間の親子関係に関するアセスメント、里親委託の準備や里親養育の支援、家庭復帰に向けた親子関係再構築支援等に関する専門的な対応能力、緊急時のレスパイト・ケアの調整及び受入れ等に関する対応能力等を、
 - ・ 児童養護施設においては、子どもの養育に関する専門性や、親子関係再構築支援 や自立支援に関するノウハウ、緊急時のレスパイト・ケアの調整及び受入れ等に関 する対応能力等を、

それぞれ有していることから、民間フォスタリング機関の有力な担い手のひとつとして期待される。

② チーム養育の重要性

- 里親個人が責任と負担を一身に負うことなく、子どもに対して重層的なケアを提供するためには、フォスタリング機関を民間機関と児童相談所のいずれが担う場合であっても、里親とフォスタリング機関とがチームを組みながら里親養育を行うこと(以下「チーム養育」という。)が重要である。
- フォスタリング機関は、子どもの養育に関する里親への支援を十分に行うために、 一方的な支援の提供ではなく、双方向の信頼関係の構築に努めるべきである。他方、 里親は、里親養育に関し、養育チーム(チーム養育を行うチームをいう。以下同じ。) の一員として、フォスタリング機関と協働して行うという意識を持つことが必要であ る。また、十分な専門性と経験を積んだ多職種人材からなるソーシャルワークを継続 的に行うことができるような、里親養育の包括的な支援体制の構築に努める。
- フォスタリング機関にとっては、児童相談所の担当児童福祉司及び児童心理司も養育チームの一員である。さらに、子どもに関係する市区町村(主として子ども家庭福祉主管課や母子保健主管課)、保健センター、乳児院や児童養護施設等(里親支援専

門相談員を含む。)、教育委員会、学校や、保育所、幼稚園及び認定こども園等(以下「保育所等」という。)、医療機関、児童家庭支援センター、児童発達支援センター、里親会、民生委員・児童委員等の関係機関についても、支援者として位置づけ(養育チームにこれらの者を含めたものを「応援チーム」という。)、里親養育を理解し支援する地域ネットワークの構築に努める。

③ 社会資源の活用

○ 子どもの養育で必要となる社会資源の利用については、里親とフォスタリング機関との間で話し合って決めていくことを原則としつつも、実親に知らせておくべき内容が含まれる場合には、あらかじめ児童相談所と協議しておくことが必要となる。障害のある子どもや、医療的ケアの必要な子どもについては特に配慮すべきである。

V. フォスタリング機関の職員体制とそれぞれの業務内容

- フォスタリング機関の職員体制については、支援の対象とする地域の規模や担当ケース数等を踏まえる必要があるが、民間機関がフォスタリング業務を包括的に委託された場合に基本的に必要と考えられる職員(職種)配置としては、統括者、ソーシャルワーカー(※3)、リクルーター、心理職(里親や子どもに対して、専門的な立場から助言)、事務職員が考えられる。また、それぞれの役割を担う職種については、里親のニーズに合わせて、幅広い相談支援が提供できるよう、福祉・保健・医療の様々な専門職がかかわり得る。配置する職員数については、担当する里親家庭数等を考慮する。
 - (※3) ソーシャルワーカーは、それぞれの機関の体制や支援対象の里親家庭の数等により、アセスメント担当、研修担当、里親養育のサポートやスーパービジョン等の担当といった役割分担や複数配置、兼務等の方法が考えられる
- フォスタリング機関を設置する単位は、都道府県単位、児童相談所単位、一定の人口規模単位等様々な形が想定される。また、民間フォスタリング機関が複数の自治体からフォスタリング業務を受託することも想定される。いずれにせよ、地域の実情に応じて、その質を担保できるよう、検討されるべきである。
- フォスタリング機関のソーシャルワーカーは、里親の養育による成果、すなわち子 どもの成長を確認しながら、里親と一緒に不安や悩みと向き合い、里親が自信を持っ て養育を行えるように取り組む。
- そのためのソーシャルワーカーの業務は多岐に渡り、相互に関連するものであるが、 大別すれば、
 - i 里親養育のサポート

- ii 里親養育に関するスーパービジョン
- iii 里親養育の状況に応じた支援のコーディネート
- の3つに整理することができる。

これらの支援は、いずれも子どもと里親との十分なコミュニケーションの下で築かれた信頼関係を基盤として行わなければならない。

- スーパービジョンにおいては、より質の高い養育を実現するために、助言、指導等を行うが、その際も、里親の日々の養育の営みを尊重し、承認し、支持することを基盤とすべきである。
- また、支援のコーディネートにおいては、様々な社会資源について、単なる情報提供に留まらず、子どもと里親が実際にそれらを活用できるようにコーディネートし、 行われている支援が効果を上げているかどうか、また、子どもと里親のニーズが充た されているかどうかをモニタリングすることが必要である。

(i 里親養育のサポートの例示)

- 里親や担当児童福祉司との役割分担の下、子どもの疑問や悩み、訴えを聴くこと
- 子どもの問題行動等に対するガイダンスとサポート
- ・里親の疑問や悩み、意見や苦情、養育困難などの訴えを聴くこと
- ・実親との面会交流時や措置解除前後の子ども及び里親への心理的なサポート
- ・里親家庭における重大な出来事や変化の把握、必要に応じて社会資源などの情報提供 等

(ii 里親養育に関するスーパービジョンの例示)

- 里親養育の様々な場面において、里親の適切な対応を支持、承認すること
- ・子どもの養育計画(自立支援計画)を、可能な限り子どもと実親の参加の下、担当 児童福祉司及び里親と共に作成・共有し、進捗状況を把握すること
- ・実親との面会交流や親子関係再構築支援計画について、可能な限り子どもと実親の 参加の下、里親及び担当児童福祉司と協議、調整のうえ、作成すること
- ・里親のニーズに添った研修の企画、実施
- ・里親による被措置児童等虐待の発生予防の視点を含めた、養育水準のチェックとス キル向上に向けての助言や指導 等

(iii 里親養育の状況に応じた支援のコーディネートの例示)

- ・子どもや里親が地域で孤立しないように、里親養育を支援する支援体制を地域に構築すること。いわゆる「応援ミーティング」を開催すること
- ・レスパイト・ケアの利用を勧奨したり調整したりすること
- ・子どもや里親と、学校や保育所等その他の関係機関との間で摩擦や葛藤等が生じた 場合には、関係調整等の必要な支援を行うこと 等

○ フォスタリング機関のソーシャルワーカーは、担当児童福祉司と協働しながら、チーム養育を担うことが重要であり、子どもの権利保障や子どもの意見を聴くことに関する、高度の専門性やバランス感覚が求められる。こうした業務の担い手の育成には、家庭支援専門相談員や基幹的職員を養成・配置してきた実績及びノウハウを持つ乳児院や児童養護施設等が大きく貢献することが期待される。

また、豊富な在宅支援の経験を持つ児童家庭支援センターや NPO 法人についても、 ソーシャルワークに関する専門性と経験を活かして、大きく貢献することが期待される。

○ 質の高いフォスタリング業務を実現するためには、フォスタリング業務を担う人材 の育成に取り組むことが必要である。今後、国において、フォスタリング業務を担う 職員向けの研修プログラムの開発や実施に取り組むとともに、各都道府県においても 人材育成の機会の確保に努める。

Ⅵ. フォスタリング業務の実施方法

○ 以下に、各フォスタリング業務について、具体的な実施方法やポイントを示す。以下の内容は、主に養育里親を対象として民間フォスタリング機関がフォスタリング業務を行う場合を念頭に記載しているが、児童相談所がフォスタリング機関となる場合においても、この内容に準拠してフォスタリング業務を実施する。

1. 里親のリクルート及びアセスメント

① これまでの取組の検証

- 里親のリクルート活動を考えるに当たっては、各地域で、これまで子どものニーズ に合致した里親が十分に確保されなかったのはなぜなのか、里親希望者の年齢層や里 親を希望する理由、里親制度を知ったきっかけを把握する等して現状分析を行い、ど のような取組が有用なのかを検討することが必要である。
- 特に、児童相談所のこれまでの取組については、児童相談所が里親の広報及び啓発を行い、応募を待つ形を取っている場合も多く、そうした流れの中で応募する里親希望者は、里親登録をしても、子どもを委託されるまでに至らないことがあるとの指摘がある。
- これは、従来の里親登録を希望する家庭の多くが、養子縁組を念頭に乳児の委託を 希望してきたことによるものではないかとの指摘があることも踏まえ、リクルート活 動の中で里親制度を周知するに際しては、公的に行う養育の観点から見た里親の役割

について、十分な理解が得られるように説明すべきである。

② 里親の認知度の向上に向けた取組

- 里親の認知度については、「聞いたことがある」程度の認識である者が多く、まず は里親制度についての情報の発信が必要である。
- 中でも、養子縁組里親については、報道や不妊治療の過程等で知ったことをきっかけとして、里親希望者が自ら情報収集を行い、児童相談所に問い合わせをすることが多い一方で、養育里親については、報道等で取り上げられる頻度も少なく、自然にその情報に触れる機会は限られており、里親希望者が自ら情報収集を行うことは少ないとの指摘がある。
- そうした中で、養育里親を多数開拓するためには、まずは、広く一般市民が養育里 親に関する情報に日常生活の中で触れる機会を数多く作り、里親制度に関心を持つき っかけを作ること、「攻めるリクルート」が重要である。

そのため、例えば以下のような様々な手段による取組が必要である。なお、国においても、里親制度の普及啓発に積極的に取り組む。

(取組例)

- ポスターの掲示
- チラシ、リーフレットの配布
- ポスティングの実施
- 車内広告の実施
- ・ テレビ、ラジオにおける番組や広告の放映
- インターネット(HP、SNSなど)を活用した情報発信
- 市政だより及び回覧板等の活用
- ・ 雑誌、フリーペーパーへの記事掲載
- 街の身近な場所で気軽に説明を聞くことができる場の設定
- その上で、関心を持っていただいた市民からの問い合わせに迅速に対応するととも に、養育里親のリクルートにおいては、以下の事項に関する説明を通じて、養育里親 になることへの不安や負担感を軽減することが重要である。
 - ・ 生活費や里親手当等の経済的なサポート
 - 子どもの養育を一人で抱え込まずに行えるようなサポート体制
 - 事故など万が一のことが起こった時の対応方法
 - ・ 週末のみ、短期間のみ養育を行う里親の仕組みもあること (いわゆる週末里親や 季節里親)
- 特に、週末里親や季節里親の仕組みを周知することは、社会的養育を必要とする子

どもの支援に関わりたいという思いを持ちつつも、様々な生活上の制約から長期の受託は困難であるという理由で里親登録に至っていない市民のニーズを掘り起こすことが期待される。このため、これらの周知に絞ったポスターやチラシ、リーフレットによる広報活動も効果的と考えられる。

○ また、実子のいる家庭に対しては、実子との関係に係る不安を解消することができるよう、経験者の体験を共有する機会を持つなどの工夫を行うべきである。

<NP0 法人における取組事例>

ソーシャルワーカーは、里親候補者の家庭に実子がいる場合には、その実子を里親家庭の一員として重要な存在と位置づけ、里親もそのことを意識できるよう、働きかけをしている。

里親委託の打診の際には、実子の意向を必ず確認する。里親養育を始めた後も、実子の気持ちを確認し、生活リズムや楽しみが尊重されているのかを、実子を含めた里親家族とのコミュニケーションの中で把握している。

実子の成長を里親と一緒に喜んでいくことも大切にしており、その積み重ねを通じて、 実子を含む里親家庭にソーシャルワーカーの人となりを知ってもらうことで、協働者と しての良好な関係の構築を図っている。その結果、実子も、疑問を感じたときにソーシャルワーカーに相談しやすくなっている。

③ ターゲットと方法

- フォスタリング機関によるリクルート活動は、制度の周知のみならず、里親登録に つながる候補者を獲得することを目的としたものである。
- 登録里親を増加させるためには、児童福祉関係者及び教育関係者等従来のターゲット層に加え、シニア層、30歳代~40歳代の子育て世代、共働き世帯など、従前より幅広い層に対し、それぞれの特徴を捉え、戦略的にアプローチを行う必要がある。その際、具体的な広報活動における効果的な手法としては、以下のような例が挙げられる。
 - ・ 養育里親について伝えることを目的とするポスターについては、養子縁組や週末 里親等の周辺の内容を盛り込むと読み手が混乱するため、あえて情報を詰め込まな いものとする
 - ・ 地域を絞り、集中的に繰り返し情報発信をする
 - やりがいや身近さを訴え、ポジティブなメッセージを発信する
 - ・ パンフレット等のツールのデザインにおいても、福祉関係者だけではなく、広く 一般市民の興味、関心を得ることを重視した工夫を行う
- リクルートの結果、候補となった家庭には、個別に家庭訪問を行うなど、応募の当初から、フォスタリング機関担当者と里親希望者の信頼関係を構築することを意図し

て関わることで、養育チームとしての一体感を醸成しやすくするよう努める。

- また、現在、多くの地域で、里親委託を必要とする子どもたちの個々のニーズにかかわらず、里親のリクルートやアセスメント、登録が進み、マッチングの際にようやく候補となる子どもと里親の相性や条件の問題が焦点となっているとの指摘がある。児童相談所は、どのような里親をどの程度必要としているのか、具体的にフォスタリング機関と共有しておくことが必要である。子どものニーズに応えられる養育者像を基に、具体的な里親候補者を獲得するために、乳児院をはじめとする児童福祉施設が、フォスタリング機関として、ボランティアや地域活動を通じた地域住民との関わりや、学校等の関係機関とのつながりなどを活かしてリクルートを行うことで、将来的に養育チームが組みやすくなるという利点がある。
- 子どものニーズとして考慮すべきものとしては、子ども自身の年齢、里親委託が必要な期間、被虐待体験、実親やきょうだいとの関係、障害の有無、医療的ケアの必要及び行動特性等が挙げられる。こうした様々な要素を考慮しながら、多様なニーズの受け皿となり得る里親のリクルートを行う。
- なお、地域における里親家庭の孤立を防ぎ、里親養育の応援チームを形成していく 観点からは、里親のリクルートと併せて、子どもにかかわる関係者(市区町村、学校、 保育所等、医療機関等)の理解や協力が必要不可欠である。そのため、社会的養護、 特に里親委託の下にある子どもについて、市民も含め広く広報、啓発を行うとともに、 関係者に対するコンサルテーションを行う体制を整えるべきである。

<乳児院における取組事例>

施設ケアに従事していた職員をリクルーターとして配置・育成し、乳幼児を対象とする養育里親のリクルートを開始した。チラシ・ポスターづくり、パンフレット作成等について、それぞれの目的を考えながら実施した。例えば、チラシについては、最初の問い合わせをしてもらうことが目的であり、これを読んで里親になることを決心してもらうことまでは目的としていないことについて認識を共有した。

また、その掲示・配布場所についてもできる限り広範な方々の目に触れるような工夫を行った。例えば、コンビニ、スーパー、銀行、有名そば店等での掲示・配布を行ったほか、スーパー、郵便局等でのイベントなどを活用した。

チラシについては、市と協議の上、回覧板による市内全戸への回覧を早い段階で実施した。さらに、問い合わせのあった者に送付するパンフレットに関しては、その内容に留意しつつ、できるだけ速やかに送付し、送付後は反応がなければ乳児院から連絡するよう努め、月ごとの問い合わせ目標数等を設定してリクルートを展開している。

問い合わせが増えることを漫然と待つのではなく、施設で現に養育している子どものために里親を探すという強い思いをもって、積極的に地域に出て行くことが、この取組の強みとなっている。また、リクルート活動を通して里親になることを希望された方々からは「乳児院という専門機関の支援のもとで一緒に子どもを養育できるということであれば、私にもできるのではないかと思った」といった声も聞かれており、子どもの養育に関わる専門機関である乳児院がフォスタリング機関となることのメリットが発揮されている。

<県における取組事例>

里親制度の広報に当たり、県全域に支部を持ち、社会福祉法人と連携する生活協同組合の協力を得ている。具体的には、主に子育て中の世帯で、食や暮らしに関心の高い層に対し、直接広報できるという生協の強みを活かし、毎月発行される機関誌(1800 部)に、里親制度や里親家庭の子どもたちについて紹介するコーナーを設けたほか、大規模な講演会や募集説明会、里親と地域住民が交流する「里親カフェ」などを開催し、継続的なリクルート活動を展開している。

また、市内の産婦人科医院では、不妊治療を受けている夫婦を主なターゲットに、養 子縁組制度及び養育里親制度を新たな選択肢の一つとして検討してもらうため、医院内 での講座(年2回)の実施や体験談の共有、チラシの配布等の広報活動を行っている。

<NPO 法人における取組事例>

リクルート活動に当たり、問い合わせから最終的に登録に至るのは全体のおよそ3% 弱であるという実践経験から、逆算して問い合わせ件数の目標設定をし、問い合わせの 段階では、里親としての資質は問わず、まずはその増加に努めている。

その達成に向けて、地域ごとの特徴に合わせて複数の戦略を立てるとともに、新たな問い合わせ件数、初回訪問件数、アセスメント及びトレーニング受講中の候補者数、登録件数等について、毎週末に厳密な進捗管理を行っている。また、問い合わせの結果、候補者となった方に対しては、丁寧なアセスメントとトレーニングを行い、最終的な里親登録について調整している。

リクルート活動に際しては、里親希望者は複数回、様々なルートで情報を得て、初めて問い合わせを行う傾向にあることから、チラシ、ポスター、SNS 等の発信手段に係るデザインを統一し、共通したイメージの形成に努めている。併せて、里親をめぐる地域の現状をイメージできるような内容とするとともに、養育里親という「生き方」を選びたくなるよう、養育里親が求められていること及びポジティブなイメージをわかり易く発信することを心がけている。

また、どの発信手段においても、連絡先をわかりやすく明記し、基本的に 24 時間 365 日いつでも問い合わせが受けられるようにしている。問い合わせのあった方へのアプローチについては、電話であればその場で、電子メール等であれば翌日までに対応するなど、速やかに行っている。

④ 里親希望者へのガイダンス

- 里親希望者に対しては、里親制度について丁寧に説明することはもとより、里親委託を必要とする子どもたちのニーズや行動特性と併せて、次に掲げる事項を説明し、 里親の役割について理解を促す。その際、子どもの成長及び発達にとっての家庭養育の重要性や、養育に関わる多様な支援者の必要性 、地域社会の中での養育の重要性を、里親が正しく理解できるよう配慮する。
 - ・ 子どもの健全な成長と発達のためには、特定の大人との安定かつ継続した関係を 提供すべきであること。特に愛着関係の基盤が形成される乳幼児期の養育環境は、 その後の心理・情緒面の成長に大きく影響すること。
 - ・ 子どもは特定の大人や、多様な養育支援者との安定した関係を持つことで、自己 が他者に受け入れられているとの安心感や信頼関係が得られ、自己肯定感や自信を 持つことができるものであること。
 - ・ 一方で、里親委託後、一定の時間の経過の中で、子どもの問題行動が表面化する ことがあるが、それは安心かつ安全な環境において起こりうるものであること。
 - 慣れ親しんだ環境から引き離されることが子どもに喪失感をもたらす可能性があること。
 - ・ 実親との協働は子どもの健やかな成長に貢献するものであること。年齢や発達に

応じて、ルーツの説明を含む生い立ちの整理を行っていく必要があること。養育里 親の場合は、家庭復帰を前提としていること、実親や親族等との面会交流は子ども の権利であることについて理解し、里親の役割を子どもの視点で考えること。

- ・ 子どもは家庭生活の中で、人間関係の構築や家庭の一員としての役割を担うこと、 様々な場面に対処することを通じて、人との信頼関係や将来の家庭を築く基盤を得 るものであること。
- ・ 年齢や発達に応じて、子どもの気持ちを配慮、尊重しながら生活支援、自立支援 を行っていく必要があること。家庭のみならず地域社会においても多様な経験の機 会を与え、子どもの自立を支援すべきであること。また、地域社会に対し、必要な ときには支援を求めるべきであること。
- ・ 地域で孤立することなく、必要に応じ地域からの支援が受けられるよう、地域での良好な関係作りに努めること。また、子どもが地域社会からも成長及び発達に必要なものを獲得することを理解し、学校及び保育所等の所属先はもとより、地域の子どもとの関係作りを積極的に行うこと。
- ・ 子どもは必ず成長するものであること。それは大きな成果であり、喜びであるこ と。

⑤ 里親希望者のアセスメント

- 里親希望者に対しては、里親の適性評価を含めたアセスメントを実施する。すなわち、ガイダンス等の過程において、里親になろうとする動機が、里親制度の趣旨や、希望する里親種別と合っているかどうか等、里親としての適性を丁寧に確認していく。その際、アセスメントの的確な実施がマッチングの前提となることに十分に留意する。
- アセスメントに当たっては、里親家庭の調査を実施する。調査に当たっては、深く プライバシーに踏み込む必要があるため、その必要性を説明し、里親希望者の了解を 得る。また、里親になる上での自覚や理解を促す場ともなることから、委託後に予想 される子どもの行動や家族関係の変化などを具体的に伝え、里親希望者自身が考える 機会とすることが必要である。

その際、家庭訪問調査は必ず行い、居住環境や近隣の環境について把握するととも に、同居している家族にも面会し、できるだけ意向を確認する。

- 調査の過程で、子どもの養育に不安が感じられる場合でも、価値観の変容や子ども への理解が進むことが期待できるようであれば、里親育成の観点で面接等を重ねるこ とも必要である。当初は十分な理解が得られない場合であっても、調査面接や研修を 通じて、子どもの養育や里親制度についての受け止めや理解を深める過程に寄り添う ことが、里親希望者のアセスメントを丁寧に行うことにつながることに留意する。
- アセスメントにおいては、里親として子どもを迎えたことで、家族関係や夫婦関係、 生活リズムに変化が生じる可能性があることについて、家族で助け合って乗り越えら

れるかを見極めることが求められる。

- また、里親の子どもの養育に対する考え方に偏りがないかどうかを確認していく。 具体的には、大切にしていること、妥協できないことや、育ってきた文化、地域の風 習、信仰、家族観等を調査や研修等の過程で引き出すとともに、マッチングや委託後 の支援のために、里親のこうした考え方について児童相談所との間で共通理解を持っ ておくことが必要である。
- アセスメントに当たっての着眼点は、以下の通りである。
 - ・ 社会的養護を必要とする子どもやその実親に対する適切な理解があり、誤解や偏 見はないか
 - ・ 養育里親の場合は、養子縁組とは異なり、子どもと実親等との関係を尊重することが求められることについて理解があるか
 - 多様な文化や価値観を受け入れる寛容度はあるか
 - ・ 里親委託が公的な養育であることについての理解があるか
 - 精神的な安定感があるか。適切なストレス対処行動がとれるか。
 - ・ 自己評価が適切にできているか
 - ・ 家族、親族及び友人との人間関係が適切に構築できているか。これらの者の理解 やサポートが得られるか
 - ・ 養育チームを組むために必要なコミュニケーション力があり、困ったときに助け を求めることができそうか
- なお、里親希望者の調査については、上記のほか、「里親委託ガイドライン」を参照の上、面接及び家庭訪問により実施し、調査者を含め複数の専門職で行う。また、必要に応じ、再調査の実施や、里親登録に向けての課題を理解してもらうための面接を重ねる。

民間フォスタリング機関における調査については、措置権者である児童相談所も、 家庭訪問及び面接調査に少なくとも一回は同席するなど、その内容を直接確認するこ とが必要である。

<アセスメントにおけるチェックポイントの具体例>

社会性	疎通性•理解度	夫婦関係•家族関係
予約をしての来所である 予約時間に合わせて来所できる 遅れる場合には連絡を入れることが できる	質問に対して、的確な回答ができる 里親相談受付票に的確に記入がで きている	里親登録について、家族間で思いを 共有できている

来所時の服装などが適切である 人との距離の取り方が適切である 関係機関との協力について、前向き に捉えられる	社会的養護の一環の制度であると いうこと、子どものための制度という ことを理解している	不妊治療についての考えや現状の 受け止めについて、夫婦間で合意 がある
オープンで健康的な会話の雰囲気がある	里親になりたい理由が自己都合だけではない 子どもを選びたい/実親との交流 は拒否したいといった考えに固執しない	夫婦のお互いが自分の意見を述べ 合うことができている 実子がいる場合は、実子に対して的 確な説明ができている(または、説 明する必要があることを理解してい る)
一方的な持論の展開や自己主張に 終始しない	家庭内に様々な変化が生じることに 思い至ることができる 年齢、経済面、健康状況、就労状況 など、自分たちの現状に応じた選択 ができる	親族や職場等に説明を行い、理解 を得る必要があることを理解している 単身の場合は、近くにサポートが得 られる親族や知人がいる

2. 登録前、登録後及び委託後における里親に対する研修

- 里親希望者には、調査と並行して里親登録前に研修の受講が必要であることを説明 し、受講を促す。また、研修受講後は、研修で習得した内容や反省点について、面接 等で言語化し、里親制度に対する理解を確認していくべきである。
- 里親登録後の研修を実施するに当たっては、里親のスキルアップを目指すとともに、 アセスメントの機会としても活用し、調査だけでは把握できない里親の強みや課題を 捉え、マッチングに活かす。
- 里親委託後の研修を実施するに当たっては、里親養育の中で、実際に里親が直面していることを取り扱うなど実践的な内容とすることが必要である。また、里親の相互交流はスキルアップに有効であり、テーマ別研修や、レクリエーションの機会を取り入れ、里親同士のピアサポートを通じて、知識の定着や互助関係の醸成に努める。
- なお、いずれの研修においても、養育技術や、真実告知等の里親養育を行う際に生じる課題だけではなく、子どもの権利保障、里親養育の最低基準及び被措置児童等虐待の防止等についても扱うこととし、理解や遵守を求めることが不可欠である。また、必ず演習を組み入れ、得た知識、気づき及び疑問等について里親間で話し合わせることで、理解を促す。研修担当者については、里親に対して研修内容を実践に活かすよ

う促すことができ、研修後も継続して支援者として協働できる者を選定することが効果を高める。

養育のスキルアップをはかるためのテーマ別研修の例 (里親登録前)

- ・虐待のトラウマやアタッチメント理論についての研修
- ・子どもの発達、発達障害についての理解を促す研修
- ・思春期の子どもの理解についての研修
- ・子どもの権利擁護、虐待防止についての研修
- ・里親養育の最低基準についての研修

(里親登録後・委託後)

- 「問題行動」とされる子どもの行動についての研修
- ・LGBTの子どもや若者を理解する研修
- ・真実告知やライフストーリーワークについての研修
- ・実親の心情について理解を深めるための研修
- ・親子関係再構築支援と里親の役割についての研修
- ・養育の振り返りをとおして、里親の強みや課題を知る研修
- ・自立後の関わりについて考える研修

3. 子どもと里親家庭のマッチング

- 子どもと里親家庭のマッチングは、フォスタリング業務の中でも、里親委託の成否 を左右する極めて重要な要素である。子ども、実親及び里親に対して、十分な情報の 提供を行うとともに、里親家庭と子どもの熟慮のための期間を確保することが必要で ある。
- フォスタリング機関は、リクルート、アセスメント及び研修において把握した里親家庭に関する情報を、児童相談所は、子どもの行動特性や子ども及び実親のニーズに関する情報を、子どもが児童福祉施設に入所している又は一時保護委託がなされている場合には、当該児童福祉施設におけるアセスメント情報を、それぞれ持ち寄り、役割分担を含めて十分に話し合い、細部にわたる情報共有に努めながら、適切なマッチングを図るべきである。
- 委託前交流支援の段階では、里親に対し、個人情報の保護に十分留意しつつ、子どもに関する情報や養育上の留意点を伝えたうえで、面会等の交流を実施し、子どもと 里親の関係づくりを段階的に行っていく。また、里親家庭における子どもを迎える準備を支援するとともに、子どもに対しても、生活環境の変化を受け入れ安心して里親

家庭で生活できるよう、子どもの気持ちを大切にしながら、必要に応じた支援を行う。 施設からの移行の場合、外泊を行う際は、外泊期間中に家庭訪問を実施するなどして、 状況の把握に努める。

- こうした過程を経て、児童相談所は、フォスタリング機関によるアセスメントを十分踏まえた上で、里親委託措置を決定する。
- なお、里親に一時保護委託を行う場合は、事前の情報が少なく、交流期間もないことから、委託後のフォローは特にきめ細やかに行う必要がある。

<児童相談所・児童養護施設(里親支援専門相談員)・児童家庭支援センターの連携 事例>

児童相談所が、里親委託とする方針を決めた後、児童養護施設への一時保護委託を活用し、約3か月間、子どもの生活支援を行いながら、児童養護施設の里親支援専門相談員と児童家庭支援センターが連携してマッチングを進めた。

マッチングに当たっては、児童相談所の支援方針の下に、里親支援専門相談員が支援しつつ、プレイルームを活用して面会を重ね、外出や外泊と段階的に交流を深めた。さらに、里親支援専門相談員が子どもとの関わり方などを里親に伝え、里親からの悩みに答える作業を繰り返し、里親と子どもの関係構築をサポートしながら、丁寧に里親委託につなげた。

里親委託後も、児童相談所と連携し、レスパイト・ケアの積極的な受入れ、実親との面会交流の拠点としてのプレイルームの活用、里親支援専門相談員による子どもと 里親双方への支援の継続などを行っている。

4. 里親養育への支援

① 基本的な視点

○ 里親委託後も、フォスタリング機関は、引き続き里親家庭との信頼関係の構築に努める。特に委託直後におけるきめ細やかな支援を行うことで里親養育に対する見通し や安心感をもたらすことが重要である。

また、里親養育が里親家庭という私的な生活の場で担われるということを十分に理解し、里親家庭に敬意を表しながら、支援に当たるべきである。その上で、里親家庭への支援に際しては、児童相談所との情報共有と連携は必須であり、フォスタリング機関は、必要に応じ児童相談所の担当者とともに家庭訪問を行うなどの対応を行う。

○ また、委託決定の権限をもつ児童相談所には相談しづらいといった里親の声がある ことも踏まえ、日常の細かな相談については、フォスタリング機関が相談機能を担う ことができるよう、里親が相談しやすい環境を作ることが必要である。このことは、 養育チームにおいて、チームで養育しているという意識を強め、里親の安心感を高めることにもつながる。一方で、実親による引き取りに関する判断はもとより、子どもの発達面及び情緒面の評価等については、児童相談所の関与が必要である。こうした場面に備え、児童相談所への報告やケース協議は密に行うとともに、関係機関との調整が適切に行われるよう留意する。

- 子どもへの支援としては、児童相談所の児童福祉司や児童心理司が実施する面接で行うものや、フォスタリング機関のソーシャルワーカーや心理職が実施する面接がある。そのため、子どもに対しては、それぞれの目的を明らかにし、どの人が自分の何を支援してくれるのか、どの問題を相談するときは誰が適切なのかがわかるように説明すべきである。また、実親との交流については、委託前に子どもに対し丁寧に説明するとともに、可能な限り子どもの意見を尊重すべきである。
- 子どもが思春期になると、里親に距離を置いたり、反抗したりする場面も増えてくるが、そのような場面において、フォスタリング機関のソーシャルワーカーは、子どもの気持ちや考えの聞き役となるとともに、子どもと里親の関係改善のきっかけを作り、調整役となることが期待される。
- なお、支援に当たっては、子どもの成長を養育チーム全体で確認するとともに、子 どもを含めてその成長を評価すべきである。

② 定期的な家庭訪問や電話

- 里親登録時、研修時及び委託時を通じて、定期的な家庭訪問や電話で養育状況の把握を行うことは、児童相談所及びフォスタリング機関の責務である。また、家庭訪問や電話を受け入れることは、養育者の権利であると同時に義務であり、このことを里親に伝え、同意を得る。その際、定期的な家庭訪問の目的、訪問時の面接内容及び頻度などを明確にしておく。
- (参考) 「里親委託ガイドライン」においては、訪問頻度について、「委託直後の2か月間は2週に1回程度、委託の2年後までは毎月ないし2か月に1回程度、その後は概ね年2回程度訪問する。そのほか、里親による養育が不安定になった場合などには、これに加えて必要に応じて訪問する。」とされている。
- 家庭訪問においては、ソーシャルワーカー等は、養育状況を把握し、里親が行っている努力に敬意を払いつつ、その内容を傾聴するとともに、必要な情報の提供を行う。また、子どもの意向を尊重しつつ、できる限り、子どもの生活空間を見せてもらうとともに、直接、子どもと里親の状況を確認する。なお、委託直後の密な支援が必要な時期には、訪問の頻度を高く設定し、養育期間や子どもの年齢等に応じて計画的、定期的に訪問することとし、養育状況に応じ、訪問頻度の増加や、電話の活用による密な状況把握に努めるなど、柔軟に対応することが求められる。

○ 里親は、児童相談所の家庭訪問の際、「関係がうまくいっているかどうかを見に来ている」等、評価されていると捉えがちであり、子どもを養育している中で感じる不安や、子どもとの関係がうまくいっていないことを隠そうとする心理が働くことがある。フォスタリング機関が児童相談所とは別の立場で里親支援を行うことのメリットとして、こうした心理に配慮しつつ、養育について相談しやすい体制が構築できること、子どもとの関係が深刻な状態になる前に具体的な支援が提供できることや、不調に至る前に関係を修復して不適切な養育を予防できることが挙げられる。こうしたメリットを活かすべく、フォスタリング機関では担当者と里親の信頼関係を築くことに重点を置き、児童相談所との情報共有を徹底すべきである。

③ 里親養育の状況に応じた支援のコーディネート

- 定期的な家庭訪問等による養育状況の把握と、里親・子どもとの信頼関係をベースにして、フォスタリング機関は個々の里親家庭の抱える課題、予見される課題、ニーズを把握し、これに対応する支援を提供すべきである。この支援は、フォスタリング機関だけで対応できるものではなく、フォスタリング機関には、様々な支援のコーディネートを行うことが求められる。
- 具体的なコーディネートの例としては、児童相談所や市区町村へのつなぎ、地域の 社会資源の紹介、手続き等に関する具体的な支援、子どもが通う保育所等や学校等と の調整、レスパイト・ケアや家事支援の活用、研修や里親の相互交流の場の紹介及び 参加調整などが挙げられる。
- このような支援を複数の機関で連携して展開するためには、活用可能な社会資源の 状況を日頃から把握し、関係機関とのネットワークを形成し、支援が円滑に受けられ るような関係づくりに努めることが必要である。具体的には、里親委託直後に「応援 ミーティング」を実施するなどして、各機関の支援のマネジメント、各機関のメンバ ーとの顔合わせ、里親家庭と各機関が互いに知り合い、情報を共有する機会を設ける とともに、こうした機会を継続的に設けるべきである。
- 対応の難しい子どもを抱えている場合、里親が被害感や行き詰まりを感じていることもある。誠実に時間をかけて気持ちを聴き取り、大切にされたという実感を持つことができるように関わるべきである。レスパイト・ケアについては、支援が必要な状況にもかかわらず、責任感から利用を躊躇することのないよう、委託前に支援を求めることの大切さを伝えるとともに、利用の声かけを行う。また、レスパイト・ケアを活用する場合、できる限り、子どもにとっての負担とならないよう、例えば、あらかじめ子どもとレスパイト・ケアの受入先との交流を行うことや、日頃から交流のある特定の里親家庭を活用すること、子どもがかつて入所していた施設を活用することが考えられる。

- 子どものニーズに関する支援としては、教育、医療、障害に関するものが中心になる。軽微な傷病については、児童相談所及び実親に必ずしも報告しなければならないものではないが、特別支援教育や一定以上の医療行為については、児童相談所及び実親への報告が必要となるほか、実親の同意が必要となる場合もある。障害児通所支援に関しては、通常は市区町村が受給者証を発行し契約が行われるが、里親に委託された子どもの場合は、児童相談所の意見を求め、市区町村の措置を受けることとなっていることに留意が必要である。なお、レスパイト・ケアのサービスの提供自体は、必ずしもフォスタリング機関が行わなければならないものではないが、施設がフォスタリング機関を担う場合には、レスパイト・ケアのサービスの提供を含めた一体的な支援ができるというメリットがある。
- どれほど丁寧にアセスメントやマッチングを行ったとしても、里親が想定していなかった課題が表出することもある。里親の柔軟性を引き出し、里親が子どものニーズに敏感に気づくことができるよう、里親を含めた養育チームのスキルアップの機会を持つべきである。

くレスパイト・ケアの積極的な活用と関係機関の連携事例>

児童相談所と連携しながら、養育里親のレスパイト・ケアの受入れを積極的に行う中で、里親支援専門相談員が子どもの変化を的確にキャッチし、里親や児童相談所への伝達、里親家庭への訪問、児童相談所への面接の依頼などを行い、子どもへの支援に努めている。併設の児童家庭支援センターでは、地域支援の拠点としての強みを活かして、学校との連携も図っている。

<関係者の連携(里親家庭応援会議)による支援事例>

・ 支援対象の子ども

子どもは2歳。低体重で出生し、母子保健制度による健診や児童相談所による発達検査において、発達が遅れていくことが予測された。

委託調整

児童相談所より、当該子どもの発達について丁寧に説明した上で、里親へ委託を 打診。当該里親は特別養子縁組を希望していたが、養育里親として関係機関の支援 を継続的に受けられることを前提に委託を受け入れた。

- 里親支援機関
 - 乳児院に付置されている児童家庭支援センターが受託。
- ・ 支援のコーディネート

担当児童福祉司は、当該里親の同意を得て、当該里親が居住する市の家庭児童相談室の相談員に状況を説明し、里親委託後の支援として、市による当該子どもの発達状況のフォローを行うこと、療育教室や保育所を利用できるようにすることなどを求めた。

併せて、児童相談所が、市母子保健関係・家庭支援関係課、保育所、民生委員・ 児童委員、地域里親会、里親支援機関、乳児院の里親支援専門相談員による「里親 家庭応援会議」を定期的に開催した。

児童相談所と協議の上、里親支援機関と乳児院の里親支援専門相談員が隔週で訪問するとともに、里親から相談があれば随時訪問する体制や、療育教室に同行するなどの見守り体制を整えた。養育状況は県が開催する「里親支援事業実務者会議」にて報告、共有した。里親支援機関の心理訪問支援員の支援を得て、児童相談所及び里親が自立支援計画を作成した。

里親支援機関が呼びかけ、特別養子縁組成立後の家庭や、養子縁組里親として里親委託を受けている家庭の交流機会である「里ママサロン」を開催し、交流の機会をもうけた。この際、里親支援機関が保育を行うことにより、当該子どもの様子の観察を行い、必要な支援の把握を実施した。さらに、児童家庭支援センターが行う「子育てサロン」への参加を呼びかけた。

④ 子どもと実親との関係性に関する支援

○ 法第3条の2において、「児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない」とされており、この規定は、子どもが里親に委託された後も同様に適用される。また、法第48条の3において、「施設長及び里親等は、入所・委託児童やその保護者に対し、関係機関と連携しつつ、親子の再統合等のための支援を行わなければならない」旨が規定されており、フォスタリング機関には、子どもの養育者である里親が、実親との協働の大切さを見失うことのないように支援し、実親を協働に招き入れる働きをすることも期待されている。面会交流等の場面において、里親、実親及び養育チームの構成員が互いを尊重し合い、安定した

協働関係を形成することが、子どもの不安の緩和にも資することも考慮し、積極的な 支援を行うべきである。

- 実親は、里親委託を決断した後も、その選択について悩んだり、親としての自分を 否定的に捉えたり、子どもを養育できない自分に自信をなくし、劣等感や罪悪感を抱 いていることがある。また、里親に子どもを取られてしまうのではないかと恐れるこ とや、子どもとの関係が変化することへの不安感を持つことも多い。こうした実親の 気持ちを受容し、整理することや、里親委託の目的や今後の見通しについて、可能な 限り実親の参加の下で検討し、共有するべきである。
- 里親に対しても、子どものパーマネンシー保障及び権利保障のために、実親との交流が重要であることについて、十分に認識してもらうため、様々な研修の機会を通して、具体的に伝える。併せて、里親委託の時点においては、家庭復帰の目処や計画はもちろん、子どもと実親との面会交流について、頻度、場所、内容及び交流方法を明確にするとともに、子どもを担当する児童福祉司、フォスタリング機関のソーシャルワーカー、里親、実親及び子ども本人の間で共有しておくべきである。
- 子どもが要保護状態に至った背景や、実親と子どもの関係性は様々であり、子どもと実親の面会交流そのものに制限が必要な場合もある。また、里親と実親が直接連絡を取ることや、里親の個人情報を実親に提供することについては、リスクが高いと判断した場合には、必要に応じ調整を行う。
- 子どもが実親との面会交流の前後に不安定になることは、たとえ親子関係が良好であっても生じうる。交流前後の子どもの心の動きについて、里親が受け止め、適切な対応を行えるよう支援する。
- 実親の多くが様々な生活問題を抱えていることを踏まえれば、これに巻き込まれれば、子どもの養育や里親家庭の生活が不安定になりかねない。フォスタリング機関は、こうした状況が生じないよう、里親の実親への対応に関し、子ども、実親及び里親それぞれの立場から状況を把握し、必要に応じて調整を行う役割を担う。
- なお、児童福祉施設は、面会交流の支援について、これまで実践してきた親子関係 再構築支援に関するノウハウや知見の蓄積があるほか、宿泊も含めた親子交流の場の 提供も可能であるなど、面会交流の調整や立ち会いの役割を担うために必要な資源を 有していることから、これを十分に活用すべきである。
- ⑤ 里親家庭での養育が不安定になった場合や虐待など不適切な養育があった場合の対応
- 委託までに丁寧な準備を行い、フォスタリング機関による継続的な支援の下で子ど

もの養育を実施していても、里親と子どもの生活においては様々なことが起こりうる。 また、不適切な養育により、里親委託を解除する判断が必要となる場合もある。

- 里親の委託前のアセスメントにかかわらず、実際に養育が始まってから里親の課題が判明することもある。同様に、子どもの委託前のアセスメントも、一時保護所や施設といった集団場面でのアセスメントが中心であり、家庭環境で初めて表出されるものもある。実親も同様で、里親委託後に、事情が変化することは大いにあり、予定していた委託期間が変更になる等、様々な状況の変化が想定される。
- 里親養育の継続又は委託解除若しくは措置変更のいずれの方針を採るかの判断は非常に難しく、フォスタリング機関の専門性や児童相談所との連携の質が問われる。こうした状況を里親、フォスタリング機関及び児童相談所が連携して適切に解決していくことは、専門性と連携の質を高めることにもつながる。また、判断には一定の時間がかかることが想定されるが、里親と子どもの関係が不安定な状態で生活をともにしていることに留意し、早急に対応すべきである。
- 里親家庭での養育困難については、i子どもの養育上の要因、ii 里親及び里親家庭側の要因、iii 実親との関係に関する要因が挙げられ、それぞれについて、次のような対応が必要である。

(i 子どもの養育上の要因による場合)

- ・ 子どもの言動、里親に向けられる態度、学校及び保育所等でのトラブルが挙げられる。こうした要因に対して、里親が養育困難を感じ、里親の心身の疲弊やバーンアウトが生じる、又は不適切な養育に発展するといったことが起こりうる。子どもの言動の背景は、元の家庭でのルールや文化に根ざしたものから、発達障害、愛着障害、虐待による心身の影響まで様々である。特に、虐待ケースの場合は、トラウマの再現性に影響された対人関係様式やコミュニケーションのパターンが里親家庭においても再演されることがしばしばあり、知らず知らずに里親が巻き込まれてしまう。
- ・ また、里親家庭での養育過程において、生い立ちについて十分に知らされておらず、思春期になって、これらの事実に触れることによって、子どもが動揺し、不安 定になることもある。
- ・ まず行うべき予防策としては、養育上の難しさや困難を、里親が早い段階で、フォスタリング機関のソーシャルワーカーに相談できるようにすることであり、そのためには、委託時に想定される子どもの特徴や行動パターンについて、あらかじめ具体的に知らせておくべきである。
- ・ 生い立ちや実親の状況等を子どもに伝えることについては、子どもの年齢や発達 の状況に応じ、その伝え方や時期について、十分に相談しておくとともに、現にこ うした問題に直面した時には、里親がひとりで悩みや葛藤を抱え込むことのないよ

- う、日頃からの相談しやすい環境づくりに努める。
- ・ さらには、委託前には想定していなかった問題行動が表われることもある。里親 は予想外の子どもの行動に戸惑い、知らせてくれなかった児童相談所に対する不信 感が高まりかねないが、フォスタリング機関のソーシャルワーカーは、担当児童福 祉司や担当児童心理司と十分な連携を保ちつつ、里親の労を労いながら、十分な説 明と明確な対応策を提案するとともに、今後の見通しを伝える等、里親と信頼関係 が維持できるように努める。その際、子どもと里親の双方から聞き取りを行い、そ れを踏まえた援助方針を検討すべきである。
- ・ 里親にとって、児童相談所に子どもの養育がうまくいっていないことを相談することは、里親としての適性やスキルの評価を下げることになるのでは、といった心理的な抵抗がある場合もある。フォスタリング機関は、児童相談所とは別の立場で養育にかかわることで、里親から日頃の悩みや不安について相談を受け、不調に至る前に適切な支援を提供しやすくなる。レスパイト・ケアや一時保護の活用を促すとともに、子どもの成長を的確かつ正当に評価して喜び合う、といった丁寧な支援を行い、里親養育の不調を未然に防ぐことが期待される。
- ・ 施設から里親委託に移行した子どもについては、施設がレスパイト・ケアの受入 先として対応すること等により、里親養育の不調の防止のほか、子どもの成長をよ り具体的に評価する役割も担うことができる。レスパイト・ケアについては、子ど もとの関係構築を通じて、里親委託継続の可能性を探るなど、積極的に活用される ことが期待される。
- ・ 養育困難な状況の克服は、里親のスキルアップや子どもの理解を深めるチャンスになりうることから、フォスタリング機関は、問題の解決後、里親及び子どもとともに振り返りを行う。一方、解決が困難で、里親家庭の疲弊や不適切な養育の状況、里親に対するネガティブな感情が子どもから表われた際には、フォスタリング機関と児童相談所双方で十分に情報を共有しながら、対応方針を検討する。

(ii 里親及び里親家庭側の要因による場合)

- ・ 里親又は同居家族の事故、病気、介護、死亡、転勤、失業、配偶者間の不和や離婚など様々な事態が生じる可能性がある。絶えず変化する里親の家庭状況が、子どもの養育に影響を及ぼすことに留意し、フォスタリング機関は、里親家庭のモニタリングを定期的に行う。
- ・ フォスタリング機関のソーシャルワーカーは、里親家庭に大きな出来事や変化が 生じた際には、逐次報告を受けるような信頼関係を日常的に保っておくことが必要 であり、地域の社会資源や支援制度等に関する必要な情報提供や支援を心がける。
- ・ 家族の関係性、夫婦間の人間関係や実子に関連して生じる問題も、子どもの養育 に影響を及ぼす可能性がある。里親自身が、精神的な余裕が少なくなり、委託され

ている子どもに抱くネガティブな感情やストレスについて、ソーシャルワーカーに 相談することができるような関係性を構築すべきである。

(iii 実親との関係による要因による場合)

- ・ 実親と子どもの関係、実親と里親の関係又は実親と児童相談所の関係の変化により、養育困難となる事態も生じる可能性がある。里親家庭での生活が安定し、子どもの感情表現や言語表現が活発になるにつれ、子どもと実親の関係も変化する。その結果、実親と子どもの関係に影響を与え、実親が予定よりも早い家庭復帰を求めたり、子どもが家庭復帰を求めたりすることがある。実親の影響を受けることで子どもに変化が生じ、そのことを里親が養育困難と感じることもある。里親、フォスタリング機関のソーシャルワーカー及び担当児童福祉司が情報を共有し、子どもと実親の関係の変化を見落とさないようにしなければならない。こうした変化を踏まえ、養育チームとして、常に子どもにとって最も望ましい養育方針となっているかをアセスメントし、里親養育の継続か家庭復帰か、また、里親養育を継続する場合にはその養育方針について、改めて検討する。
- 虐待を受けて心身に深い痛手を負っている子どもや、何らかの事情で家庭における 養育が困難になり、里親に委託された子どもに対し、安全なはずの里親家庭において、 虐待が行われるということは絶対にあってはならない。フォスタリング機関は、里親 や子どもの小さな変化を見逃さず、早期に状況を把握し、必要な支援を行うことによ り、委託された子どもへの虐待の発生予防に努める。その際、里親自身のみならず、 同居家族からの虐待の可能性があり得ることにも留意して対応する。不適切な養育が 疑われる場合には、適時適切な対応を行うとともに、児童相談所と情報を共有し、迅 速に今後の対応方針を検討する。

⑥ 里親委託が不調となった場合の対応

- 児童相談所は、里親委託の継続又は委託解除若しくは措置変更の判断に当たり、フォスタリング機関によるアセスメントを踏まえることになるため、フォスタリング機関は、その判断に資するよう、十分なアセスメントを行う。
- 委託解除は、子どもにとって、現在の生活環境の喪失体験であり、次の養育の場への適応が必要となるため、養育チームとして、子どもに対し、事情に応じた丁寧かつ十分な説明を行うとともに、意見を聴くことに努め、子どもの尊厳を大切にし、子どもが無力感や罪悪感をもたないように配慮すべきである。
- 加えて、次の養育の場への移行においては、児童相談所が中心となって、新しい環境への適応がしやすいよう丁寧に支援する。また、委託解除後の子どもへの対応については、子どもの心理的ダメージに留意し、子どものケアについて具体的に検討のうえ、時機を逃さず対応することが必要である。

○ 里親についても十分にフォローするべきであり、時機をみて、時間をかけて、不調に至った要因、経緯、背景等を振り返り、整理することにより、不調を当該里親の責任に帰することなく、養育チーム全体として受け止められるよう支援することが大切である。課題整理やスキルアップを試みた上で、次の委託の可能性を探ることが、里親の自信の回復とモチベーションの維持につながる。

⑦ 里親の喪失感への配慮

- 委託解除は、里親に一定の喪失感を生み出す。特に、予定外の家庭復帰や委託解除の場合には留意が必要である。里親の喪失感についての配慮が適切になされなければ、委託解除方針に対して、実親や決定を行った児童相談所との関係が不安定になることもある。養育期間の長短に関係なく、子どもとの別離に対する様々な感情がソーシャルワーカーに対して言語化されること、その感情は当然であることとしてサポートされることが、円滑な委託解除につながり、子ども自身も安心して、次の環境に向かうことができる。
- 委託解除前後の里親自身の感情の問題や、委託解除前後に受けられるサポートについては、研修等の場であらかじめ触れておく必要がある。
- 里親の喪失感だけでなく、子どもにとっても、里親家庭での経験を振り返ることは、子ども時代の記憶や記録、思い出といった歴史に空白を作らないようにするために必要であり、児童相談所が中心となって、可能な範囲で里親家庭とのつながりを保ち続けるよう努める。
- ただし、委託解除後の里親と子どもの関係は、一律に決められるものではない。実 親が里親に信頼感を十分持っている前提で、委託解除後も子どもと里親が交流してい る場合もあるが、実親が里親に対して競合的な感情を持つ場合や、養育者としての自 信のなさから、子どもと里親が交流することを望まない場合もある。このような場合、 子どもが実親と里親の間で板挟みになることもあるので、子どもの今後の生活にとっ て、里親とどのような関わりを持つのが良いのかをアセスメントすることが重要であ る。その結果、里親には、事情を説明して委託解除後の交流を控えるよう助言する場 合もある。
 - そうした場合でも、プライバシーに十分配慮しながら、その後の子どもの様子を 里親に伝えることは有用である。例えば、委託解除後であっても、子どもが希望す る場合には、当該子どもの実親の了承の下で、手紙の交換、互いの現況を写真で知 らせ合うことなどを積極的に検討すべきである。
 - また、里親養育及びチーム養育の振り返りを丁寧に行い、「里親家庭における養

育期間があったからこそ、子どもが成長することができた」「子どもが家庭生活を 経験出来たことは、子どもの中で生き続ける」といったように、具体的に里親養育 の成果を伝えることで、里親の喪失感が軽減されるとともに、里親のスキルアップ や次の委託へのモチベーションの継続にもつながる。

Ⅷ. 「里親支援事業」の活用

1. 里親支援事業について

- 平成 28 年児童福祉法改正で、都道府県(児童相談所)の業務として法定化された 里親支援について、里親制度の広報啓発等による里親開拓から、里親と児童のマッチ ング、里親に対する訪問支援等による自立支援に至る里親支援が実施できるよう、里 親支援事業(児童虐待・DV対策等総合支援事業費)が事業化されている。
- この里親支援事業は、児童福祉法第 11 条第 2 項へに掲げる都道府県(児童相談所) の業務を踏まえ、以下の5つの事業内容で構成されている。フォスタリング業務の実施に当たっては、民間フォスタリング機関に委託する場合を含め、都道府県等において、これらの事業を積極的に活用されるよう検討されたい。国としても、本事業の活用状況等を踏まえ、必要な見直しを検討する。
- また、本事業の実施に際しては、児童相談所の里親担当児童福祉司や施設に配置されている里親支援専門相談員(児童入所施設措置費)と連携した取組により、より効果的な支援が期待できる。
- なお、この里親支援事業を活用し、養子縁組に関する相談・支援も実施することも 可能である。

2. 里親支援事業の具体的な内容

- 里親支援事業の具体的な内容は、以下のとおりである。
 - ・ 里親制度等普及促進事業 里親制度の広報啓発活動により新たな里親を開拓するとともに、里親に対する登
 - 里親委託推進等事業

録前の研修や更新研修等を実施する。

委託先の候補となる里親家庭の選定、委託の打診と説明、子どもと里親の面会を 実施するとともに、委託児童の自立に向けて、里親や委託児童本人の意向を踏まえ 効果的な自立支援計画を作成する。里親等委託調整員及び委託調整補助員を配置す ることが可能である。また、都道府県管内の新規里親委託件数が 15 件以上の場合、 次の委託件数区分(15 件以上 30 件未満、30 件以上 45 件未満、45 件以上) に応じて補助が加算される。

・ 里親トレーニング事業

未委託里親に対して事例検討やロールプレイ、実習などのトレーニングを実施することにより、養育技術の維持、向上を図る。里親トレーナーを配置することが可能である。

• 里親訪問等支援事業

里親家庭や養子縁組家庭などを定期的に訪問し、相談に応じるとともに、子どもの状態の把握や里親等への援助を行う。また、里親等が集い、養育についての話し合い等相互の交流を定期的に行い、情報交換や養育技術の向上を図る。里親等相談支援員及び心理訪問支援員を配置することが可能である。

共働き家庭里親委託促進事業

企業に働きかけ、里親委託と就業の両立が可能となるような仕組みづくりを官民 連携の下、共有し、分析・検証し、その成果を全国的に普及拡大する。 支援等を行うことなど、施設の多機能化・機能転換を図ることにより、更に専門性を高めていくことが期待されている。

以降の予算において、安定的な財源の確保に向けて、引き続き最大限努力し、それらを踏まえて、本書も逐次改正。

し、「できる限り良好な家庭的環境」において、高機能化された養育や保護者等への支援を行うとともに、里親や在宅家庭への

この「進め方」は、平成30年度予算において可能である措置費等の活用方法、職員配置、運営方法などについてとりまとめ、

取組を更に進めていくためには、必要な財政支援の在り方が課題。厚生労働省は、これらの課題への対応について、2019年度

改正児童福祉法に基づく家庭養育優先原則の下では、施設の役割・機能を縮小させるものではなく、これまで以上に専門的で

具体的には、乳児院・児童養護施設においては、地域におけるニーズや資源の状況、自らの「強み」・「弱み」も踏まえつつ、以下の具体的な姿を念頭に、施設長等のリーダーシップの下、施設職員とともに、「地域の社会的養育を支える専門的な拠

・ 乳児院や児童養護施設については、家庭養育優先原則を進める中においても、施設での養育を必要とする子どもの養育に関

高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けて目指すべき方向性

円滑に取組を進められるよう、施設及び自治体関係者向けのマニュアル、参考資料として提供。

- · 家庭での養育が困難な子ども及び年長で今までの経緯より家庭的な生活をすることに拒否的になっている子どもに対して、 早期の家庭復帰や里親委託等に向けた専門的な支援や自立支援を含め、更に専門性の高い施設養育を行うこと。
 - ・・そのための専門性のある職員の配置及び小規模かつ地域分散化を推進すること。
 - <u>多機能化・機能転換の方向性</u> ・ 更に専門性を高めた上で、地域における家庭養育の支援を行うこと。
 - 具体的には、地域の実情等に応じ、以下に取り組むこと。

点」となるよう、自らの施設を変革していくことを目指していくべき。

①一時保護委託の受入体制の整備

幅広くしていくことが求められる。

施設養育の高機能化の方向性

第I

- ②養子縁組支援やフォスタリング機関(里親養育包括支援機関)の受託をはじめとする里親支援機能の強化
- ③市区町村と連携した在宅支援や特定妊婦の支援強化

第Ⅱ 取組を進める上で活用可能な予算制度

- -高機能化及び多機能化・機能転換に向けた以下の取組を進める上で、現在、活用可能な予算制度の要件や補助額等を紹介。
- 1. 職員配置・専門職の配置の充実、小規模かつ地域分散化による養育機能の高機能化
- 2. 在宅支援機能や里親支援機能をはじめとする多機能化・機能転換

第Ⅲ 改正児童福祉法や高機能化及び多機能化・機能転換を踏まえた小規模かつ地域分散化の更なる推進

- 1. 各施設が策定している小規模化・地域分散化に向けた計画を小規模かつ地域分散化に向けて見直し。
- 2. 今後計画される施設の新築や改築、増築の際には、小規模かつ地域分散化された施設の設置を優先。
- 的に本体施設のユニット化を経て独立させていく場合にも、概ね10年程度で地域分散化及び多機能化・機能転換を図る計画を、 人材育成も含めて策定するよう求める。過渡的にユニット化する場合でも、 ・ 同一敷地内での戸建て住宅型又はグループごとに独立した玄関のある合築型の施設内ユニットとするなど、生活単位を独立

3. 小規模かつ地域分散化等を進める過程で、人材育成の観点から、本体施設から順次分散化施設を独立させていく場合や、過渡

- 同一敷地内での戸建て住宅型又はグループごとに独立した玄関のある合築型の施設内ユニットとするなど、生活単位を独立 させるとともに 地域社会との良好な関係性の構築を十分に行う
- といった工夫を行うよう求める。 4. 既存の施設内ユニット型施設についても同様に、概ね10年程度で地域分散化等を図る計画の策定を求める。その際、既存ユ
 - . 既存の施設内ユニット型施設についても同様に、概ね10年程度で地域分散化寺を図る計画の東定を求める。その際、既存ユニットは、多機能化・機能転換に向けて積極的に活用を進めていく。
- ・ ケアニーズが非常に高い子どもに専門的なケアを行うため、心理職や医師、看護師などの専門職の即時の対応が必要な場合 には、生活単位が集合する場合もあり得る。
 - ・ このような場合においても、十分なケアが可能になるように、できるだけ少人数(将来的には4人程度まで)の生活単位とし、その集合する生活単位の数も大きくならない(概ね4単位程度まで)ことが求められている。そのため、厚生労働省としては、2019年度以降の予算において、引き続き検討し、安定的な財源の確保に向けて、最大限努力。

第Ⅳ 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた職員の人材育成

- · 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を通じて「地域の社会的養育を支える専門的な拠点」への変革を進めるうえでは、それを担う職員の人材育成や確保が必要不可欠。人材育成に向けて、現在、活用可能な予算制度等を紹介。
- ・ 厚生労働省においては、職員の人材育成に向けて、職員向けの研修プログラムの開発や指導者養成研修の実施等に取り組んでいくこととしており、都道府県等においても、人材育成の機会の確保に努める。

第V 計画的な推進に向けて

※小規模かつ地域分散化の例外

・ 都道府県等においては、各施設の高機能化及び多機能化・機能転換に向けた計画や、小規模かつ地域分散化を進める計画の見 直しの検討状況・課題等について随時ヒアリングを行うことにより、個々の実情を把握し、関係者との間で綿密な協議を重ねな がら、適宜適切な助言や支援を行い、各施設において具体的かつ実現可能な計画が策定されるよう配慮。

子発 0 7 0 6 第 3 号 平成 3 0 年 7 月 6 日

都 道 府 県 知 事 各 指 定 都 市 市 長 殿 児童相談所設置市市長

> 厚生労働省子ども家庭局長 (公 印 省 略)

「乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模 かつ地域分散化の進め方」について

平成 28 年の児童福祉法等の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 63 号)において、子どもが権利の主体であることが位置付けられるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明記された。

また、児童福祉法等の抜本的な改正を受けて、平成 29 年8月に「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において、今後の社会的養育の在り方を示す「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられた。

これまで、施設の専門性を活かし、子どもを保護し、養育する重要な役割を担ってきた乳児院や児童養護施設については、家庭養育優先原則を進める中においても、施設での養育を必要とする子どもの養育に関し、「できる限り良好な家庭的環境」において、高機能化された養育や親子関係再構築に向けた保護者等への支援を行うとともに、里親や特別養子縁組を含む在宅家庭への支援等を行うことなど、施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を図ることにより、更に専門性を高めていくことが期待されている。

このため、今般、乳児院・児童養護施設において、円滑に取組を進められるよう、施設及び自治体関係者向けのマニュアル、参考資料として、「乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の進め方」を別添のとおり取りまとめたので、通知する。

貴職におかれては、内容について御了知いただき、児童相談所はじめ管内の市区町村、乳児院や児童養護施設等の関係機関に対し周知を図るとともに、別途通知している「都道府県社会的養育推進計画」の策定と併せて、乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けて、一層の取組をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能 転換、小規模かつ地域分散化の進め方

はじめに: 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けて目指すべき 方向性

第 I 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けて目指すべき方向性

- 1. 高機能化及び小規模かつ地域分散化のあり方
- 2. 多機能化・機能転換のあり方
 - ①一時保護委託の受入体制の整備
 - ②養子縁組支援やフォスタリング機関の受託をはじめとする里親支援機能の強化
 - ③市区町村と連携した在宅支援や特定妊婦の支援強化

第Ⅱ 取組を進める上で活用可能な予算制度

- 1. 職員配置・専門職の配置の充実、小規模かつ地域分散化による養育機能の高機能化 ①施設養育の専門性の強化
 - ②年長児等の自立支援や退所児童に対するアフターフォロー体制の強化
- 2. 在宅支援機能や里親支援機能をはじめとする多機能化・機能転換
 - ①一時保護委託の受入体制の整備
 - ②養子縁組支援やフォスタリング機関の受託をはじめとする里親支援機能の強化
 - ③市区町村と連携した在宅支援や特定妊婦の支援強化

<u>第Ⅲ 改正児童福祉法や高機能化及び多機能化・機能転換を踏まえた小規模かつ地域分散</u> 化の更なる推進

第Ⅳ 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた職員の人材育成

- 1. 施設における職員の人材育成を進めるために求められる今後の取り組み
- 2. 施設における人材育成を進める上で活用可能な研修等

第V 計画的な推進に向けて

(参考)乳児院・児童養護施設における取組事例

はじめに: 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けて目指すべき 方向性

- ・ 平成 28 年に児童福祉法等の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 63 号。以下「改正児童福祉法」という。)が全会一致で成立した。この改正児童福祉法においては、昭和 22 年の制定時から見直されてこなかった理念規定を改正し、子どもが権利の主体であることを位置付けるという大きな視点の転換がされるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明記された。
- · 子どもの家庭養育優先原則を規定した児童福祉法第3条の2では、
- ① 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、 児童の保護者を支援しなければならない。
- ② ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、
- ③ 児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては 児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、
- 必要な措置を講じなければならないこととされた。
- ・ これら児童福祉法等の抜本的な改正を受けて、「社会的養護の課題と将来像」を全面 的に見直し、改正児童福祉法に基づく新たなビジョンを提示するため、「新たな社会的 養育の在り方に関する検討会」が設置され、平成29年8月に、今後の社会的養育の在 り方を示す「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられた。
- ・ 「新しい社会的養育ビジョン」では、子どもの最善の利益を念頭に、改正児童福祉法に基づく社会的養育の全体像が示され、市区町村における子ども家庭支援体制の構築や児童相談所改革等に加え、一時保護改革、里親への包括的支援体制の在り方としてフォスタリング機関事業の構築、乳児院等の施設の高機能化及び多機能化・機能転換、パーマネンシー保障としての特別養子縁組の推進と養親や子どもへの支援、子どもの自立支援など、改正児童福祉法の理念等を具体化するとともに、実現に向けた改革の工程と、里親等委託率(乳幼児 75%、学童期以降 50%)や特別養子縁組の成立件数(年間 1,000 件以上)等の具体的な数値目標が示された。
- また、「新しい社会的養育ビジョン」では、「できる限り良好な家庭的環境」である施設入所対象となる子どもは、家庭での養育が困難な子ども及び年長で今までの経緯より家庭的な生活をすることに拒否的になっている子どもとされ、家庭養育を優先させるため、そのような施設の入所期間は、乳幼児は数か月以内、学童期以降は1年以内、長くても3年を原則とするとされた。そのような子どもへのケアを実現するために、原則として概ね10年以内を目途に、小規模化(最大6人)・地域分散化し、常時2人以上の職員配置を実現し、更に高度のケアニーズに対しては、迅速な専門職(医師等)対応ができる高機能化を行い、生活単位は最大4人の小規模で4施設までの集合で行うべきとされている。
- これまで、施設の専門性を活かし、子どもを保護し、養育する重要な役割を担ってきた乳児院や児童養護施設については、家庭養育優先原則を進める中においても、施設での養育を必要とする子ども(家庭での養育が困難な子ども及び年長で今までの経緯より家庭的な生活をすることに拒否的になっている子ども等)の養育に関し、「できる限り良好な家庭的環境」において、高機能化された養育や親子関係再構築に向けた保護者等への支援を行うとともに、里親や特別養子縁組を含む在宅家庭への支援等

を行うことなど、施設の多機能化・機能転換を図ることにより、更に専門性を高めていくことが期待されている。

- ・ 施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化は、子どもの最善 の利益を保障するためのものであることを関係者は共有すべきである。
- ・ この「乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の進め方」は、「社会的養護の課題と将来像」を全面的に見直し、改正児童福祉法や「新しい社会的養育ビジョン」で示された基本的な考え方を踏まえ、乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の目指すべき方向性を中心に記述し、施設及び自治体関係者との認識を共通とするとともに、平成30年度予算において可能である措置費等の活用方法、職員配置、運営方法などについてとりまとめ、円滑に取組を進められるよう、施設及び自治体関係者向けのマニュアル、参考資料として提供するものである。
- ・ 本書は、平成30年度の予算・制度を前提としたものであるが、家庭養育優先原則の 徹底に向けて、乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模か つ地域分散化を更に進めていくためには、これらに必要な人員配置をはじめ、必要な 財政支援の在り方が課題となってくる。厚生労働省としては、これらの課題への対応 について、2019年度以降の予算において、安定的な財源の確保に向けて、引き続き最 大限努力していくこととしており、それらを踏まえて、本書も逐次改正していく。
- ・ また、各施設は本書を参考として検討を進めていくことになるが、実現のためには都 道府県等においても、積極的に予算措置を講じていくことが必要となる。
- · こうしたことを通じて、都道府県等や各施設においては、地域の実情を踏まえて、 関係者と十分に協議の上、積極的に検討・計画し、取り組んでいただきたい。

- ・ 改正児童福祉法に基づく家庭養育優先原則の下では、施設の役割・機能を縮小させるものではなく、これまで以上に専門的で幅広くしていくことが求められる。
- ・ 具体的には、乳児院・児童養護施設においては、地域におけるニーズや資源の状況、自らの「強み」・「弱み」も踏まえつつ、都道府県等とも調整の上で、以下の具体的な姿を念頭に、施設長等のリーダーシップの下、施設職員とともに、「地域の社会的養育を支える専門的な拠点」となるよう、自らの施設を変革していくことを目指していくべきである。

施設養育の高機能化の方向性

- ・ 家庭での養育が困難な子ども及び年長で今までの経緯より家庭的な生活をする ことに拒否的になっている子どもに対して、早期の家庭復帰や里親委託等に向けた 専門的な支援や自立支援を含め、更に専門性の高い施設養育を行うこと。
- · そのための専門性のある職員の配置及び小規模かつ地域分散化を推進すること。

多機能化・機能転換の方向性

- · 更に専門性を高めた上で、地域における家庭養育の支援を行うこと。
- ・ 具体的には、地域の実情等に応じ、以下に取り組むこと。
 - ①一時保護委託の受入体制の整備

- ②養子縁組支援やフォスタリング機関(里親養育包括支援機関)の受託をはじめとする里親支援機能の強化
- ③市区町村と連携した在宅支援や特定妊婦の支援強化
- ・ 上記の目指すべき姿を達成するための方針について、以下に示す。

1. 高機能化及び小規模かつ地域分散化のあり方

- ・ 今後、乳児院・児童養護施設においては、家庭での養育が困難な子ども及び年長で今までの経緯より家庭的な生活をすることに拒否的になっている子どもに対する専門性の高い施設養育を行う体制を整える必要がある。
- ・ 改正児童福祉法に基づく家庭養育優先原則を進めるに当たっては、乳児院・児童 養護施設においては、こうした子どもの呈する情緒・行動上の問題の解消や軽減を 図りながら生活支援を行う専門的な養育に取り組むことにより、早期の家庭復帰や 養子縁組、里親委託等へとつなげていくことが求められる。
- ・ また、「できる限り良好な家庭的環境」、すなわち小規模かつ地域分散化された 施設である地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアが、高機能化に当 たっての原則となる。
- ・ただし、小規模かつ地域分散化の例外として、特に困難な課題を抱え、「新しい社会的養育ビジョン」に示されたような、心理職や医師、看護師などの専門職の即時の対応が必要な、ケアニーズが非常に高い子どもに対しては、多様な専門職による集中的なケアが必要となるため、地域分散化の原則によらず、生活単位が集合する場合もあり得る。このような場合においては、十分なケアが可能になるように、できるだけ少人数(将来的には4人まで)の生活単位とし、その集合する生活単位の数も大きくならないよう(概ね4単位程度まで)にしていくことが求められており、厚生労働省としては、2019年度以降の予算において、引き続き検討し、安定的な財源の確保に向けて、最大限努力していく。また、ユニット型施設については、計画的に小規模かつ地域分散化を進めていく。
- ・「児童相談所運営指針」(平成2年3月5日付け児発第133号厚生省児童家庭局長通知(最終改正平成30年3月30日))、「里親委託ガイドライン」(平成23年3月30日付け雇児発0330第9号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知(最終改正平成30年3月30日))においては、都道府県(児童相談所)等に対して、施設入所の理由として、適当な「家庭における養育環境と同様の養育環境」が提供できない場合については、「乳幼児の場合には、日から週単位、長くとも数ヶ月以内には移行すべきであり、就学後の子どもについては、長くとも3年以内には移行すべきである」とし、「家庭養護への移行を検討する」よう求めている。また、厚生労働省においても、早期家庭復帰や里親委託等につながるよう、施設入所が長期化に至るケースの調査・分析を行う予定としている。これらと施設における取組を通じて、家庭養育への早期移行に結びつけていくことが求められる。
- ・ また、子どもの利益に反さない限り、児童福祉法第3条の2で最も優先される家 庭復帰に向けた保護者や家族等への支援が重要であることは言うまでも無い。
- ・ これを実践していくためには、個々の子どもやその家族の支援ニーズに合った養育・支援の具体化が不可欠である。
- · 一方で、年長児等で家庭生活に拒否的になっているために家庭復帰等へとつなぐ ことが困難な子どもが、社会において自立的生活を形成、維持しうる能力を形成し

ていくことも求められる。改正児童福祉法においても、児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)入所者のうち大学進学中の者に対しては、必要に応じて20歳を超えて支援することを可能とするなど、年齢にかかわらず「支援の必要性」に応じた継続的な支援が必要となる。

- ・ また、在宅支援機能や里親支援機能等の多機能化・機能転換を図り、行政と協働 して代替養育経験者のアフターケアに取り組んでいくことも求められる。
- ・ このような養育・支援の具体化に向けて、各施設は児童福祉法第3条の2による「できる限り良好な家庭的環境」において、養育機能を高機能化していくことが求められる。具体的には、
 - 子どもの権利が保障されていること。
 - ② 生活単位を小規模化し、それぞれ独立性と自律性を備えたものとしていくこと。特に困難な課題を抱えた子どもの場合は、より小規模な生活単位とすることが求められること。
 - ③ 特定の職員のチームによる継続的・安定的な関係性を有すること。特に困難な課題を抱えた子どもの場合は、心理職等の専門職とも連携して、より手厚いチーム体制が求められること。
 - ④ 子どもは地域において育成されるという観点に立ち、地域分散化が図られ、 地域社会との良好な関係性を有すること。
 - ⑤ 早期の家庭復帰や養子縁組、里親委託等に向けて、心理職等の専門職との協働や医療機関等とも連携して子どもや保護者等への支援を行うこと。その際、移行期の子どもの環境変化への不安や、次の養育の場への適応等について、十分配慮すること。
 - ⑥ 年長児等で家庭復帰等へとつなぐことが困難な子どもに対して、社会において自立的生活を形成、維持しうる能力を形成していくなど、適切な自立支援及びアフターケアが行われること。その際、年齢にかかわらず支援の必要性に応じた継続的な支援が提供されること。

が求められ、十分な支援体制を構築していく必要がある。

2. 多機能化・機能転換のあり方

- ・ これまで乳児院や児童養護施設が培ってきた豊富な体験による子どもの養育の専門性 を、施設養育の高機能化により発展させていくことはもとより、社会的養育を充実・強 化するための地域社会における貴重な資源として、在宅支援や里親支援などの多機能 化・機能転換を図る中でも発揮していくべきである。
- ・ このような多機能化・機能転換に当たっては、社会的養育のニーズが地域により 異なり、これまでに各施設が担ってきた役割や機能も異なることを踏まえる必要が ある。
- · 各施設の取組には、様々なバリエーションが考えられるが、以下に求められる機能 とその意義及び課題を示す。

①一時保護委託の受入体制の整備

- ・ 一時保護については、その目的を達成し、適切な支援が行われるよう、都道 府県等においては、研修などによる職員の専門性の向上と意識共有や、関係機 関との連携などの体制整備や環境整備を行う必要がある。
- ・ この際、一人一人の子どもの状況に応じて安全確保やアセスメントなどを適切に行うことのできる体制や環境を整えることが必要である。一時保護につい

ては、安全確保やアセスメントなどを適切に行うという目的に加え、代替養育でもあることから、一時保護を行う場は、こうした一時保護の目的を達成した上で、児童福祉法第3条の2に規定する児童の家庭養育優先原則を踏まえ、良好な家庭的環境にあって、個別性が尊重されるべきである。

- ・ また、あわせて子どもの地域での生活を可能な限り保障するため、子どもの 安全の確保や必要なアセスメントが可能な場合には、子どもの意見も聞きなが ら子どもの外出や通学について可能な限り認めるとともに、できる限り原籍校 への通学が可能となるよう一時保護の場の地域分散化などを進めることが望ま しく、幼稚園や児童発達支援センター等に通所している乳幼児の場合も、生活 や教育の連続性を保障する観点から、できる限り同一施設への通所が可能とな るよう配慮すべきである。
- ・ こうしたことを踏まえると、乳児院・児童養護施設においては一時保護が必要な子どもに対して適切な支援を行えるよう、受入体制を整備していくことが 求められる。
- ・ その際、一時保護については、受入時期が予見できないため、受入のための職員体制を維持しておくことや、措置により入所している子どもと一時保護された子どもが混在する施設環境は、双方への影響が大きいため、混在しないよう配慮することが必要となる。

②養子縁組支援やフォスタリング機関の受託をはじめとする里親支援機能の強化

- ・ 乳児院・児童養護施設においては、これまでも子どもを家庭養育へとつなげてきたが、家庭養育優先原則を進めるうえでは、施設がフォスタリング機関として、里親と養育チームとして協働するなど、里親支援機能の更なる充実が求められる。
- ・ 施設養育は、家庭養育優先原則の下では、家庭での養育が困難な子ども等の 呈する情緒・行動上の問題の解消や軽減を図りながら生活支援を行う専門的な 養育に取り組むことにより、早期の家庭復帰や養子縁組、里親委託等へとつな げていくことが求められるが、フォスタリング機関として多機能化すること等 により、里親等委託後の子どもを継続して支援していく体制を充実させること が可能となる。
- ・ また、民間あっせん機関が行う養子縁組のあっせんに当たっての子どもの保護や、適正な養子縁組のあっせんの促進を図るため、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律(平成28年法律第110号)が平成30年4月から施行されるが、乳児院・児童養護施設においては、あっせん前の一時的な養育や養親希望者の養育実習の受入などについて、民間あっせん機関との連携を進めていくことも求められる。
- · これらを推進する上では、フォスタリング業務等に従事する職員の確保や里 親に対するレスパイト・ケアなど支援体制を充実していくことが必要となる。
- ・ また、フォスタリング機関は、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の過程において、子どもにとって質の高い里親養育が求められ、これを実践していく際には、「フォスタリング機関及びその業務に関

するガイドライン」(平成30年7月6日付け子発0706第2号厚生労働省子ども家庭局長通知)を十分に踏まえて取り組むことが必要となる。

③市区町村と連携した在宅支援や特定妊婦の支援強化

- ・改正児童福祉法においては、基礎的な地方公共団体である市区町村は、子どもの最も身近な場所における子ども及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないことが明確化され、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センター(法律上の名称は「母子健康包括支援センター」)の設置や、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点(市区町村子ども家庭総合支援拠点)の整備に努めなければならないこととされた。また、「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」(平成29年法律第69号)により、保護者に対する指導への司法関与が強化されるなど、在宅支援の充実に向けた法整備が行われた。
- ・ 乳児院や児童養護施設においては、これまでも入所中の子どもの家族や、家庭復帰や養子縁組につなげられた子ども及びその家族への支援はもとより、地域の住民に対する児童の養育に関する相談・助言や、ショートステイ事業や子育て支援拠点事業などの市区町村事業に取り組んできたが、今後は、これまで培ってきた社会的養育に関する専門性を十分に発揮し、児童相談所や市区町村等の関係機関とも連携しながら、在宅支援の取組を更に充実させていくことが求められる。
- ・ また、乳児やその家族を支えてきた乳児院においては、妊娠期から出産後の育児について支援が必要な特定妊婦への支援に関し、市区町村保健師や保健所保健師などと協働し、母子ともに入所させて支援することも含めて取り組んでいくことが求められる。
- ・ これらを推進する上では、児童相談所や市区町村等の関係機関との連携の強化や在宅支援のための職員体制の充実、地域における子育て中の親への支援を提供する等の子育て支援機能や特定妊婦支援のための職員体制・産科医療機関等との連携体制の充実が必要となる。

第Ⅱ 取組を進める上で活用可能な予算制度

- · 各施設が高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組を進める上で、現在、活用可能な予算制度を以下に示す。
- · なお、平成30年度予算を前提としたものであり、厚生労働省としては、2019年度以降の予算において、安定的な財源の確保に向けて、引き続き最大限努力していくこととしており、それらを踏まえて、逐次改正していくこととしている。

1. 職員配置・専門職の配置の充実、小規模かつ地域分散化による養育機能の高機能化

①施設養育の専門性の強化

i 専門職の加配(心理療法担当職員、看護師)≪児童入所施設措置費≫

障害等のある子どもや虐待を受けた子どもなど心理的ケアが必要な子どもや、 医療的ケアが必要な子どもに対する専門的なケアを実施するための、専門職を加 配することを可能とする。

【要件】

(心理療法担当職員)

以下の要件を満たす場合に適用される。

- 乳児院においては心理療法を行う必要があると認められる乳幼児又はその保護者10人以上に対して心理療法を行うこと。
- · 児童養護施設においては心理療法を行う必要があると認められる子ども 10人以上に対して心理療法を行うこと

等

等

・ 心理療法担当職員を配置すること。

(被虐待児受入加算(心理療法担当職員))

・ 虐待を受けた子どもが入所(一時保護を含む)している場合に入所後1年間加算される。

(看護師(児童養護施設))

以下の要件を満たす場合に適用される。

- ・ 児童養護施設において、虐待を受けた子どもや服薬管理が必要な子ども 等医療的な対応が必要な子どもが 15 人以上いること。
- 看護師を配置すること。

(乳児院病虚弱等児童加算費(看護師))

· 子どもの生活支援等に要する時間や医療的観察行為の頻度等に基づき算 定される介護度が一定の基準を超える場合に加算される。

【補助額等】

(心理療法担当職員)

- 1施設当たり月額*:約46万円
 - * その他地域の場合

(被虐待児受入加算(心理療法担当職員))

・対象児童1人につき月額:26,100円

(看護師(児童養護施設))

- 1施設当たり月額*:約40万円
 - * その他地域の場合

(乳児院病虚弱等児童加算費(看護師))

・対象児童1人につき月額:100,190円

ij 親子関係再構築支援(家族療法事業)≪児童入所施設措置費≫

入所する子どもやその家族等に対して、面接や宿泊交流、心理療法等を行うことにより、家庭機能の回復や生活環境の調整を図り、早期家庭復帰に向けた支援を可能とする。

【要 件】

以下の要件を満たし、都道府県等から指定されることにより適用される。

- · 入所する子どもやその家族、在宅のひきこもりの子どもやその家族に対して、治療計画を立て、面接、宿泊、親子レクリエーション等により心理的ケアを実施すること。
- ・ 必要に応じて、親子相談室、心理治療室、宿泊治療室等を設けること。

筀

【補助額等】

- ・実施延べ家族数年間 125 家族以上:約 201 万円 ・実施延べ家族数年間 125 家族未満:約 101 万円
- ※ その他、施設に入所する子どもの家庭復帰に向けた親子関係再構築支援の他、新規里親の開拓や里親希望家庭への相談援助等の里親等支援を実施する家庭支援専門相談員も活用する。(P15参照)
- iii 個別化を進めるための職員の加配(配置改善加算、小規模グループケア加算) ≪児童入所施設措置費≫

小集団を生活単位とした個別的関係性を持った養育を行うための専任職員の配置を可能とする。

【要 件】

(配置改善加算)

・児童指導員、保育士等の年齢別配置基準を以下に引き上げた場合に加算。

○・1歳児
 1.6:1 → 1.5:1、1.4:1、1.3:1
 年少児(3歳~) 4:1 → 3.5:1、3:1
 少年(学章期~) 5.5:1 → 5:1、4.5:1、4:1

(小規模グループケア加算)

以下の要件を満たす場合に適用される。

- ・ 1グループ当たりの児童数 乳児院4~6人、児童養護施設6~8人
- ・ 専任の児童指導員又は保育士1人及び管理宿直等職員(非常勤可)を配 置すること。
- ・グループごとに居室や居間、台所等の設備を設け、一生活単位が構成されること。 等

【補助額等】

(配置改善加算)

・ 配置基準の引き上げ幅に応じ、児童福祉施設の設備及び運営に関する 基準(昭和23年厚生省令第63号、以下「最低基準」という。)に基づ く配置基準による額との差額を上乗せ

(小規模グループケア加算)

- 1 グループ当たり月額:約57万円*
 - * その他地域の場合、児童指導員又は保育士1人及び管理宿直等職員(非常勤) の人件費等を算定、1グループ当たりの児童数にかかわらず同額が補助される。
- ⅳ 地域小規模児童養護施設≪児童入所施設措置費≫

地域分散化した小集団を生活単位とした施設の設置及び専任職員の配置を可能とする。

【要 件】

以下の要件を満たし、都道府県等から指定されることにより設置される。

- · 1施設の定員:6人
- ・ 専任の児童指導員又は保育士3人(常勤2人、非常勤1人)及び管理宿 直等職員(非常勤)を配置すること。
- ・ 居室や居間、台所等の設備を設け、一生活単位が構成されること。 等

【補助額等】

- · 定員1人につき月額:約21万円*
 - * その他地域の場合、児童指導員又は保育士2人及び管理宿直等職員(非常勤) の人件費等を算定。

v 賃借費加算≪児童入所施設措置費≫

分園型小規模グループケア又は地域小規模児童養護施設について、建物の貸与を受けて実施する場合に、賃借料を補助することにより、地域分散化に向けた取組を促進させることを可能とする。

【要 件】

分園型小規模グループケア又は地域小規模児童養護施設の用に供する建物 を賃借していること。

【補助額等】

- ・賃借費の実費
- vi 医療機関等連携強化事業≪児童虐待·DV 対策等総合支援事業≫

医療機関との連絡調整員を配置することにより、医療機関との連絡調整や通院 時の付き添い等、医療的ケアが必要な子どもに対する専門的養育機能を強化する ことが可能となる。

【要 件】

- · 医療機関等連絡調整員を配置し、医療機関との連絡調整を行うこと。
- · 通院時の付き添いや、医療的ケアが必要な子どもに対する日常生活上の 支援等を行う場合は看護師とすること。

【補助額等】

- ・看護師以外を配置する場合 1施設当たり年額:1,920千円
- ・看護師を配置する場合 医療的ケアが必要な子どもの人数に応じて補助
 - ・1~5人以下 1施設当たり年額:2.025千円
 - ・6~9人以下 1施設当たり年額:4,698千円
 - ・10 人以上 1 施設当たり年額:6.192 千円

②年長児等の自立支援や退所児童に対するアフターフォロー体制の強化

i 社会的養護自立支援事業≪児童虐待·DV 対策等総合支援事業≫

年長児等で家庭復帰等へとつなぐことが困難な子どもに対して、都道府県等に配置される支援コーディネーターが、対象者や施設等の関係者による会議を経て作成する継続支援計画を基に、必要に応じて 18 歳(措置延長の場合は 20 歳)到達後も原則 22 歳の年度末までの間、引き続き施設等に居住して必要な支援を提供する体制を確保するとともに、生活相談や就労相談等を行うための体制を確保することを可能とする。

【要件】

(居住支援、生活費支援)

以下の要件を満たし、都道府県等から事業を委託されることにより適用される。

・ 支援コーディネーターが作成する継続支援計画に基づき、措置解除後も特に支援が必要な者に対し、引き続き、施設に居住させ必要な支援を行うこと。 等

(生活相談支援)

以下の要件を満たし、都道府県等から事業を委託されることにより適用される。

- ・ 生活相談支援担当職員2人又は1人を配置すること。
- ・ 退所を控えた者及び退所後の者からの地域生活を始める上で必要な知識 や社会常識を学ぶための講習会等の実施や、相談に対して助言等を行うこ と。
- ・ 退所者が気軽に集まれる自助グループ活動の育成支援を行うこと。 等

(就労相談支援)

以下の要件を満たし、都道府県等から事業を委託されることにより適用される。

- · 就労相談支援担当職員1人を配置すること。
- ・ 雇用先となる職場の開拓や、就職面接等のアドバイス、事業主からの相 談対応を含む就職後のフォローアップ等を行うこと。

等

相談室等を設けること。

【補助額等】

(居住支援、生活費支援)

- ・居住支援 対象者1人につき月額:285千円
- · 牛活費支援

就学・就労をしていない者1人につき月額:約 50 千円 就学している者1人につき月額:約 11 千円

児童用採暖費 対象者1人につき月額:約2千円

(生活相談支援)

- ・常勤職員2人を配置する場合 1施設当たり年額:約1,211万円
- ・上記以外の場合 1施設当たり年額:約882万円

(就労相談支援)

・1施設当たり年額:約573万円

ii 児童養護施設分園型自活訓練事業≪児童入所施設措置費≫

退所前の一定期間、子どもを敷地外のアパート等に居住させ、自立に向けた訓練を行うことにより、円滑に退所後の自立した生活に移行することを可能とする。

【要 件】

以下の要件を満たし、都道府県等から指定されることにより適用される。

- · 訓練を行う居住場所は敷地外の独立家屋又はアパートとし、通常の生活に必要な設備を有すること。
- ・ 訓練期間は、退所予定日の概ね1年間とし、定員は6人程度とすること。
- ・ 各月初日の平均入所児童が4人を下回らないこと。

【補助額等】

・1 施設当たり年額:約 476 万円

iii 施設入所児等社会復帰促進事業≪児童入所施設措置費≫

退所者と入所する子どもの意見交換等の交流活動や、退所後に生活面や就労面の不安等により一時的に施設に戻る場合の居場所を提供すること等により、施設退所後も安心して相談できる体制を確保することを可能とする。

【要件】

以下の事業の実施について、都道府県等から認定されることにより適用される。

- ・ 退所者を施設に招き、入所する子どもとの交流活動を行うこと等により、 就労のための心構え、社会性・協調性等入所する子どもの社会復帰への自 立意欲の向上を図る事業等。
- ・ 退所者が、生活面や就労面の不安などにより一時的に施設に戻ることができるよう、施設における居場所を確保する事業。

【補助額等】

・1事業当たり年額:30万円

2. 在宅支援機能や里親支援機能をはじめとする多機能化・機能転換

①一時保護委託の受入体制の整備

- i 暫定定員の計算方法の特例≪児童入所施設措置費≫
 - 一時保護の受入体制を維持するため、措置費の支弁方法に特例*を設けることにより、安定した収入を確保することを可能とする。
 - * 通常、定員充足率が9割未満になると措置費の支弁額を減額することになるが、当該 特例により8.6割まで許容される。

【要件】

以下の要件を満たす場合に適用される。

- ・ 前年度中の措置児童数(実人員)に対する一時保護委託児童数(実人員) の割合が15%以上の施設。

【補助額等】

(モデル施設)

- ·措置児童数(延べ日数):7.300 日*1
- ・一時保護委託児童数(延べ日数):509日*2
 - *1 年間の措置人員の平均が20人の場合(平成28年度実績)
 - *2 年間19件、1人当たり26.8日委託されている場合(平成28年度実績)

(暫定定員の計算方法)

通常: (前年度の在籍児童の延べ日数 7,809 日÷30.4 日÷12 月 (小数点以下の端数切り上げ)) ×1.11

=24人(小数点以下第1位の数値により四捨五入)

特例: (前年度の在籍児童の延べ日数 7,809 日÷30.4 日÷12 月(小数点以下の端数切り上げ))×1.16

=26人(小数点以下第1位の数値により四捨五入)

【確保可能な職員数】

(乳児院)

- ·看護師又は児童指導員、保育士:1~3人程度*
 - * 入所児童数の規模により異なる。(入所児童数 10 人の場合: 1 人程度、入所 児童数 30 人の場合: 3 人程度)

(児童養護施設)

- ·児童指導員、保育士:1~2人程度*
 - * 入所児童数の規模により異なる。(入所児童数30人の場合:1人程度、入所児童数60人の場合:2人程度)

ii 一時保護実施特別加算費≪児童入所施設措置費≫

安定的な一時保護の受入体制を整備するため、施設の定員外に一時保護専用施設を設けることにより、措置により入所している子どもと一時保護された子どもが混在しないよう配慮を可能とするなど個々の子どもの状態に応じた適切な一時保護の実施に資する。

【要件】

以下の要件を満たす場合に適用される。

- ・ 施設の敷地内又は敷地外に一時保護のための居室等の専用設備を設ける こと。(定員4~6人)
- · 一時保護のための専任職員(児童指導員又は保育士2人及び管理宿直等 職員(非常勤可))を配置すること。
- ・ 児童相談所より一時保護の要請があった際には応じなければならないこと。

【補助額等】

- ・保護単価*1 定員1人につき月額:208,010円
- ·年齢別加算*2 現員1人につき月額

乳 児:206,110円、1歳児:192,910円、 2歳児:136,900円、年少児:29,060円

·乳児等受入加算費*3 3歳未満児1人につき日額:2,410円

- ・その他(一般生活費等*4) 措置により入所している子どもと同水準
 - *1 その他地域の場合、児童指導員又は保育士2人及び管理宿直等職員(非常 勤)の人件費等を算定
 - *2 その他地域の場合、学童期の子どもの配置基準とそれぞれの年齢別配置基準の差分に係る人件費等を算定
 - *3 補助職員の人件費等を算定
 - * 4 寒冷地加算、事務用採暖費加算、除雪費加算、学習指導費加算、特別指導費加算、一般生活費、被虐待児受入加算、幼稚園費、教育費、学校給食費、 見学旅行費、入進学支度金、特別育成費、夏季等特別行事費、期末一時扶助 費、医療費、職業補導費、児童用採暖費、民間施設給与等改善費、社会的養 護処遇改善加算費

【確保可能な職員数】

(乳児院)

- ・児童指導員又は保育士: 3人*、管理宿直等職員:非常勤1人
 - * 1月あたり1.6人程度の乳児を一時保護委託された場合。 (職員2人分の費用は児童数にかかわらず固定的に補助される。)

(児童養護施設)

・児童指導員又は保育士: 2人、管理宿直等職員:非常勤1人

iii 送迎加算≪児童入所施設措置費≫

校区外の施設から原籍校に通学する際や、被虐待児等で職員の学校への付き添いが必要な場合等の送迎費用を補助することにより、学習権や学校生活の連続性を保障することを可能とする。

【要件】

職員が学校に一時保護された子どもを送迎する場合に加算

【補助額等】

送迎が必要な子ども1人につき:1,860円×送迎延べ日数

【確保可能な職員数】

必要に応じて担当職員を配置

②養子縁組支援やフォスタリング機関の受託をはじめとする里親支援機能の強化

i 里親支援事業≪児童虐待·DV 対策等総合支援事業≫

以下の業務に従事する専任職員の配置を可能とする。

【要件】

(里親委託推進等事業)

以下の要件を満たし、都道府県等から事業を委託されることにより適用される。

- 里親等委託調整員を配置すること。
- ・ 委託先の候補となる里親家庭の選定、委託の打診と説明、子どもと里親 の面会等、委託候補里親の選定及び委託に向けた調整又はその支援等を行 うこと。

等

(甲親トレーニング事業)

以下の要件を満たし、都道府県等から事業を委託されることにより適用される。

- 甲親トレーニング担当職員を配置すること。

(甲親訪問等支援事業)

以下の要件を満たし、都道府県等から事業を委託されることにより適用される。

- ・ 里親等相談支援員を配置すること。
- ・ 里親家庭や養子縁組家庭などを定期的に訪問し、相談に応じるとともに、 子どもの状態の把握や里親等への援助を行うこと。 等

【補助額等】

(甲親委託推進等事業)

- 1 か所当たり年額:約632万円~約1,010万円*
 - * 里親等委託調整員1人の人件費等の他、委託調整補助員(非常勤)の配置を 可能とする人件費等を算定、新規里親委託件数に応じて補助額が増額される。

(里親トレーニング事業)

- 1 か所当たり年額:約745万円*
 - * 里親トレーニング担当職員1人の人件費等を算定

(甲親訪問等支援事業)

- ・ 1 か所当たり年額:約 971 万円*1
- · 心理訪問支援員配置加算*2

常勤職員を配置する場合 1 か所当たり年額:約500万円加算 非常勤職員を配置する場合 1 か所当たり年額:約155万円加算

- *1 里親等相談支援員1人の人件費等を算定
- *2 心理療法担当職員1人の人件費等を算定(配置する場合の加算)

【確保可能な職員数】

- ·里親支援担当職員*:5人(常勤4人、非常勤1人)
 - * 里親等委託調整員、調整補助員(非常勤)、里親トレーニング担当職員、里親等 相談支援員、心理訪問支援員
- ii 里親等への支援を担う担当職員の配置(里親支援専門相談員、家庭支援専門相 談員)≪児童入所施設措置費≫

入所する子どもの里親等委託に向けた調整や、委託後の支援、児童相談所をは じめとする関係機関との連携を強化するための担当職員を配置することを可能と する。

【要 件】

(里親支援専門相談員)

- ・ 里親支援専門相談員*を配置すること。
 - * 施設に入所する子どもの里親等委託に向けた支援や委託後のアフターフォローとしての支援、新規里親の開拓や地域の里親家庭への訪問等による相談支援等を実施。

(家庭支援専門相談員)

- ・ 家庭支援専門相談員*を配置すること。
 - * 施設に入所する子どもの家庭復帰に向けた親子関係再構築支援の他、新規里 親の開拓や里親希望家庭への相談援助等の里親等支援を実施。

【補助額等】

(里親支援専門相談員)

- ・1施設当たり月額*:約46万円
 - * その他地域の場合、里親支援専門相談員1人の人件費等を算定

(家庭支援専門相談員)

- 1施設当たり月額*:約46万円
 - * その他地域の場合、家庭支援専門相談員1人の人件費等を算定、定員30人以上の施設においては2人まで配置することが可能

【確保可能な職員数】

- ·里親支援専門相談員:1人 ·家庭支援専門相談員:1人
- iii 暫定定員の計算方法の特例≪児童入所施設措置費≫

入所する子どもの里親委託に積極的に取り組む施設の運営体制を維持するため、措置費の支弁方法に特例*を設けることにより、安定した収入を確保することを可能とする。

* 通常、定員充足率が9割未満になると措置費の支弁額を減額することになるが、当該 特例により8.6割まで許容される。(2.①のiと組み合わせると8割)

【要件】

以下の要件を満たす場合に適用される。

- · 里親支援専門相談員を配置又は里親支援機関に指定されていること。
- · 年間の入所児童のうち1割以上(前年度実績)の子どもを里親へ委託し、 かつ、委託した子どものアフターケア等に取り組むこと。

【補助額等】

(暫定定員の計算方法)

通常: (前年度の在籍児童の延べ日数 7,809 日÷30.4 日÷12 月 (小数点以下の端数切り上げ))×1.11

=24人(小数点以下第1位の数値により四捨五入)

特例: (前年度の在籍児童の延べ日数 7,809 日÷30.4 日÷12 月(小数点以下の端数切り上げ)) ×1.16

=26人(小数点以下第1位の数値により四捨五入)

【確保可能な職員数】

(乳児院)

- ·看護師又は児童指導員、保育士:1~3人程度*
 - * 入所児童数の規模により異なる。(入所児童数 10 人の場合: 1 人程度、入所 児童数 30 人の場合: 3 人程度)

(児童養護施設)

- ·児童指導員、保育士:1~2人程度*
 - * 入所児童数の規模により異なる。(入所児童数 30 人の場合: 1 人程度、入所 児童数 60 人の場合: 2 人程度)
- iv 里親に対するレスパイト・ケア≪児童入所施設措置費≫

里親が一時的な休息のための援助を必要とする場合に、施設において子どもの 養育を一時的に行うことを可能とする。

【要件】

・ レスパイト・ケア実施施設としてあらかじめ都道府県等から指定を受けること。

【補助額等】

・子ども1人当たり日額:5,600円

【確保可能な職員数】

・必要に応じて担当職員を配置

③市区町村と連携した在宅支援や特定妊婦の支援強化

i 児童家庭支援センター運営事業≪児童虐待・DV 対策等総合支援事業≫

地域・家庭からの相談や、市区町村からの求めに応じた助言、児童相談所からの委託による在宅指導措置など、関係機関と連携しながら在宅支援に取り組むための体制の確保を可能とする。

【要 件】

・ 最低基準等に基づき、相談室の設置や相談等の業務を担当する職員(職員2人及び心理職(常勤又は非常勤))を配置する等の要件を満たし、都道府県等から設置の認可を受けることにより適用される。

【補助額等】

・事務費

常勤心理職配置の場合 1 か所当たり年額:約1,149 万円 非常勤心理職配置の場合 1 か所当たり年額: 約765 万円

- ・事業費 1 か所当たり年額:約7万円~約515万円*
 - * 相談等の件数に応じて補助額が増額される。
 - ※ 別途、開設のための準備経費(40万円)がある。
 - ※ 専用設備を設ける場合、別途、施設整備費補助(次世代育成支援対策施設整備交付金)の活用(約1,900万円)が可能。

【確保可能な職員数】

- ・センター職員: 3人(常勤2人*、非常勤1人)
 - * 相談等業務担当職員、心理職
- ⅱ 指導委託促進事業《児童虐待·DV 対策等総合支援事業》

児童相談所からの委託による在宅指導措置など、関係機関と連携しながら在宅 支援に取り組むための体制の確保を可能とする。

【要 件】

・ 相談等の業務を担当する職員を配置し、都道府県等から委託を受けることにより適用される。

【補助額等】

・指導委託1件当たり:106千円

【確保可能な職員数】

- ・担当職員*:1人
 - * 委託件数に応じて配置
- iii 育児指導機能強化事業≪児童虐待·DV 対策等総合支援事業≫

地域家庭や入所する子どもの保護者等への支援のため、育児指導を行う職員の 配置を可能とする。

【要件】

・ 保育士又は児童指導員等1人を配置し、子どもの発達段階に応じた子育 て方法を一緒に行いながら伝えるなど、保護者に対する育児指導を行うこ と。

【補助額等】

1施設当たり年額:約483万円

【確保可能な職員数】

・保育士又は児童指導員:1人

iv 養育支援訪問事業≪子ども·子育て支援交付金≫

市区町村と連携しながら、養育支援が特に必要と認められる子育て家庭や出産前において養育支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対して、保健師等が居宅を訪問して養育に関する指導、助言等を行うアウトリーチ型の支援を可能とする。

【要件】

- · 訪問支援者については、研修受講を必須とする。なお、専門的相談支援は、保健師、助産師、看護師、保育士等が実施し、育児・家事援助については、子育て経験者、ヘルパー等が実施する。
 - * 養育支援訪問事業の実施について(平成26年5月29日雇児発0529第33号)を 参照。

【補助額等】

・専門的相談支援 1 訪問当たり:8,000円

・育児・家事援助 1 訪問当たり: 6,000 円

民間団体へ委託する場合の運営事務費 1市区町村当たり:564,000円

【確保可能な職員数】

·訪問支援者*:1人

* 訪問件数に応じて配置

v 産前・産後母子支援事業(モデル事業)≪児童虐待・DV対策等総合支援事業≫ 特定妊婦からの相談や援助、支援計画の作成や関係機関との調整を行うコーディネーター、特定妊婦を居住させて支援するための看護師の配置を可能とする。

【要 件】

以下の要件を満たし、都道府県等から事業を委託されることにより適用される。

- ・ 予期せぬ妊娠など妊娠、出産について悩む妊婦のための相談窓口を開設 すること。
- ・ 相談等を通じて支援が必要な妊婦等を把握した時は、妊婦等の心身の状況や現在の生活状況を踏まえ、支援計画を作成すること。
- ・ 産前産後に必要となる妊娠相談、分娩、生活相談、住居支援について、 既存資源の活用も含めて調整し、支援を提供すること。
- ・ 出産後、自ら子どもを育てることができない場合など、母親が希望する場合には、児童相談所と連携し、特別養子縁組に向けた支援を行うこと。

【補助額等】

- ・コーディネーターの配置等 1か所当たり年額:約703万円
- ・非常勤看護師の配置等* 1 か所当たり年額:約573万円
 - * 非常勤看護師を配置し、施設において居住支援・養育支援等を実施する場合

【確保可能な職員数】

- ・コーディネーター:1人、
- · 看護師: 非常勤 1 人
- vi 子育て短期支援事業≪子ども・子育て支援交付金≫

ショートステイ事業*1、トワイライトステイ事業*2として、一時保護まで至らないケースへの支援等を実施*3することを可能にする。

- *1 一定期間(原則7日以内:必要に応じて延長可)子どもを預かる事業。
- *2 平日の夜間又は休日に生活指導や食事の提供等を行う事業。
- *3 遠隔地の家庭への支援のため、施設が里親等に委託して実施することも可能。

【要件】

- · 適切に子どもを保護することができる施設*として、市区町村からの委託を受けることにより適用される。
 - * 子育て短期支援事業の実施について(平成26年5月29日雇児発0529第14号) を参照。

【補助額等】

(ショートスティ事業)

・2歳未満児、慢性疾患児 1日当たり: 8,630円・2歳以上児 1日当たり: 4,720円

・緊急一時保護の母親* 1日当たり: 1,200円

* 経済的問題等により緊急一時的に母子ともに保護が必要な場合。

(トワイライトステイ事業)

・平日夜間の預かり

・基本分 1日当たり: 900円・宿泊分 1日当たり: 900円

・休日の預かり 1日当たり: 2,010円 ・送迎の実施 1施設当たり:61,710円

※ 別途、開設のための改修費等(400万円)の補助制度がある。

【確保可能な職員数】

- · 担当職員*: 1人
 - * 受入日数に応じて配置
- vii 地域子育て支援拠点事業≪子ども・子育て支援交付金≫

地域子育て支援拠点事業として、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を実施することを可能にする。

【要件】

- · 子育て家庭が集う場を設け、事業の実施にかかる要件*を満たして、市区 町村からの委託を受けることにより適用される。
 - * 地域子育て支援事業の実施について(平成26年5月29日雇児発0529第18号) を参照。

【補助額等】

- ・基本事業
 - ・一般型*1 1 施設当たり年額:約795万円*3
 - ·連携型*2 1 施設当たり年額:約 283 万円*3
 - *1 常設の地域の子育て拠点を設け、利用親子の交流促進、相談支援等を実施。*2 児童福祉施設等において、利用親子の交流促進、相談支援等を実施
 - *3 開設日数、勤務形態により単価が異なる
 - ※ 別途、開設のための改修費等(400万円)の補助制度がある。

【確保可能な職員数】

- ·担当職員*:2人
 - * 一般型の場合、非常勤とすることも可能

<u>第Ⅲ 改正児童福祉法や高機能化及び多機能化・機能転換を踏まえた小規模かつ地域分散</u> 化の更なる推進

- · 現行の都道府県推進計画については、改正児童福祉法を受け、「社会的養護の課題と将来像」を全面的に見直して、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していく必要がある。現在、各施設において策定している小規模化・地域分散化に向けた「家庭的養護推進計画」についても、改正児童福祉法による家庭養育優先原則に則って、各施設の高機能化及び多機能化・機能転換に向けて着実に見直す必要がある。
- ・ すなわち、児童福祉法第3条の2の規定に則り、「できる限り良好な家庭的環境」 を確保すべきであり、質の高い個別的なケアを実現すべきであるとともに、子どもは 地域において育成されるという基本的な考え方に立ち、小規模かつ地域分散化された 施設環境を確保することが重要である。
- ・ 都道府県等においては、小規模かつ地域分散化の取組が進むよう、各施設の高機能化及び多機能化・機能転換に向けた計画の検討状況・課題等について随時ヒアリングを行うことにより、個々の実情を把握し、適切な助言や支援を行うこと。なお、国においても、施設整備補助の審査に当たって、必要性と計画性を精査する。
- · こうした考え方のもと、今後計画される施設の新築や改築、増築の際には、小規模 かつ地域分散化された施設の設置を優先して進めていくこと。
- ・ なお、大舎から小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を進める 過程で、人材育成の観点から、本体施設から順次分散化施設を独立させていく方法や、 過渡的に本体施設のユニット化を経て独立させていく方法が考えられるが、どちらの 場合にも、概ね 10 年程度で地域分散化及び多機能化・機能転換を図る計画を、人材育 成も含めて策定すること。過渡的にユニット化する場合でも
 - ・ 同一敷地内での戸建て住宅型又はグループごとに独立した玄関のある合築型の施 設内ユニットとするなど、生活単位を独立させるとともに
 - ・ 地域社会との良好な関係性の構築を十分に行うといった工夫を行うこと。
- ・ 既存の施設内ユニット型施設についても、概ね 10 年程度を目標に、小規模かつ地域 分散化を進めるための人材育成計画を含めた計画を立てる。その際、既存ユニットは 一時保護やショートステイのための専用施設や里親のレスパイト・ケアなど、多機能 化・機能転換に向けて積極的に活用を進めていくことが求められる。また、下記のよ うな心理職や医師、看護師などの即時対応ができるケアニーズが非常に高い子どもへ の専門的なケア形態への転換を図ることも可能である。
- ・ 小規模かつ地域分散化の例外としては、ケアニーズが非常に高い子どもに専門的なケアを行うため、心理職や医師、看護師などの専門職の即時の対応が必要な場合には、生活単位が集合する場合もあり得る。このような場合においても、十分なケアが可能になるように、できるだけ少人数(将来的には4人程度まで)の生活単位とし、その集合する生活単位の数も大きくならない(概ね4単位程度まで)ことが求められている。そのため、厚生労働省としては、2019年度以降の予算において、引き続き検討し、安定的な財源の確保に向けて、最大限努力していく。
- · 各施設に対して、こうしたことを通じて、「できる限り良好な家庭的環境」の確保に 取り組むことを求める。
- · 厚生労働省においても、こうした各施設における取組に対する財政支援に最大限努力するとともに、取組状況の確認・向上につなげるため、今後、第三者を含む評価の在り方を検討する。また、乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換に向けた検討に資するための「乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能

転換、小規模かつ地域分散化の進め方」の逐次の改正や、小規模かつ地域分散化の取組を推進するための優先的な施設整備費補助の配分など、必要な支援を講じていくとともに、将来的な措置費等の在り方についても検討していく。

・ また、児童心理治療施設、児童自立支援施設についても、ケアニーズの非常に高い子どもへの対応など、その性質や実態等に鑑み、国において、小規模化・多機能化を含めたその在り方について、当事者やその代弁者、有識者、施設関係者と意見交換を十分に重ね、その結果を踏まえ、施設の運営や新たな設置(改築)についての方向性を示す。

<u>第Ⅳ 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた職員の人材育成</u>

1. 施設における職員の人材育成を進めるために求められる今後の取り組み

- ・ 今後、施設での養育は、虐待等を受けたことにより家庭に対して否定的な情緒を 抱えている子どもや、深刻な行動上の問題等のある子どもを真に抱え、それらの問 題等の解決を目指した専門性の高い養育を実践していくことが求められる。
- ・ また、フォスタリング機関として里親と養育チームとして協働するなど、これまで培ってきた専門性を多機能化・機能転換を図る中で更に発展させていくことが求められる。
- ・ 乳児院・児童養護施設が、高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分 散化を通じて「地域の社会的養育を支える専門的な拠点」への変革を進めるうえで は、それを担う職員の人材育成や確保が必要不可欠となる。
- ・ このような人材を育成するための研修は、子どもたちの抱える生活課題や発達の 課題を明確にし、解決するための専門性を高めていくという視点が重要となり、単 なる講義中心の研修だけではなく、OJT等の実践的な内容も取り入れ継続的に行 われていく必要がある。
- ・ また、小規模かつ地域分散化に当たっては、グループ内での課題が周囲に伝わり にくいなど、職員が孤立しないよう、施設長や基幹的職員などのスーパーバイズや、 各グループのリーダー的職員の育成も欠かせない。
- ・ 厚生労働省においては、職員の人材育成に向けて、職員向けの研修プログラムの開発や指導者養成研修の実施等に取り組んでいくこととしており、都道府県等においても、人材育成の機会の確保に努めることが求められる。
- ・ また、職員の確保のためには、職員が意欲的に学べる場を提供することはもとより、キャリアパス等の整備により、働きがいのある職場を目指す環境づくりも重要である。

2. 施設における人材育成を進める上で活用可能な研修等

- ・ 各施設が高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた職員 の人材育成や確保を進める上で、現在、活用可能な研修事業等を以下に示す。
 - ①職員の資質向上のための研修等事業≪児童虐待·DV対策等総合支援事業≫以下の研修に、施設職員が参加するための参加費用や研修時の代替職員を雇用するための経費を補助している。

i 短期研修

各施設種別、職種別に行われる3~4日程度の宿泊研修により、入所児童に 対するケアの充実を図る。

ii 長期研修

- 一定期間(1~3か月程度)、障害児施設や家庭的環境の下での個別的な関係を重視したケア、家族関係訓練を実施している施設等において、専門性の共有化のための実践研修を行う。
- ※ 事業の実施に当たり、都道府県等に1か所研修調整機関を設け、研修の受入側と送り出し側の調整、代替職員のあっせん等事業の円滑な実施を図る。

②基幹的職員研修事業≪児童虐待·DV 対策等総合支援事業≫

施設における基幹的職員(スーパーバイザー)を養成するため、一定の経験を有する者を対象にした基幹的職員研修を開催するための経費を都道府県等に対して補助している。

③処遇困難事例研究事業≪児童入所施設措置費≫

在宅の障害児(者)等の介護経験者や在宅の非行等の問題行動を有する子どもの 養育経験者等を施設に招き、近隣施設の職員と共同で処遇困難事例等の研究会を開 催するための経費を施設に対して補助している。

- ④フォスタリング機関職員研修≪国立武蔵野学院附属養成所(研修部)≫ 児童相談所や民間機関等の里親支援を担う職員に対して、里親支援に必要な技術の習得や、里親と関係機関の連携・共働に向けた研修を開催している。
- ⑤社会的養護処遇改善加算費≪児童入所施設措置費≫

職員の処遇改善や、ユニットリーダー、小規模グループケアリーダー等へのキャリアアップ等を通じた人材確保・育成に向けて、職員給与の改善に必要な経費を補助している。

<u>第Ⅴ 計画的な推進に向けて</u>

- ・ 前述したとおり、現行の都道府県推進計画については、抜本的に改正された児童福祉法の新しい理念である子どもの権利保障と子どもの家庭養育優先原則を実現するため、「社会的養護の課題と将来像」を全面的に見直して、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していく必要がある。
- ・ この見直しの中で、都道府県等は、在宅家庭や里親家庭の支援体制の充実等といった施設による高機能化及び多機能化・機能転換の見込みを把握し、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた計画を策定することとしている。
- · 都道府県等においては、各施設の高機能化及び多機能化・機能転換に向けた計画や、 小規模かつ地域分散化を進める計画の見直しの検討状況・課題等について随時ヒアリ ングを行うことにより、個々の実情を把握し、関係者との間で綿密な協議を重ねなが ら、適宜適切な助言や支援を行うことが求められる。
- ・ その際、都道府県推進計画の見直しに向けて把握した市区町村における取組や、代 替養育を必要とする児童数及び里親等委託が必要な児童数、包括的な里親等支援体制 の構築やそれを踏まえた里親等で養育可能な児童数、在宅支援ニーズの見込みなどの

都道府県内の社会資源及び子ども家庭の状況を踏まえて、各施設において具体的かつ 実現可能な計画が策定されるよう配慮することが必要である。

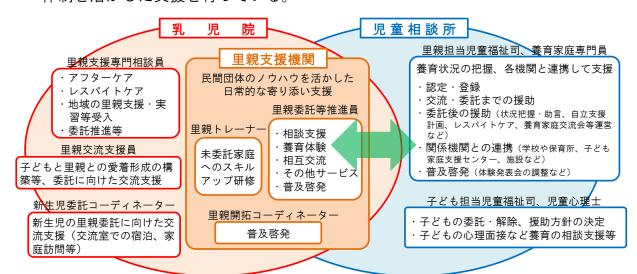
(参考) 乳児院・児童養護施設における取組事例

【二葉乳児院(社会福祉法人二葉保育園)における取組】

- ①家庭復帰に向けた取組
 - ・入所打診から入所日までの間に確認しておくこと
 - 看護サマリーを確認
 - ・親の状況を確認
 - 関係機関の関わりを確認
 - 入所当日の同行者の確認
 - · 入所段階で考えている方針(家庭引き取りの有無。入所期間等)の確認
 - ・ 受け入れクラスの確認、当日までの準備、立ち会い者の確認 等
 - ・入所後から退所日まで
 - 初回面会日には児童相談所の担当児童福祉司が同席
 - 面会前日に体調確認の電話
 - ・ 面会室を活用した面会 (親の状況に応じて定期的に面会)
 - ・ 面会を短時間から始めて、徐々に近隣の散歩や昼食介助を経て、外泊へと繋 げていく。外泊期間も段階的に増やしていく。
 - 家庭復帰前に関係者会議を実施
 - ・ 多くのケースでは保育所の入所決定後に家庭復帰に移行

② 里親支援の取組

- ・ 乳児院として、昭和61年から30年以上に亘り里親支援に取り組む。
- ・ 里親支援に関わる職員は里親等委託推進員6人(うち里親トレーナー1人、里 親開拓コーディネーター1人)の他、乳児院の里親支援専門相談員・里親交流支援 員2人、新生児委託コーディネーター2人の計10人。
- · 里親等委託推進員は臨床心理士や、精神保健福祉士、社会福祉士の資格を持つ ほか、乳児院や児童養護施設、児童相談所等での職歴・経験を有している。
- ・ また、里親等委託推進員を4か所の児童相談所に派遣(週4回勤務。週1回は 乳児院において、打ち合わせや合同研修・サロンの企画·運営等を実施。)している。
- ・ このような体制により、児童相談所職員と密接に連携しつつも、児童相談所とは少し違う立場で、里親と児童相談所との橋渡しをしながら、職員の資格・職歴等に基づく専門性の高さや、民間ならではの柔軟で・長期間に亘る継続的な支援体制を活かした支援を行っている。

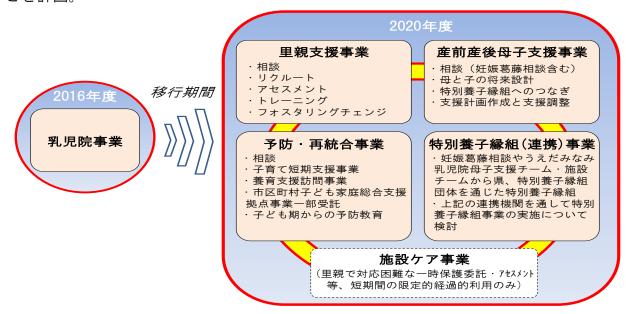


③地域支援の取組

- ・ 地域子育て支援センター二葉として、市区町村から委託を受けて、以下の地域 子育て支援活動を実施。
 - ・地域子育て支援拠点事業(子どもや子育てに関する相談、育児支援情報提供、 保護者の仲間作り支援、親と子のひろばの運営)
 - ・一時保育事業(未就学児の一時的な保育)
 - ・子育て短期支援事業(ショートステイ)
 - ・ホームスタート(妊婦や未就学児がいる家庭を対象に、研修を受けたボランティアが無償で訪問し、育児や家事を一緒に行う家庭訪問型子育て支援) 等
- ・ 職員は、地域活動ワーカー5人、一時保育2人、ふたばっこ(未就園児の少人 数集団保育)2人、ショートスティ専任2人

【うえだみなみ乳児院(社会福祉法人敬老園)における取組】

① 2020 年度までに、乳児院に里親支援事業、産前産後母子支援事業、予防・再統合 事業、特別養子縁組(連携)事業の機能を付加し、多機能化・機能転換を進めることを計画。

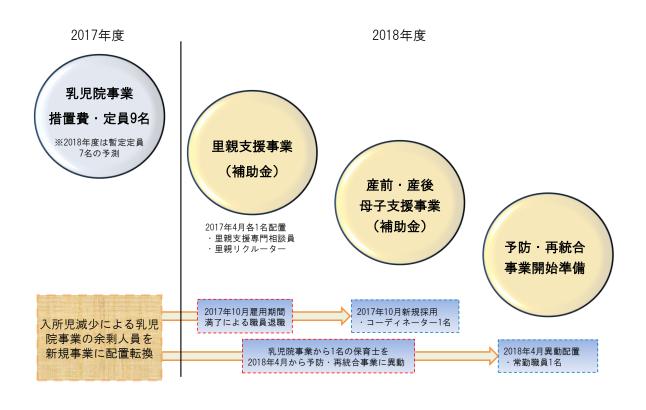


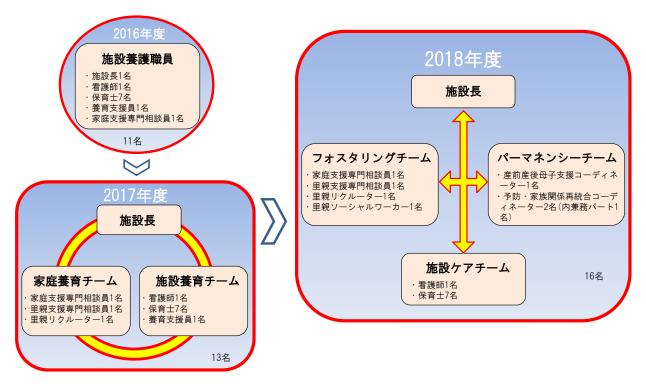
※調整中の内容を含む

② 上記の多機能化・機能転換に向けて、長野県や近隣市町村と協議しながら計画的に移行を進めており、平成29年度においては、里親支援事業や産前産後母子支援事業、特別養子縁組(連携)事業に関して、先行して取り組む民間団体からのコンサルティングも受けながら、取組に向けた準備を進めている。また、里親支援事業については、チラシの配布等のリクルート活動を開始している。

事業名	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
施設ケア事業	2018年1月~ 計画的	<mark>定員減 一時保護委託、</mark> ア	セスメント等に特化	
		自治体・関係機関協議		新
里親支援事業	← コンサルティング →			17/1 14/4
	2017年6月~	リクルート・アセスメン	ト・トレーニング	機能
産前産後母子支 援事業	自治体・関係機関協議			乳
	← コンサル・ 10月社会福祉士採用	ディング → <u>2017年10月~ 事業</u>	開始	児
予防・再統合 事業	自治体・関係機関協議	2018年4月~	事業開始	院事
特別養子緣組(連携)事業	← コンサル・ 2017年度行 組織内検討・自治体	後半~ 県や他の民間団体	との連携事業開始	業

③ 里親への移行等による入所児童数の減少に併せて、現行の予算事業も活用しながら、計画的に職員の配置転換を進めるとともに、多機能化・機能転換に向けた職員の増員等を進めることとしている。





【熊本乳児院(社会福祉法人熊本市社会福祉協会)における取組】

・産前・産後母子支援事業の委託を受けて、特定妊婦等への支援を実施。

(相談体制)

- ・ 専任のコーディネーター1人を中心として、乳児院の職員の協力の下、24時間 体制での電話受付体制を確保。
- ・ その他、来所、メール、訪問による相談支援を実施。

(関係機関との連携)

- ・ 産科医療機関、助産師との協力体制を確保し、出産直前の特定妊婦等からの相 談受付時に迅速に対応出来る体制を確保。
- ・ 中長期的な生活の場の確保のため、母子生活支援施設や民間シェルターと連携。
- · 母子生活支援施設との協議により、出産前からの入所支援体制を確保。
- ・ 生計支援に関して、生活困窮者支援を行う市町村窓口等と連携。
- ・ 養育支援に関して、他の乳児院や児童養護施設とも連携。
- · 法律事項に関する相談への対応のため法テラスと連携。

(相談窓口の周知)

- · チラシ配布、広報誌、ラジオ、ケーブルテレビを活用した相談窓口の周知。
- ・ 若年の特定妊婦等への対応のため、ホームページ掲載やSNS(フェイスブック)による発信。

(本事業を乳児院が取り組む上での強み)

- ・ 新生児の養育経験値が充分にあること。
- · 病児や障害児の養育を行い、そのスキルがあること。
- · 保護者に対する日常の養育支援を実施(家庭訪問や来所による支援)するにあたり、そのスキルと実績を積んでいる。
- 乳児院に休日はなくいつでも来所して貰い一緒に施設内で過ごすことで適切な子どもへの関わり方のモデルを見てもらうことができる。
- ・ 保育士、心理士、看護師、栄養士、SW等様々な職種の職員が勤務しておりチームでの保護者及び子どもへの支援が可能である。
- ・ 産科医療機関から直接乳児を預かることも多く、協力関係作りに要する時間を 省くことができる。
- · 乳児院の職員は、家庭復帰支援や里親委託の過程において、保護者の生活に何が必要かの観察も行っており生活支援を実施するにあたりそのスキルが活かされる。

【至誠大空の家(社会福祉法人至誠学舎立川)における取組】

①小規模化・地域分散化の取組

▶特色・運営上の工夫

(地域小規模児童養護施設)

- · 職員数:専任職員3人+家事·宿直補助者
- ・ 緊急時対応等のため、本体施設(各グループ間) と内線電話を繋げ、日常的に連絡相談や緊急時対応 ができるようにしている。
- ・ 本体施設の会議·研修に参加し、理念・支援方針・ 情報等の共有で職員の専門性情報共有と資質の向 上を図っている。
- ・ 子どもの安心安全、プライバシー保護のために、 子ども部屋の個室化を可能にする7LDKの一軒 家を賃貸で活用。
- ・ 子どもの部屋は個室化。



➤効果

- ・ 「ふつうの暮らし」に近い生活環境と少人数でプライバシーの確保もできる 個室もあり、子どもが「自分の居場所」と思える生活体験が営みやすい。
- ・ 子どもの生活に目が届きやすく、個別の対応もしやすい。「あなたを大切に 思っている」、「自分は大切にされている」と実感できる相互作用が生まれや すい。
- 生活集団の規模が小さく、ストレスや刺激を軽減できる。
- 大人との安定した人間関係の中で自己肯定感を育てやすい。
- ・ 日々の生活で調理や家事、暮らし方などが自然に身につき、将来の暮らしの モデルをイメージしやすい。
- 近隣とのコミュニケーションを学びやすい
- · 将来の暮らしのモデルをイメージしやすい

②自立支援・アフターケアの取組

➤取組方針

- ・ 自立支援コーディネーター及び職業指導員が中心となり、子ども達が自分の希望と適性に合った進路に進めるよう、また地域社会との交流や施設での生活を通じて、他者との距離感や付き合い方を学び、自立後の家庭及び社会生活において適応し、調和できる能力が養われるような支援を目指す。
- · 措置延長を積極的に活用した進学·就労支援、経済的な安定を確保できるよう 各種奨学金·退所児童の自立支援事業(生活費·家賃·身元保証等)。

→具体的な取組内容

- ・自分の希望する進路に進むための学力支援 中学生・高校生の学力の向上のために、大学生の学習ボランティアや地域の学 習塾を積極的に利用している。
- ·生活力向上支援

小規模ケアによる生活技術の習得と高校生には自立後の生活を想定してもらい、生活費や学費のシミュレーションを職員と重ねていく。現実を認識し、自立のための必要な準備に繋げている。

· 社会性向上支援

自立に最も大事な人との繋がる力を養うために、高校生からアルバイト等の就 労体験(生活費・進学費用)、地域内企業だけでなく、法人内の保育・高齢者施 設の機能を利用、施設・地域内での行事等の運営体験で自信に繋げている。

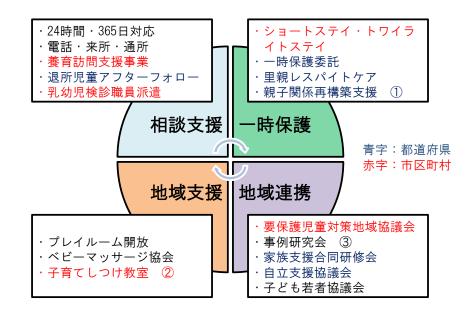
・関係支援団体との連携支援

NPO 等団体や企業の社会貢献事業と連携し、奨学金の活用と各種の自立支援プログラムの参加を中学生から勧め、子ども達の知識や社会性を拡げている。

- ・就職・進学自立した青年のアフターケア
 - ・ 本人の同意を得て奨学金、貸付金の管理を支援。インケア時より、申請手続き 運用等を一緒に進めている。
 - ・ 定期的に青年達が施設へ来園、職員が自宅訪問等で相談支援、状況を把握できる関係を築いている。
 - ・ 上記の支援を重ねていくことで、進学中から職場定着までの支援、離職時の再 就職・住居等の生活支援に繋がっている。
 - ・ 退所した青年達が集える場として、複数の児童養護施設が共同で主催するサロン活動の取組が、相談や憩いの場として効果が出てきている。

【清浄園(社会福祉法人清浄園)における取組】

- ・ 児童家庭支援センターを中核として、相談支援、地域支援、一時保護、地域連携 に取り組む。
- 職員体制:4人(常勤職員3人、非常勤職員1人)



①親子関係再構築支援

- · 入所児童の家族を対象に、一時帰省や、親子での調理や食事、宿泊体験などの子 どもとの関わりを、職員が見守りながら実施。
- ・ 家庭復帰の際には、市町村担当者や学校関係者を招き、「家族応援会議」を開催 し、子どもの安全を中心とした家庭復帰後の支援体制について、家族とともに確認 を実施。

②子育てしつけ教室

・ 地域で育児不安や孤立感を感じている子育て中の親に対して、講座を開催して、 子育てスキルの向上や、それに伴う育児不安等の解消へと繋げている。

③事例研究会

- ・ 自治体職員、施設職員、小児科医等の一次予防から参事予防までの現場の最前線 を担う支援者が集まり、事例検討及び専門家による助言や講義等を実施。(毎月第 3金曜日の19時~21時に開催))
- · これにより支援者の質の向上や知識及び技術の向上に繋げられている。

一時保護ガイドライン(概要)

Ⅰ ガイドラインの目的

- 一時保護は、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を 把握するため、また、虐待を受けた子ども等の最善の利益を守るために行われるもの。
- しかしながら、子ども一人一人の状態に合わせた個別的な対応が十分にできていないことがあることや、ケアに関する自治体間格差、学習権保障の観点からの問題、一時保護期間の長期化などの問題が指摘されている。
- 平成28年の児童福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第63号)により、子どもが権利の主体であること、家庭養育優先の理念とともに、一時保護の目的が、子どもの安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するためであることが明確化された。また、「新しい社会的養育ビジョン」(平成29年8月2日)においても、一時保護の見直しの必要性が提示された。
- 子どもを一時的にその養育環境から離す一時保護中においても、子どもの権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアが提供されることが重要である。このため、本ガイドラインは、一時保護に関して指摘されている問題解決に向け、自治体や関係者が進むべき方針を共有し、一時保護を適切に行い、実効ある見直しを進めることを目的として示す。

Ⅱ 一時保護の目的と性格

<u>1 一時保護の目的</u>

児童福祉法に基づく一時保護の目的(子どもの安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため)及び一時保護の判断を行う場合は、子どもの最善の利益を最優先に考慮する必要があることを記載。

<u>2 一時保護の在り方</u>

- 一時保護を行うに当たっては、子どもや保護者の同意を得るよう努める必要があるが、子どもの安全確保が必要な場合は、子どもや保護者の同意がなくとも躊躇なく保護を行うべきである。
- 一時保護の有する機能として、子どもの安全確保のための「緊急保護」と子どもの心身の状況等を把握するために 行う「アセスメント保護」がある。このほか一時保護の機能として、短期間の心理療法、カウンセリング等を行う短期入所指導がある。
- 一時保護の期間は一時保護の目的を達成するために要する必要最小限の期間とする。

面会・行動等を制限する場合の留意事項、被措置児童等虐待の防止等について記載。

4 一時保護の環境及び体制整備等

○ 必要な一時保護に対応できる定員を設定し、地域の実情に合わせて、委託一時保護の活用等も含め、一人一人の子どもの状況に応じた対応ができるよう、一時保護の環境整備や体制整備を図る。この際、里親家庭、一時保護専用施設などで、可能な場合には、子どもの外出や通学ができるような配慮を行えるようにする。

5 一時保護の手続

○ 一時保護の開始、継続(※)、解除の手続及び留意事項等について記載。
※ 平成29年の児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律(平成29年法律第69号)による家庭裁判所に対する引き続いての一時保護の承認の申立てを含む。

■ 一時保護所の運営

一時保護所の環境、入所手続、子どもの観察、保護中の子どもの生活環境(生活、食事、健康管理、教育・学習支援

一時保護において子どもの安全を確保して安心感を与えるケアを行えるよう、初期から解除時までの一時保護における 各段階における対応、性被害を受けた子ども等特別な配慮が必要な子どもに対するケア、ケアを通じたアセスメントに関

○ 一時保護中の子どもの意見表明や相談体制、不服申立て等の権利擁護のための仕組みに関すること、外出・通信・

虐待等により子どもを家庭から一時的に引き離す必要がある場合等、子どもの安全を確保するために行う。

な場合は、子どもや保護者等の状況に応じ、その必要性を2週間以内など定期的に検討する。

が必要な場合に行う。アセスメントは、子どもの状況等に適した環境で行う。

子どもの自由な外出を制限する環境で保護する期間は、必要最小限とするほか、当該環境での保護の継続が必要

子どもの適切・具体的な援助指針を定めるため、一時保護による十分な行動観察等を含む総合的なアセスメント

① 緊急保護

3 子どもの権利擁護

等)等について記載。

委託一時保護の考え方、手続等について記載。

する事項、留意事項等について記載。

Ⅴ 一時保護生活における子どもへのケア、アセスメント

Ⅳ 委託一時保護

② アセスメント保護

子発 0 7 0 6 第 4 号 平成 3 0 年 7 月 6 日

都 道 府 県 知 事 指 定 都 市 市 長 殿 児童相談所設置市市長

> 厚生労働省子ども家庭局長 (公 印 省 略)

一時保護ガイドラインについて

児童相談所の運営及び活動については、児童福祉法、児童福祉法施行令及び 児童福祉法施行規則に定めるほか、一時保護を含む基本的な業務の在り方等に ついては、従前より「児童相談所運営指針について」(平成2年3月5日付け 児発第133号)において具体的に示しているところである。

現状において、一時保護に関して指摘されている問題解決に向け、自治体や関係者が進むべき方針を共有し、一時保護を適切に行い、実効ある見直しを進めることを目的として示すものとして、今般、児童相談所運営指針の一時保護に関連する記載を削り、別添のとおり一時保護ガイドラインを作成したので、内容について御了知いただくとともに、児童相談所はじめ管内の市区町村、関係機関、関係団体に対し周知を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

一時保護ガイドライン

I ガイドラインの目的

一時保護は、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行うものであり、虐待を受けた子どもや非行の子ども、養護を必要とする子ども等の最善の利益を守るために行われるものである。しかしながら、子どもの安全確保のみならず、権利擁護も図られる必要があることに加え、子どもの安全確保に重きが置かれ、子ども一人一人の状態に合わせた個別的な対応が十分できていないことがあることや、ケアに関する自治体間格差、学校への通学ができないことが多いなど学習権保障の観点からの問題、一時保護期間の長期化などの問題が指摘されている。

このため、一時保護の基本的な考え方を一時保護に関わる職員や機関が共有し、適切に支援を行うことが重要である。

平成28年6月3日に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第63号。以下「平成28年児童福祉法等改正法」という。)により、子どもが権利の主体であることや、家庭養育優先の理念とともに、一時保護の目的が、子どもの安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するためであることが明確化された。

また、平成28年児童福祉法等改正法の理念を具体化するため、厚生労働大臣が参集し開催された有識者による「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」で取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」(平成29年8月2日)においては、平成28年児童福祉法等改正法の基本的な考え方を踏まえ、一時保護の見直しの必要性が提示された。

このような一時保護は子どもの最善の利益を守るため、子どもを一時的に その養育環境から離すものであるが、そうした中でも、子どもの権利擁護が図 られ、安全・安心な環境で適切なケアが提供されることが重要である。本ガイ ドラインは、現状において、一時保護に関して指摘されている問題解決に向け、 自治体や関係者が進むべき方針を共有し、一時保護を適切に行い、実効ある見 直しを進めることを目的として示すものである。

なお、本ガイドラインに記載されていることにとどまらず、一時保護において子どもの状況等に最も適した環境等で生活やケアの質が確保され、子どもの最善の利益が図られるという観点から、また、「「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」の開催について」(平成30年6月15日付け子発0615 第1号厚生労働省子ども家庭局長通知)でお示しした、児童虐待防止対策の強化に向

けた更なる対応の検討結果等も含め、不断の見直しを進め、今後も一時保護の 改善のため必要な内容を本ガイドラインに盛り込んでいくこととする。

Ⅱ 一時保護の目的と性格

1 一時保護の目的

児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第33条の規定に基づき児童相談所長又は都道府県知事、指定都市の長及び児童相談所設置市の長(以下「都道府県知事等」という。)が必要と認める場合には、子どもの安全を迅速に確保し、適切な保護を図るため、又は子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、子どもを都道府県等が設置する一時保護施設(以下「一時保護所」という。)に保護し、又は警察署、福祉事務所、児童福祉施設、里親その他児童福祉に深い理解と経験を有する適切な者(機関、法人、私人)に一時保護を委託する(以下「委託一時保護」という。)ことができる。一時保護の判断を行う場合は、子どもの最善の利益を最優先に考慮する必要がある。

なお、虐待等を受けた子どもの一時保護については、本ガイドラインに定めるほか、「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」(平成9年6月20日付け児発第434号厚生省児童家庭局長通知)及び「子ども虐待対応の手引き」(平成11年3月29日付け児企発第11号厚生省児童家庭局企画課長通知)による。また、各都道府県等において、本ガイドライン等を踏まえ、一時保護の詳細について、具体的な要領を定めることが適当である。

2 一時保護の在り方

一時保護は、児童相談所が行う相談援助活動の中で一時保護による子どもの安全確保やアセスメントが必要な場合に行うものであり、その期間中に、生活場面で子どもと関わり寄り添うとともに、児童相談所において関係機関と連携しながら子どもや家族に対する支援内容を検討し方針を定める期間となる。

また、子どもにとってもこの期間は自分自身や家庭のことを振り返り、周囲との関係や生活を再構築する意義がある期間であり、そのための環境を整えるとともに、子どもの生活等に関する今後の方針に子どもが主体的に参画し、自己決定していくことができるよう支援を行うことが必要となる。

一時保護においては、こうした目的を達成するとともに、子どもの精神状態を十分に把握し、子どもの心身の安定化を図り、安心感をもって生活できるよう支援する。

一時保護の多くは、子どもを一時的にその養育環境から離す行為であり、 子どもにとっては、養育環境の変化により、精神的にも大きな不安を伴うも のである。子どもによっては、一時保護を行う場所が福祉的支援と初めて会 う場となることも少なくない。

加えて、一時保護が必要な子どもについては、その年齢も、また一時保護を要する背景も虐待や非行など様々であることから、一時保護に際しては、こうした一人一人の子どもの状況に応じた適切な支援を確保し、子どもにとっての一時保護の意味を十分考慮に入れた、子どもに安心感をもたらすような十分な共感的対応を基本とした、個別化された丁寧なケアが必要となる。

支援に当たっては常に子どもの権利擁護に留意し、身体的苦痛や人格を 辱める等の精神的苦痛を与える行為は許されない。

なお、一時保護における子どもに対する支援の詳細については、「V ー 時保護生活における子どもへのケア・アセスメント」を参照する。

(1) 一時保護の強行性

一時保護や里親等への委託又は児童福祉施設等への措置に移行する場合などのソーシャルワークの提供においては、常に子どもの意見を尊重することが求められる。こうした支援に対して、子どもが否定的な意見を持つ場合も少なくないが、その際には、関係機関が子どもの意向に沿わない判断をした理由を提示し、子どもの納得が得られるよう、尽力しなければならない。

一方で子どもの安全確保のため必要と認められる場合には、子どもや保護者の同意を得なくても一時保護を行う。なお、子どもが保護を求めているにも関わらず、保護者が保護を拒否するなど、保護者の同意が得られない場合も同様である。これは、子どもの安全を迅速に確保し適切な保護を図る必要があることや、一時保護が終局的な支援を行うまでの短期間のものであること等から認められているものである。

特に児童虐待対応においては、対応が後手に回ることで、子どもの生命に危険が及ぶ可能性があることから、子どもや保護者の同意がなくとも、子どもの安全確保が必要な場面であれば、一時保護を躊躇なく行うべきである。

また、現に一時保護を行っている子どもが無断外出した場合において 安全確保のため必要と認められる場合には、その子どもの同意を得なく ても再び保護することができる。ただし、この場合においても、子どもや 保護者の同意を得るよう努める。

一時保護は行政処分であり、保護者等は行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条(児童相談所長又は都道府県知事等が措置を行った場合の都道府県等に対する審査請求)に基づき不服申立てを行うことができる。なお、行政処分としての措置を書面で行う場合には、同法第82条

第1項により保護者に対し、不服申立ての方法等について教示しなければならない。行政処分としての措置は、原則として文書により通知する。また、同法第82条第2項に基づき、子どもが利害関係人として行政処分に不服申立てしたい旨の申出があった場合には、不服申立ての方法等について教示しなければならない。

(2) 一時保護の機能

- 一時保護の有する機能は、緊急保護とアセスメントである。これらは、 あくまで機能が異なるだけであり、両者が時期的に並行することもある。
- 一時保護の期間は一時保護の目的を達成するために要する必要最小限の期間とする。

一時保護の機能として、このほか、子どものニーズに応じた子どもの行動上の問題や精神的問題を軽減・改善するための短期間の心理療法、カウンセリング、生活面での問題の改善に向けた支援等が有効であると判断される場合であって、地理的に遠隔又は子どもの性格、環境等の条件により、他の方法による支援が困難又は不適当であると判断される場合などに活用する短期入所指導がある。短期入所指導は、アセスメントに連続する機能としても考えられる。こうした機能については、治療やレスパイトケアができる施設を活用することも含めて検討することが必要である。

ア 緊急保護の在り方

緊急保護を行う必要がある場合は、おおむね次のとおりである。

- ・ 棄児、迷子、家出した子ども等現に適当な保護者又は宿所がないた めに緊急にその子どもを保護する必要がある場合
- ・ 虐待等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合(虐待を受けた子どもについて法第 27 条第1項第3号の措置 (法第 28 条の規定によるものを除く。)が採られた場合において、 当該虐待を行った保護者が子どもの引渡し又は子どもとの面会若し くは通信を求め、かつこれを認めた場合には再び虐待が行われ、又は 虐待を受けた子どもの保護に支障をきたすと認める場合を含む。)
- ・ 子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼす若 しくはそのおそれがある場合
- ・ 一定の重大事件に係る触法少年と思料すること等のため警察から 法第25条に基づき通告のあった子ども又は少年法(昭和23年法律第 168号)第6条の6第1項に基づき送致のあった子どもを保護する場合

子どもの安全を確保するための閉鎖的環境(一定の建物において、子どもの自由な外出を制限する一時保護の環境をいう。以下同じ。)で保護する期間は、子どもの権利擁護の観点から、子どもの安全確保のために要す

る必要最小限とし、開放的環境(閉鎖的環境以外の一時保護の環境をいう。以下同じ。)においても子どもの安全確保が可能であると判断される場合は、速やかに開放的環境に子どもを移すことを検討する。子どもの安全を確保するため、閉鎖的環境での保護の継続が必要な場合は、子どもや保護者等の状況に応じ、その必要性を2週間以内など定期的に検討した上で児童相談所長が決定し、その内容を記録に留めるとともに、その必要性や見通し等を子ども及び保護者に説明する。この検討の際、あわせてソーシャルワークの進行状況等も確認し、進行管理を行う。

イ アセスメントのための一時保護の在り方

アセスメントのための一時保護(以下「アセスメント保護」という。) は、適切かつ具体的な援助指針(援助方針)を定めるために、一時保護 による十分な行動観察等の実施を含む総合的なアセスメントを行う必 要がある場合に行う。これには、既に里親等への委託又は児童福祉施設 等への措置をしている子どもの再判定が必要な場合を含む。

アセスメント保護では、子どもの状況等を踏まえ、子どもの状況等に 適した環境でアセスメントを行うことが必要である。

アセスメント保護は、子どもの安全確保を目的とした緊急保護後に 引き続いて又は緊急保護と並行して行われるものと、緊急保護ではな いが、家庭環境や児童福祉施設等における養育環境から離れた環境下 で、アセスメントを行う必要があるものとに分けられる。

なお、アセスメント保護においても閉鎖的環境が子どもの安全確保のために必要な場合には、閉鎖的環境において行うことが想定される。 また、アセスメント保護は、計画的に行い、アセスメントに要する期間を保護者に伝えることが望ましい。

児童相談所において、子どもの援助指針(援助方針)を立てるに当たっては、児童福祉司、相談員等により行われる子どもとその家族への面接及び親族や地域関係者との面接を含むその他の調査に基づく社会診断、児童心理司等による心理診断、医師による医学診断、一時保護部門の職員(委託している場合には委託先の職員)による行動診断、その他の診断(理学療法士によるもの等)を基に、これらの者の協議により総合的なアセスメントを行う。

一時保護所においては、援助指針(援助方針)を定めるため、子ども と定期的に面談すること等を含め、一時保護した子どもの全生活場面 について行動観察を行うほか、こうした総合的なアセスメントを実施 するため、児童相談所や関係機関との調整等を行う。

また、一時保護している子どもは、パニックを起こすことや、自傷・ 他害などの行為を行う場合があるが、こうした行動は、生育歴や被虐待 体験による心理的な影響など様々な背景があると考えられる。一時保護においては、治療的ケアを行う中で、こうした行動にある背景などについて、アセスメントを行い、援助指針(援助方針)へ反映し、その後の支援につなげていくことが重要な役割となる。

3 子どもの権利擁護

(1) 権利擁護

一時保護においても子どもの権利が守られることが重要であり、子どもの権利及び制限される内容並びに権利が侵害された時の解決方法(職員への相談、意見表明できること、権利侵害の際の届出、不服申立ての方法等)に関して子どもの年齢や理解に応じて説明を行う。その際、子どもの年齢に応じて理解できるような冊子を用意しておき、常に子どもが閲覧できるようにしておくことも考えられる。

また、一時保護された子どもの意見が適切に表明されるような配慮が必要である。具体的には、まずは職員との適切な関わりの中で意見が表明されなければならないが、子どもにとっては言いにくいこともあるため、誰にも見られずに、子ども自身の意見を入れることのできる箱を用意するといった意見や相談を受け付けるための窓口の設置や第三者委員の設置、あらかじめ子どもに意見を書き込める用紙を手渡すなど、子どもの意見をくみ上げる方法を採ることが考えられる。このほか、その他の相談窓口等があれば、相談先を子どもたちに提示するなどして、子どもが相談しやすい体制を整えることも考えられる。

また、退所していく子どもたちにアンケートを行うなど、子どもの意見を尊重して、一時保護所やそれを行う施設等の向上を図ることも必要である。

さらに、児童福祉審議会や子どもの権利擁護に関する第三者機関が、一時保護を行う場所の視察や子どもの意見聴取等を行うなどの一時保護中の子どもの権利を保障するための仕組みを設けることが望ましい。こうした仕組みの検討に当たっては、児童相談所の弁護士等も含めて検討することが考えられる。

(2) 外出、通信、面会、行動等に関する制限

閉鎖的環境、開放的環境いずれにおける保護であっても、子どもの安全 確保と権利制限については、常に子どもの利益に配慮してバランスを保 ちつつ判断を行う。ただし、一人の子どものために、必要のない子どもま で権利が制限されることのないよう、個々に判断することが原則である。

外出、通学、通信、面会に関する制限は、子どもの安全の確保が図られ、 かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限とする。 無断外出が頻繁である等の理由により例外的に行動の自由の制限を行う場合においても、できるだけ短期間の制限とする。

子ども(一定の重大事件に係る触法少年と思料される子どもを含む。) に対して行い得る行動自由の制限の程度は、自由に出入りのできない建 物内に子どもを置くという程度までであり、子どもの身体の自由を直接 的に拘束すること、子どもを一人ずつ鍵をかけた個室に置くことはでき ない。

行動自由の制限については本ガイドラインに定めるほか、「児童福祉法において児童に対し強制的措置をとる場合について」(昭和25年7月31日付け児発第505号厚生省児童家庭局長通知)及び「児童福祉法と少年法の関係について」(昭和24年6月15日付け発児第72号厚生事務次官通知)による。

外出、通信、面会等に関する制限を行う場合には、子どもの安全確保のため必要である旨を子どもや保護者に説明するとともに、記録に留める。子どもがその制限に不満や不服を言う場合にも、なぜ必要なのかを時間をかけて納得が得られるようにする努力が求められる。

なお、行動自由の制限と保護者との面会交流制限については、判定会議等において慎重に検討した上で、児童相談所長が決定を行い、記録に留めておく。

(3) 被措置児童等虐待の防止について

平成 20 年 12 月 3 日に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成 20 年法律第 85 号)において、被措置児童等虐待の防止に関する事項を盛り込み、法第 33 条の 10 で、被措置児童等虐待の定義を定め、法第 33 条の 11 で一時保護所を含めた施設職員等による被措置児童等虐待等その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為の禁止についても規定された。

一時保護中に暴力を受けるなどの被措置児童等虐待があった場合に、 すぐに職員に相談できることに加え、児童相談所、児童福祉審議会等に対 して通告・届出ができるなどについて、あらかじめ子どもに説明する。

一時保護される子どもは、保護者等からの虐待により心身に傷を受けていたり、家庭の事情や非行等により緊急に保護をされていたりすること等から、不安や緊張の高い状態であることが多いため、一時保護される場は温かい雰囲気で子どもが心から安心できる環境でなくてはならない。また、こういった子どもが信頼を寄せるべき立場の職員が保護中の子どもに対して虐待を行うということは、子どもの心身をさらに傷つけ、大人への不信感につながるものであり、絶対にあってはならないものである。

これらの状況を踏まえ、子どもの権利や被措置児童等虐待に関する職員研修の実施等の発生予防や組織運営面での配慮も含め、被措置児童等虐待の防止に努める必要がある。

万一職員による身体的苦痛や人格を辱める、暴言等の精神的苦痛を与える行為、子どもの権利が侵害される事態が生じたときは、被害を受けた子どもの心のケア等を行うとともに、児童相談所全体で、また必要に応じて都道府県等の児童相談所所管部局とも協議し、支援体制の見直しなど、再発防止に万全を期すことが必要である。

なお、被措置児童等虐待については、本ガイドラインに定めるほか、「被措置児童等虐待対応ガイドラインについて」(平成 21 年 3 月 31 日付け雇児福発第 0331002 号・障障発第 0331009 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)による。

(4) 子ども同士の暴力等の防止

子ども同士で権利侵害がある場合には、あらかじめすぐに職員に相談 することを伝えるとともに、すぐに対応できる体制を確保する。

一時保護所に入所する子どもについては、その年齢も、また一時保護を要する背景も虐待や非行など様々であることから、子ども同士の暴力やいじめなど、子どもの健全な発達を阻害する事態の防止に日頃から留意しなければならない。

(5) 特別な配慮が必要な子ども

子どもの権利条約においては、子どもは等しく権利を有するとされ、更に障害を持っている子どもやその他のマイノリティーの子どもには特別に配慮しなければならないとされている。こうした子どもに対する権利が守られた一時保護先を確保し、あらかじめ入所方法、支援方法等について協議をしておく必要がある。

ア 障害を持った子どもや医療的ケアを必要とする子ども

子どもの保護ができる場を用意しておくこと、また、一時保護された 子どもの食事制限や服薬について、十分な医学的アドバイスを受けら れるようにしておく必要がある。

イ 文化、慣習、宗教等が異なる子ども

文化、慣習、宗教等による食習慣や日課の違いなどは尊重して対応しなければならない。

ウ LGBT 等、性的指向又は性自認に配慮が必要な子ども

子どもが自ら知らせず、一時保護されてから気付く場合もあり、十分な配慮が必要である。特に、男女の居住空間が分かれているような一時保護所や専用施設ではあらかじめどのように対応するかを検討してお

く必要がある。

4 一時保護の環境及び体制整備等

一時保護については、その目的を達成し、適切な支援が行われるよう、研修などによる職員の専門性の向上と意識共有や、関係機関との連携などの体制整備や環境整備を行う必要がある。

この際、一人一人の子どもの状況に応じて、安全確保やアセスメントなどを適切に行うことができる体制や環境を整えることが必要であるとともに、一時保護を行う場は、代替養育の場という性格も有することから、家庭における養育環境と同様の養育環境あるいはできる限り良好な家庭的環境にあって、個別性が尊重されるべきものである。そのため、一時保護を行う場においては、個別的な対応ができるようにするほか、閉鎖的環境での一時保護だけでなく、開放的環境における対応もできるよう、一時保護所内で開放的環境を確保する、委託一時保護を活用するなど地域の実情に合わせた環境整備を行うことが望ましい。閉鎖的な一時保護所についても、個室の整備や活用によって、子どもが個人として生活の確保が場面ごとに選択できるような体制を整備すべきである。一方で、地域によっては一時的に定員を超過して一時保護所に子どもを入所させる事態が見られ、またこうした様々な背景等を有する子どもを同一の空間で支援することが一時保護所の問題として指摘されている。

このため、一時保護については、

- ・ 必要な一時保護に対応できる定員設定を行い、整備すること
- ・ 里親、児童福祉施設、医療機関等に対する委託一時保護の活用等により、 適切な支援を確保すること
- ・ 管轄する一時保護所(複数ある場合には全ての一時保護所)における適 切な支援の確保が困難な場合には、他の都道府県等の管轄する一時保護 所の協力を仰ぐといった広域的な対応を行うこと

に努めることが重要である。

児童相談所は、一時保護所に虐待を受けた子どもと非行の子どもを共同で生活させないことを理由に、非行の子どもの身柄の引継ぎを拒否することはできない。

児童相談所においては、こうした体制整備により、混合での支援等を回避 し、全ての子どもに適切な支援を行うことが必要である。

また、開放的環境において子どもの安全の確保や必要なアセスメントが可能な場合には、子どもの地域での生活を可能な限り保障するため、子どもの意見も聞きながら子どもの外出や通学について可能な限り認めるとともに、できる限り原籍校への通学が可能となるよう里親家庭や一時保護専用

施設など一時保護の場の地域分散化などを進めることが望ましい。また、保育所や幼稚園、児童発達支援センターに通所している乳幼児の場合も、生活や教育の連続性を保障する観点から、できる限り同一施設における通所が可能となるよう配慮すべきである。ただし、学校等への通学等が子どもの利益に反し、子どもが望まない場合は子どもの利益を優先して判断する。

なお、施設への一時保護委託においては、措置により入所している子どもと一時保護された子どもが混在する施設環境は、双方への影響が大きいため、混在しないよう配慮する必要がある。このため、児童福祉施設等への委託一時保護は、一時保護専用施設を整備することなどにより、入所定員枠とは別に一時保護定員枠を確保することが望ましい。

また、一時保護専用施設の運営にあたっては、「一時保護実施特別加算費」 (「児童養護施設等における一時保護児童の受入体制の整備について」(平成 28 年 9 月 5 日付け雇児発 0905 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知参照)) を積極的に活用し、適切な一時保護の実施に努める。

さらに、一定の重大事件に係る触法少年と思料される子どもの一時保護については、当該子どもの心理・行動面での問題の重篤性、一時保護中の他の子どもへの影響、当該子どものプライバシー保護等に配慮して実施することが必要であり、多くの職員の協力が不可欠であることから、当該児童相談所の職員だけで対応することが困難な場合も想定される。このような児童相談所にあっては、重大事件が起きた場合の緊急対応体制をあらかじめ整えておく必要があるので、主管部局が中心となって主管部局等の職員、他の児童相談所、児童自立支援施設等と協力して、万一の際に適切に一時保護ができる体制を整備する。

なお、警察の下にある子どもについて通告が行われた場合、こうした委託 一時保護や広域的な対応等には一定の時間を要することや、児童相談所が 遠隔地にある場合などやむを得ない事情により、児童相談所が直ちに引き 取ることができないときは、警察に一時保護を委託することも考えられる。 こうした警察が行う一時保護の取扱いについては、警察庁生活安全局少 年課より、平成13年3月8日付け警察庁丁少発第33号通知により、各都 道府県警察本部等宛てに通知されているので留意する。

5 一時保護の手続

(1) 一時保護の開始の手続

- 一時保護の決定は受理会議等において検討し、児童相談所長が行う。緊 急の場合においても臨時の受理会議等を開いて検討する。
- 一時保護の開始については、一時保護部門と密接に連絡を取って相談・ 指導部門が行う。また、措置部門、判定・指導部門とも連絡を取り、健康

診断等の必要な事項が円滑に行われるように配慮する。

一時保護の決定に当たっては、子どもの権利擁護の観点から子どもや保護者に一時保護の理由、目的、予定されるおおむねの期間、入所中の生活、一時保護中の児童相談所長の権限等について、また、保護者に2か月を超えて引き続き一時保護を行う場合の手続等について説明し、同意を得て行うことが望ましい。ただし、緊急保護の場合等子どもの安全確保等のため必要と認められる場合には保護者の同意は必須ではない。この場合にも、子どもへの説明は十分に行う必要がある。

一時保護中必要な日用品、着替え等を準備するよう保護者等に連絡する。

原則として一時保護前にワクチンの接種状況やアレルギーの有無等について保護者等からも聞き取りをして確認し、健康診断を受けさせ、集団生活をさせても差し支えないことを確認しておく。特に感染性疾患等に留意する。

緊急保護した場合は、速やかに健康診断を行うほか、必要があれば専門の医師の診察を受けさせる。一時保護前に健康診断を受けてきた子どもについても、更に詳しい検査が必要な場合又は健康診断後かなり時間が経過している場合等においては、一時保護後必要に応じ医師の診察を受けさせる。

身体的外傷がある子どもについては、一時保護時に傷の状況を正確に 把握し、記録する。

一時保護の必要を認めた子どもについては、次の事項を記載した一時 保護児童票を作成する。

- 子どもの住所、氏名、年齢
- 事例担当者、事例の概要
- 一時保護する理由、目的、予定、保護中に実施する事項
- ・ 子どもの性格、行動傾向、日常生活あるいは健康管理上注意しなければならない事項(子どもの疾病やアレルギー等を含む。)
- ・ 子どもの所持物

一時保護の開始を決定したときは、速やかに一時保護の開始の期日、一時保護を開始する理由となった具体的事実の内容及び場所を文書で保護者に通知する。一時保護中の児童相談所長の権限及び2か月を超えて引き続き一時保護を行う場合の手続についても付記することが望ましい。 (別添1)

また、保護者に対して子どもの居所を明らかにした場合に、再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は子どもの保護に支障を来すおそれがあると認めるときは、子どもの居所を明らかにしない。

なお、一時保護を行う場所を変更する場合は、新たな行政処分ではない ことから、文書による通知は必須でないが、2か月の起算は一時保護を開 始した当初となるので、留意する。

(2) 一時保護の継続の手続

ア 一時保護の継続

- 一時保護の期間は原則2か月を超えてはならないとされているが、 児童相談所長又は都道府県知事等は、必要があると認めるときは、引き 続き一時保護を行うことができることとされており(法第33条第3項 及び第4項)、子どもの最善の利益を確保する観点からその要否を検討 する必要がある。継続が必要な場合としては、例えば、
- ・ 家庭裁判所に対し法第28条の承認を申立て又は親権喪失等の審判 を請求している場合
- ・ 2か月を超えるものの更に数週間の程度の一時保護中に保護者の変化が十分に期待でき、保護者、子ども共に納得した支援や家族への引取りを行える見込みがあるため、家庭裁判所への審判申立てを留保している場合
- ・ 子どもを里親に委託する方向で、子どもと里親の交流や関係調整を 進めているが、これらの調整に更に時間が必要な場合
- ・ 施設入所する方向の子どもであるが、当面の医療的なケア等のため に入院又は継続した通院が必要であるため、当面、施設に入所できな い場合

などが考えられるが、不必要に一時保護を継続すべきではない。

一時保護は、親権者等(親権を行う者又は未成年後見人をいう。以下同じ。)の意に反しても行政の判断によって子どもを保護することができる強い権限であるため、その権限行使の適正性を担保する仕組みが必要であることから、平成29年6月21日に公布された「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」(平成29年法律第69号。以下「平成29年児童福祉法等改正法」という。)により、2か月を超えて一時保護を継続することが当該子どもの親権者等の意に反する場合には、引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行った後2か月を経過するごとに、児童相談所長又は都道府県知事は、家庭裁判所の承認を得なければならないこととされた(法第33条第5項)。ただし、家庭裁判所に対して法第28条第1項の承認の申立て又は第33条の7の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求若しくは未成年後見人の解任の請求がされている場合には、承認を得ることを要しない。(平成30年4月2日施行)

ここで、親権者等の意に反する場合とは、法第27条第4項の場合と

同様、親権者等が反対の意思を表明している場合をいい、明確な同意を 必須とするものではないが、できる限り、同意を得られるよう努める (「児童相談所運営指針」(平成2年3月5日付け児発第133号厚生省 児童家庭局長通知)第4章第6節1. (3)参照)。

なお、一時保護の継続は新たな行政処分ではないため、文書により通知することは必須ではないが、親権者等の意に反するため、家庭裁判所の承認を得た上で継続する場合には、その結果とともに引き続き一時保護を行う旨を親権者等に連絡することが望ましい。

イ 一時保護の継続に関する親権者等の意向の確認

一時保護の期間が2か月を超えることが見込まれる場合には、今後の援助方針を説明した上で、親権者等から、2か月を超えて引き続き一時保護を行うことについての意向を確認する必要がある。

この意向の確認は、書面により得ることが望ましいが、親権者等の意向を書面で確認できない場合等もあることから、口頭による親権者等の意向や親権者等への説明の状況等について記録する。

親権者等の意向に反する場合には2か月を超えて一時保護を継続するに当たり家庭裁判所の承認を得なければならないことから、実情に合わせて例えば遅くとも一時保護開始又は継続後40日程度までに意向を確認できるよう努める。

なお、一時保護について親権者等の同意が得られないケースは、虐待ケースの中でも深刻化するリスクが高いものと考えられることから、一時保護の解除を行うことについては、特に慎重な判断を要する。

ウ 家庭裁判所に対する引き続いての一時保護の承認の申立て

親権者等の意に反し、かつ、法第28条第1項の承認の申立て又は第33条の7の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求若しくは未成年後見人の解任の請求がされていない場合には、原則として一時保護開始又は継続から2か月ごとに(一時保護開始から2か月、4か月、6か月等経過する前。ただし、申立てに対する審判が一時保護開始又は継続から2か月を超えて確定した場合は、審判が確定した日から2か月ごと。)、その2か月が経過する前に、家庭裁判所の承認を得なければならない。ただし、2か月が経過する直前に親権者等が同意を撤回するなど一時保護開始から2か月以内に承認を得ることができなかった場合には、例外的に、同意撤回後等、承認が必要であることが判明した後速やかに承認を得ることとする。

なお、家庭裁判所に対する引き続いての一時保護の承認の申立てに 当たっては、必要に応じて、児童相談所に配置等されている弁護士が主 体となって、適切に対応していくこととする。

(ア) 承認の位置付け

この承認(引き続き一時保護を行った後2か月を超えて一時保護を行おうとする際の承認を含む。)は家事事件手続法(平成23年法律第52号)別表第一に掲げる事項についての審判事項として、同法第234条から第238条までに基づき手続を行う。

(イ) 申立先の家庭裁判所及び家事手続案内

家事事件手続法第234条の規定に従い、子どもの住所地を管轄する家庭裁判所に対して申立てを行う。

申立て後の迅速かつ適正な審理を期すため、申立てに先立って、 申立予定日について家庭裁判所に連絡する。

なお、家事審判においては、管轄のない裁判所が事件を自庁処理 することも可能であるので(家事事件手続法第9条第1項ただし 書)、子どもの住所地を管轄する家庭裁判所に引き続いての一時保 護の承認に関する審判を申し立てることについて、一時保護先が探 知され、子どもの連れ戻し等の事態が予測されるなど不都合がある と考えられる場合には、他の家庭裁判所に自庁処理を求めることも 検討する。

(ウ) 申立ての提出書類

申立てに当たっては、家庭裁判所において適正かつ迅速な判断が可能となるように、必要かつ十分な情報を提供することが必要であり、このような観点から、申立書、証拠書類等を整理して提出することが求められる。

a 申立書

家事事件手続法第49条及び家事事件手続規則(平成24年最高裁判所規則第8号)第37条第1項に基づき、申立ての趣旨及び理由を記入する。

詳細については、別添2を参考とする。

b 証拠書類

家事事件手続規則第37条第2項に基づき、申立書とともに証拠書類として、申立て事案の概要、一時保護に至った経緯、一時保護後の調査・支援の経過、子ども・保護者の状況・意向、一時保護継続の必要性等を明らかにする報告書を提出する。詳細については、別添3を参考とする。

このほか、客観的に一時保護に至った理由、引き続いての一時 保護が必要な理由等を明らかにするため、事案に応じて、次のも のを添付することが望ましい。

(a) 虐待等の状況を明らかにする写真(撮影者、日時、場所を記

載した写真撮影報告書)等の資料

- (b) 虐待等や子どもの身体的発育等に関する医師の診断書(必要に応じてカルテ、レントゲン写真等)、意見書等
- (c) 保育園、幼稚園、学校の担任の面接録取書、学校照会書等
- c 添付書類

添付書類としてbのほか、以下の書類を添付する。

- (a) 子どもの戸籍謄本 (戸籍全部事項証明書)
- (b) 親権者(子どもと別戸籍の場合)、後見人、現に監護する者の戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)
- (c) 都道府県知事又は児童相談所長の在職証明書の写し
- (d) 委任状 (手続代理人がいる場合)
- d 申立書等の提出に当たっての留意事項
 - (a) 申立書等の記載

申立書及び報告書の写しは、裁判所によって原則として保護者に送付される。したがって、児童相談所としては、常に開示が原則という認識で裁判所提出資料を準備する必要がある。

(b) 記録の閲覧謄写

家事事件手続法においては、家庭裁判所は当事者については 原則として記録の閲覧謄写を許可しなければならず、利害関係 を疎明した第三者については、相当と認めるときに記録の閲覧 謄写を許可することができる(家事事件手続法第 47 条)。保護 者等に利害関係参加が認められると、保護者が申立書、提出書 類等の記録の閲覧謄写の許可の申立てをした場合、家庭裁判所 は、家事事件手続法第 47 条第 4 項の不許可事由がない限り許 可することになる。

このため、保護者等によって閲覧謄写がされる可能性があることを前提として、申立書をはじめ提出資料を整理する必要がある。具体的には、報告書等の記述は客観的な事実の記述を中心とすることや、閲覧謄写の対象とすべきではない部分をマスキングした上で資料を提出すること(この場合、マスキングした部分は審判の資料とならない。)等により対応することが考えられる。

また、保護者の閲覧謄写の対象とすべきでないが裁判所の審理において考慮してほしいと考える資料については、非開示の扱いを求めることが考えられる。具体的には、申立書及び報告書とは別に資料を作成し、資料ごとに、非開示を希望する理由が家事事件手続法第47条第4項のうちいずれに該当するかを

記載した「非開示の希望に関する申出書」を添付して提出する 方法が考えられる。ただし、非開示を希望した場合であっても、 家庭裁判所が家事事件手続法の不許可事由に該当するかを判 断し、閲覧対象となるかを決めることになるため、なお閲覧謄 写の可能性がある点に注意を要する。

(エ) 引き続いての一時保護の承認の申立ての際の留意事項

2か月を超えて引き続き一時保護を行おうとする際に行う本申立てについては、2か月以内に家庭裁判所において審理が行われることが想定されていることから、迅速な審理を行うため、保護者の意向を確認した時点で、保護者に対して、今後家庭裁判所による審理が行われることや、審理手続の概要(保護者に対して陳述の聴取が行われること等)について説明を行うことが望ましい。また、迅速な審理を行うため、申立ての時点で、家庭裁判所が判断するために必要な資料を提出することが求められる。その上でもなお、家庭裁判所から追加資料の求めがあった際には、できる限り速やかに対応する必要がある。

しかしながら、この申立てを行ったにもかかわらず、やむを得ない事情から、一時保護開始から2か月が満了するまでの間に、家庭裁判所の審判が出ない場合や審判が出た場合であっても確定しない事態が発生することも考えられることから、児童相談所長又は都道府県知事等は、この申立てを行った場合において、やむを得ない事情があるとき(2か月経過前に申立てをしたが、審判がなされていない場合、児童相談所側が不服申立てをし高等裁判所で争っている間(家庭裁判所の審判が確定するまでの間)又は児童相談所が即時抗告を行うことができる期間(却下の審判の告知を受けた日から2週間)が満了していない場合で、却下の審判の結果を考慮してもなお引き続き一時保護を行う必要があると認めるとき)は、当該一時保護の期間が満了した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き当該一時保護を継続することができる(法第33条第6項)。

なお、承認の審判が出された場合、次の2か月はこの承認の審判 の確定日から起算する(法第33条第7項)。

(オ) 家庭裁判所において申立てが却下された場合の取扱い

家庭裁判所において申立てを却下する審判(引き続いての一時保護を認めない判断)が出されたケースであっても、やむを得ない事情があるとき(この却下の審判について児童相談所側が不服申立てをし高等裁判所で争っている間(家庭裁判所の審判が確定するまで

の間)又は児童相談所が即時抗告を行うことができる期間(却下の審判の告知を受けた日から2週間)が満了していない場合で、却下の審判の結果を考慮してもなお引き続き一時保護を行う必要があると認めるとき)は、引き続き当該一時保護を継続することができる(法第33条第6項ただし書)。ただし、確定していない下級審の審判とはいえ一時保護の期間の更新を不相当とする司法判断が出ていることは一定程度尊重されるべきであり、継続の要否については慎重に検討する必要がある。

(3) 一時保護の解除

子どもの権利擁護の観点から一時保護の目的を達成したときは速やかに一時保護を解除する。

一時保護から家庭復帰する子どもに対しては、一時保護の解除を決定したときは、速やかにその旨を保護者に通知するとともに、継続的な支援を行うことができるよう、市町村子ども家庭総合支援拠点、市町村要保護児童対策地域協議会調整機関や関係機関等にも連絡するなど必要な措置を講ずる。この場合、一時保護中から、子どもの意向、子どもが家庭復帰するために必要な連携を保護者が十分理解出来るように説明するなどの働きかけ、保護者の家庭における養育環境や状況の改善を図りつつ、円滑な家庭復帰に向けた取組を行うことが適当である。

一時保護から里親委託や施設入所等へと移行する子どもに対しては、 子どもの意見や気持ちを十分に聞くとともに、新たな養育場所に関する 情報の提供、養育環境の変化に対する不安や家族との生活を失うことに 対する悲しみなどの情緒的反応への手当て、そうした移行が必要である ことを納得するための十分な説明、その後の子どもや家族に対する支援 の見通しの提示など移行期における丁寧な支援が必要となる。また、里親 や施設等に対し、アセスメント結果など子どもを支援するために必要な 情報を積極的に共有する必要がある。

家出した子ども等を一時保護した場合、家出した背景要因を子ども本人から適切に聞き取り、保護者が判明した場合は、保護者等からも事情を 聴取する等、必要な調査・判定を実施し、保護者による虐待がないこと等 が確認され、保護者への引取りが適当と判断したときは、その子どもとの 関係を確認の上引き渡す。

なお、保護者の居住地が他の児童相談所の管内であることが判明した 場合の対応については、「児童相談所運営指針」第3章第2節のとおりで ある。

移送に当たって旅客鉄道株式会社(JR)、バス等を利用する場合は「被 救護者旅客運賃割引証」等を発行する。これについては関連の旅客営業規 則等を参照する。

(4) 一時保護中の児童相談所長の権限

ア 親権者等のない子どもの場合

児童相談所長は、一時保護中の子どもで親権者等のないものに対し、 親権者等があるに至るまでの間、親権を行うこととされている(法第33 条の2第1項)。

ここで親権を行う者のない場合としては、親権を行う者が死亡した場合、親権喪失等の審判がなされた場合などの親権を行使する権限を有する者がない場合及び行方不明である場合などの事実上親権を行使することが不可能な場合が想定される。

ただし、民法(明治29年法律第89号)第797条の規定による縁組の 承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事等 の許可を得なければならない。

なお、養子縁組の承諾に係る手続については、「児童相談所運営指針」 第4章第9節の3. (4)を参照する。

児童相談所長が親権代行することが想定される具体的な場面としては、次のような場合が挙げられる。

- ・ 子どもに多額の財産があり、親権者等があるに至るまでの間、児童 相談所長が財産の管理を行う必要がある場合
- ・ 子どもに医療行為(精神科医療を含む。)が必要となり、親権者等があるに至るまでの間、児童相談所長が医療行為への同意をする必要がある場合
- 子どもが予防接種を受けるために親権者の同意が必要なことから、 児童相談所長が予防接種への同意をする必要がある場合

イ 親権者等のある子どもの場合

(ア) 児童相談所長による監護措置

児童相談所長は、一時保護中の子どもであって親権者等のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その子どもの福祉のため必要な措置を採ることができることとされ、この場合も、子どもの親権者等は、児童相談所長の採る措置を不当に妨げてはならないこととされている(法第33条の2第3項)。

この規定については、里親に委託されている子どもや児童福祉施設に入所中の子どもについては、里親や施設長が保護中の子どもの監護、教育及び懲戒に関して子どもの福祉のために必要な措置を採ることができることとされており(法第47条第2項)、従前から、一時保護中の子どもについても、一時保護の目的の範囲内で監護、教育及び懲戒に関して必要な措置を採ることが可能であると考えられ

たが、明文の根拠規定がなかったことから親権者が不当な主張をする等により対応に苦慮することが指摘されてきたことを受け、平成23年6月3日に公布された「民法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第61号)による法の改正により、子どもの適切な保護のために明文化されたものである。これらの規定に基づき、児童相談所長は、自らが採る監護等の措置について親権者等から不当に妨げる行為があった場合には、当該行為にかかわらず、子どもの利益を保護するために必要な監護措置を採ることができる。

この親権者等による不当な妨げの考え方、具体的な事例等については、「『児童相談所長又は施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドライン』について」(平成24年3月9日付け雇児総発0309第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)を参照する。

(イ) 子どもの生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要がある場合

児童相談所長による監護、教育及び懲戒に関する措置は、子どもの生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権者等の意に反しても採ることができることとされている(法第33条の2第4項)。

具体的には、一時保護中の子どもに緊急に医療を受けさせる必要があるが、緊急に親権者等の意向を把握できない場合や、親権者等が治療に同意しない場合においても、児童相談所長の判断により、医療機関は子どもに必要な医療を行うことができる。

この規定については、緊急時以外は親権者等の意に反した措置をとることができないという趣旨ではないことに留意する。例えば、上記のように、児童相談所長は、自らが採る監護等の措置について親権者等から不当に妨げる行為があった場合には、当該行為にかかわらず、子どもの利益を保護するために必要な監護等の措置を採ることができる。

また、親権者等の意に反した措置を採る場合であっても、できる限り親権者等から措置の必要性について理解を得られるよう努める。

なお、親権者等が、子どもに必要な医療を受けることに同意しない場合の対応については、「医療ネグレクトにより子どもの生命・身体に重大な影響がある場合の対応について」(平成24年3月9日付け雇児総発0309第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)を参照する。

(5) 子どもに関する面会、電話、文書等への対応

一時保護中の子どもに関する面会、電話、手紙等の文書等への対応については、その子どもの人権に十分配慮しつつ、その福祉向上の観点から個別的な方針の下に行う必要がある。

保護者等による虐待等のために保護者等の同意が得られずに一時保護した子どもについて、保護者等が面会や引取りを求めてきた場合には、児童相談所長又は都道府県知事等が必要と認める場合には、子どもの親権者等の同意が得られない場合でも、また、家庭裁判所の決定によらない場合でも一時保護を行うことができるとされている(「児童福祉法の一部を改正する法律等の施行について」(昭和36年6月30日付け児発第158号厚生事務次官通達))。

また、一時保護が行われている場合において、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。)第12条の規定により児童相談所長等は、児童虐待を行った保護者について当該子どもとの面会又は通信を制限することができるものとされている。あわせて、施設入所等の措置が採られ、又は一時保護が行われている場合に、保護者に対して子どもの住所又は居所を明らかにしたとすれば、再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は子どもの保護に支障を来すおそれがあると認めるときは、児童相談所長は子どもの住所又は居所を明らかにしないものとされている。

このため、保護者等が面会や引取りを求めてきた場合には、これを拒む 等、子どもの福祉を最優先した毅然とした対応を行う。

なお、保護者等の強引な面会や引取りに対しては、必要に応じ、子ども 又は担当者に対する保護者等の加害行為等に対して迅速な支援が得られ るよう、警察に対し、児童虐待防止法第10条に準じた対応を依頼するの が適当である。

さらに、平成29年児童福祉法等改正法において、児童虐待防止法第12条の4の規定により、都道府県知事等又は児童相談所長は、一時保護が行われ、かつ、面会・通信の全部が制限されている場合において、特に必要があるときは、保護者に対し、期間を定めて、子どもへのつきまといや子どもの居場所付近でのはいかいの禁止を命令できるものとされた。(平成30年4月2日施行)

このため、子どもの福祉を最優先に考え、面会・通信の制限では不十分であり、特に必要があると判断した場合には、当該命令を行うことを検討する。

児童虐待防止法第12条の2第1項の規定により、同意入所等が採られた場合において、当該児童虐待を行った保護者に当該子どもを引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかか

わらず、当該保護者が子どもの引渡しを求めること、当該保護者が面会・通信制限に従わないことその他の事情から当該子どもについて当該施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反し、これを継続することが困難であると認めるときは、強制入所等への移行を前提として、法第28条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事等に報告するまでの間、一時保護を行うことができる。

児童虐待防止法第12条の3の規定は、同意入所等を経ないで一時保護が行われている場合が想定されているものであるが、児童虐待防止法第12条の2と同様の趣旨で、強制入所等に移行できるよう設けられているものである。

(6) 一時保護した子どもの所持物の保管、返還等

ア 子どもの所持物

一時保護した子どもの所持する物は、その性格によって、一時保護中本人に所持させることが子どもの福祉を損なうおそれがある物と、その他の物の2つに分けられるが、子どもの福祉を損なうおそれがある物以外は、可能な限り子どもが所持できるよう配慮する。

児童相談所長が警察署長に子どもの委託一時保護をした場合に、警察署から通告書に添えて送付してくるその子どもに関わる保管物も所持物に含まれる。

盗品、刃物類、子どもの性的興味を著しく誘発するような文書類等、一時保護中本人に所持させることが子どもの福祉を損なうおそれがある物については、法第33条の2の2第1項の規定に基づき、児童相談所長は「子どもの所持物」として保管することができる。これらの物については子どもの意思にかかわらず保管できるが、子どもの所有物である場合には、できる限り子どもの同意を得て保管する。なお、平成19年の少年法改正により、警察官の触法事件に関する調査手続が規定されたため、盗品等は証拠物として押収される可能性がある。この場合、これらの証拠物は警察が保管することとなることに留意が必要である。

衣類、雨具、玩具等一時保護中子どもが所持する物については、記名しておく等子どもの退所時に紛失していないよう配慮する。特に、可能な限り子どもに安心できる環境を提供するという観点から心理的に大切な物については子どもが所持できるよう配慮する。また、子どもが所持する必要のない物については、入所時に保護者に返還することが望ましい。しかし、返還できない場合は、子どもの同意を得て、児童相談所長が保管する。

所持物の中に麻薬、覚せい剤や危険ドラッグ等がある場合には、直ち

に警察に連絡する。

日用品、着替え等を持っていない子どもに対しては、個人として所有できる生活に必要なものを初日に支給又は貸与する。

イ 所持物の保管

子どもの所持物は、紛失、盗難、破損等が生じないような設備に保管 し、「子どもの所持物及び遺留物の保管台帳」に記載しておく。

法第33条の2の2第1項の規定により保管を決定した子どもの所持金は、普通地方公共団体の占有には属するが、その所有に属しない現金として管理する(地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の4第2項)。

所持物の保管業務については総務部門がこれを行う。ただし、子どもの同意を得て預かるその子どもの所持物(身の回り品等)については一時保護部門で保管することが適当である。

腐敗し、若しくは滅失するおそれのある物又は保管に著しく不便な物は、これを売却してその代価を保管することができる(法第33条の2の2第2項)。

ウ 所持物の返還

(ア) 子ども等に対する返還

保管物が子どもの所有物であるときは、一時保護を解除する際に その子どもに返還する。

子どもが所持することが子どもの福祉を損なうおそれのある物については、子どもの保護者等に返還することが適当である。

返還の際には受領書を徴する。

(イ) 返還請求権者に対する返還

保管物中、その子ども以外の者が返還請求権を有することが明らかな物については、これをその権利者に返還しなければならない(法第33条の2の2第3項)。

なお、アで記述しているが、警察官の調査の一環として証拠物を押収することもあることから、警察と協議の上、返還を決定する。

また、返還するに当たって、返還請求権を有する者であるか否かの 決定は、返還請求人の申立て、被害事実に関する警察等の公証力のあ る資料等に基づいて慎重に行う。

正当な権利者と認められる場合は、当該請求者から返還請求書を 求め、当該保管物を返還する。返還の際は返還請求人から受領書を徴 する。

(ウ) 返還請求権者不明等の場合の手続

請求権者の有無の調査によっても返還請求権者を知ることができ

ないとき、又はその者の所在を知ることができないときは、必要な事項を記して公告しなければならない(法第33条の2の2第4項)。

公告を行った後、公告の申出期間内に返還請求権者から申出のない保管物は、都道府県等に帰属する(法第33条の2の2第5項)。

エ 所持物の移管

一時保護した子どもが他の都道府県等の児童相談所で一時保護中の子どもであることが判明して身柄を移送する場合、その子どもに係る保管物がある場合には、原則として次により対応する。

- 子どもの所有物は、子どもの身柄と共に移管する。
- · 公告した物は移管しない。
- ・ 子どもの所有に属しない物でいまだ公告していないものは、原則として移管しない。ただし、移管した方が返還請求権を有する者の利益にかなうと判断される場合には、関係都道府県等において十分に協議し移管する。

オ 子どもの遺留物の処分

(ア) 子どもの遺留物

一時保護中の子どもの死亡等の場合において遺留物がある場合は、これを保護者、親族又は相続人(以下「遺留物受領人」という。) に交付しなければならない(法第33条の3)。

(イ) 処分の方法

遺留物は、盗品等他に返還請求権を有する者があると認められる物を除き、全てこれを遺留物受領人に交付する。

遺留物受領人が不明の場合は公告を行い、公告の申出期間内に申 出がなければ、遺留物は都道府県等に帰属する。

腐敗し若しくは滅失するおそれのある物又は保管に著しく不便な物は、売却してその代価を遺留物受領人に交付することも可能である。交付した際には受領書を徴する。

カ 取扱い要領の作成

一時保護した子どもの所持物の保管、返還等については、本ガイドラインのほか関連法規、通知を十分参照の上、具体的な取扱要領を都道府県等で定めることが適当である。

(7) その他留意事項

一時保護した子どもに対して警察が質問等の調査をする場合もあると 考えられるが、この場合には、法の趣旨を踏まえ、子どもに与える影響 に鑑み子どもの心身の負担が過重なものとならないよう、子どもや保護 者の意向を確認し、当該子どもの心身の状況に配慮した上で、可能な限 り協力する。 具体的には事情聴取の時期、時間帯及び場所、聴取に要する時間、聴取時の接し方、児童福祉司などの児童相談所職員の立会い等について、警察と十分に調整を行い、子どもの成長・発達状況や心身の負担に十分留意した対応を行う。

Ⅲ 一時保護所の運営

1 運営の基本的考え方

一時保護所においては、子どもの最善の利益を考慮した保護や養育を行わなければならない。

家庭的環境等の中で束縛感を与えず、子どもの権利が尊重され安心して 生活できるような体制を保つよう留意する。このため、子どもが落ち着いて 生活できるための施設、設備、日常生活の過ごし方や活動内容を工夫する。

一時保護所に入所する子どもについては、その年齢も、また一時保護を要する背景も虐待や非行など様々であることから、子ども同士の暴力やいじめなど、子どもの健全な発達を阻害する事態の防止にも留意しつつ、こうした「混合処遇」の弊害の解消を行うため、子どもの年齢等に配慮しつつ、原則として個室対応を基本とし、個別対応を可能とするような職員配置や環境整備を行うなど、一人一人の子どもの状況に応じた適切な支援の確保に配慮し、子どもが安全感や安心感を持てる生活の保障に努めなければならない。また、子どもの行動上の問題や精神的問題が顕著になる場合には、子どものニーズに応じてこうした問題を軽減するための治療的ケアを提供する必要がある。

なお、一時保護所の整備については、次世代育成支援対策施設整備交付金 を積極的に活用する。

一時保護所は児童相談所に付設若しくは児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置し、その設備及び運営については児童養護施設について定める設備運営基準を準用する(児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第35条)。

なお、職員配置については、同基準と同等以上とすることが望ましい。また、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「設備運営基準」という。)第 9 条の 3 において、懲戒に係る権限の濫用が禁止されていること及び第 14 条の 3 において苦情への対応について必要な措置を講じなければならないとされていることに留意し、適切に運営する。

一時保護所における一時保護業務は児童相談所の一時保護部門が担当するが、入退所時や入所中の調査、診断、支援等については、他の各部門との 十分な連携の下に行う。 他の各部門との連携を図り、相談援助活動の一貫性を保つために、一時保護部門においても個々の子どもの担当者を決めておくことが適当である。

一時保護部門の職員は夜間を含め子どもと生活を共にすることとなるが、その数については子どもの数のほか子どもの状況も考慮し定める。場合によっては、他の部門の職員の協力を求める。

2 入所時の手続

一時保護の開始に当たっては、子どもの権利擁護の観点から、子ども向けのしおり等に子どもの権利について明記することや、子どもの権利ノートを配布することにより、子どもの権利や権利が侵害された時の解決方法について説明する。

担当者は必ず子どもや保護者等に面接し、入所中の生活、注意事項等を説明し、十分に理解させ気持ちを安定させる。

子どもの所持物の取扱いについては、 Π の5(6)を参照する。 子どもの健康診断等の取扱いについては、 Π の5(1)を参照する。

3 子どもの観察

担当者は、援助指針(援助方針)を定めるため、一時保護した子どもの全生活場面について行動観察を行う。その場合種々の生活場面の中で子どもと関わりながら子どもの状況を把握し、定期的に他の職員と観察結果の比較検討をする等して、総合的な行動観察を行う。

4 保護の内容

(1) 一時保護所における生活

一時保護所の運営は、入所期間が短期間であること、子どもに年齢差や問題の違い等があること、子どもの入退所が頻繁であること等により計画的な運営には困難が多いが、子ども一人一人に合った支援を行う。

一日の過ごし方の例として、学齢児に対しては学習支援、未就学児に対しては保育を行う。スポーツ等レクリエーションのプログラムを組んだり、自由遊びのできる空間、読書や音楽鑑賞等を楽しむことのできる環境を提供する。また、夜尿等特別な支援や治療的ケアを必要とする子どもへの対応等にも配慮する。特に、入所時には子どもは精神的に不安定な状態になっている場合が多く、心理的ケアを行うなどにより、安定した生活を送れるよう配慮する。

個別対応しなければならない事例の場合、個別対応プログラムを作り 対応する。

(2) 生活面のケア

生活面のケアは、個々の子どもの状態に合わせて、洗面、排せつ、食事、学習、遊び等毎日の生活全体の場面で行うが、子どもたちが一時保護所での生活を通して徐々に生活習慣を身につくように支援することが重要である。

幼児に対する保育は、情緒の安定、基本的生活習慣の習得等に十分配慮 して行う。

無断外出等の問題を有する子どもに対しては、その背景要因を丁寧に探り、その子どもが抱える問題解決を最優先にした上で、子どもの心に寄り添った生活面のケア及び必要な指導を行う。

(3) レクリエーション

入所している子どもの年齢を考慮の上、卓球、野球、バトミントン、バスケットボール等のスポーツ活動及びゲーム、創作活動、読書、トランプ、将棋、テレビ、ビデオ等の室内遊戯等を計画し、子どもの希望に応じて参加させるよう配慮する。また、必要に応じ、事故防止に留意しつつ野外活動等を実施することも子どもの安定化等に有効である。なお、これらのための道具、設備等の整備にも十分配慮する。

(4) 食事(間食を含む。)

一時保護所は他の施設と異なり、子どもの入退所が多いので、食事について特に配慮する。また、食事は衛生が確保され、栄養のバランスはもちろん子どもの嗜好にも十分配慮し、あらかじめ一定期間の予定献立を作成し、温かい雰囲気の中で提供する。

入所前の生活や入所時の不安等から偏食、少食、過食、拒食等の問題も 生じやすいので、個々の子どもの状態に即した食事への配慮を行う。

食物アレルギー等については、アセスメントができていない子どもが 突然入所することもあるため、特に配慮を要する。

栄養士、調理員等食事に携わる職員については、日常の健康管理に十分 配慮するとともに毎月定期的に検便を実施する。

(5) 健康管理

子どもにとっては新しく慣れない環境に入るため、心身の変調をきた しやすいので、医師、保健師、看護師との十分な連携を図り、健康管理に ついて配慮する。

毎朝、子どもの健康状態を観察するほか、必要に応じ健康診査を受けさせる。また、応急の医薬品等を備え付けておく。

(6)教育・学習支援

一時保護している子どもの中には、学習をするだけの精神状況にない、 あるいは学業を十分に受けていないために基礎的な学力が身についてい ない子どもなどがいる。このため、子どもの状況や特性、学力に配慮した 支援を行うことが必要であり、在籍校と緊密な連携を図り、どのような学習を展開することが有効か協議するとともに、取り組むべき学習内容や教材などを送付してもらうなど、創意工夫した学習を展開する必要がある。このほか、職員派遣や教材提供などについて、都道府県又は市町村の教育委員会等と連携し、一時保護所にいる子どもの学習支援が実施できる体制整備を図る。

また、特にやむを得ず一時保護期間が長期化する子どもについては、特 段の配慮が必要であり、都道府県又は市町村の教育委員会等と連携協力 を図り、具体的な対策について多角的に検討し、就学機会の確保に努め る。

(7) 特別な配慮が必要な事項

一定の重大事件に係る触法少年と思料される子どもについては、警察からの通告又は送致を受けて一時保護することとなるが、当該一時保護の期間においては、児童相談所における各種調査・診断を経た上で、支援の内容を決定することが必要である。

5 安全対策

火災等の非常災害に備え具体的な避難計画を作成する。実際の訓練は、特に子どもの入退所が頻繁であるため、毎月1回以上実施する。

避難計画の作成に当たっては、少人数勤務となる夜間について他の職員 の協力を求める体制を整える等の配慮を行う。

日頃から消防署、警察署、病院等関係機関との連携、調整に努め、緊急事態発生の場合に迅速、適切な協力が得られるようにしておく。

その他、子どもの安全の確保については、不審者への対応なども含め、「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」(平成 13 年 6 月 15 日付け雇児総発第 402 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)による。

6 無断外出への対応

一時保護所からの無断外出は子どもの最善の利益を損なうことにもつながりかねないものであり、児童相談所としても、できる限りこれらの防止に努める。

一時保護中の子どもが無断外出したときは、児童相談所職員が自らその子どもの発見、保護に努めるとともに、保護者その他の関係者に連絡し可能な限り捜索する。また、必要に応じ警察署に連絡して発見、保護を依頼する。一時保護を解除する場合においても原則として保護者等の了解を得てから行い、一方的な一時保護の解除は避ける。

一時保護中の子どもが無断外出し、他の都道府県等の児童相談所等に一時保護された場合には、子どもの福祉を十分勘案し、いずれが移送あるいは引取りをするかを決定する。原則として、元の児童相談所が現に子どもの身柄を保護している児童相談所に引取りに行くことが望ましい。

7 観察会議等

職員は業務引継ぎを適切に行い、その担当する子どもの状況について十分把握する。

原則として、週1回は一時保護部門の長が主宰する観察会議を実施し、個々の子どもの行動観察結果、聴取できた子どもの意見、そこから考えられる子どもの行動の背景、それに基づく一時保護所内における援助方針について確認するとともに行動診断を行い、判定会議に提出する。

なお、観察会議には、原則として担当の児童福祉司や児童心理司等も参加する。

8 他の部門との連携

一時保護中に児童福祉司、児童心理司、医師等による子どもとの面接、検査等が行われる場合も多いので、日時等について十分打ち合わせをしておく。また、子どもの行動観察、生活面のケア等についても十分な連携を行う。

Ⅳ 委託一時保護

1 委託一時保護の考え方

乳幼児の一時保護については、子どもの状態に応じて、可能な場合は里親への委託を検討するが、緊急保護のため委託先の里親が即座に見つからない場合、または、虐待の影響や心身の疾患や障害があり、よりきめ細かな専門的なアセスメントが必要な場合は、施設への委託を検討する。

学齢以上の子どもの場合は、子どもの行動上の問題や虐待の影響等への 専門的なケアの必要性の程度に応じて、一時保護所、里親、施設を選択する ことが必要である。

このほか、次に掲げる理由で委託一時保護を行うことが適当と判断される場合には、その子どもを警察署、医療機関、児童福祉施設、里親その他適当な者(児童委員、その子どもが通っている保育所の保育士、学校(幼稚園、小学校等)の教員など)に一時保護を委託することができる。この場合においては、受理会議等で慎重に検討し決定する。

- ・ 夜間発生した事例等で、直ちに一時保護所に連れてくることが著しく困 難な場合
- 乳児、基本的な生活習慣が自立していないため一時保護所において行う

ことが適当でないと判断される幼児の場合

- ・ 自傷、他害のおそれがある等行動上監護することが極めて困難な場合
- ・ 非行、心的外傷などの子どもの抱えている問題の状況を踏まえれば、一 時保護後に、児童自立支援施設、児童心理治療施設あるいは医療機関など のより専門的な機関において対応することが見込まれる場合
- ・ これまで育んできた人間関係や育ってきた環境などの連続性を保障することが必要な場合(例えば、その子どもが住んでいる地域の里親・児童委員、その子どもが通っている保育所の保育士、学校(幼稚園、小学校等)の教員などに委託することが適当な場合)
- ・ 現に里親等への委託や児童福祉施設等への入所措置が行われている子どもであって、里親等や他の種類の児童福祉施設等あるいは専門機関において一時的に支援を行うことにより、その子どもが抱える問題について短期間で治療効果が得られることが期待される場合
- その他特に必要があると認められる場合

また、現に児童相談所において一時保護している子どもで、法第28条第1項又は第33条の7の申立て等により一時保護期間が相当長期化すると推測される場合においても、里親等、児童養護施設等への委託一時保護を検討する。

なお、現に里親等への委託や児童福祉施設等への入所措置が行われている子どもを他の種類の児童福祉施設や里親あるいは専門機関に委託一時保護する際には、措置を解除又は停止した上で委託する。

2 委託一時保護の手続等

(1)委託一時保護の手続

委託一時保護については、相談・指導部門が措置部門等の協力を得て行う。

具体的委託先の選定に当たっては、環境、設備又は子どもや保護者の状況等を十分勘案し、その子どもに最も適した者を選ぶことが必要である。 委託期間については、一時保護の原則として必要最小限度の期間とし、一時保護所に入所する場合と同様に、定期的にその必要性を確認するとともに速やかに他の支援等を行う。

委託一時保護を行うに当たっては、委託の期間等について保護者、委託 先に通知する。委託一時保護を解除した場合も同様である。また、委託一 時保護決裁簿を備え付け、子どもの氏名、生年月日、住所、委託理由等を 記載しておく。委託先に対しては、上記通知のほか、一時保護が必要な理 由、委託が必要な理由、子どもへの説明内容と子どもの意向、子どもの性 格や特性、親子関係、同年齢の子どもとの関係など、十分な情報提供を行 う。

(2) 保護者等との面会交流

委託一時保護における面会場所や面会手段については、子どもや保護者の状況を踏まえ工夫する必要がある。特に里親については、里親支援事業の面会交流支援等の活用も含めて検討する。

なお、頻繁な面会や家族再統合に向けた親子関係再構築支援が必要な場合は、その対応が可能な里親を選択すべきであり、適切な里親がいない場合は、児童養護施設等への委託一時保護を選択する。

V 一時保護生活における子どもへのケア・アセスメント

1 一時保護時のケア・アセスメントの原則

一時保護のケアは短期間のケアであるが、その大原則は、生活を通して子どもの安全を確保して安心感を与えるケアを行うことである。しかしながら、過酷な環境で生きてきた子どもは安全に守られても、安心感が持てないことが多い。また、安全に守ろうとしている人を信頼できないことも少なくない。子どもにとって安心できる距離で関わる必要があるとともに、子どもの尊厳を大切にし、過酷な環境を生き抜いてきたことに対して共感的に理解し、時には、子どもの大人に対する怒りを受け止めなければならない。

職員が常に見える場所にいていつでも子どもが話しかけられる状態とする、職員が適切に目配りをするなど、「子ども自身がここでは守られていて安心できる」と感じられる場とすることが必要である。

特に、一時保護は子どもにとって、環境の急激な変化により、非常に不安な状態であることが考えられ、子どもが何らかの行動の問題を呈している時には、その背景を理解し、一緒に考えることがアセスメントの根幹をなすことも少なくない。子どもの行動はそれが問題のあるものであっても、それを子どもからのSOSと受け止め、子どもへの理解を深めるきっかけにしなければならない。

このような一時保護のケアは専門性を必要とするものである。短期間でこのような対応を行い、今後の支援の方針を決めていくため、子ども自身が家庭状況に対する子どもの認識や希望を聞き取り、それらを十分に考慮しながら分離・喪失体験への反応の理解、心的外傷の反応の理解、アタッチメント問題の理解、学習した不適切な認知や行動パターンの理解、それまでに子どもを支えてきた資源の理解等を踏まえて、子どもの抱えた課題と強みを総合的にアセスメントしていく能力が求められる。大人を信頼しない子どもとの関わりはケアを提供する側の無力感や怒りを生み出すことも少なくないが、そうした心理や反応を意識しておかないと、子どもの権利を侵害する危険に陥ることを十分認識しなければならない。

また、一時保護から保護者の元に帰る子どもにとって、一時保護された場所が、家庭生活で虐待などの問題が再発した場合には助けを求めることのできる場となるよう、子どもが信頼感を持つことができるようなケアを提供しなくてはならない。

2 一時保護が決まってから一時保護初期までのケア

(1)背景情報の収集

子どもの家庭の状況、心身の状況、性格、それまでの成長・発達の状況等を十分把握する必要がある。特に、一時保護所や一時保護専用施設では集団養育となるため、感染症など健康状態に関する情報は欠かせない。家庭・保育園・幼稚園・学校での感染症者との接触に関しての情報もできるだけ収集する必要がある。

中には保護者から十分な情報が得られないこともあるため、子どもに 直接確認できることがあれば聞いて情報を確認する。

(2) 一時保護された子どもの不安・怒り・悲しみを受け止める安心できるケア

保護者等の下で生活していた子どもが家庭や地域社会から離れ、一時保護される場合、児童相談所は、一時保護所などへの入所後も関係者からの適切な支援を一貫して受けることができ、子どもが安心して生活を送れるように、子どもの最善の利益を考慮した支援を行うことが求められている。

保護者による虐待、非行、保護者の疾病・死亡・行方不明など一時保護に至る背景には様々な理由があるが、子どもにとっては家庭や学校など慣れ親しんだ環境の急激な変化であり、子どもに及ぼす影響は大きく、多くの場合ショックを受けたり、怒りや悲しみを感じている状態である。

一時保護の場への移行を余儀なくされた子どもの心理としては、次のような不安などがあると考えられる。

- ・ 保護者や友人などと共に生活できなくなる不安(分離不安)
- ・ これから先、誰も世話をしてくれないのではないかという不安(見捨てられ不安)
- 自分はこの先どうなるのだろうという不安(見通しが持てない不安)
- 新しい場所で新しく関係を持つ人に受け入れられるのかという不安 (新たな関係性に対する不安)
- 自分が変わること・変われないのではないのかという不安や抵抗(自己変容への不安)

そのため、一時保護における、子どもに対する関わりで大切なことは、「子どもの不安を軽減し、解消すること、子どもが安心すること」ができ

るように子どもの気持ちに寄り添い、支援することである。つまり、一時保護先での不安や一時保護に対する怒り、悲しみについて、共感的に受け止められたと実感できるように傾聴することが大切である。

- (3)子どもに安全感・安心感を与えるためのケア(心理教育、権利教育等)子どもに安全感・安心感を与えるためのケアや関わりを最優先すべきである。虐待を受けるなど、心に傷を負う体験がある子ども等には以下のようなことが起きても当然であることを職員は認識した上で、そのことを、子どもの年齢や特性を踏まえて丁寧に説明する。併せて、職員はその解決を図る人であることを子どもに理解してもらい、そのような状況が起こりそうになった場合は必ず職員に声をかけるよう伝えておく。また、リラクゼーションの方法を教えるなどにより、子どもが不安に対して自分で対処できる方策を身に着け、取り組んだことが解決につながっていくと実感できる支援により、子どもがエンパワーされることが大切である。
 - 一時保護になったことが自分のせいであると考えがちなこと
 - ・ ある言葉を聞いたり、ある状況になると、昔の怖かったことがフラッシュバックして頭が真っ白になって暴れてしまったり、暴力を振るってしまうこと
 - 自分を傷つけたくなってしまうこと
 - 怖い夢を見てしまうこと
 - 聞こえるはずのない声が聞こえたり、誰かがそばにいるように感じて しまうこと
 - 自分がしたと指摘されても覚えていないこと
 - ・ 突然理由もなく怖くなったり、泣きたくなったりすること

これらの症状の程度によっては、児童心理司、医師などによる、安心できる部屋での面接、認知行動療法や遊戯療法などを念頭に置いた、子どもの年齢に応じた治療やケアが必要となることもあることから、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて適切な対応を行う。

また、一時保護された全ての子どもに対し、子ども自身が持っている権利及びその権利が守られるべきであることや、守られないと感じた場合は、職員や第三者に相談ができる具体的な連絡先や方法などを、子どもの年齢や理解に応じて説明を行うなどの権利教育を行う。

(4) 一時保護の理由や目的の説明

一時保護の理由や目的などを説明する際に、一時保護は子どもが安全で安心できる場所を提供し、その後の安全・安心な生活を作っていくことが目的であることを分かりやすく説明する。

その子どもの発達年齢に応じた丁寧な説明が必要であるが、子どもに

よっては落ち着いて話を聞けない子どももいる。タイミングを見計らって、上手に伝える技術が求められる。非行等の行動上の問題による一時保護の場合は、上記のような安全を守りたいという気持ちとともに、子どもが行動上の問題をしなくて済むような方法を一緒に考えていくことが目的であることを付け加える。

さらに、子どもから聞いた話は、原則として他の職員や担当児童福祉司が共有することなどを説明する。

(5) 先の見通しに関する説明

いつまでどのような生活をするのかを、子どもの年齢や状況に合わせて伝えることは、子どもの不安をできるだけ少なくすることにつながる。子どもに一時保護の目的を理解してもらうと同時に、一時保護所や委託先の施設等の中を案内しながら、そこでの生活について丁寧に伝えることも大切である。加えて、そこでの生活がおおむねどの程度の期間となるかも、子どもが理解できるようできるだけ具体的な見通しを伝えることが望ましい。こうした見通し等に関することは、一時保護中においても定期的に伝えるとともに、継続の手続を行っている場合にも子どもが理解できるよう伝えることが望ましい。

3 一時保護中のケア

(1) 個別ケア

一時保護中の子どものケアの大前提は個別ケアである。日課は、生活を構造化し、子どもにこれから先の見通しを持たせることで、安心感を提供するための一つのツールであるが、それぞれの背景が全く異なるところから保護された子どもたちに対して、子どもの状態や背景を踏まえず、一律に集団生活のルールを押し付けることは権利侵害に当たると考えるべきである。例えば、本人の安全を守るために外との連絡を制限する場合などには、子どもに十分説明をして行うべきである。

一時保護所や委託一時保護先の施設や里親において定めた一定のルールやスケジュールの中で共に生活し、子どもの一日の生活やその背景を把握することは、一時保護として重要なアセスメントにつながる。例えば、食事の時間が家庭での時間と全く異なるため、時間を合わせることが困難であることや、ネグレクトされた子どもの中には3食を家族と食べる習慣はなく、戸惑いを感じることなどが考えられる。そのような場合、子どもの状態に応じて最初は個別で食事を取ることとし、徐々に一緒に食事を取る楽しさを伝えていくなどの対応が必要となる。

(2) 家から分離された特別な環境であることへの配慮

子どもによっては不安で寝付けない、ホームシックで気持ちが不安定

になることも考えられる。そのような場合には、子どもが愛着を感じるぬいぐるみやタオルなど安心感につながるものを手元に置くなどの配慮が考えられる。一方、アタッチメントに問題のある子どもはその場その場での刹那的適応を行うことがあり、自分が帰属している家庭への思慕が見られないこともあるが、こうした状態を把握することはアセスメントの重要な基本になる。

(3) 保護者・家族への感情、家族の情報、家族との面会等

子どもの保護者への感情は複雑であり、保護者を大切に思う言葉の裏に怒りがあることや、保護者に対して怒りの言葉がある裏に思慕の思いがあることがある。また、一時保護に至る過程で家族に起きたことは自分のせいだと思っている子どもは少なくない。このように子どもは常に家族のことを気にかけているため、一時保護中も状況に応じて家族に関する情報を提供する。担当児童福祉司は家族に対する支援や対応に関して、子どもの年齢に応じた説明を行い、その説明を一時保護所や委託一時保護先施設の職員や里親も共有する。

家族との面会等に関しては、子どもの安全と安心を前提に、子どもの意思や気持ちも踏まえ総合的に判断する必要がある。また、子どもの意見を十分に聴取し、面会等を拒否してもよいことを伝え、拒否することによる保護者の反応を不安に思っている子どもには安心感をもたらすケアが必要である。その際には、現状や今後の見通しについて子どもに説明し、子どもの不安の軽減や疑問に答えるようにする。

児童相談所として面会等を制限する場合には子どもにその説明をしっかりと行う。

(4) エンパワメントにつながるケア

一時保護につながる子どもたちの中には、自己評価が低く、自尊感情が持てない子どもも少なくない。また、自分の思いを自分から表現することが少ない子どもも多い。一時保護のケアの中で、「あなたは大切な存在」であることを言葉でも行動でもメッセージとして伝える必要がある。表現の機会を多く作り、それが受け止められる体験を通して、自己表現を促すことも必要である。

(5) 子どもの被害の可能性に配慮したケア

一時保護を受けている子どもの中には暴力や暴言を受けている子ども が少なくない。性的な被害を受けている子どももいる。また、発達障害の 傾向があってコミュニケーションの問題がある子どもも存在する。しか し、一時保護の段階ではこれらが全て明らかになっていないこともある ことから、全ての子どもが被害を受けている可能性があること、コミュニ ケーションに問題がある子どもがいる可能性があることを考えて、通常 以上に配慮したケアを行わなければならない。

子どもが混乱して暴れてしまい、それを抑制する必要がある時など、どうしても身体接触が必要な時には、できるだけ同性の職員が対応する。身体接触を要する場合は、同性の場合でも複数の職員で対応することが望ましい。

(6) ケアを通じたアセスメント

子どもと職員の関係や、生活の一つ一つへの反応などを通して、子ども の行動の背景を考えることが最も重要なアセスメントとなる。

特に、一時保護の職員においては、関わりながら行動観察による子どもの全体像の把握を行っていくことが重要であり、こうした状態像に至った背景として家族の状況や生育歴、身体的成長の状況などの情報も必要となる。

アセスメントに際しては、職員が一人で把握するのではなく、チームで情報共有しながら行うことが必要である。その際には、子どもをケアしていく中でその子どもを共感的に理解しようとすることで、子どもの発達段階や抱える問題などを知り、アセスメントにつなげていくことが必要である。

特に、虐待やネグレクトなどの不適切な養育を受けてきた子どもは、その体験が基となり、心的外傷関連の障害やアタッチメント関連の障害として、子どもの日常生活において、感情の調整障害や自傷行為、対人関係の歪んだパターンなど、いわゆる「問題行動」として表出されることがある。子どもが「問題行動」を表出した際には、心的外傷に係る体験やアタッチメントの問題などとの関連性を吟味することが、子どものアセスメントに有効となる。

また、行動観察では、日常生活を子どもと共にするなかで、子どもに積極的に関わりながら、子どもの言動、認知、感情、関係性などの特徴を把握することが必要となる。

不適切な養育体験のある子どもたちの中には、日課とされる行為を適切に行うことが困難な子どもも少なくない。職員は、「子どもが日課にしたがって生活できない」という事態に寄り添い、子どもと共にその「意味」を読み解くことが必要である。例えば、ある子どもは、食事の時間が近づくと不穏な状態となり、食卓での他の子どもとの激しいトラブルが頻発したが、職員が個別に関わり、丁寧に対応することによって、この子どもが家庭内で「食事作法のしつけ」と称する激しい暴力を保護者から受けていたことが明らかとなった。また、別の事例では、入浴時になると激しい行動上の問題が生じる子どもが、自宅の浴室で継父から性虐待を受けていたことが明らかになった。なお、この事例では、子どもの一時保護の理

由は父母間のDVの目撃であり、このエピソードがあるまでは性虐待は疑われていなかった。

このように、一時保護では、子どもに対する丁寧で温かい生活支援を提供しながら、子どもとの細やかなやりとりを通して、過去の経験や家族関係を含めた子どもの理解を行うことになる。

(7) 子どもからの生育歴の聴取

子どもの生育歴は、周囲の大人や保護者から聞き取るだけではなく、子 ども自身から生育歴や家族歴を聞き取ることで、他の機関や保護者から 得られなかった、重要な情報を得られることがある。

こうした子どもからの生育歴の聞き取りを行う際には担当児童福祉司 や児童心理司などと、誰がいつ、どのように行うか等を検討した上で行う 必要がある。

子どもからの聴取については、職員が、子どものペースを尊重した非誘導的な受け答えによって進められることが基本となる。こうしたやりとりにおいて、子どもが職員に苦しみや不安などの否定的な事柄を話すようになるには、子どもが「この人は私のことを心配してくれていて、なんとか助けようとしてくれている」と認識していることが重要である。職員は、こうしたことを念頭に、日々の生活で子どもに関わり、またこうしたやりとりにおける応答に細心の注意を払う必要がある。子どもとのやりとりでは、特に被害事実に関する場合、誘導や暗示となる応答に注意し、子どもの自発的な話の聞き取りを心がける。

こうした手法については、司法面接のトレーニングやそれに類した面接技法の研修を受けることも考えられる。

4 特別な配慮が必要な子どものケア

(1) 性被害を受けた子ども

性被害を受けた子どもは様々な症状や心的外傷の反応、他者との適切な距離に関する問題を抱えていることがある。そのため、性被害を受けた子どもに関しては一時保護の初期は個室を提供し、人間関係に不安を感じたときには個室に入ることができるようにするべきである。また、性被害を受けた子どもの症状等への対応、心理教育や性教育を含む安全教育は子どもの状態により適切に行わなければならない。

ただし、被害事実確認面接や司法面接を予定している場合には、被害事実の聞き取りを最低限とするなど配慮する。

(2) 刑事告訴・告発を伴うときのケア

性被害への告発、重大被害、きょうだいの虐待死などで、警察からの事情聴取や現場検証等が行われることがある。その際には子どもの感情を

代弁し、心の傷を広げないよう配慮が必要となる。例えば、性虐待被害女児の場合の事情聴取は女性の警察官に行ってもらうこと、事情聴取の場には子どものことをよく理解している職員が同席することなどの配慮を警察、検察にあらかじめ依頼する。また、「子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化について」(平成27年10月28日付け雇児総発1028第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)に基づき、警察、検察を含めた三機関での連携を検討する。

児童心理司、虐待等の問題に詳しい医師などの専門家と十分に協議し、子どもの不安を軽減させるため、事情聴取や現場検証などこれから起きることを、子どもに対して十分に説明することも有益である。また、そのような体験で起きがちな心理反応等を含め、児童福祉司や、生活支援を行う人、医師などチームで子どもの反応へのケアを行う必要がある。

(3) 重大事件触法少年

特に重大事件の場合はメディア対応に加えて、他児との関係に関して配慮が必要である。また、事件を起こした子どもは起こした事件の重大さからかなりの混乱した状態にあることも稀ではない。まず、刺激の少ない部屋で、安心させる対応が必要となる。専門的な支援が必要となる場合などもあることから、事件の内容、子どもの状態などに応じて、初期から専門家のバックアップチームを作って対応することも求められる。

5 特別な状況へのケア

(1) 他害

職員や他児への暴力や著しい暴言があった時は、逸脱行動には毅然と対応しつつ、そこに至った心理的状況や、どのようにしたら他害につながる行動を止めることができるかを子どもと一緒に考えることも重要である。

何が逸脱行動の刺激になっているのかを子どもの感情変化とともに考えていく必要があり、それが子どものアセスメントにもつながる。

(2)性的問題への対応

一時保護所における子どもの性的問題には、一時保護所で性的問題行動・性加害を起こす子どもへの対応、在宅で性的問題行動・性加害を起こして一時保護されてくる子どもへの対応、性的虐待・性被害を受けた子どもが入所してくる際の対応などがある。

様々な背景要因を抱える子どもたちと関わる職員が、子どもの性的問題を理解した上でその行動の見立てを行い、適切な対処を多職種で検討することが重要である。

- ア 性的問題行動・性加害を起こす子どもへの対応
 - (ア) 性的問題行動・性加害の背景要因

児童福祉施設内での性的問題行動・性加害は、以前に被害を受けた子どもが加害に回る被害加害の連鎖のケースもある。虐待などの背景要因を抱えた子どもたちが入所している一時保護所でも性的問題行動が起こりやすいことを職員が理解して関わる必要がある。

(イ) 予防

一時保護所では、入所当初に具体的な身体的部位の名称や役割も教えながら、「水着着用時に隠れる場所」を「プライベートパーツ」とし、プライベートパーツのルールや人との距離感、身体接触のルール等を教えることも有効である。

(ウ) 性的問題行動が起きた時の対応

万一一時保護所の子どもの中で性的問題行動が起きた場合は、まず、子どもたちを分離する。子どもたちにやってはいけないこと(プライベートパーツのルール違反)であることをもう一度教え、他の子どもたちと親しくするのは別の方法があることを伝える。

- イ 在宅で性的問題行動・性加害を起こして一時保護されてくる子ども への対応
 - 一時保護を要する場合、以下のような対応を行う。
 - (ア) 児童福祉司、児童心理司、保健師、医師などの医療職、一時保護所職員でカンファレンスを開き、子どもが行った性的問題行動の内容やその背景要因を共有し、一時保護期間に誰がどんな内容の評価や支援を行うのか、個別処遇にするのか集団に入れていくのか、監督はどの程度必要か等を話し合う。
 - (イ)子どもの問題に応じた治療教育、性教育などの支援を行い、他の子 どもと合流する場合には、他の子どもとの関係性も評価する。
 - (ウ) 一時保護中の面接、行動観察などを検討し、今後の支援内容を決める。

売春や援助交際等の性的問題行動がある子どもについては、これまで大切にしてもらえた経験が少なく、自分を大切にできない子どももいることから、自分が大切な存在であることが実感できるように生活できることが重要である。一時保護所職員、児童福祉司、児童心理司、医師などとの面接、規則正しい安全が守られている生活自体が治療的に働く。

ウ 性的虐待・性被害を受けた子どもへの一時保護中の対応 中には不眠、フラッシュバックなどの PTSD (心的外傷後ストレス障 害) の症状を持っている子どももいることから、そのような訴えや症状 が見られれば、一時保護所職員や児童心理司、医師などに早めに報告する。

警察による事情聴取や検察官の面接がある子どももおり、面接等が行われた後不安定になることもある。児童福祉司、児童心理司、医師などと協力して子どもの不安を軽減し、丁寧なケア、フォローを行う必要がある。

(3) 自傷

一時保護される子どもには、自傷行為がみられることがある。自傷行為については、悩みやストレスのほか、虐待、精神疾患や発達障害など、様々な背景が考えられるため、医師など医療職も含めて丁寧にアセスメントを行い、それぞれに応じた対応を取ることが必要である。虐待を受けた子どもは、自己肯定感の低下が背景にあることや、解離症状の一部であるなど、自傷行為への気づきが、子どもの背景を理解し、ケアを充実させることにつながる。

(4) 無断外出

ア 無断外出の発生予防

無断外出については、発生予防が重要であるが、子どもが一時保護についてある程度納得できるようになるまでには時間が必要であり、子どもの状態や特性などについて一時保護先の養育者間で情報を共有し、連携して未然防止に努めることが必要である。

イ 無断外出発生時の対応

一時保護中に、無断外出などの行動上の問題が発生した場合には、その影響を受けている子どもたちも含めて適時適切に対応することが求められる。

ウ 無断外出した子どもが保護され、帰ってきた場合の対応

職員は、子どもの顔を見て「良かった、安心した」といったメッセージをかけ、温かく迎え入れ、帰ってきてくれた喜びを伝えることが大切である。

そして職員は、無断外出などの行動上の問題は子どもからの必死なサインであり、そうせざるを得なかった気持ちなどに寄り添いつつ、子どもからの説明にじっくりと傾聴し、様々な感情を受け止めていくことが必要である。

こうした対応をとる際には、無断外出などの行動化をしている子ど もに対して、主体的に自分の行動をコントロールできることを支援し たいということを常に伝え続けることが大切である。

このような無断外出などの行動上の問題に対して、作業や運動など を罰として科すといった対応をとるべきではなく、支援の過程を通し て、子どもが失敗したが成長できたといった成長感や自己肯定感につ なげるような支援を展開することが重要である。

6 一時保護解除時のケア

一時保護解除により、子どもは、一時保護で新たに構築した人間関係を失うこととなり、最初に抱いた不安・怒り・悲しみの再現につながることもある。子どもが見通しを持てるよう、解除について伝える時期についても、十分配慮しなければならない。関わった職員が、子どもを大切に思う気持ちを伝えるなどの丁寧なケアが重要である。

(1) 家庭復帰の場合

一時保護中に、保護者の疾病の回復や親子関係の修復・改善など家庭環境調整がなされ、他に養育・支援上の問題がなければ、児童相談所は子どもの家庭復帰の準備をすることになる。

一時保護中は児童福祉司・児童心理司は一時保護所や一時保護専用施設の職員、委託一時保護先里親とチームを組んで、子どもの持つ家族像を含めた子どもへのアセスメントを行う一方で、市区町村とも連携して家族のアセスメントを行い、子どもが家庭に帰った時に備えて、要保護児童対策地域協議会を活用し地域にセーフティーネットを構築しておく。

児童相談所を中心としたチームは、家庭復帰のための準備としてどのような支援が必要なのか、虐待や非行などの問題の再発生リスクの把握、保護者に対する支援の効果、特に子どもに安全な家庭環境を提供できるように改善したのかどうか、関係機関や地域による継続的な支援体制の確保、これまで生活してきた一時保護先での子どもへの養育・支援の効果など多方面からのアセスメントを踏まえて、関係機関と協議をして復帰後の支援計画を立て、家庭復帰後に子どもとその家族を支援していくための地域サポートシステムや相談支援のあり方について確認しておく必要がある。

その際、児童相談所を中心としたチームは、子どもの家庭復帰への期待と不安といった相反する感情などの心理状態、あるいは保護者や家族の心理状態に対して配慮しつつ、子どもや保護者の意見を聴取しながら復帰時期、復帰後の生活等について検討することが重要である。その上で、必要に応じて面会や家族面接を行うなど、家庭環境を無理なく調整しながら、子どもにとって最も良い家庭復帰方法を考える必要がある。

特に、家庭復帰すると児童相談所等からの支援がなくなるのではないかという心配や不安を持つ子どもも少なくないことから、子どもに安心感を持たせるために、家庭復帰後も、相談や支援をしていくことを分かりやすく伝える必要がある。

また、復帰の際には、子どもが年齢に応じて SOS が出せるようにエンパワメントすることが重要である。例えば、低年齢の子どもには保育所や幼稚園の職員への SOS の出し方や、小学生以降の子どもでは児童相談所全国共通ダイヤル (189) の使い方を練習させておくなどの対応もしておくことが考えられる。

(2) 里親や施設等に措置する場合

子どもが家庭に帰れない場合、その理由、今後の生活の見通し、家庭復帰計画の状況などを十分に伝え、子どもが納得できるよう、時間をかけて 疑問に答える必要がある。

その際、子どもが安心感を持てるよう、子どもと里親や施設との交流を 深めながら子どもの受入れ態勢を整えることも考えられる。このため、可 能な場合は委託、入所予定先の職員が訪問することや、子どもが訪問する ことなども考えられる。

また、施設のパンフレットやホームページ等を用い、施設での具体的な生活、行事、約束事、地域の様子等を子どもと共に見ながら話し合い、一時保護の生活の場から新たな生活先にどのようなことを伝えたいか伝えてほしいか、子どもと話すことも大切である。例えば、食べ物の好き嫌い、趣味や好きな遊び、得意なこと、衣類の好み、これから希望する呼ばれ方等について伝える方が良いことを提案することが考えられる。

さらに、新たな生活先からは、「あなたが来てくれるのを心待ちにしている。」「あなたと共に過ごしていくことを楽しみにしている。」といった 歓迎のメッセージを伝えてもらうよう配慮することが必要である。

特に、里親等への委託までには、子どもの気持ちや状態に十分配慮しつつ、交流を深めていくなど、丁寧に子どもとの関係調整を進めていくことが必要になる。

なお、この時期から、里親や施設職員は、可能な限り、保護者と子どもの養育についての情報を共有するなど、常に連携・協働できる関係作りを 進めていくことが必要である。

(3)情報などの引継ぎ

一時保護中に得られた子どもが生活し生きていくために必要な大切な情報(生育歴、強み・長所、継続的な取組等)や大切にしているものなどについては、丁寧に分かりやすく引き継ぐことが必要である。

備

 発第
 号

 年
 月

 日

殿

児童相談所長

あなたが保護者となっている下記の児童を児童福祉法第33条の規定 - 時保護 - 時保護を委託 しましたので通知します。

記

児童氏名							男	F	п	п <i>и</i> .	ᆂ	TH-EE 42 다	
							女	年	月	日生	歳	措置番号	号
住	所												•
		場所	名	称									
		物が	所征	生地									
_		年月日			年	月	日						
		一時保											
保保		護を開											
		始する											
		理由と											
		なった											
	護	具体的											
		事実の											
		内容											

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、○○県知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、 $\bigcirc\bigcirc$ 県を被告として(訴訟において $\bigcirc\bigcirc$ 県を代表する者は $\bigcirc\bigcirc$ 県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 一時保護を開始した日から2か月を超えて引き続き一時保護を行うことが、親権を行う者又は未成年後見人 (以下「親権者等」といいます。)の意に反する場合においては、引き続き一時保護を行おうとするとき、 及び引き続き一時保護を行った後2か月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときごとに、児童相談所 長又は都道府県知事は、家庭裁判所の承認を得なければならないこととされています。ただし、児童福祉法 第28条第1項の承認の申立て又は同法第33条の7の規定に基づく親権喪失若しくは親権停止の審判請求若 しくは同法第33条の9の規定による未成年後見人の解任の請求がなされている場合は、この限りではありま せん。(児童福祉法第33条)
- 4 児童相談所長は、一時保護を加えた児童で親権者等のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行います。また、児童相談所長は、一時保護を加えた児童で親権者等のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができます。親権者等はこの措置を不当に妨げてはなりません。また、この措置は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権者等の意に反しても、これをとることができることとされています。(児童福祉法第33条の2)
- (注) 一時保護を開始する理由となった具体的事実の内容については、児童福祉法第33条第1項に規定する一時保護の目的 に照らして具体的に記載すること。

別沒	忝2(^{>}	镁式例	J)									
					受付印	家 事 都	事判	申 立	書			
						事件名(引き続し	へての-	一時保	護の承認)		
						(この欄に申	日立手数料	として1	. 件につい	いて800円 分	か収入印紙を	貼ってください。)
ЦУ	ス入印	紙		円								
子	予納郵便切手					(貼った印紙に押印しないでください。)						
	平成	年		家庭	裁判所 御中 日	申 立 (手続代理人 の記名打						(
	申	住 連 終	所先	Ŧ	_			,; 	電話	()	
	立 人	氏	名									
手		住連絡	所	Ŧ	_			, i e	電話	()	
代	理人	氏	名									
		本 (国籍	籍									
	児	住	所	Ŧ	_							
	童	フリカ	iナ 名							i	○年○月○() 歳)	○日生

平成○○年○月○○日生

□親権者

□監護者

□親権者

□親権者

□監護者

□未成年後見人

□未成年後見人

電話

□大正

□大正

□大正

□昭和 ○○年○月○○日生

□昭和 ○○年○月○○日生

□平成(○歳)

□平成 (○ 歳) 電話 ()

現に監 □未成年後見人 □昭和 ○○年○月○○日生 □監護者 護する □平成 (○ 歳) 者 住 所 〒 連絡先

太枠の中だけ記入してください。 □の部分は、該当するものにチェックしてください。 (注)

フリガナ

氏 名

連絡先 フリガナ

親権を

行う者

未成年

後見人

所

所

連絡先

フリガナ

フリガナ

名

			申	立て	の理	由		
当事 (1) り	• •							
	氏 名	年齢	学校	名及び学	年、又は職業		備考	
		/*** *. · ·						
親	見童の家族 _{続柄}	(児童と 同 氏 名		ている者	針に加え,事 類 職業又は当		ンて別居家族を記 	己載) 備者
権	אויזאלוו			——————————————————————————————————————	加米人は		□同居□別居	NH1 * T
							□同居 □別居	
							□同居 □別居	
							□同居 □別居	
							□同居 □別居	
							□同居 □別居	
平	一時保護を 成 ○○4 近の引き約 あり 事件番号	号:○○家	〇(時保護 庭裁半	護の承認 判所平成	の審判事件 〇〇年(家) 年〇〇月〇(,,,	□ なし)号	

□ 棄児,迷子,家出した児童等適当な保護者又は宿所がなかったため

□ 安全確保・緊急保護のため

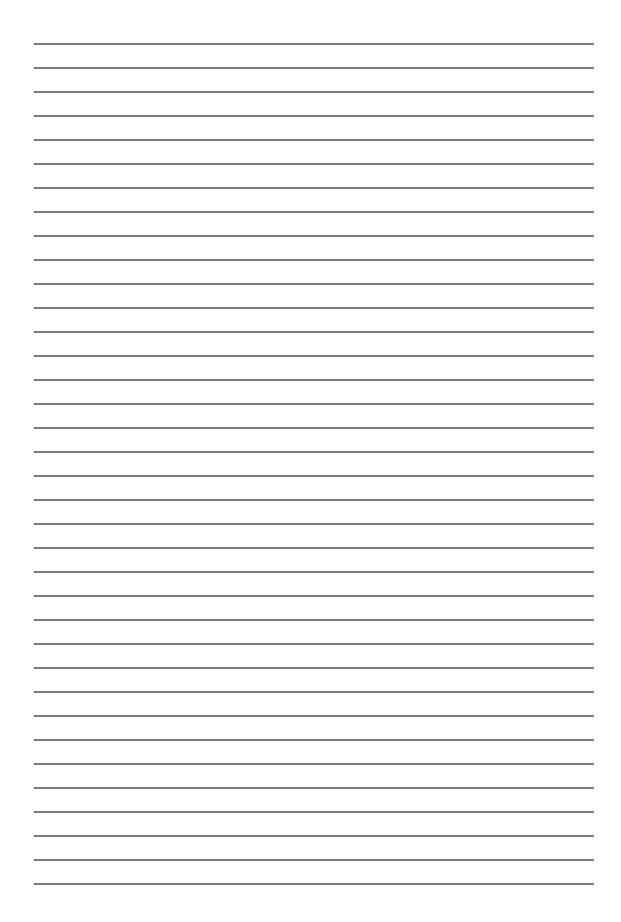
□ 虐待,放任等により児童を家庭から一時引き離す必要があったため □ 児童の行動が自己又は他人の生命,身体,財産に危害を及ぼしていた,又は 及ぼすおそれがあったため □ 警察から児童について,児童福祉法第25条に基づき通告又は少年法第6条の6	6
第1項に基づき送致があり,保護する必要があったため □ その他(□ アセスメント(状況把握,行動観察等)のため □ 短期入所指導のため)
□ その他()
3 引き続いての一時保護の必要性 (1) 現時点における一時保護の必要性 □ 当初の一時保護の目的・理由は、現時点においても継続して認められる。 □ 事情の変更があり、当初の一時保護の目的・理由とは異なる目的・理由が認められる。	
(異なる目的・理由:)
(2) 一時保護継続の理由(複数選択可) □ 調査継続中 □ 児童に対する調査	
□ 親権者又は未成年後見人に対する調査 □ その他関係者等に対する調査(□ 児童の家庭復帰に当たり協議中)
□ 親権者又は未成年後見人と協議中□ その他関係機関等と協議中(□ 児童に対する短期的な指導を継続中□ 親族等による引取りに当たり協議中)
□ 親族等と協議中()
□ 親権者又は未成年後見人と協議中 □ その他関係機関等と協議中()
□ 児童に対する短期的な指導を継続中 □ その他()
 4 親権者又は未成年後見人の意に反すること 親権者又は未成年後見人()は、平成○○年 ○月○○ 児童について、引き続き一時保護を行うことにつき、申立人に対し、意に反するを明らかにした。 5 小括 	,
よって、申立ての趣旨欄記載のとおりの審判を求める。	

申立てに係る報告書

平成 年 月 日 〇〇 〇〇印

申立て事案の概要・一時保護に至った経緯・一時保護の必要性

*	単立て	事案に	係る児童	,親権者	<i>(未成年</i>	三後見人)	等の概況,	申立書で選
#	欠した当	イグの一点	時保護の	目的・五	関由の具体	は的な内容	で、経緯等を記	記載
			.,,,,,				,	
			一時何	保護後の	調査・支	援の経過		
*	児童,			:後見人)	等に対す	ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	支援の内容,	 その結果
					等に対す	ーる調査・	支援の内容,	<i>その結果</i>
			<u>(未成年</u> って記載		等に対す	^ト る調査・	支援の内容,	その結果
					等に対す	一る調査・	支援の内容,	その結果
					等に対す	<i>゚゚゚゚~る調査・</i>	支援の内容,	<i>その結果</i>
					等に対す	¹⁻ る調査・	支援の内容,	<i>その結果</i>
					等に対す	一る調査・	支援の内容,	<i>その結果</i>
					等に対す	¹⁻ る調査・	支援の内容,	<i>その結果</i>
					等に対す	¹⁻ る調査・	支援の内容,	<i>その結果</i>
					等に対す	一る調査・	支援の内容,	<i>その結果</i>
					等に対す	¹⁻ る調査・	支援の内容,	その結果
					等に対す	¹⁻ る調査・	支援の内容,	その結果
					等に対す	<i>→る調査・</i>	支援の内容,	その結果
					等に対す	¹ る調査・	支援の内容,	その結果



児童の状況(一時保護中の様子を含む。)・意向

* 児童の健康状態,成長・発達の状況,	一時保護中の様子,一時保護継続
に対する児童の意向等を簡単に記載	
親権者(未成年後見人)・第	家族の状況・意向
* 親権者 (未成年後見人)・家族の状況	」,家庭環境や一時保護継続に対
る親権者(未成年後見人)・家族の意向	7等を簡単に記載
BB 1万 + 株 BB 1万 + 株 71	,辛白
関係機関の状況	· 总们
等を簡単に記載	
引き続いての一時保証	護の必要性
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	は、理由の具体的も内容と気料
* 申立書で選択した一時保護継続の必要	性・垤田の具件的な別谷を記載
今後の支援の見通し(非	期間も提示)
* 今後の児童,親権者(未成年後見人)	,関係機関等に対する調査・支責
の内容,必要な期間の見込み等を簡単に	記載

法務省法制審議会特別養子制度部会における検討状況について

	委員等名簿	•••	p.	2
--	-------	-----	----	---

- · 第1回会議(平成30年6月26日)資料 · · · p.3
- · 第2回会議(平成30年7月31日)資料 · · · p.7

法制審議会特別養子制度部会委員等名簿

(平成30年7月31日)

(注)○印は法制審議会委員を示す。

部会長 学 大 学 院 教 村 敦 志 東 京 大 授 大 委 員 判 所 所 長 代 行 青 晋 東 京家庭裁 木 京 弁 護 会 護 士 (東 士) 磯 谷 文 明 公益社団法人家庭養護促進協会理事 岩 美枝子 崹 省 法 務 民 事 局 長 小野 瀬 厚 神 戸 大 学 大 学 院 教 授 窪 充 見 田 大 学 大 学 院 東 京 教 ○高 裕 成 授 \blacksquare 早 稲 田 大 学 教 授 棚 村 政 行 井 健 法 務 省 大 臣 官 房 審 議 官 筒 夫 大 阪 大 学 大 学 院 授 文 雄 教 床 谷 日本労働組合総連合会総合政策局長 平 訓 男 Ш 福岡市こども総合相談センター所長 林 史 藤 武 内閣官房内閣審議官(子ども家庭局併任) 子 藤 朋 原 児童虐待防止等総合対策室長 院 北 大 学 大 学 授 教 水 野 紀 子 最高裁判所事務総局家庭局長 村 斉 志 田 主 合 会 参 与 織 婦 連 O Ш 根 香 幹 事 最高裁判所事務総局家庭局第二課長 宇田川 公 輔 内 閣 法 制 局 参 事 官 出 田 幸 人 敦 都 大 学 大 学 院 授 木 村 子 京 准 教 学 院 東 北 大 学 大 教 久 保 野 恵美子 授 橋 大 学 大 学 院 子 教 授 杉 山 悦 法務省民事局民事法制管理 官 堂 蘭 幹 一 郎 家 庭 英 厚 生 労 働 省 福 祉 課 長 成 松 範 学 立 教 大 教 授 幡 野 弘 樹 士 (大 士 真 弁 護 阪 弁 護 会) 浜 \blacksquare 樹 民 事 事 法 務 省 局 参 敦 士 官 Ш П

関係官

法 務 省 民 事 局 什 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 子家庭等自立支援推進官 労働省子ども 家 庭 庭福祉課児童福祉専門 官 最高裁判所事務総局家庭局付 法 務 省 民 事 局 付
 倉
 重
 龍
 輔

 佐
 々
 木
 淳
 也

 島
 玲
 志

 山
 岸
 秀
 彬

秀

野

吉

2

特別養子制度の見直しに当たっての検討課題

第1 特別養子制度の見直しにおける基本的な視点

特別養子制度は、家庭に恵まれない子に温かい家庭を与えてその健全な養育を図る目的で昭和62年の民法等の一部改正(同年法律第101号。昭和63年1月1日施行)によって創設されたものである。創設から現在まで制度の見直しはされておらず、近時における特別養子縁組の成立件数は、年間500件前後で推移している。

ところで、保護者のない児童、被虐待児童等の家庭環境上養護を必要とし、 社会的に養育すべき状況の下にある児童の数は、平成28年度末の時点で約4 万5000人であり、このうち、乳児院に入所している児童は2801人、児 童養護施設に入所している児童は2万6449人、里親に委託されている児童 は5190人である。特に乳児院、児童養護施設等に入所中の児童のうち、家 庭復帰が困難な事情がある児童については、永続的な家庭(養親家庭)を保障 すべきであるとの指摘があり、そのための方策の一つとして、特別養子制度の 利用が考えられる。

そこで、社会的な養育を必要とする、より多くの児童に温かい家庭を与えて その健全な養育を図るために特別養子制度の利用を促進するという観点から、 制度の在り方を見直すべき時期に来ているとの指摘があるが、どのように考え るか。

第2 養子となる者の年齢要件及び養親との年齢差要件について

1 養子となる者の年齢要件について

民法第817条の5は、養子となる者は、特別養子縁組成立の審判申立ての時点で、6歳未満の者か、8歳未満の者であって6歳に達する前から引き続き 養親となる者に監護されているものでなければならないとしている。

このような養子となる者の年齢要件が定められている趣旨としては、制度創設時の立案担当者によれば、特別養子縁組は実親子に類似した実質的親子関係を形成しようとするものであるという理解を前提に、①養親と養子との間にそのような実質的親子関係の形成を期待することができるのは、養子となる者が幼少の頃からその監護養育を始めた場合であること、②養子となる者が6歳を超えている場合には、実親との関係が実質的なものとなっている可能性があり、また、就学して社会的分別も生じているので、養親子間に実質的親子関係を形成することが困難になるほか、実親子関係の断絶が相当でない場合も少なくないこと、③養子となる者の地位が早期に確定することが望ましいことなどが挙げられている(注)。

この点については、現に施設に入所している児童のうち6歳以上のものであっても特別養子縁組の利用可能性を検討すべき児童がいることから、養子となる者の年齢要件を引き上げるべきであるとの指摘があるが、どのように考えるか。

(注)制度創設時の立案担当者は、これらの理由に加えて、普通養子制度がある以上は対象者の年齢を制限しても弊害が少ないから、特別養子制度は妥当性が明白である場合に限り利用されるのが相当であると考えられたことを挙げており、将来的に制度が社会に定着し、制度の理念が広く国民に理解されるようになった場合には、養子となる者の対象者を拡大することも十分考えられるとしている。

2 養子となる者と養親となる者との間の年齢差要件について

現行法では、養子となる者と養親となる者との間の年齢差に関する要件は設けられていないが、養子となる者の年齢要件が上述のとおりであり、一方で、養親となる者は一方が25歳以上で他方が20歳以上の夫婦でなければならないとされていることから、必然的に養子となる者と養親となる者との間には一定の年齢差が確保できることになる。

仮に特別養子縁組における養子となる者の年齢要件を引き上げた場合には、 養親との間に相応の年齢差を確保することができなくなる可能性がある。そこ で、養子となる者の年齢要件を引き上げる場合には、養親となる者との年齢差 要件を設ける必要があるとの指摘があるが、どのように考えるか。

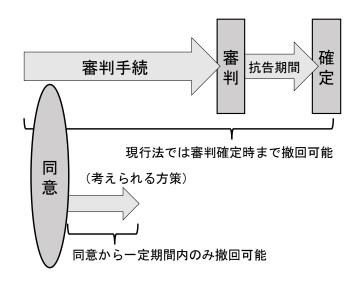
第3 養子となる者の父母による同意の撤回制限について

1 養子となる者の父母が特別養子縁組成立の審判手続係属中に裁判所でした同意の撤回を制限することについて

民法第817条の6本文は、特別養子縁組の成立には、養子となる者の父母の同意がなければならないとしている。この点については、養子となる者の父母は、特別養子縁組成立の審判が確定する時まで同意を撤回することができることとされているため、例えば、家庭裁判所で特別養子縁組を成立させる旨の審判がされた後も、養子となる者の父母は、同意を撤回した上で、自らが同意をしていないことを理由として抗告をすることができる。

このため、養親となる者が養子となる者の養育を開始し、試験養育期間を経て信頼関係が形成された後で、養子となる者の父母が同意を撤回してしまうと、それまでの縁組成立に向けた努力が無駄になってしまうことから、養親候補者が試験養育を開始することを躊躇する場合があるとの指摘がある。

そこで、養子となる者の父母が、特別養子縁組成立の審判手続の係属中に裁判所で同意をした場合等には、一定期間経過後には同意の撤回を制限すべきであるとの指摘があるが、どのように考えるか。



2 養子となる者の父母が審判手続係属前にした同意の撤回を制限することについて

特別養子縁組が検討される場面においては、縁組成立の審判を申し立てるよりも前に、養親となる者による養子となる者の試験養育が開始されることもあるとの指摘がある。

そこで,養子となる者の父母が特別養子縁組成立の審判手続係属前にした同意についても撤回を制限すべきであるとの指摘があるが、どのように考えるか。

- 第4 特別養子縁組成立の審判に先立って養子となる者の父母の同意を要しないことを確定する方策について
 - 1 養子となる者の父母が親権喪失の審判を受けた場合には特別養子縁組について同意権を有しないこととすることについて

養子となる者の父母の同意について、民法第817条の6ただし書は、父母がその意思を表示することができない場合又は父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合には、養子となる者の父母の同意がなくても、特別養子縁組を成立させることができるとしている。

しかしながら、当該事案において父母の同意が不要であるか否かについて判断がされるのは、特別養子縁組成立の審判手続の終局時においてであるため、養親となる者には、その時点まで、同意が不要となるか否かが明らかにならない。そのため、特に養子となる者の父母に養育の意思がないにもかかわらず同意が得られない事例や、父母が同意とその撤回とを繰り返しているような事例では、養親となる者が特別養子制度の利用を躊躇する場合があるとの指摘がある。

また、養親となる者は、養子となる者の父母による従前の養育の状況について十分な情報を有していないことが多いことから、養親となる者に、養子となる者の父母の同意が不要となる事由があることを主張させるのは負担であるとの指摘もある。

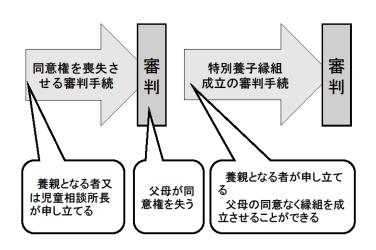
そこで、養子となる者の父母の同意が不要とされるための要件と、親権喪失の要件とが類似することに鑑み、養子となる者の父母のうち親権喪失の審判を受けたものについては、特別養子縁組の成立について同意を要しないこととすべきであるとの指摘があるが、どのように考えるか。

2 養子となる者の父母の同意権を失わせる審判の創設

上記1の制度を採用した場合でも、もともと親権を有していない者については、その同意権をあらかじめ喪失させることができないが、このような父母についても、あらかじめ同意を要しないことを確定する手続を設けるべきであるとの考え方もある。

そこで、特別養子縁組成立の審判とは別に、養子となる者の父母の同意権を 喪失させることを目的とする独立の手続(注)を新たに創設すべきであるとの 指摘があるが、どのように考えるか。

(注) 例えば、一定の事由がある場合に、裁判所が、養親となる者又は児童相談所長の申立てにより、特別養子縁組の成立について、当該父又は母の同意を要しない旨の審判をすることができるという手続。



第5 その他

そのほかに、特別養子制度について、見直しを検討すべき事項はないか。

○ 例えば、法制審議会総会では、委員から、きょうだいとともに児童養護施設 に入所している児童について特別養子縁組を検討するときに関する規律の在り 方について検討すべきであるとの意見が出された。

以上

特別養子制度の見直しに当たっての検討課題(一読)

第1 養子となる者の年齢要件の見直し

1 問題の所在

(1) 民法第817条の5は、原則として、特別養子縁組成立の審判申立時に6歳に達している子は養子となることができないとしつつ、例外的に、8歳未満の子は、6歳に達する前から養親となる者に監護されている場合には養子となることができると規定している。

現行法の立案担当者によれば、このような年齢制限が定められた理由は以下のとおりである。

- ① 養親と養子との間に実親子間と同様の実質的親子関係の形成を期待することができるのは、養子となる者が幼少のときからその監護養育を始めた場合である。
- ② 養子となる者が6歳を超えている場合には、実親との関係が実質的なものとなっている可能性があり、また、就学して社会的分別も生じているので、養親子間に実質的親子関係を形成することが困難になるばかりでなく、実親子関係の断絶が相当でない場合も少なくない。
- ③ 養子となる者の地位が早期に確定することが望ましい。
- ④ 普通養子制度がある以上,対象者の年齢を制限しても弊害が少なく, 特別養子制度は妥当性が明白である場合に限り利用されるのが相当 である。
- ⑤ 将来,特別養子制度が社会的に定着し,制度の理念が広く国民に理解されるようになれば,養子となる者の対象者を拡大することも十分に考えられる。
- (2) 養子となる者の上限年齢については、例えば現に施設に入所中の6歳以上の児童についても特別養子縁組を検討すべき者がいることから(注1),これを引き上げるべきであるとの指摘がある。

特別養子縁組について養子となる者の上限年齢が現在のように規定されている趣旨は、上記1①から④までに記載のとおり、特別養子縁組が実親子間と同様の実質的親子関係の形成を目的としていることを前提に、そのような目的を達成することができる蓋然性について慎重な立場をとったからであると考えられる。また、前回会議で指摘されたように、特別養子制度は、いわゆる「藁の上からの養子」という慣習の影響もあったことから、養子となる者としては乳児が想定されていたものとも考えられる。

しかしながら,現行法の立案担当者自らが上記1⑤のとおり将来の見直 しの可能性を指摘しているように,養子となる者の上限年齢を引き上げ ることは,直ちに特別養子制度の理念に反するわけではない。

また,前回会議において,近代型の養子法では,養子縁組によって実親子間と同様の親子関係を形成することが必ずしも目的とされているわけではないことを示唆する指摘があった。特別養子制度において実親子間と同様の親子関係の形成が目的とされているのが,いわゆる藁の上からの養子といった慣習の名残にすぎないのであれば,そもそも特別養子縁組が実親子間と同様の親子関係の形成を目指すものであるという点から見直しをすることも考えられる(注2)。

したがって、6歳以上でも特別養子制度の利用にふさわしい者がいるのであれば、養子となる者の上限年齢を引き上げることを検討すべきであると考えられる。

(注1)全国の児童相談所及び民間のあっせん団体に対して実施した調査の結果によれば、長年にわたって親との面会交流がなかったり、将来的にも家庭復帰が見込まれなかったり等といった事情から特別養子縁組を選択肢として検討すべきであるにもかかわらず、特別養子縁組の要件が厳格であるために縁組を行えていない事案は、平成26年度と平成27年度とで合計298件あるとされる。そのうち、「養子となる者の年齢要件」を理由として挙げるものは46件であり、「実親の同意要件」に次いで多かった。(厚生労働省の児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会作成の「特別養子制度の利用促進の在り方について」参考資料「2 特別養子に関する調査結果について」23頁)

また,前回の会議において,年齢という形式的な要件を満たさないことの みを理由として特別養子縁組が利用されないということにならないようにす べきであるとの指摘もされたところである。

一方、上記のように、単に長年にわたって親との面会交流がなかったり、 将来的にも家庭復帰が見込まれなかったりするだけの6歳以上の子であれば、 普通養子縁組によって対応することができるとの考え方もあり得るところで あって、特別養子縁組をする必要があるのはどのような子であるのかについて、 改めて検討する必要があるようにも思われる。

(注2) 前回会議においては、我が国の特別養子制度は、単に法律的親子関係を実 親から養親にスイッチすると考える近代型の養子観と、養親子間の心情的なつ ながりを重視する実子擬制型の養子観との二つの焦点を有する楕円のような 制度であるといった見方が示された上で、このような状況は必ずしも否定され るべきものではないとの意見があった。

2 見直しに当たっての基本的な視点

仮に養子となる者の上限年齢を引き上げる方向で見直す場合には、上記 1 ①から③までで指摘されている各点について、①特別養子縁組により形成されるべきであるのは、どのような親子関係であり(注)、その形成を期待するためには、どのような年齢要件を定めるべきか、②養親となる者との間で新たに親子関係を形成し、実親子関係を終了させることが養子となる者の利益になるようにするためにはどのような配慮が必要か、③養子となる者の法的地位が長期にわたって定まらない事態をどのように考えるかといった視点からの検討が必要であると考えられる。なお、④で指摘されている対象者を制限することに伴う弊害があるとすれば、その内容を明らかにすることも必要となろう。さらには、⑤の制度の理念を従来通りのままで維持することができるかという問題もある。

(注) 実親子間と同様の親子関係という場合も、それがどのような関係であるかは明らかでない。例えば、近時は、真実告知(養子に対して養親との関係が実親子関係ではないことを伝えること)の重要性が指摘されているようであり、「実親子間と同様の親子関係」とは、養子が養親のことを実親であると信じている関係を指すというわけではないように思われる。また、単に、外観上実親子らしく見える関係ということを意味しているわけでもないであろう。そうすると、幼少期から記憶を共有して心情的に深く結び付いていることとか、相互に強く信頼し合っていることといった説明になるものと考えられるが、いずれにしても曖昧さは残るように思われる。

以上のような点を踏まえると,特別養子縁組における養子の上限年齢を考える前提として「実親子間と同様の親子関係」とはどのようなものであるかを追究することの要否には疑問の余地があるように思われる。

3 具体的な年齢要件について

- (1) 特別養子を中心とした養子制度の在り方に関する研究会中間報告書 (第1回会議の参考資料1。以下「研究会報告書」という。)では,以 下の理由から,養子となる者の上限年齢を引き上げるとしても,15歳 未満までとするのが相当であるとしている。
 - ① 特別養子縁組が家庭復帰の困難な児童に適切な養育環境を与えようとするものであることからすると、養親の下における養育期間が余りに短期間となる場合にまで特別養子縁組を利用することができることとする必要はないと考えられる(なお、平成34年4月以降は、成年年齢が18歳となることから、「養育期間」を養子が成年に達するまでの期間と考えると、満15歳で養子縁組をした場合の養育期間は僅か3年に限られることになる。)。
 - ② 普通養子縁組において15歳以上の者は自らの意思で単独で縁組を

することができるとされていることとの均衡上(民法第797条第1項),仮に15歳以上の者について特別養子縁組を成立させることとする場合には、養子となる者による同意があることか、少なくともその意思に反しないことを要件とする必要がある(注)。そうすると、養子となる者に実親との関係を終了させるか否かという困難な決断を迫ることになり、相当でないと考えられる。

(注) 民法第797条第1項の代諾養子縁組の在り方については、これを見直すべきであるとの指摘がある。

仮に、特別養子縁組における養子となる者の年齢要件の見直しにおいて、現行法において15歳未満の者については代諾養子縁組が認められていることを根拠の一つとした場合には、将来的に、例えば、代諾養子縁組をすることができるのは子が12歳未満である場合に限るというような改正がされた場合には、特別養子縁組における養子となる者の上限年齢を再度見直さなければならなくなる可能性があるが(上記の例でいうと12歳未満とするか)、法制度の安定性の観点からは、そのような事態を避けることが望ましいとも考えられる。

(2) 本部会資料では、養子となる者の上限年齢を引き上げるとしても、上記(1)の①及び②の理由から、15歳未満を上限とすることを前提として、以下の3案を挙げる(研究会報告書においても、同旨の3案がまとめられている。)。

第1案は、特別養子縁組は、親子としての関係を構築することができるのは小学校在学中までであるとの指摘もあることを前提として、上限年齢を12歳未満まで引き上げるものである。

第2案は、第1案の考え方を基礎としつつ、養親子関係の形成に意味を有するのは、縁組成立審判の申立時ではなく、養親が養子の監護を実際に始めた時であることを考慮して、現行法と同様、原則要件を12歳未満まで、例外要件を15歳未満まで、それぞれ引き上げる(養親が養子となる者を12歳に達する前から監護していたときは15歳に達するまでは縁組をすることができることとする)ものである。

第3案は、養子となる者は15歳未満の者であるべきであるという基本的な考え方の下で、できる限り広く養子縁組を認めることとして、上限年齢を15歳未満まで引き上げるものである。

この点について, どのように考えるか。

4 派生する論点について

(1) 養親となる者の年齢要件

民法第817条の3及び民法第817条の4によれば、養親となる者

は、一方が25歳以上で、他方が20歳以上の夫婦でなければならないとされている。養子となる者の年齢要件を見直す場合には、このような養親となる者の下限年齢も見直す必要があるか。

また,養親となる者の上限年齢について何らかの規律を設ける必要があるか。

(2) 養親となる者と養子となる者との間の年齢差要件

養親となる者と養子となる者との間の年齢差要件については、前回会議において、年齢差の下限及び上限のいずれも問題となり得るとの指摘があった。

まず、下限については、余りに年齢が近いと、親子としての関係を構築することが困難であると考えられることから必要とされるという考え方がある。

一方,上限については、同様に親子としての関係構築の観点のほかに、例えば、養子となる者が成年に達して間がないときから養親となる者を介護しなければならない事態になるのが適切であるかなどといった観点から、これを検討すべきであるとの指摘もあるところである。

しかしながら、養親となる者と養子となる者とが親子としての関係を構築することができるか否かは、養親となる者の健康状態や、養親となる者と養子となる者との関係性等、個別の事情によるところが大きいものと考えられる。また、前回会議において、「親子らしさ」の在り方は時代とともに変わり得るものであるとの指摘もあったところである。さらに、当該縁組が養子となる者の利益となるものかという点については、家庭裁判所が養親子の一定の幅の中での年齢差も含む諸般の事情を総合的に考慮して判断することにより、適切な結論が得られるとの指摘もあった。そこで、本部会資料では年齢差要件について特に案を提示していないが、この点についてどのように考えるか。

第2 養子となる者の父母(以下「実親」という。)の同意要件についての見 直し

1 実親の同意が必要とされている趣旨について

(1) 問題の所在

特別養子縁組の成立には、原則として実親の同意がなければならないとされているが(民法第817条の6本文)、その趣旨は、縁組の成立により、①養子となる者は、実親に対する扶養請求権及び相続権を失うとともに、養親によって監護養育されることとなり、子の利益に重大な影響があることから、子の利益について第一次的責任を有する実親の同意を要するものとするのが相当であること、②実親は子に対する親としての法律上の地位、扶養請求権及び相続権を失うので、これらの親としての地位等を保護するためにも、その同意を要するものとするのが相当で

あることを考慮し、子及びその実親の利益を保護するためのものである とされている。

この点について、上記①は、養子となる者の利益を保護する観点からのものである。しかしながら、特別養子縁組は、子の利益のために特に必要があると認められるときに家庭裁判所の審判によって成立するものであるから、ある縁組が子の利益に沿うものであるか否かについては家庭裁判所が客観的な立場から判断するのであり、実親の判断は不可欠なものではないようにも思われる。このように考えると、実親の同意は、上記②、すなわち実親自身の地位等を保護するために要件とされているものと理解することもできるように考えられる。

もっとも、このように考えると、特別養子縁組の成立を実親子関係の 終了と養親子関係の創設とに分けて考えたときに、実親の同意は前者の 関係でのみ要求されているものと理解することになるように思われる (実親の地位等と直接関係があるのは実親で関係が終了するかであ

(実親の地位等と直接関係があるのは実親子関係が終了するか否かであって,養親子関係の創設は実親には直接関係はない。)。そうすると,養親子関係は家庭裁判所の判断のみによって創設されると理解することになると思われるが,このような制度理解は,養親子関係も家庭裁判所の審判及び実親の同意によって創設されるという現行法の制度理解から大きく転換することになるように思われる。

この点について, どのように考えるか。

(2) 派生する論点(いわゆる白地同意について)

現行法において,実親の同意は,特別養子縁組成立の審判を認容する旨の観念の表示であり,相手方のない単独行為であると解されている。

現行法の下では、実親が養親となる者の氏名等を具体的に知らないでした同意(匿名同意)も有効であると解されているが、特定の養親を前提としない同意(白地同意)の有効性については、見解が分かれている(注1,2)。

仮に、上記(1)の検討の結果、実親の同意が要件とされていることの趣旨が子の利益及び実親自身の地位等のいずれをも保護することにあると整理するのであれば、子の利益は具体的にどの養親に養育されることになるかによって保護されるか否かが異なり得るので、白地同意を有効と解釈する余地は乏しいが、実親の同意が要件とされている趣旨が実親自身の地位等を保護することのみにあると整理するのであれば、白地同意を有効と解釈する余地も十分にあるように思われる。

(注1) 現行法の下では、養親となる者のみが特別養子縁組成立審判の申立権者であるから、手続が開始する時には養親となる者が特定されており、他方で、実親の同意は縁組成立の要件とされており、家庭裁判所は、縁組成立審判をする場合には、実親の陳述を聴かなければならないとされている(家事事件手続法第

164条第3項第1号)。したがって、現行法の下では、実親の同意が白地同意であるということは考えにくく、それが有効であるか否かについて議論することに大きな意味はないとの指摘もある。

(注2) さらに、匿名同意と白地同意の中間的なものとして、例えば、養親の収入や 居住地域等に条件を付けてした同意の効力も問題となり得る。

2 実親の同意が不要とされる場合

特別養子縁組が成立するためには、実親による養子となる者の監護が著しく困難又は不適当であることその他特別の事情があることが必要であるが(民法第817条の7)、実親がその意思を表示することができない場合又は実親による虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合は、実親の同意は不要とされている(民法第817条の6ただし書)。

上記の各要件の関係性を図示すると以下のようになる。

成立要件と同意不要要件との関係

【民法第817条の7の特別の事情がある場合】 父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不 適当であることその他特別の事情がある場合

【民法第817条の6ただし書の同意不要要件】 父母がその意思を表示することができない場合 又は父母による虐待、悪意の遺棄その他養子と なる者の利益を著しく害する事由がある場合

特別養子縁組の成立に実親の同意が必要となるのは、上図の塗りつぶし部分であるが、民法第817条の7に規定されている特別の事情があるにもかかわらず、民法第817条の6ただし書に該当しない場合というのはほとんど想定することができないのではないかという指摘があり、前回の会議でも指摘されたとおり、実親の同意が特別養子縁組の成立要件とされている趣旨(上記1(1))を再検討した上で、民法第817条の6と第817条の7の位置付け及び関係について検討することが考えられる。

この点について, どのように考えるか。

(注) 民法第817条の7については, ①配偶者の連れ子を特別養子とする場合(例えば, A・B夫婦間の実子Cを, A・Bの離婚後, Aの再婚相手Dが特別養子とする場合)及び②普通養子を特別養子とする場合(例えば, E・F夫婦間の実子Gを, H・I夫婦が普通養子としていた場合に, H・I夫婦がGを特別養子とする場合)について, それぞれ民法第817条の7の「父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不適当であることその他特別の事情がある場合」(要保護性要件)に該当するか否かについて, 文言上必ずしも明らかでない。

すなわち, ①については当該配偶者(A)が, ②については普通養子縁組の養親(H・I 夫婦)が, それぞれ特別養子縁組の成立後も子の監護を継続していくことが予定されていることから, 当該配偶者(A) 又は養親(H・I 夫婦)による監護が困難又は不適当であるとはいえないのではないかとの疑問がある。

仮に①又は②の場合に特別養子縁組を成立させることが特別養子制度の趣旨に照らして問題ないのであれば、民法第817条の7を見直す場合には、① 又は②の場合が直ちに要保護性要件を欠くことにはならないことを明確にすることも考えられる。

なお,①又は②の場合に,特別養子縁組の成立を否定する裁判例としては, 名古屋家庭裁判所平成元年8月23日決定・家裁月報42巻5号92頁,名古 屋高等裁判所平成元年3月23日決定・家裁月報41巻12号112頁があり, 肯定する裁判例としては,東京高等裁判所平成8年11月20日決定・家裁月 報49巻5号78頁,名古屋高等裁判所平成15年11月14日決定・家裁月 報56巻5号143頁がある。

第3 実親による同意の撤回を制限する方策

1 問題の所在

実親は、子の特別養子縁組にいったん同意をしたとしても、縁組を成立させる審判が確定するまでの間は、自由に同意を撤回することができると解されている(東京高等裁判所平成2年1月30日決定・家裁月報42巻6号47頁等)。

現行法の立案担当者によれば、現行法の立案時にも同意の撤回を制限することが検討されたが、以下の理由から、撤回を制限しないこととしたと される。

- ① 実親の同意を要することとしたのは、実親自身の利益をも保護するためであるから、同意するか否かは可能な限り実親の自由な意思に委ね、同意の撤回も幅広く認めるのが相当である。
- ② 同意の撤回が濫用にわたる場合には、「養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合」(民法第817条の6ただし書)に該当するもの

と見て、同意を不要とすることが可能であるし、試験養育中に同意が撤回された場合には、審判前の保全処分(家事事件手続法第166条第1項)により試験養育を続けることが可能である。

- ③ 仮に、審判の申立て又は試験養育に付す決定に同意の撤回を制限するという効果を付与するものとすると、その効果の重大性に鑑み、手続の初期段階において、家庭裁判所が縁組の相当性を一応判断することが可能となる資料がそろっていることが必要とされるものとも思われるが、関係機関の現状からすると、手続の初期段階にそのような資料をそろえることは困難であると考えられる。
- ④ 諸外国の法制において、同意の撤回を制限する場合には、縁組が不成立に終わったときでも実親の親権は回復せず、縁組あっせん機関が新たな養親候補者を探すこととするものが多いが、我が国の現状においては、そのようなことを縁組あっせん機関に期待することは困難と考えられる。

しかし、養親となる者の下で養子となる者の試験養育が開始され、両者の間で信頼関係が構築されたにもかかわらず、その後に実親が同意を撤回すると、それまでの特別養子縁組成立に向けた努力が無駄になるおそれが高いとして、実親の同意の撤回を制限すべきであるとの指摘がされている(注)。

- (注)養子となる者の試験養育が実親と養親となる者との間の監護委託契約に基づいて行われている場合等には、実親の同意の撤回を制限したとしても、実親が監護委託契約を解除して契約の終了又は親権に基づき子の引渡しを求めたときには、養親はこれに応じなければならず、試験養育を継続することができなくなるおそれがあるようにも思われる。もっとも、家事事件手続法第166条第1項の保全処分で対応すれば足りるとも考えられる。
- (参考) 東京高等裁判所平成2年1月30日決定・特別養子縁組成立申立認容審判に 対する即時抗告申立事件

「家庭裁判所が養子となる者の父母の同意に基づき、民法817条の2による特別養子縁組を成立させる旨の審判をして関係者に告知した後に、父又は母が右同意の撤回をすることを許容した場合には、手続の安定と子の福祉を害するおそれがないわけではないが、特別養子縁組の成立が実方との親族関係を終了させるという重大な身分関係の変更をもたらすものであり、かつ、同意の撤回の時期等を制限する規定が存しないことを考えると、審判が告知された後であっても、これがいまだ確定せず、親子関係の断絶という形成的効力が生じていない段階においては、同意を撤回することが許されると解すべきである。したがって、養子となる者の父又は母が審判の告知後に同意を撤回した上、同意の

欠缺を理由に特別養子縁組を成立させる審判の取消しを求めて抗告をすること も許されるものと解される。」

2 見直しに当たっての基本的な視点

(1) 前記 1 の ① から ④ までの 論拠について

親としての地位を失う実親の利益(前記1の①)については、これを軽視することはできない。しかしながら、自らがいったん特別養子縁組に同意し、そのことを受けて手続が開始された場合には、これに伴って他の者(特に子)の置かれる状況も影響を受けることとなるから、同意が撤回されることによってその状況が更に変化することがないようにするために、実親の利益が一定程度制約を受けることはやむを得ないとも考えられる(ただし、後述のように、このような不利益を課すためには、同意が慎重な手続を経た上でされたものであることが前提となる。)。

同意不要要件の該当可能性(前記1の②)については、これによって一定の対処がされ得ることはそのとおりであるが、同意の撤回がされた全ての事案が同意不要要件に該当するとか、審判前の保全処分が認められるということはできず、これによって全ての問題が解決するということはできない。

手続の初期段階における判断資料の収集可能性(前記1の③)については、同意の撤回制限はあくまで実親の同意の要件に関する規律であるから、手続の初期段階において縁組の相当性を判断する資料までは必要ないとも考えられる。

縁組が不成立に終わった場合の新しい養親とのマッチング(前記1の ④)については、日本法においては、実親の同意によって実親子関係が 終了するわけではないから、必ずしも妥当しない。

以上によれば,前記1の①から④までは,必ずしも同意の撤回制限を 否定する決定的な根拠ではないと考えられる。

(2) 要検討事項

実親の同意の撤回を制限する場合には、以下の各点について検討する 必要があるものと考えられる。

ア 実親がいったん同意をすると撤回が制限されるということを理解 した上で同意をしたことをどのように担保するか。

- イ 実親が同意をした後に、養育環境を整えた上で子の養育を改めて望んだとしても縁組が成立し得ることとなるが、それは実親による養育が最善であるとの考え方とどのように整合するのか。
- ウ 現行法の立案担当者によれば、外国の立法例では、実親が精神的に 不安定な時期に十分な考慮なしに同意をすることを防止するため、子 の出生の後一定期間は、実親、特に実母の同意を制限するものが少な くないが、現行の民法は、いったん同意しても審判の確定までは自由

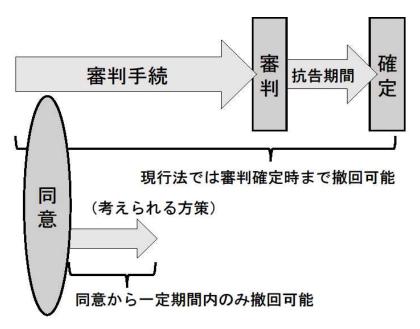
に同意を撤回することができることとするとともに、審判申立後に原則として6か月以上の試験養育期間を置くこととしているので(民法第817条の8)、これによって不用意な同意を防止することができると考え、同意の時期には制限を設けなかったとされる。仮に実親の同意の撤回を制限する方向で見直しをするとすれば、実親が精神的に不安定な時期に十分な考慮なしに同意をすることを防止するために、どのような方策をとるべきか。

- エ 同意を撤回する余地を残す場合には、撤回可能な期間をどの程度と すべきか。
- 3 具体的な制度 (特別養子縁組成立の審判手続においてされた同意について撤回を制限するもの) について

実親が特別養子縁組成立の審判手続においてした同意について,その撤回を制限する制度としては,上記 2 (2) のアからエまでの要検討事項を踏まえて,例えば次のようなものが考えられる。

実親が、子の出生から2か月を経過した日以後に、家庭裁判所調査官による事実の調査を経た上で家庭裁判所に書面を提出することにより又は審問期日において口頭で特別養子縁組についての同意をした場合には、その同意の撤回は、同意の日から一定期間内にしなければならず、その期間が経過した後は同意を撤回することができない。

(参考)



(補足説明)

上記の例は, 家庭裁判所に確認させることで, 実親が同意の意味を理解

した上で真摯に同意をしていることを担保しようとするものである。これは、実親の同意が審判申立後にされたものであることを前提としており、例えば、実親が審判申立前にあっせん団体に特別養子縁組についての同意書を預けておき、その書面が審判申立後にあっせん団体から家庭裁判所に提出されたような場合は、「家庭裁判所に書面を提出することにより特別養子縁組についての同意をした場合」には当たらないものと解される。

4 派生する論点 (特別養子縁組成立の審判の申立前にされた同意の撤回を 制限する方策) について

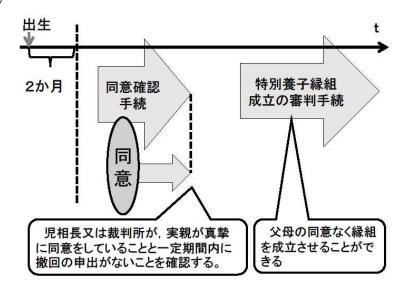
養親となる者による試験養育は、特別養子縁組成立審判の申立前に、実 親の同意を受けて開始されることがあり、審判の申立前に、養子となる者 と養親となる者との間で信頼関係や愛情の形成が進行している場合もある。 このような場合には、実親の同意が審判の申立前にされている以上、その 同意は、上記3のように審判手続内で家庭裁判所に書面を提出する方法や、 家庭裁判所における審問期日においてする方法によることができないから、 上記3のように家庭裁判所においてされる同意の撤回を制限したとしても、 養親子間の信頼関係の形成後に同意の撤回がされるという事態を完全には 回避することができない。

そこで、特別養子縁組成立審判の申立前に実親がした同意の撤回を制限する新たな制度として、審判の申立前の実親の同意は、行政機関(児童相談所長)又は家庭裁判所に対してしなければならないこととした上で、一定期間内に撤回がされない場合には、その後の撤回を制限するという制度を創設することが考えられる。具体的な制度設計として、例えば次のようなものが考えられる。

実親が、特別養子縁組成立の審判の申立てがされる前であって、子の出生から2か月を経過した日以後に、公的機関(注)に対して、〔養親となる者と養子となる者との間の〕特別養子縁組が成立することに同意をする旨を申述した場合において、一定期間内に当該公的機関に対してその同意を撤回する旨の申述をしないときは、申述の日から2年が経過する日までの間は、当該同意を撤回することができない。

(注)公的機関としては、児童相談所、家庭裁判所等が考えられる。

(参考)



(補足説明)

- ア 前記第2・1(2)のとおり、実親の同意については、白地同意(特定の養親を前提としないでする同意)の有効性について議論がある。仮に白地同意が無効であるとする場合には、同意は特定の養親を前提とするものとするほかないから、[養親となる者と養子となる者との間の]の部分を挿入することになる。
- イ 同意の提出先を児童相談所長とした場合には、手続面で比較的簡便であるといえるが、取り分け後記第4の4のような規律を設けるときは、 児童相談所長が中立的な立場にあるといえるか疑問がある。

他方で、同意の提出先を家庭裁判所とした場合には、中立性の問題は 生じないが、後に同意を撤回することがあるような実親が、わざわざ家 庭裁判所に出頭したり、調査官調査に応じたりしてまで同意をするかと いう疑問がある。

第4 特別養子縁組の成立について実親の同意を要しないことをあらかじめ 確定する方策

- 1 見直しの必要性について
 - (1) 現行法においては、実親は、子の特別養子縁組にいったん同意をしたとしても、縁組成立の審判が確定するまでは同意を撤回することができるとされている(前記第3の1)。

この点については、①試験養育が開始し、養親となる者と養子となる者との間の信頼関係が形成された後に実親の同意が撤回されると、養子となる者に大きな不利益をもたらすおそれがあるとの指摘があるほか、②養親となる者が安心して試験養育を開始することができないことも指摘されている(なお、民法第817条の6ただし書に該当する場合に

- は、実親の同意は不要となるが、その場合に該当するか否かは、現行法 の下では、家庭裁判所が終局審判において判断を示すまで明らかになら ない。)。
- (2) また、現行法の下では、申立人である養親となる者は、民法第817条の7所定の要保護性要件及び必要性要件並びに同法第817条の6ただし書所定の同意不要要件に該当する事実等について主張立証しなければならないため、実親による養育の在り方を批判する立場に立たざるを得ない上、通常、養子となる者のそれまでの養育状況を知らないことが多いから、養親となる者の負担は、心理的にも労力の面でも重いとの指摘もある。
- (3) そこで、特別養子縁組成立の審判に先立って、児童相談所長が申立人となる手続において、民法第817条の7所定の要保護性要件(父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不適当であることその他特別の事情があること)及び同法第817条の6ただし書所定の同意不要要件について審理をしておき、あらかじめ実親の同意が不要であることを確定しておく制度を設ける必要があるとの指摘があるが、これについて、どのように考えるか。

2 二段階手続論について

- (1) 厚生労働省の児童虐待対応における司法関与及び特別養子制度の利用促進の在り方に関する検討会における資料「特別養子縁組の利用促進の在り方」(第1回会議参考資料4)では、特別養子縁組成立の手続を2段階に分け、1段階目では、ある子について一般的に特別養子縁組が適当であることを確認し、2段階目では、特定の養親となる者との間の特別養子縁組の適否を判断するという考え方が主張されており、また、前回会議では、特別養子縁組の成立の手続について、養子となる者と実親との親子関係を終了させる手続と養親となる者との間での新たな親子関係を成立させる手続とに二分することとしてはどうかという意見があった。いずれの考え方も、実親の同意や、民法第817条の7所定の要保護性要件については1段階目の手続で判断することにした上で、1段階目の手続については児童相談所長も申し立てることができることとすることで、前記1(1)及び(2)の問題に対応しようとするものである。
- (2) もっとも、前者の考え方については、1段階目の手続において、家庭 裁判所が、ある子について一般的に特別養子縁組が適当であると判断し たとして、どのような審判をすることとなるのか、その審判によって、 法律関係にどのような変化が生じるのか(その審判による法律効果はど のようなものであるのか)という疑問があると思われる。

また,後者の考え方についても,1段階目の手続において,親子関係 を終了させる旨の審判がされた場合において,2段階目の手続で養子縁 組を成立させることができなかったときに、親のない子を生じさせることとなってしまい、かえって子の利益を害することにならないかという点を検討する必要がある。そもそも、特別養子縁組は、新たに成立する養親子関係を強固なものとする観点から、養親子関係の成立に伴い実親子関係を終了させるものであると考えるとすると、養親子関係の成否と関係なく実親子関係を終了させるということが適切であるのかという問題もあるように思われる。

さらに、いずれの考え方をとる場合であっても、特別養子縁組成立の審判手続を抜本的に変更することになることから、現行の制度とは併存し得ず、全ての養子縁組成立の手続が2段階で審理されることになると考えられる。特別養子縁組については、現行の手続において特段の問題なく成立しているものも多いと考えられるが、そのような場合も含めて、2段階で審理されることになるということが適切かという問題があるように思われる。

3 親権喪失の審判を受けた者の同意を要しないこととする案

(1) 特別養子縁組の成立について実親の同意を要しないことをあらかじめ確定する方策として、既存の親権喪失制度(民法第834条)と関連付ける制度設計も考えられる。例えば、実親が親権喪失の審判を受けた場合には、特別養子縁組の成立について、当該実親の同意を要しないこととするものである。

このような制度設計は、現行法が特別養子縁組の成立について実親の同意を要求している趣旨との関係でも、親権喪失の審判を受けたような実親に子の利益の観点から特別養子縁組の適否を判断させるのは適当でないこと、実親自身の地位等の保護の観点からも、親権を喪失した以上、子の特別養子縁組について同意をし得る地位を失うこととなってもやむを得ないといえることから、正当化され得るように思われる。

(2) もっとも、親権喪失の審判は実親子関係を終了させるものではないのに対し、特別養子縁組が成立した場合には実親子関係が終了することになることから、制度の妥当性については慎重に検討する必要がある。また、親権喪失の審判については、いったん審判を受けても、その取消しの余地があるのに対し(民法第836条)、特別養子縁組が成立した場合には、原則として離縁することができないこととの関係上(民法第817条の10)、実親子関係が復活する可能性がほとんどないことになるという点も考慮する必要がある。

加えて、この案では、親権を有していない親については、その同意を 要しないことをあらかじめ確定することができないという限界があるこ とにも留意する必要がある。

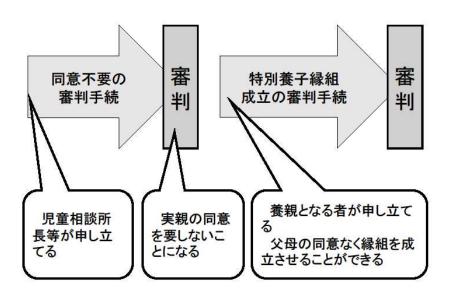
4 具体的な規律案

上記2及び3の考え方に含まれる問題点を回避しつつ、特別養子縁組の成立について実親の同意を要しないことをあらかじめ確定する方策として、例えば、次のような独立した審判手続(以下、この手続による審判を「同意不要審判」という。)を設けることが考えられる。これは、単純に、要件の内容は現行法における同意不要要件(民法第817条の6ただし書)と同じものとしつつ、手続を特別養子縁組成立審判の手続とは独立したものとし、かつ、申立権者を児童相談所長等とするものである。

養子となる者の父若しくは母がその意思を表示することができない場合又は養子となる者の父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由があるときは、家庭裁判所が、〔養親となる者、〕〔子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人、検察官又は〕児童相談所長の申立てにより、〔養親となる者と養子となる者との間の〕特別養子縁組の成立について、当該父又は母の同意を要しない旨の審判をすることができる。

この審判の効果は、審判確定の日から2年が経過することにより消滅するものとする。

(参考)



(補足説明)

(1) 具体的な規律としては、児童相談所長のほか、養親となる者も申立権者に加えることが考えられる。この規律においては、まず、実親の同意が不要となるのは、特定の養親候補者が養親となる特別養子縁組に限られ、他の者が養親となる場合には、実親の同意が必要になるという制度

設計が考えられる。

基本的な制度設計をこのようなものとした場合には,児童相談所長は,飽くまで当該養親候補者の代わりに審判を申し立てるものと理解すべきであるから,児童相談所長が申し立てる場合であっても,当該養親候補者が養親となる特別養子縁組について,実親の同意を不要とすることを求めることになる。

(2) 一方で、特定の養親候補者との関係で同意を不要とされるような実親については、誰が養親となる特別養子縁組であっても、縁組の成立にその同意を要するものではないと考えることもできるように思われる。そこで、同意不要審判の手続を、ある子の実親について、養親となる者が誰であるかにかかわらず、特別養子縁組について同意を要しないことを確定させるために申し立てることができるものとすることも考えられる。

基本的な制度設計をこのようなものとした場合には、これは、特定の 養親候補者のための制度というよりも、主に子の利益を図ろうとする制 度であると理解されるから、審判の申立人は、親権喪失の審判の申立権 者と同様の者とする(さらに、養親となる者も申立人に加える)ことが 考えられる。

(3) なお、上記(1)の制度を採用する場合には、具体的な養親候補者が決まってから、児童相談所長又は当該養親候補者が同意不要審判の申立てをすることになる。そうすると、当該養親候補者において、実親の同意が不要であることが確定してから試験養育を開始したいという意向を有している場合には、同意不要審判が確定してから試験養育を開始することになるため、養親候補者が決まってから特別養子縁組の成立まで、長期間を要することになる。

これに対し、上記(2)の制度を採用した場合には、養親候補者が決まっていない段階で同意不要審判を得ておくことも可能であり、養親候補者が決まった時点で速やかに試験養育を開始することができるというメリットがある。

5 その他の方策について

前回会議では、特別養子縁組成立の審判の手続の中で、民法第817条の6ただし書の同意不要要件及び民法第817条の7の要保護性要件があることを確認する中間審判を行うことができることとして、この中間審判に関する審理に児童相談所長が関与する制度を創設してはどうかという意見があった。

このような考え方については、①養親となる者において、実親の同意が不要であることが確定してから試験養育を開始したいという意向を有している場合には、中間審判後に試験養育を開始することになるから、審判手

続全体が長期化するおそれがあること,②実親が中間審判後の事情等を主張して同意不要要件を争うことが可能であると考えられることなどをどのように考えるかといった点について検討が必要であると思われる。

第5 その他

1 特別養子縁組と他の社会的養護の枠組みとの関係

前回の部会においては、特別養子縁組が里親等の他の社会的養護の枠組みよりも優れている(一段高い)ものであるという見方は不適切であり、それぞれの子ごとに、どのような社会的養護の枠組みが最も適しているかを見極めることが重要であって、ある子にとって特別養子縁組が最も適している場合に、それを利用することについて制度上の支障があるのであれば、その解消を図る方策を検討することが本部会の役割であるとの指摘が複数の委員・幹事からされた。このような基本的な視点は、今後、各論点を検討するに当たり重要なものとなると考えられる。

2 養親への支援の重要性

前回の部会においては、特別養子縁組は、それが成立すれば直ちに子の 利益が保護されるというものではなく、他人の子を育てていく養親に対し、 国が十分な支援をしていくことの重要性が複数の委員・幹事から指摘され た。この点は、民法等の改正について諮問を受けた法制審議会の所掌範囲 を超えるものではあるが、重要な指摘として、ここに記載しておくことと する。

以上

児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)のポープ

- ○増加する児童虐待に対応し、子どもの命が失われることがないよう、国・自治体・関係機関が一体となって、対策に取り組む。
- ○緊急的に講ずる対策と合わせ、必要な児童虐待防止対策に対する課題に取り組む。財政的な措置が必要なものについては、引き続き予算編成 過程で検討を進めるとともに、制度的な対応が必要な事項についても検討し、所要の措置を講じる。

緊急的に講ずる対策

Ⅰ 転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底

- 児童相談所の支援を受けている家庭が転居した際の引継ぎルールを見直し、全国ルールとして徹底
 - ①全ケースについて、リスクアセスメントシート等による<u>緊急性の判断の結果</u>(虐待に起因する外傷等がある事案等)<u>を</u>ケースに関する資料とともに、<u>書面等で移管先へ</u>伝えること
 - ②緊急性が高い場合には、原則、対面等で引継ぎを実施
 - ③移管元児童相談所は<u>引継ぎが完了するまでの間、児童福祉司指導等の援助を解除しない</u>こと。移管先児童相談所は援助が途切れることがないよう、速やかに移管元が行っていた援助を継続

Ⅱ 子どもの安全確認ができない場合の対応の徹底

- 「通告受理後、原則48時間以内に児童相談所や関係機関において、直接子どもの様子を確認する」ルールに加え、立入調査について以下の全国ルールを徹底
 - ・子どもと面会ができず、<u>安全確認が出来ない場合には、立入調査を実施</u>。その際、<u>必要に応じて警察へ</u> 援助要請すること

Ⅲ 児童相談所と警察の情報共有の強化

- 以下の情報は必ず児童相談所と警察との間で共有することを明確化し、全国ルールとして徹底
 - ①虐待による外傷、ネグレクト、性的虐待があると考えられる事案等の情報
 - ②通告受理後、48時間以内に児童相談所や関係機関において安全確認ができない事案の情報
 - ③①の虐待に起因した<u>一時保護、施設入所等している事案</u>で、<u>保護等が解除され、家庭復帰する</u>事案の情報なお、情報共有の在り方は引き続き各地方自治体の実態把握・検証を行い、見直しを行う。

IV 子どもの安全確保を最優先とした適切な一時保護や施設入所等の措置の実施、解除

- 子どもの安全確保を最優先とする観点から、以下の事項を全国ルールとして徹底
 - ・リスクアセスメントシートの活用等により、<u>リスクを客観的に把握</u>し、<u>リスクが高い場合には一時保護等を躊躇なく実施</u>すること
 - ・一時保護等の措置の解除や<u>家庭復帰の判断の際、チェックリストの活用等により</u>保護者支援の状況や地域の支援体制などについて客観的に把握した上で、判断すること
 - ・<u>解除後は</u>、児童福祉司指導や地域の関係機関による支援などを行い、<u>進捗状況を関係機関で共有、リスク</u>が高まった場合には躊躇なく再度一時保護するなど適切に対応すること

V 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施

① 乳幼児健診未受診や、未就園、不就学等で福祉サービス等を利用していないなど<u>関係機関が安全を確認できていない子どもの情報を9月末までに市町村において緊急把握</u>する。把握した子どもについて、<u>速やかに</u>その状況の確認を進める。確認結果は要保護児童対策地域協議会で共有。国において状況把握、公表。

<u>VI 「児童虐待防止対策体制総合</u> 強化プラン」(新プラン)の策定

- 「児童相談所強化プラン」 (2016年度から2019年度まで) を前倒しして見直す。
- 新たに<u>市町村の体制強化を盛り込んだ、2019年度から2022年度までを期間とする「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)を別紙骨子に基づき、年内に策定</u>する。
- 新プランには、以下の事項を 盛り込む。
 - ①増加する児童虐待への対応に加え、里親養育支援や市町村支援の充実等のための<u>児童福祉司、児童心理司等の専門職の職員体制・専門性の強化、弁護士・医療職等の配置の促進などの児童相談所の体制強</u>化策
 - ②一時保護の体制強化策
- ③子ども家庭総合支援拠点や要 保護児童対策地域協議会の調 整機関などの<u>市町村の職員体</u> 制及び専門性強化などの市町 村における相談支援体制の強 化のための方策

児童虐待防止対策のための総合対策

- 1 児童相談所・市町村の職員体制・専門性強化
- ○児童相談所における専門性強化の取組促進
- ○より重篤なケースに児童相談所が適切に対応できるようにする ための業務・役割分担の推進
 - ・児童相談所内の業務分担、市町村と都道府県等の機能分担な ど支援と介入の機能分化の在り方等について、平成28年改正 児童福祉法の附則の検討規定に基づき、検討する。
 - ・民間委託の活用等でより効果的に行うことが期待される業務 の民間委託等を推進する。
- ○中核市・特別区における児童相談所の設置支援促進
- ○適切な一時保護の実施
- ○子ども家庭総合支援拠点の設置促進等による市町村における 相談支援体制・専門性の強化
- ○子どもの権利擁護の仕組みの構築
- ○児童相談所の業務の在り方等の見直しの検討
- 2 児童虐待の早期発見・早期対応
- ○乳幼児健診等未受診者・妊婦健診未受診者への対応の推進
 - ・乳幼児健診・妊婦健診未受診者等で虐待リスクのあるケースを 適切な支援へつなげる。未就園で福祉サービスを利用してい ない子どものいる家庭を訪問するなどの取組を進める。
- ○支援を必要とする妊婦への支援の強化
- ○相談窓口の設置促進等
 - ・あらゆる妊産婦等に対して妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センターについて、2020年度末までに全国展開を目指す。
- ○相談窓口等の周知・啓発の推進等
 - ・若年妊娠等の予期しない妊娠をした女性が匿名で相談できる 女性健康支援センターなどの相談窓口、児童相談所全国共通 ダイヤル(189)をネット等も活用して周知。
- ○在宅支援サービスの充実
 - ・孤立した育児によって虐待につながらないよう、市町村の在宅 支援サービスの充実を図る。
- ○障害のある子どもとその保護者への支援の強化
- ○児童虐待に関する研修の充実
- ○非行のある子どもやその保護者等への支援の強化

- 3 児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底
- ○児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底
 - ・市町村の要保護児童対策地域協議会に登録されている家庭が転居した際 の引継ぎ方法についても徹底する。
- ○ⅠCTの活用による情報共有の手法の効率化
- 4 関係機関(警察・学校・病院等)間の連携強化
- ○児童相談所と警察の連携の強化
 - ・児童相談所が日常的に弁護士と相談できるような法的対応体制強化や 警察職員や警察OBの職員配置を進める。
- ○学校、保育所等と市町村、児童相談所等との連携の推進
- ○要保護児童対策地域協議会等における情報共有の推進
 - ・要保護児童対策地域協議会等の関係機関間のより効率的な情報共有を 進めるための I C T を活用したシステム整備を促進する。
- ○協同面接(代表者聴取)の適切な実施と情報共有の推進
- ○医療を必要とする子どもの保護の体制強化
- ○医療機関における児童虐待対応体制の整備
- ○生活困窮家庭やひとり親家庭等に対する支援との緊密な連携
- 5 適切な司法関与の実施
- ○家庭裁判所における保護者指導勧告の仕組みの活用の周知や、児童福祉法 第28条措置や親権制限の申立ての適切な運用の促進
 - ・家庭裁判所における保護者指導勧告の仕組みの活用の児童相談所への 周知徹底及び活用事例の収集、横展開など保護者支援を進める。
 - ・法的対応体制強化等を通じて、親権者等の意に反する場合の施設入所等措置(児童福祉法第28条措置)や親権停止・喪失の申立て等について、適切な運用を促す。
- 6 保護された子どもの受け皿(里親・児童養護施設等)の充実・強化
- ○都道府県推進計画に基づく計画的な整備の推進
 - ・都道府県社会的養育推進計画の策定要領に基づき、各都道府県において、 2020年度から10年間の計画を策定するとともに、これに基づく計画的な 体制整備を推進する。
- ○里親養育支援体制の構築及び里親委託の推進
- ○児童養護施設等における家庭的養育の推進

地域において、児童相談所と市町村が役割分担しながら、全ての子どもに対して切れ目ない支援を提供するため、2019年度から2022年度までに以 下の通り児童相談所、市町村それぞれの専門職の配置を図るための取組を進める。

※ 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」については、本骨子を踏まえ、最新の児童虐待相談対応件数等も考慮し、年内に策定する。

I 児童相談所の体制強化

1 児童福祉司の増員

以下の取組を進めることにより、児童福祉司について<u>約2千人程度の増員</u>を図る。

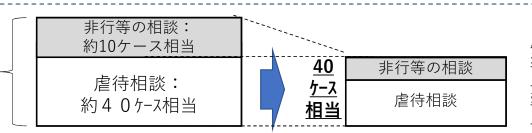
※ 現行プラン(2016年度~2019年度):550人程度の増

※ 2017年度配置実績:3,253人

(1)業務量に応じた配置の見直し

- 〇 児童福祉司の配置標準について、児童虐待相談への対応のみならず、非行、養護、障害などの相談対応を加味した配置標準へ見直し、虐待対応職員の増員を図る。
- 児童福祉司一人当たり業務量が、児童虐待相談及びそれ以外の相談を併せて、児童虐待相談40ケース相当の業務量となるように設定。

児童福祉司は虐待相談以外の 相談ケースも担当しているため、1人当たり虐待相談 約50ケース相当の業務量と なっている



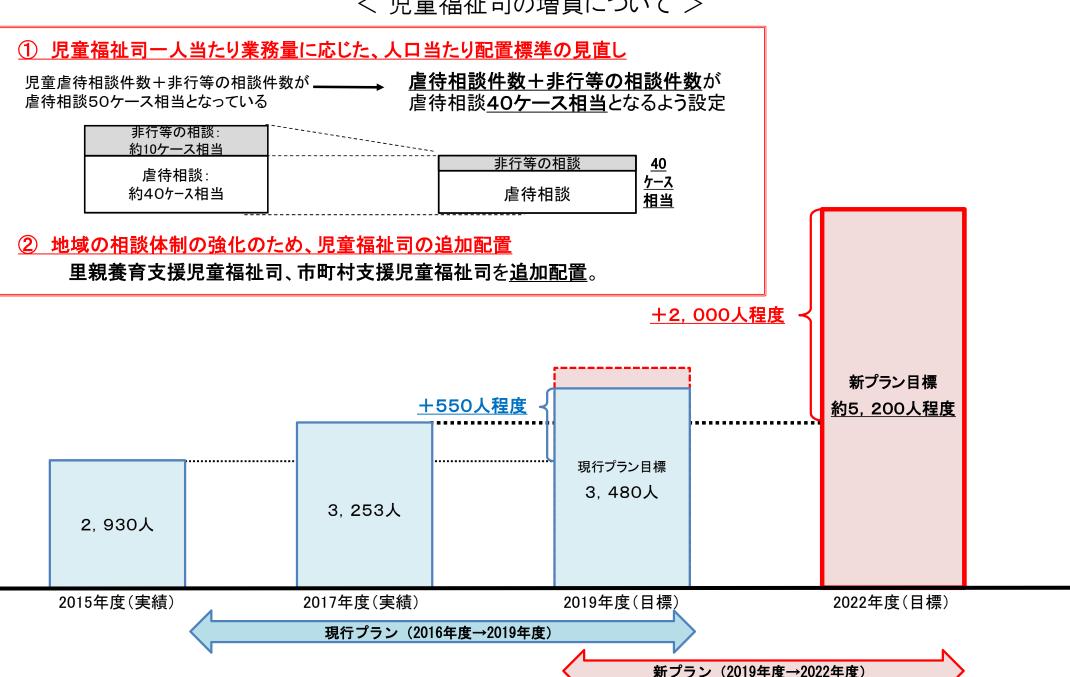
児童福祉司1人当たりの業 務量を虐待相談以外の相談 も含め、虐待相談 約40ケース相当の業務量 となるよう見直し

- 上記増員に応じてスーパーバイザーを増員する。
- (2) 地域における相談体制強化のための増員
- 里親養育支援のための児童福祉司、市町村支援のための児童福祉司をそれぞれ配置する。
- 2 児童心理司、保健師、弁護士について
 - ・児童心理司:上記児童福祉司の増員に合わせた配置
 - 保健師:各児童相談所一人を配置
 - ・ 弁護士:児童相談所が日常的に弁護士と相談できるような体制強化
- 3 一時保護所 一時保護所の職員体制についても、強化を進める。

Ⅱ 市町村の体制強化

- 1 子ども家庭総合支援拠点の強化
 - 市町村における相談体制を強化するため、必要な職員を確保して子ども家庭総合支援拠点の設置を促進する。
- 2 要保護児童対策地域協議会の強化
- 要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員について、専門職配置、研修受講が義務化されていることを踏まえ、配置を支援する。

(現行)「児童相談所強化プラン」→(新)「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」骨子見直しポイント < 児童福祉司の増員について >



児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策

平 成 30年 7月 20日 児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議

児童相談所への児童虐待相談対応件数は 2016 年度には 12 万件を超えており、5年前と比べて倍増している。また、児童虐待により年間約 80 人もの子どもの命が失われている。

今般、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議において、国・自治体・関係機関が一体となって子どもの命を守り、子どもが亡くなる痛ましい事件が二度と繰り返されないよう、児童虐待防止対策の強化に向け、厚生労働省をはじめ、関係府省庁が一丸となって対策に取り組むこととした。

子どもを守るため、子どもの安全確保を最優先とし、必要な場合には躊躇なく介入することや、子育て支援・家族支援の観点から、早い段階から家庭に寄り添い、支援することなどの取組を、地域の関係機関が、役割分担をしながら、確実かつ迅速に行う。これにより、暮らす場所や年齢にかかわらず、全ての子どもが、地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指す。

本対策では、まずは、目黒区の事案のような虐待死を防ぐため、緊急に実施すべき重点対策として、全ての子どもを守るためのルールの徹底や、子どもの安全確認を早急に行う。また、児童虐待に対応する専門機関である児童相談所や市町村の体制と専門性強化について、これまでの取組に加えて、更に進める。

さらに、相談窓口の周知、より効果的・効率的な役割分担・情報共有、適切な一時保護、保護された子どもの受け皿確保など、児童虐待防止対策の強化に総合的に取り組むための道筋を示す。

なお、財政的な措置が必要なものについては、本対策の趣旨を踏まえ、引き続き地方交付税措置を含め予算編成過程において検討するとともに、制度的な対応が必要な事項についても検討し、所要の措置を講じる。また、目黒区の事案の検証を踏まえて必要な対策については、これらの対策に別途追加して取り組む。

≪緊急に実施する重点対策≫

※項目名の最後の括弧書きは、児童虐待防止のための総合対策における該当の項目名を表す。

│I 転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底

(「3 児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底」)

- 〇 児童相談所の支援を受けている家庭が転居した際の引継ぎルールを以下のとおり見直し、全国ルールとして徹底する。
 - ① 全ケースについて、事案の具体的な経緯や状況がわかるよう、リスクアセスメントシート等による緊急性の判断の結果(虐待に起因する外傷、ネグレクト、性的虐待等の事案等であることなど)を、ケースに関する資料とともに、書面等により移管先の児童相談所へ伝えること
 - ②緊急性が高い場合には、対面等により引継ぎを行うことを原則とすること(移管先及び移管元の児童相談所が共同で家庭訪問をすること、移管元の児童相談所が移管先の要保護児童対策地域協議会の個別支援会議に出席すること等を含む。)
 - ③移管元の児童相談所は、引継ぎが完了するまでの間、児童福祉司指導等の援助を解除しないことを原則とするとともに、移管先の児童相談所は、援助が途切れることがないよう、速やかに移管元の児童相談所が行っていた援助を継続すること

Ⅱ 子どもの安全確認ができない場合の対応の徹底

(「4 関係機関 (警察・学校・病院等) 間の連携強化」)

- 〇 「虐待通告受理後、原則 48 時間以内に児童相談所や関係機関において、 直接子どもの様子を確認するなど安全確認を実施する」という全国ルー ルに加え、立入調査の手順を以下のように見直し、全国ルールとして徹 底する。
 - ・子どもとの面会ができず、安全確認が出来ない場合には、立入調査を実施すること。その場合、必要に応じて警察への援助要請を行うこと。

Ⅲ 児童相談所と警察の情報共有の強化

(「4 関係機関 (警察・学校・病院等) 間の連携強化」)

- 以下の情報は必ず児童相談所と警察との間で共有することを明確化し、 全国ルールとして徹底する。
 - ①虐待による外傷、ネグレクト、性的虐待があると考えられる事案等に関する情報
 - ②通告受理後、子どもと面会ができず、48 時間以内に児童相談所や関係機関において安全確認ができない事案に関する情報
 - ③①の児童虐待に起因した一時保護や施設入所等の措置をしている事案であって、当該措置を解除し、家庭復帰するものに関する情報なお、情報共有の在り方については、引き続き各地方自治体における実態の把握・検証を行い、見直しを行う。

Ⅳ 子どもの安全確保を最優先とした適切な一時保護や施設入所等の措置の 実施、解除

- (「1 児童相談所・市町村における職員体制・専門性強化などの体制強化」)
- 子どもの安全確保を最優先とする観点から、以下の事項を全国ルールと して徹底する。
 - ・リスクアセスメントシートの活用等により、リスクを客観的に把握し、 リスクが高い場合には、一時保護等を躊躇なく実施すること
 - 一時保護等の措置の解除及び家庭復帰の判断に際して、チェックリストの活用等により保護者支援の状況や地域の支援体制などについて、客観的に把握した上で、判断すること
 - ・解除後は、児童福祉司指導や地域の関係機関による支援などを行うとと もに、進捗状況を関係機関と共有し、リスクが高まった場合には、躊躇 なく再度一時保護等を行うなど、適切に対応すること

V 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施

(「2 児童虐待の早期発見・早期対応」)

- 乳幼児健診未受診や、未就園、不就学等で福祉サービス等を利用していないなど関係機関が安全を確認できていない子どもの情報について、本年9月末までに市町村において緊急的に把握する。
- 把握した子どもについては、目視すること等によりその状況の確認を進める。確認の結果については、児童相談所も構成員となっている要保護児童対策地域協議会において、速やかに共有する。国は、緊急把握の実施状況を把握し、公表する。

VI 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」の策定

- (「1 児童相談所・市町村における職員体制・専門性強化などの体制強化」)
- 2016 年度から 2019 年度までを期間とする「児童相談所強化プラン」を前倒しして見直すとともに、新たに市町村の体制強化を盛り込んだ、2019年度から 2022 年度までを期間とする「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)を別紙骨子に基づき、年内に策定する。
- 新プランには、以下の事項を盛り込む。
 - ①増加する児童虐待への対応に加え、里親養育支援や市町村支援の充実等のための児童福祉司、児童心理司等の専門職の職員体制・専門性の強化、 弁護士・医療職等の配置の促進などの児童相談所の体制強化策
 - ②一時保護の体制強化策
 - ③子ども家庭総合支援拠点や要保護児童対策地域協議会の調整機関など の市町村の職員体制及び専門性強化などの市町村における相談支援体 制の強化のための方策

≪児童虐待防止のための総合対策≫

上記緊急対策に加え、以下の総合的な対策を講じる。

1 児童相談所・市町村における職員体制・専門性強化などの体制強化

〇児童相談所における専門性強化の取組促進

- ・平成 28 年改正児童福祉法により児童福祉司に新たに受講が義務付けられた都道府県における研修について、実施状況を検証する。
- ・児童相談所の職員の専門性向上のため、地域の関係機関、有識者等も 含めたケース検討や、死亡事例検証結果等を活用したより実践的な研 修について、ブロック単位で実施するなどきめ細かい手法で実施する。
- ・地域で死亡事例等検証に携わる者についても、こうした研修も活用し、 必要な研修を行う。
- ・児童心理司の任用資格に公認心理師が該当することを明確化する。あわせて、配置基準を法令上に位置付けることを検討する。
- ・専門職団体等への働きかけなど、自治体における人材確保策を支援する。
- ・児童相談所の専門性確保、専門職採用の重要性について、地方自治体に対し理解を求める。

〇より重篤なケースに児童相談所が適切に対応できるようにするための 業務・役割分担の推進

- ・児童相談所内における業務分担、地域における市町村と都道府県等の機能分担など支援と介入の機能分化の在り方などについて、平成 28 年改正児童福祉法の附則の検討規定に基づき、検討する。
- ・保護者指導に関する業務や一時保護中の教育など、民間委託や児童相談所OB等の知識経験を有する者の活用により効果的に行うことが期待される業務について、補助要件を明確化し、民間委託等を推進するなど、より効果的に実施する。
- ・面前DVに関する警察等からの通告に関し、児童相談所においてケースの重篤度や緊急度に応じて振り分けし、それに基づき児童相談所・ 市町村が役割分担して安全確認等を行うことを明確化する。

〇中核市・特別区における児童相談所の設置支援促進

・中核市・特別区において、適切な人材確保、都道府県との調整等が円 滑に行えるよう、財政面・制度面における国の支援策について、あら ゆる機会を通じて周知し、児童相談所の設置に向けた働きかけを行う。

○適切な一時保護の実施

・必要な一時保護に対応できるよう、一時保護所における定員設定や職員の研修等の専門性向上策について、都道府県社会的養育推進計画の 策定要領に基づき適切に計画に盛り込み、計画的に取組を進める。

- ・一時保護所の個室化の推進や、一時保護専用施設(児童養護施設等に おいて、本体施設とは別に、小規模なグループケアによる一時保護を 実施する専用施設をいう。)の設置促進、里親など地域における一時保 護委託先の確保等により、個別性を尊重した一時保護が行われるよう、 環境整備を進める。
- ・一時保護された子どもの権利擁護を図るため、職員に対する研修や子 どもからの意見を酌み取る仕組みの整備、第三者評価の活用等の取組 について、ガイドラインを作成する等により進める。

〇子ども家庭総合支援拠点の設置促進等による市町村における相談支援 体制・専門性の強化

- ・子ども家庭総合支援拠点の補助要件を見直し、設置を促進するととも に、児童相談所等に市町村を支援するための職員を配置するなどの取 組を行い、市町村職員の専門性強化を進める。
- ・市町村において、効果的・効率的に、かつリスクの程度に応じて適切に相談支援ができる体制を構築するため、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点との効果的な連携方策や一体的に運営する際の役割分担などを整理するとともに、先行事例を盛り込んだ市町村向けの立ち上げ支援マニュアル等を年度内に作成する。

〇子どもの権利擁護の仕組みの構築

- ・都道府県児童福祉審議会の活用などにより、子どもの声を受け止める 体制や子どもの声を代弁する仕組みを構築するためのガイドライン を年度内に作成し、子どもの権利擁護を推進する。
- ・親権を行う者のいない子どもの権利擁護を図るため、未成年後見制度 の適切な活用を進める。

○児童相談所の業務の在り方等の見直しの検討

・平成 28 年改正児童福祉法の附則の検討規定に基づき、改正児童福祉法の施行(2017年4月)後2年以内に、支援と介入の機能分化の在り方等の児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

2 児童虐待の早期発見・早期対応

○乳幼児健診等未受診者・妊婦健診未受診者への対応の推進

・乳幼児健診・妊婦健診未受診者等のうち虐待リスクのあるケースについて、要保護児童対策地域協議会での情報共有や、養育支援訪問事業の活用等により、支援の強化を図る。

- ・未就園で福祉サービスを利用していない子どもに、地域の目が届くよ う、未就園児がいる家庭を訪問するなどの取組を進める。
- ・就学時健診において、虐待リスクのチェックリストを活用すること等により、虐待リスクのある子どもを把握した際には、市町村の児童虐待対応の担当部署等に情報提供することについて、教育委員会へ速やかに周知する。

○支援を必要とする妊婦への支援の強化

- ・ハイリスクな妊婦が、産婦人科受診を含め、早期に必要な支援を受けられるよう、妊婦に寄り添った取組を進める。
- ・産科医療機関、助産所、乳児院、母子生活支援施設、婦人保護施設等におけるモデル事業(産前・産後母子支援事業)の実施により得られた成果を踏まえつつ、支援を必要とする妊婦に対し、妊娠に関する相談、出産後の生活・就労相談、住居支援、必要に応じた特別養子縁組の支援など、産前・産後を通じた支援の体制を強化する。

○相談窓口の設置促進等

・あらゆる妊産婦等に対して妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センターについて、2020年度末までに全国展開を目指す。

〇相談窓口等の周知・啓発の推進等

- ・「日齢0日児」での死亡事案では、若年妊娠等の予期しない妊娠や、相談窓口につながっていないケースが多いことを踏まえ、予期しない妊娠をした女性が匿名で相談できる女性健康支援センターなどの相談窓口について、インターネット等を活用し、速やかに周知する。
- ・児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した人が速やかに通告できるよう、児童相談所全国共通ダイヤル「189 (いちはやく)」について、インターネットや政府広報などを通じて周知・啓発を図るとともに、接続率の向上や利便性の向上に取り組む。
- ・全国の法務局において、電話相談窓口「子どもの人権110番」や小中学生を対象とした「子どもの人権SOSミニレター」をはじめとする人権相談等を、対象者本人のみならず、その兄弟姉妹等の近親者に対する児童虐待事案等を発見するための手段としても活用する。また、人権擁護委員は、地域の人権啓発活動等を通じて、同種事案を十分意識して情報収集に努める。
- ・行き過ぎた「しつけ」は虐待であり、「しつけ」を名目とした不適切な育児が行われないことが必要である。このため、体罰に依存しない育児が推進されるよう、啓発資料「子どもを健やかに育むために~愛の鞭ゼロ作戦~」を乳幼児健診の場や学校(幼稚園を含む。以下同じ。)、

保育所等において配布などを行う。また、児童虐待防止に関するポスターの掲示などにより、周知・啓発を進める。

〇在宅支援サービスの充実

・孤立した育児によって虐待につながることのないよう、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業等の利用を促進するとともに、ショートステイ事業、トワイライトステイ事業、一時預かり事業等の市町村の在宅支援サービスの充実と受け皿の確保を図る。

○障害のある子どもとその保護者への支援の強化

- ・虐待のリスク要因の一つとされる知的障害や発達障害等のある子ども (その疑いのある子どもを含む。)のいる家庭に早期にアプローチし、 適切な支援につなげる必要がある。このため、乳幼児健診等から児童 発達支援センター等での相談支援を経て、専門医療機関への早期受診 や適切な障害福祉サービスの利用につながるよう、自治体の体制整備 を促進する。
- ・また、保護者に対するペアレントプログラム、ペアレントトレーニングや巡回支援専門員の整備を行い、障害のある子どもの保護者の子育てに対する不安を軽減し、虐待の未然防止を図る。

〇児童虐待に関する研修の充実

・児童虐待を発見しやすい立場にいる学校、保育所等の職員に対する児 童虐待に関する研修の実施を促進する。

〇非行のある子どもやその保護者等への支援の強化

- ・少年鑑別所において、「法務少年支援センター」として、少年や保護者などの個人からの相談に応じており、同センターにおいて、関係機関と連携し、児童虐待事案等の発見に努める。さらに、子どもの非行や問題行動等に悩む保護者に対して、心理教育プログラムの実施等により、虐待の未然防止を図るための体制強化を図る。
- ・少年院や保護観察所において、少年院在院者や保護観察対象者の被虐 待経験等を的確に把握し、関係機関と連携しつつ、適切な指導や支援 に取り組む。

3 児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底

〇児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底

・市町村の要保護児童対策地域協議会に登録されている家庭が転居した際の引継ぎ方法について、転居先の市町村の要保護児童対策地域協議会においても引き続き支援を行うことや、必要に応じて児童相談所も同席の上、引継ぎを行うことについて、速やかに周知徹底する。

・通告受理後、原則 48 時間以内に市町村等において、安全確認ができない場合には、速やかに児童相談所への送致等を行う。

○ⅠCTの活用による情報共有の手法の効率化

- ・転居に伴い居所不明となったケースの児童相談所間における情報共有 について、メーリングリストを活用することにより効率化を図る。
- ・ICTを活用した、より効果的な情報共有システムの在り方や、集約した情報から事案の緊急性をAIを活用して判断する仕組みなどについて研究を進める。

4 関係機関 (警察・学校・病院等) 間の連携強化

○児童相談所と警察の連携の強化

- ・児童相談所が日常的に弁護士と相談できるよう、任期付き職員の活用 も含めた弁護士の常勤配置などにより、法的対応体制を強化するとと もに、警察職員や警察OBの職員配置を進めることにより、児童虐待 への対応力の向上を図る。
- ・警察において、児童虐待への対処を適切に行うことができるよう、各種研修等を通じて対応力の向上に取り組む。
- ・児童相談所と警察が、ケース検討や訓練などの合同研修等を実施して、 連携を強化する。

○学校、保育所等と市町村、児童相談所等との連携の推進

- ・要保護児童対策地域協議会に登録されている子どもについて、学校、 保育所等から市町村又は児童相談所に定期的に情報提供を行うこと について、速やかに周知徹底する。
- ・学校における児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応や関係機関との連携・協力を進めるため、校務分掌に児童虐待対応を位置付けるなど、組織的対応が可能となる体制の整備を図るとともに、スクールソーシャルワーカー等の配置を促進する。

〇要保護児童対策地域協議会等における情報共有の推進

・要保護児童対策地域協議会等における関係機関間のより効率的な情報 共有を進めるため、ICTを活用したシステム整備を促進する。

○協同面接(代表者聴取)の適切な実施と情報共有の推進

・子どもの負担軽減を図りつつ、児童虐待に適切に対処し、子どもの二次被害を防止するため、児童相談所、警察及び検察による協同面接(代表者聴取)を引き続き適切に実施する。また、必要な情報共有を含め、より良い連携の在り方を検討していく。

○医療を必要とする子どもの保護の体制強化

・医療を必要とする子どもがより適切な環境で生活を送ることができるよう、①退院可能な子どもに対し、速やかに適切な支援を提供するため、児童相談所と医療機関、児童養護施設等との調整機能の強化、②退院後の受け皿確保、③心身の状況により入院が長期化せざるを得ない子どもの付き添い職員の配置等の取組を進める。

○医療機関における児童虐待対応体制の整備

- ・小児科医をはじめとした医療関係者と児童相談所や市町村・要保護児 童対策地域協議会における情報共有や研修などによる連携体制を強 化する。
- ・中核的な小児救急病院等に児童虐待専門コーディネーターを配置し、 医療機関に対する研修、助言等を行い、児童虐待対応体制の整備を図る。
- ・平成30年度診療報酬改定において、入退院に際しての医療機関と関係機関の連携等を評価した入退院支援加算の対象に、虐待を受けている又はその疑いのある患者を追加したところである。改定の効果等を調査・検証しつつ、入退院に際しての医療機関と関係機関の連携の推進が図られるよう引き続き検討していく。

〇生活困窮家庭やひとり親家庭等に対する支援との緊密な連携

- ・市等福祉事務所設置自治体の行う生活困窮世帯やひとり親家庭に対する支援について、以下のとおり緊密な連携を図る。
 - ①生活保護のケースワーカーや母子・父子自立支援員、生活困窮者自立支援制度の支援員等が、虐待の端緒を把握した場合には、児童相談所や市町村の児童虐待対応の担当部署等へ速やかに連絡すること
- ②児童虐待に係る調査や相談の中で、経済的困窮状態を把握した場合は、生活困窮者自立支援窓口に連絡すること
- ・離婚等のライフイベントの変化にも適切に対応した支援が行われるよう、「すくすくサポート・プロジェクト」に基づき、ひとり親家庭のための相談窓口のワンストップ化を進めるほか、ひとり親家庭に対し、就業による自立を基本に、子育て・生活支援、子どもの学習支援等の総合的な支援を着実に実施する。
- ・養育に支援が必要な家庭の把握に当たり、子ども食堂などの地域における活動との連携を図る。

5 適切な司法関与の実施

- 〇家庭裁判所における保護者指導勧告の仕組みの活用の周知や、児童福祉 法第28条措置や親権制限の申立ての適切な運用の促進
 - ・家庭裁判所における保護者指導勧告の仕組みの活用について、速やかに児童相談所に対する周知徹底を図るとともに、活用事例を収集し、 横展開することなどにより、保護者支援を進める。
 - ・任期付き職員の活用も含めた弁護士の常勤配置などにより児童相談所が日常的に弁護士と相談できるような法的対応体制の強化を進める。 (再掲)
 - ・このような体制強化を通じて、親権者等の意に反する場合の施設入所等措置(児童福祉法第 28 条措置)や親権停止・喪失の申立て等について、適切な運用を促す。

6 保護された子どもの受け皿(里親・児童養護施設等)の充実・強化

- ○都道府県推進計画に基づく計画的な整備の推進
 - ・都道府県社会的養育推進計画の策定要領に基づき、各都道府県において、2020年度から10年間の計画を策定するとともに、これに基づく計画的な体制整備を推進する。

○里親養育支援体制の構築及び里親委託の推進

- ・「フォスタリング機関(里親養育包括支援機関)及びその業務に関する ガイドライン」に基づき、包括的な里親養育支援体制の構築に向けて、 早急に取り組む。
- ・児童相談所に里親養育支援のための児童福祉司を配置する。(再掲)
- ・インターネットや政府広報等を活用した里親制度に関する周知・広報 に積極的に取り組む。
- ・里親に委託された子どもの保育所の優先利用により里親委託の推進を 図る。

〇児童養護施設等における家庭的養育の推進

・児童養護施設等の小規模かつ地域分散化、職員配置基準の強化を含む高機能化及び家庭養育支援への機能転換などを推進する。

児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)骨子

地域において、児童相談所と市町村が役割分担しながら、全ての子どもに対して切れ目ない支援を提供するため、2019年度から2022年度までに以下の通り児童相談所、市町村それぞれの専門職の配置を図るための取組を進める。

I 児童相談所の体制強化

1 児童福祉司の増員

以下の取組を進めることにより、児童福祉司について約2千人程度の 増員を図る。

- ※ 現行プラン(2016年度~2019年度):550人程度の増
- ※ 2017年度配置実績: 3,253人
- (1)業務量に応じた配置の見直し
 - 〇 児童福祉司の配置標準について、児童虐待相談への対応のみならず、非行、養護、障害などの相談対応を加味した配置標準へ見直し、 虐待対応職員の増員を図る。
 - 具体的には現行の配置標準が、児童福祉司一人当たり業務量が、虐待相談が、40ケース相当となるよう設定されていることを見直し、児童福祉司一人当たり業務量が、児童虐待相談及びそれ以外の相談を併せて、虐待相談40ケース相当となるよう設定。
 - 上記増員に応じてスーパーバイザーを増員する。
- (2) 地域における相談体制強化のための増員
 - 〇 家庭養育を推進するため、里親養育支援のための児童福祉司を配置 する。
 - 〇 市町村が行う相談支援体制を強化するため、地域ごとに児童相談所 と市町村が連携体制を強化するとともに、児童相談所が専門的な観点 から助言・支援を行うことができるよう、児童福祉司を配置する。
- 2 児童心理司の増員
 - 〇 1に記載した児童福祉司の増員に応じて児童心理司を増員する。
- 3 保健師の増員
 - 〇 保健師について、児童相談所当たり一人配置する。
 - ※ 児童福祉法上は、「医師又は保健師」を児童相談所へ配置することとなっており、医師の配置については児童虐待・DV対策等支援事業費補助金も含め支援を行う。

4 弁護士の配置等

〇 弁護士については、児童福祉法上、「弁護士の配置又はこれに準ずる 措置を行う」こととされており、任期付き職員の活用も含めた弁護士 の常勤配置などにより児童相談所が日常的に弁護士と相談できるよう な法的対応体制強化のため、児童虐待・DV対策等支援事業費補助金 も含め支援を行う。

5 一時保護所

○ 一時保護所の職員体制についても、強化を進める。

Ⅱ 市町村の体制強化

- 1 子ども家庭総合支援拠点の強化
 - 〇 市町村における相談体制を強化するため、必要な職員を確保して子 ども家庭総合支援拠点の設置を促進する。

2 要保護児童対策地域協議会の強化

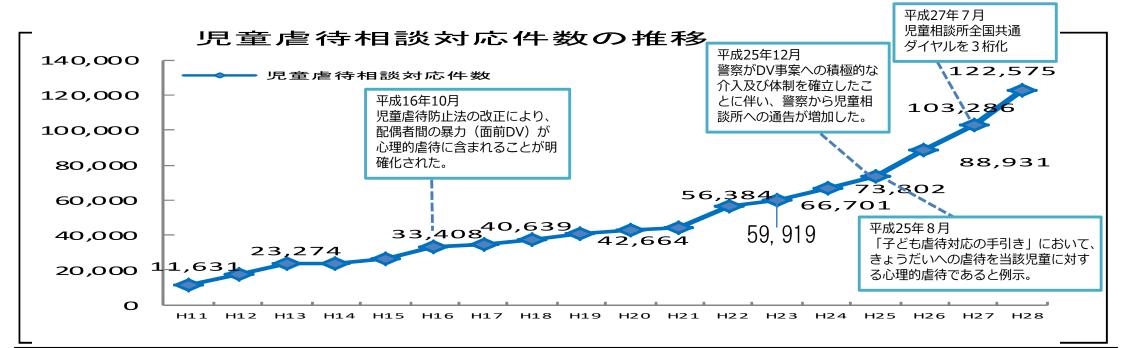
- 要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員について、専門職配置、 研修受講が義務化されていることを踏まえ、配置を支援する。
 - ※ 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」については、本骨子を踏まえ、最新 の児童虐待相談対応件数等も考慮し、年内に策定する。

参考資料

平成30年7月 厚生労働省子ども家庭局

児童虐待相談の対応件数推移及び虐待相談の内容・相談経路

- 平成28年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数は、122,575件。平成11年度に比べて約10.5倍。
- 心理的虐待の割合が最も多く(51.5%)、次いで身体的虐待の割合が多い(26.0%)。
- 相談経路は、警察等(45%)、近隣知人(14%)、家族(8%)、学校等(7%)からの通告が多くなっている。

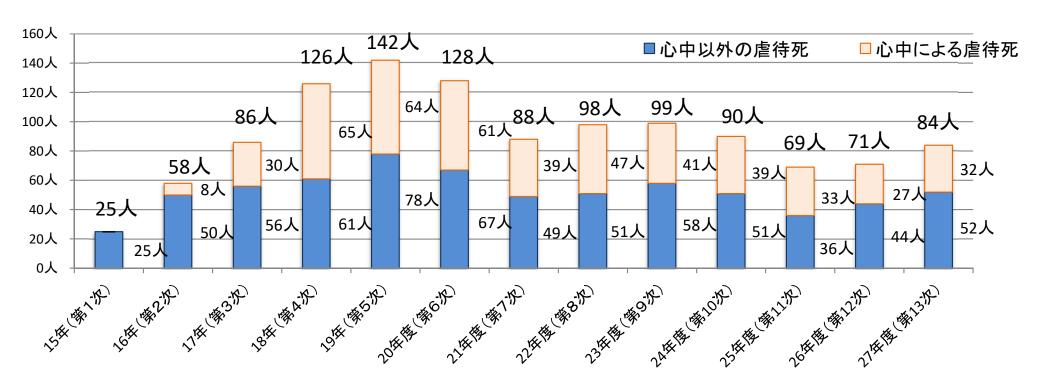


虐待相談の内容別割	合				
	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
平成28年度	31, 925 (26. 0%) (+3, 304)	25, 842 (21. 1%) (+1, 398)	1, 622 (1. 3%) (+101)	63, 186 (51. 5%) (+14, 486)	122, 575 (100. 0%) (+19, 289)

	寺相談の相	談経路											
	家族	親戚	近隣 知人	児童 本人	福祉 事務所	児童 委員	保健所	医療 機関	児童福祉 施設	警察等	学校等	その他	総数
28年度	9, 538 (8%) (+661)	1, 997 (2%) (-62)	17, 428 (14%) (+13)	1, 108 (1%) (+178)	7, 673 (6%) (+537)	235 (0%) (-11)	203 (0%) (+11)	3, 109 (3%) (+31)	1, 772 (1%) (+47)	54, 812 (45%) (+16, 288)	8, 850 (7%) (+667)	15, 850 (13%) (+929)	122, 575 (100%) (+19, 289)

児童虐待による死亡事例の推移(児童数)

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会による検証結果より



(注1)平成15年~平成19年までは暦年。平成20年度以降は年度、(注2) 平成15年はH15.7.1~H15.12.31の6か月間、(注3)平成19年はH19.1.1~H20.3.31の15か月間

第1次から第13次報告までの児童虐待による死亡事例等の検証結果

【心中以外の虐待死 636例、678人】

- 0歳児の割合は46.2%、中でも0日児の割合は18.3%。さらに、3歳児以下の割合は76.5%を占めている。
- 加害者の割合は実母が55.2%と最も多い。
- 妊娠期・周産期の問題では、予期しない妊娠/計画していない妊娠、妊婦健康診査未受診などの状況が25%程度に見られている。

(※第3次報告から第13次報告までの累計)

○ 家庭が地域から孤立していた場合が39.9%である。 (※第2次報告から第13次報告までの集計)

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会について

趣旨

児童虐待については、平成12年に児童虐待の防止等に関する法律が制定され、児童相談所の体制強化を始めとした防止対策が講じられているところであるが、死亡事例は後を絶たない状況にある。

このため、死亡事例の背景要因等を分析・検証し、問題点や課題を明らかにするとともに今後の改善策を講じるため、平成16年10月から 社会保障審議会児童部会の下に「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」を設置している。

根拠

児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)(抄)

第4条第5項 国及び地方公共団体は、<u>児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行う</u>とともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他<u>児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証</u>を行うものとする。

検討事項

- (1) 児童虐待による死亡事例等の総体的な検証
 - 各自治体において発生した死亡事例等について、子ども及び養育者の背景や関係機関の関与状況等について個別調査票による調査を実施し、回答結果を集計・分析
 - 検証対象事例の中から特徴的な事例について、現地ヒアリング調査を実施
- (2)上記検証結果から得られた具体的改善策の提言
- ※本専門委員会は審議の過程で個人情報を取り扱うため非公開

【参考】死亡事例数及び人数(第1次報告から第13次報告)

構成

相澤 仁 大分大学福祉健康科学部教授

秋山 千枝子 医療法人社団千実会あきやま子どもクリニック理事長

安部 計彦 西南学院大学人間科学部社会福祉学科教授

磯谷 文明 くれたけ法律事務所弁護士

田中 哲 東京都立小児総合医療センター副院長野口 まゆみ (医)西口クリニック婦人科 院長

橋本 和明 花園大学社会福祉学部臨床心理学科教授

◎山縣 文治 関西大学人間健康学部教授

山田 和子 和歌山県立医科大学大学院保健看護学研究科特任教授

◎:委員長 オブザーバー:警察庁、文部科学省 (平成29年10月1日時点)

		1次報 17年			2次報 対18年		第: (平成	3次報 対19年			4次報 \$20年			5次報 \$21年			6次報 22年			7次報 対23年			8次報 战24年			9次報 対25年			LO次執 战26年		第1 (平成	l1次幸 t27年		第1 (平 _厄	2次幸 t28年		第1 (平成	3次報 29年	
	H1	5.7.1 5.12. か月間	31	Н1	16.1.1 16.12. 1年間	31	Н1	7.1.1 7.12. 1年間	31	Н1	8.1.1 8.12.3 1年間	31	H:	9.1.1 20.3.3 3か月	1	Н	0.4.1 21.3.3 1年間	31	H:	21.4.1 22.3.3 1年間	31	Н	22.4.1 23.3.3 1年間	31	Н	23.4.1 24.3.3	31	Н	24.4.1 25.3.3	31	Н	25.4.1 26.3.3 1年間	31	Н	26.4.1 127.3.3 1年間	31	Н	27.4.1 <i>c</i> 28.3.3 1年間	1
	心中 以外	心中	計	心中以外	心中	卦	心中以外			心中以外	, 1		心中以外	<u>, 1</u>		心中以外		卦	心中以外	心	計	心中以外	心中	l	心中以外	1年間 心 中		心中以外	1年間 心 中	卦	\	心中	計	心中以外	心	#	心中以外	心中) 計
例数	24	_	24	48	5	53	51	19	70	52	48	100	73	42	115	64	43	107	47	30	77	45	37	82	56	29	85	49	29	78	36	27	63	43	21	64	48	24	72
人数	25	_	25	50	8	58	56	30	86	61	65	126	78	64	142	67	61	128	49	39	88	51	47	98	58	41	99	51	39	90	36	33	69	44	27	71	52	32	84

児童虐待防止対策に関する法改正の経緯(詳細)※改正内容の抜粋

平成 12

◇児童虐待の防止等に関する法律の制定

(児童虐待防止法制定)平成12年11月20日 施行

◇児童虐待の定義

- ・身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待
- ◇住民の通告義務
- ◇立入調査
- ◇児童虐待の早期発見
- ◇警察官の援助について明記

平成 16

◇児童虐待防止法の改正

平成16年10月1日 施行

〇児童福祉法の改正

平成17年 1月1日 施行(※●印を除く)

- ◇児童虐待の定義の見直し(同居人による虐待を放置することをネグレク トと定義。児童がDVを目撃することを心理的虐待と定義)
- ◇通告義務の範囲の拡大(虐待を受けたと思われる場合も対象)
- ◇面会又は通信の制限
- 〇市町村の役割の明確化(相談対応を明確化し虐待通告先に追加)
- ●要保護児童対策地域協議会の法定化 [H17年4月施行]
- 〇司法関与の強化
- ・家庭裁判所の承認を経て行う強制入所措置の有期限化 (入所措置の期間は2年間。家裁の承認を経て更新可能)
- 保護者指導の勧告

平成 19

◇児童虐待防止法の改正・○児童福祉法の改正

平成20年4月1日 施行

- ◇児童の安全確認義務
 - ・児童の安全確認のために必要な措置を講ずることが義務化
- ◇出頭要求・再出頭要求、立入調査等の強化
- ・解錠を伴う立入調査を可能とする新制度の創設(臨検・捜索)
- ◇保護者に対する面会・通信等の制限の強化
- ◇保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化
- ○要保護児童対策地域協議会設置の努力義務化

20

〇児童福祉法の改正

平成21年 4月1日 施行(※●印を除く)

- 〇乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等子育て支援 事業の法定化及び努力義務化
- 〇要保護児童対策地域協議会の機能強化
 - ・協議対象を要支援児童、その保護者、特定妊婦に拡大
- ●里親制度の改正等家庭的養護の拡充[H21年1月施行]
- 〇被措置児童等に対する虐待の対応の明確化

平成 23

口民法の改正・〇児童福祉法の改正

平成24年4月1日 施行(一部を除く)

- 口親権の停止制度の新設
- □○親権の喪失等の家庭裁判所への請求権者の見直し
- 〇施設長等の権限と親権との関係の明確化
- 口法人又は複数の未成年後見人の許容
- 〇里親等委託中及び一時保護中の児童に親権者がいない場合の 児童 相談所長の親権代行について規定

平成 28

◇児童虐待防止法の改正・○児童福祉法の改正

平成29年4月1日 施行(一部を除く)

- ○◇児童福祉法の理念、国・都道府県・市町村の役割の明確化
- 〇市町村・児童相談所の体制強化
- ・子育て世代包括支援センターの法定化(母子保健法の改正)
- ・市町村における支援拠点の整備(努力義務)
- 要保護児童対策地域協議会の機能強化(専門職の配置等)
- ・児童相談所設置自治体の拡大(特別区を追加)
- ・児童相談所への①児童心理司②医師又は保健師③指導・教育担当 児童福祉司の配置、弁護士の配置又はこれに準ずる措置
- 〇都道府県(児童相談所)の業務として、里親支援、養子縁組に関する 相談・支援を位置づけ
- ○◇満二十歳未満の者への措置等の対象拡大

平成 29

○児童福祉法の改正・◇児童虐待防止法の改正

平成30年4月2日 施行

- ・虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与
- ・家庭裁判所による一時保護の審査の導入
- ・接近禁止命令を行うことができる場合の拡大 等

児童虐待防止対策のこれまでの取組みと今後の対応

【施策の方向性】

児童虐待の発生予防・早期発見

妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援等を通じて、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見・逓減する。

児童虐待発生時の迅速・的確な対応

児童の安全を確保するための初期対応等が 迅速・的確に行われるよう、児童相談所や市 町村の体制や権限の強化等を行う。

被虐待児童への自立支援

被虐待児童について、親子関係再構築支援を強化するとともに、施設入所や里親委託の措置が採られることとなった場合には、個々の児童の状況に応じた支援を実施し、将来の自立に結びつける。

【 平成28年児童福祉法等改正法における具体的な対応 】

- ○子育て世代包括支援センターの全国展開
 - ・市町村への子育て世代包括支援センター (法律上は、母子健康包括支援センター) 設置の努力義務化
- ○支援を要する妊婦等に関する情報の関係 機関から市町村への集約
- ○母子保健施策が虐待の発生予防・早期 発見に資することを法律上明記
 - ・母子保健法の国及び市町村の責務に関する 規定の改正

○児童相談所の体制強化等

- ・児童心理司等の専門職の配置、弁護士の配置又はこれに準ずる措置
- ・児童福祉司の研修受講義務化 ※児童相談所強化プラン
- ○中核市・特別区における児童相談所の設置 促進
- ○市町村における相談体制の強化
 - ・市区町村子ども家庭総合支援拠点の整備
 - ・要保護児童対策地域協議会調整機関への専門職 の配置及び研修受講義務化

○親子関係再構築支援

- ・児童福祉施設への入所措置解除時におけ る保護者等への相談支援
- ・措置解除後において関係機関が連携して 子どもの安全確認等を実施
- ○家庭養育の推進
 - ・都道府県の業務として里親の開拓から児 童の自立支援までの一貫した里親支援を 位置付け
- ○自立援助ホームについて22歳の年度 末までの間にある大学等就学中の者 を対象に追加

※平成29年児童福祉法等改正法において、児童等の保護についての司法関与を強化する等の措置を実施

児童福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第63号)の概要

(平成28年5月27日成立・6月3日公布)

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 児童福祉法の理念の明確化等

- (1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化する。
- (2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- (3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- (4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

2. 児童虐待の発生予防

- (1) 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
- (2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。
- (3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- (2) 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。
- (3) 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- (4) 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、 弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- (5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

4. 被虐待児童への自立支援

- (1) 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- (2) 都道府県(児童相談所)の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。
- (3) 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県(児童相談所)の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
- (4) 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

(検討規定等)

- ○施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。
- ○施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。
- ○施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。

施行期日

平成29年4月1日(1、2(3)については公布日、2(2)、3(4)(5)、4(1)については平成28年10月1日)

児童相談所強化プラン(概要)

1. 目的

(平成28年4月25日厚生労働省児童虐待防止対策推進本部決定)

「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」(平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定)に基づき、児童相談所の体制及び専門性を計画的に強化するため、「児童相談所強化プラン」を策定する。(平成28年度から31年度まで)

2. 内容

①専門職の増員等

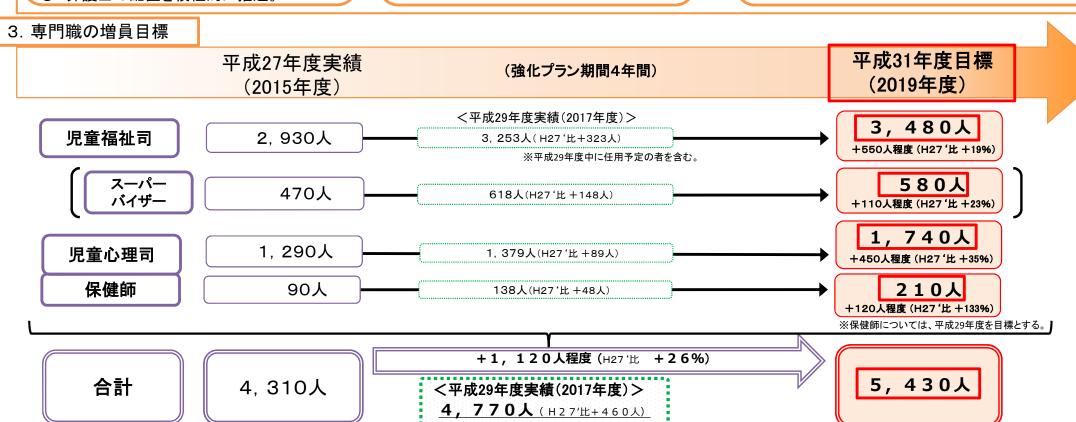
- 〇 児童相談所の専門職を大幅に増員。
- 児童福祉司の配置標準について、 人口に加え、虐待相談対応を考慮。
- 弁護士の配置を積極的に推進。

②資質の向上

- 児童福祉司、スーパーバイザー の研修受講を義務化。
- 児童福祉司に任用される社会福祉主事の任用前講習受講を義務化。

③関係機関との連携強化等

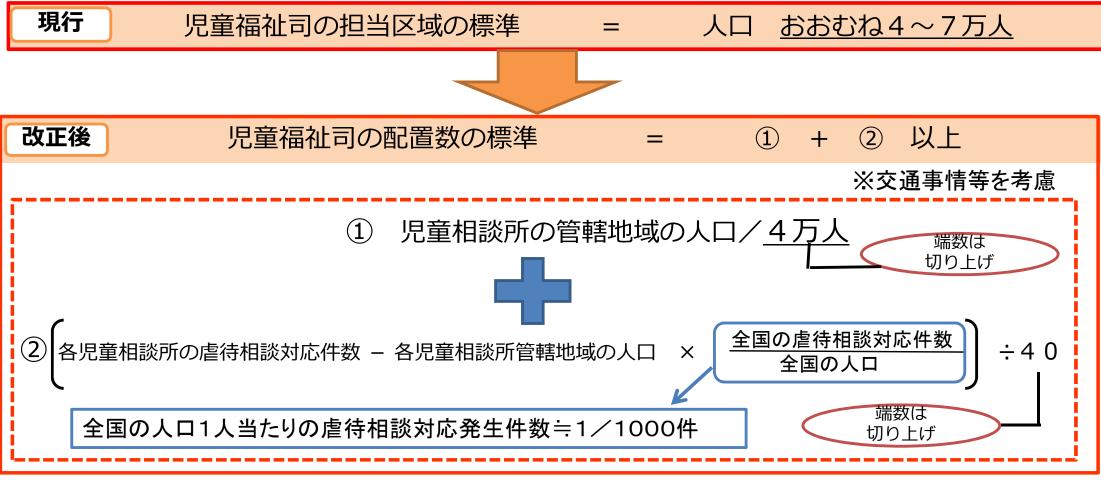
- アセスメントツール(共通基準)を作成し、 児童相談所と市町村の役割分担を明確化。
- 市町村における要保護児童対策地域協議会の設置を徹底。調整機関に専門職を置き 研修受講を義務化。
- 警察と連携し、人事交流や研修等を推進。



※児童相談所の人員体制強化に当たり、上記専門職以外の職員の一部(450人程度)を専門職に振り替える(全体で670人程度の純増)。

児童福祉司の配置標準の見直しについて

- 児童相談所における児童福祉司の配置標準は、児童福祉法施行令に規定。今般の児童福祉法の改正(第13条第2項)等を踏まえ、これを改正し、平成28年8月に公布。
- 平成28年10月からは、以下を予定。
 - ①各児童相談所の管轄地域の人口4万人に1人以上を配置することを基本とする。
 - ②全国平均より虐待相談対応の発生件数が多い場合には、業務量(虐待相談対応件数)に応じて上乗せを行う。
 - ※平成27年度の全国の児童相談所における児童福祉司の配置実態を踏まえ、①の人口要件について経過措置を設ける。



- ※ 各年度における配置標準は、人口は直近の国勢調査の数値を、虐待相談対応件数は前々年度の福祉行政報告例の数値を用いて算定。
- ※ 各児童相談所の虐待相談対応発生件数が、全国平均の虐待相談対応発生件数よりも多い場合のみ、①に②を加えて得た数を標準とする。
- ※ ②の「40」は、平均的な児童福祉司の虐待相談に係る持ちケース数(年間約40ケース(雇用均等・児童家庭局総務課調べ)) を踏まえたもの。

児童福祉司の配置標準の経過措置について

児童福祉司の配置標準については、平成28年10月から

- ①各児童相談所の管轄地域の人口4万人に1人以上を配置することを基本とする。
- ②全国平均より虐待相談対応の発生件数が高い場合には、業務量(虐待相談対応件数)に 応じて上乗せを行う。

こととなるが、各都道府県、指定都市、児童相談所設置市の現在の児童福祉司の配置状況 を勘案し、以下のとおり①の人口要件について経過措置を設けることとする。

平成31年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 4月~ 10月~ 4月~ **人口6万人**に **人口4万人**に 1人以上を配置 人口5万人に1人以上を配置すること 1人以上を配置 することを基本 することを基本 を基本とする。 とする。 とする。 **(2)** 2 2 経過措置

スーパーバイザー、児童心理司、保健師、弁護士の配置標準等について

○ 今般の児童福祉法改正により、平成28年10月以降、児童相談所に、①スーパーバイザー(他の児童福祉司の指導・教育を行う児童福祉司)、②児童心理司、③医師又は保健師、④弁護士を配置するとされたことに伴い、職種ごとの配置に係る基準等を児童福祉法施行令等に定めた。

①スーパーバイザー(改正児童福祉法第13条第5項第6項)

端数は 四捨五入

○ <u>児童福祉司(スーパーバイザー以外) 5 人につき 1 人のスーパーバイザーを配置する</u>こととする。(参酌基準。児童福祉法施行令(平成28年 8 月公布)に規定。)

②児童心理司(改正児童福祉法第12条の3第6項第1号)

端数は 四捨五入

- <u>児童福祉司 2 人につき 1 人以上の児童心理司を配置する</u>こととする。(児童相談所運営指針を 改訂し、9月に通知。)
- ③医師又は保健師(改正児童福祉法第12条の3第6項第2号)
 - <u>医師又は保健師を1人以上配置することとする。</u>(児童相談所運営指針を改訂し、9月に通知。)
- ④弁護士(改正児童福祉法第12条第3項)
- <u>弁護士を配置の配置又はこれに準ずる措置を行うもの</u>とする。(児童相談所運営指針を改訂し、 9月に通知。)

児童相談所の設置に向けた検討状況(平成30年6月時点)

1 中核市(対象:52市)

・「設置する方向」(2ヶ所):明石市、奈良市

・「設置の方向で検討中」(2ヶ所) : 船橋市、豊橋市

「設置の有無を含めて検討中」(19ヶ所):旭川市、盛岡市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、

高崎市、川越市、柏市、豊中市、枚方市、姫路市、

和歌山市、呉市、久留米市、長崎市、佐世保市、大分市、

鹿児島市

2 特別区 (対象:23区)

・「設置する方向」(15ヶ所) : 千代田区、港区、新宿区、文京区、墨田区、江東区、

目黒区、大田区、世田谷区、中野区、豊島区、荒川区、

板橋区、葛飾区、江戸川区

・「設置の方向で検討中」(7ヶ所) : 中央区、台東区、品川区、渋谷区、杉並区、北区、足立区

[※] 中核市は54市あるが、横須賀市、金沢市は児童相談所設置済みのため、調査の対象外としている。

[※] 上記に記載のない市区については、調査時点において未検討である。

中核市・特別区等における児童相談所設置に必要な支援の実施

現状

・平成28年改正児童福祉法附則において、中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、国は設置に係る支援その他の必要な措置を講ずることとされている。

対応方針

児童相談所の設置を目指す中核市・特別区に対し、平成30年度予算において、以下の費用への補助を行う。

財政面における支援

◆人材確保·育成支援

- ①市区における事務量の増加に対応するための補助職員の配置
- ②市区における研修専任コーディネーターの配置
- ③市区の職員が、都道府県等の児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員の配置
- ④都道府県等職員(SV等)を市区へ派遣した場合の代替職員(都道府県等)の配置(都道府県等に対する補助)《<mark>平成30年度予算新規》</mark>
- ◆施設整備への支援(一時保護所)
 - ①一時保護所の創設
 - ②個々の子どもの特性に配慮した処遇が可能となるような場合について①に加算《平成30年度予算新規》

制度・運用面における支援

◆人材確保·育成支援

- ①各都道府県等に対し、中核市や特別区への人材派遣を含めた児童相談所設置自治体の拡大に向けた協力依頼を実施
- ②児童福祉司等の義務化された研修のカリキュラム等の作成
- ③児童福祉司の任用資格要件を見直し、資格取得に必要な実務経験の対象に市町村等における児童家庭相談業務を追加

◆手続き面の整理

- ①児童相談所の設置準備から開設までに必要な事項をまとめたマニュアルの作成
- ②児童相談所設置市の政令指定の仕組みの提示

市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理(イメージ図)

低

子育て世代包括支援センター(母子健康包括支援センター)

- ○妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援を実施
 - ・妊産婦等の支援に必要な実情の把握・・妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導
 - ・関係機関との連絡調整・支援プランの策定

同一の主担当機関が、2つの機能を担い一体的に支援を実施

※ただし、大規模市部等では、それぞれ別の主担当機関が機能を担い、適切に情報 を共有しながら、子どもの発達段階や家庭の状況等に応じて支援を継続して実施

要保護児童対策地域協議会

○関係機関が情報を共有し、連携して対応

保健機関

地域子育て支援拠点・児童館

学校・教育委員会

医療機関

利用者支援機関

実施主体は市区町村

(業務の一部委託可)

等

・複数の市区町村に

よる共同設置可

市区町村子ども家庭総合支援拠点

- ○子ども家庭支援全般に係る業務
 - ・実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整
- ○要支援児童及び要保護児童等への支援業務
 - ・危機判断とその対応、調査、アセスメント、支援計画の 作成等、支援及び指導等、児童相談所の指導措置委託を受けて市区町村が行う指導
- ○関係機関との連絡調整

支援拠点が調整機関の主担当機関を担うことで、支援の一体性、連続性を確保 し、児童相談所との円滑な連携・協働の体制を推進

- ○その他の必要な支援
 - ・一時保護又は措置解除後の児童等が安定した生活を継続していくための支援 他

要保護児童対策調整機関

- ・責任をもって対応すべき 支援機関を選定
 - →主担当機関が中心となって支援方針・計画を作成
- ・支援の進行状況確認等を 管理・評価
- ・関係機関間の調整、協力 要請 等

役割分担・連携を図りつつ、常に協働して支援を実施

民生児童委員

民間団体

里親

児童相談所

乳児院

児童養護施設

- ○相談、養育環境等の調査、専門診断等(児童や家族への援助方針の検討・決定)
- ○一時保護、措置(里親委託、施設入所、在宅指導等)
- ○市区町村援助(市区町村相互間の連絡調整、情報提供等必要な援助)

児童相談所(一時保護所)

弁護士会

児童心理治療施設

警察

13

都道府県

高

市

这町

村

※子育て世代包括支援センターや市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置に当たっては、同一機関が2つの機能を担うなどの設置方法を含め、各市区町村の母子保健及び子ども家庭相談の体制や実情に応じて検討すること。

子育て世代包括支援センターの全国展開

○ 妊娠期から子育で期にわたる切れ目のない支援のために、子育で世代包括支援センターに保健師等を配置して、 「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、きめ細かな相談支援等を行う。 〇母子保健法を改正し、子育て世代包括支援センターを法定化(2017年4月1日施行)(法律上は「母子健康包括支援センター」)。 ➤ 実施市町村数:525市区町村(1, 106か所)(平成29年4月1日現在) > 2020年度末までに全国展開を目指す。 ※各市区町村が実情に応じて必要な筒所数や管轄区域を判断して設置。 保健所 児童相談所 子育て支援機関 医療機関(産科医、小児科医等) 妊産婦等を支える地域の包括支援体制の構築 利用者支援実施施設 地域の関係団体 民間機関 子育て世代包括支援センター 妊娠期から子育で期にわたる切れ目のない支援 ソーシャル 保健師 助産師 看護師 ②妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導 ①妊産婦等の支援に必要な実情の把握 ③支援プランの策定 4保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整 ※医師、歯科医師、栄養士・管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士、心理職などの専門職の配置・連携も想定される。 母子保健支援 妊娠前 妊娠期 出産 産後 育児 子育て支援 産前・産後サポート事業 産後ケア事業 子育て支援策 妊娠に関する ・保育所・認定こども園等 普及啓発 産婦健診 妊婦健診 乳幼児健診 ・地域子育て支援拠点事業 •里親 •乳児院 両親学級等 乳児家庭全戸訪問事業 予防接種 •養子縁組 不妊相談 養育支援訪問事業 ・その他子育て支援策

近隣住民やボランティアなどによるインフォーマルなサービス

子育て世代包括支援センターの実施状況(H29.4.1時点:母子保健課調べ)

白治	体名 箇所数		台体名 箇所数		人 人 色 色 一 一	9	台体名 箇所数		台体名 箇所		治体名 箇所		6体名 箇所数	自治体名 箇所数
1/1	札幌市 1	H/I	水戸市 3	1/2	千代田区 3	H /	富山市 7	H /	静岡市	2	大津市	7	奈良市 2	高松市 8
	旭川市 2		日立市 3		港区 1		高岡市 1	* 	浜松市	8	草津市	Ήl	大和高田市 1	香川県 丸亀市 1
	函館市 1		土浦市 1		文京区 2		魚津市 1		沼津市	1	守山市	ĦΙ	大和郡山市 1	5市町 善通寺市 1
	沼田町 1		石岡市 1		台東区 2	富山県	黒部市 1	£	熱海市	1	栗東市	 	天理市 1	[12か所] 三木町 1
	当別町 1		結城市 1		墨田区 18	9市町	砺波市 1		三島市	2	野洲市	ΠI	橿原市 1	まんのう町 1
	千歳市 1	茨城県	龍ケ崎市 1		江東区 4	[17か所]	南砺市 3	8	伊東市	2	湖南市	2	桜井市 1	平恒目 人公士 1
	寿都町 1	13市村	笠間市 1		品川区 4		射水市 1		島田市	2 滋賀県	甲賀市	5	五條市 1	愛媛県 今治市 1
	黒松内町 1	[20か所]	牛久市 1		杉並区 5		立山町 1	静岡県	磐田市	1 15市町		1	御所市 1	[2か所] 伊予市 1
北海道	苫小牧市 1		つくば市 4		豊島区 5		入善町 1	18市町	掛川市	1 [34か所		奈良県	生駒市 2	0780 Schic (2001)375 (1980) 1380 (1980)
20市町	北斗市 1		行方市 1		板橋区 6		金沢市 4	[29か所]	藤枝市	1	竜王町	1 19市町村	香芝市 1	高知市 1
[22か所]	今金町 1		鉾田市 1		練馬区 11	~	小松市 1	1 100 110 100 100	御殿場市	뷔	彦根市	[[24か所]	葛城市 3	安芸市 1
	東神楽町 1		つくばみらい市 1 車 海村 1		<u>足立区</u> 6 葛飾区 10	石川県7市町	加賀市 2	2	袋井市		愛荘町	H I	川西町 2	南国市 1
	<u> </u>		東海村 1 宇都宮市 5	東京都	葛飾区 10 江戸川区 8	[14か所]	能美市 2 川北町 2		据野市 菊川市	1 1	長浜市 米原市	 	田原本町 1 王寺町 1	土佐市 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	中富良野町 1		足利市 2	29市区町村	三鷹市 7	[14/3.191]	津幡町 2		東伊豆町	1	高島市	ΗI	高取町 1	局 加
	中頓別町 1		栃木市 1	[120か所]	昭島市 1		内灘町 1	*	函南町	1	大阪市 2	1	明日香村 1	[2][]叫]个] 定主击 1
	幕別町 1		鹿沼市 1	[120/0 ///]	調布市 2		敦賀市 2		吉田町	 	堺市 1		曽爾村 1	[12か所] 指宅市 1
	芽室町 1		真岡市 1		町田市 7		大野市 1	£	森町	1	東大阪市	3	御杖村 1	香美市 1
	釧路町 2	栃木県	大田原市 1		小平市 1	福井県	勝山市 1			16	豊中市	3	下北山村 1	仁淀川町 1
	浜中町 1	13市町	那須塩原市 2		東村山市 1	7市町	鯖江市 2		豊橋市	2	枚方市		鳥取市 3	梼原町 1
青森県	黒石市 1	[20か所]	さくら市 2		東大和市 1	[9か所]	あわら市 1		岡崎市	3	高槻市	의 [境港市 1	日高村 1
2市町	赤口山		那須烏山市 1		武蔵村山市 1		越前市 1		一宮市	3	吹田市	3	倉吉市 2	北九州市
[2か所]	鰺ヶ沢町 1		下野市 1		羽村市 1		池田町 1		瀬戸市	2	泉大津市	밁	岩美町 1	直方市 1
2		1	茂木町 1		あきる野市 7		甲府市 1		半田市	2 大阪府		á I	若桜町 2	春日市 1
	盛岡市 1		市貝町 1		大島町 1		富士吉田市 2	k	春日井市	19市町		! 	智頭町 1	粕屋町 1
岩手県	花巻市 1	-	那珂川町 1 前橋市 1		新島村 1 h 2 h 2 h 2 h 2 h 2 h 2 h 2 h 2 h 2 h		山梨市 1	ŧ [豊川市	2 [68か所		鳥取県	八頭町 1	福岡県 芦屋町 1
6市町			<u>前橋市</u> <u>1</u> 高崎市 7		神津島村 1 八丈町 2			-	津島市 刈谷市	4 4	四條畷市 大阪狭山市	16市町村	三朝町 1 湯梨浜町 1	12市町 大刀洗町 6
[6か所]	釜石市 1	群馬県	桐生市 1		小笠原村 1	山梨県	南アルプス市 1	*	豊田市	1	能勢町	[22か所]	北栄町 2	[23か所] 苅田町 1
	山田町 1	7市町	沼田市 1		千葉市 6	12市町	北杜市 1		安城市	1	熊取町	ĦΙ	大山町 1	久山町 1
7	仙台市 7	[13か所]	館林市 1		市川市 4	[13か所]	甲斐市 1	愛知県	犬山市	2	田尻町	<u> </u>	南部町 1	那珂川町 1
	岩沼市 1		藤岡市 1		松戸市 3		笛吹市 1	26市町	常滑市	2	太子町	il I	伯耆町 1	水巻町 1
宮城県	富谷市 1		みなかみ町 1		野田市 2		甲州市 1	[70か所]	稲沢市	1	心甲田丁	ī	日南町 2	宗像市 1
7市町	石巻市 10		さいたま市 10		佐倉市 4		中央市 1		東海市	2	河南町	2	日野町 1	佐賀市 1
[23か所]	名取市 1		川越市 1		習志野市 1		富士川町 1		知立市	2	神戸市 1	2	日吉津村 1	唐津市 2
	気仙沼市 1		川口市 5	千葉県	柏市 3		長野市 2		尾張旭市	4	姫路市	3	松江市 1	佐賀県 鳥栖市 1
71 m /B	松島町 2		行田市 1	15市町村	我孫子市 1		小諸市 1		高浜市	1	西宮市	島根県	浜田市 1	7市町 伊万里市 1
秋田県	秋田市 2		秩父市 1	[35か所]	鴨川市 1		佐久市 5		岩倉市	2	宝塚市	5市町村	江津市 2	[9か所] 吉野ヶ里町 1
3市	大館市 1		所沢市 3 飯能市 1		浦安市 4		上田市 1	k	豊明市	븳ㅣ	三田市	[8か所]	邑南町 3	みやき町 2
[4か所]	男鹿市 1 山形市 1		飯能市 1 東松山市 1		四街道市 1 袖ケ浦市 1				日進市 北名古屋市	2	伊丹市 加古川市		知夫村 1 岡山市 1	
	米沢市 1		狭山市 1		酒々井町 2		伊那市 1	b	みよし市	3	明石市	<u> </u>	津山市 1	3市町 長与町 1
	酒田市 1		鴻巣市 2		大多喜町 1		駒ケ根市 2	 	あま市	1 1	小野市	1	総社市 1	[3か所] 時津町 1
	寒河江市 1		上尾市 1		長生村 1		須坂市 1	•	豊山町	2	加東市	ΗI	高梁市 1	熊本市
	上山市 1	埼玉県	戸田市 1		横浜市 54	- mz .c	松本市 2			15	西脇市	岡山県	新見市 1	熊本県 人吉市 1
	村山市 2	25市町村	入間市 2		川崎市 9	長野県	塩尻市 2		四日市市	1	三木市	11市町村	瀬戸内市 1	5市町 玉東町 1
	長井市 1	[48か所]	和光市 5		相模原市 3	22市町村 [35か所]	安曇野市 1		伊勢市	2	加西市	[11か所]	赤磐市 1	[10か所] 南関町 1
山形県	天童市 1		桶川市 1		横須賀市 1	[337,44]	長和町 1		松阪市	1 兵庫県		1	真庭市 1	長洲町 1
18市町	東根市 1		坂戸市 2		平塚市 1		辰野町 1		鈴鹿市	1 29市町		1	美作市 1	大分県 杵築市 1
[20か所]	尾花沢市 1		幸手市 1		藤沢市 2		箕輪町 1	三重県		16 [64か所		<u> </u>	早島町 1	3市 臼杵市 1
	南陽市 1		鶴ヶ島市 2	A-A- 1111E	小田原市 1		飯島町 1	13市町	いなべ市	6	豊岡市	<u> </u>	西粟倉村 1	[3か所] 中津市 1
	<u>山辺町 1</u>		日高市 1 ふじみ野市 1	神奈川県 17市町	茅ヶ崎市 1		南箕輪村 2	[50か所]	朝日町	1 2	養父市	H I	広島市 8	宮崎市 万
	中山町 1 西川町 2		ふじみ野市 1 越生町 1	[81か所]	秦野市 1 厚木市 1		中川村 1 豊丘村 2	ł [多気町 明和町	1	朝来市 篠山市	H I	<u> </u>	
	朝日町 1	1	横瀬町 1	[01/3-1/1]	大和市 1		根羽村 1	1	大台町	1	洲本市	Ηl	三原市 1	[11か所] 日南市 1
	大石田町 1		皆野町 1		南足柄市 1		池田町 3	\$	玉城町	- i	香美町	HI	尾道市 5	綾町 1
	舟形町 1	1	小鹿野町 1		葉山町 1		山形村 2		紀宝町	1	上郡町	広島県	三次市 1	鹿児島市
	高畠町 1	1	東秩父村 1		寒川町 1		本巣市 4			14	太子町	12市町	東広島市 1	鹿屋市 1
	福島市 1				大井町 1	岐阜県	関市 1		舞鶴市	1	猪名川町	[24か所]	廿日市市 1	枕崎市 1
	郡山市 4				松田町 1	5市町	恵那市 1		綾部市	1	福崎町	<u> </u>	府中町 1	8市町 薩摩川内市 1
1-2-	伊達市 1				開成町 1	[8か所]	飛騨市 1		宮津市	1	神河町	<u> </u>	海田町 2	[12か所] 務局甲
福島県	南相馬市 1				新潟市 8		養老町 1	京都府	亀岡市	귀	稲美町	H I	熊野町 1	世 美巾
9市町	白河市 1			女に2日1日	新発田市 1			12市町	向日市	1	播磨町	∦ ├──	坂町 1	伊佐市 1
[12か所]	柳津町 1			新潟県	燕市 1			[27か所]	長岡京市	1 2 手口可加工111	和歌山市	#	下関市 1	知名町 1
	西会津町 1 小野町 1			7市 [37か所]				1000 111 1010.75	八幡市 京丹後市	2 和歌山! 1 5市町		爿 l	字部市 1 山口市 1	沖縄県 1村 今帰仁村 1
1	南会津町 1			[07/3/1/1]	柏崎市 1				久御山町	1 [9か所		山口県	岩国市 1	[1か所]
	田本件門				妙高市 1				井手町	2	上富田町	8市町	光市 1	F134 1313
					1 52 led (14				与謝野町	1 -		[8か所]	長門市 1	
								<u> </u>	2 8317-1 1-1				周南市 1	525市区町村
													山陽小野田市 1	
												徳島県		100 NO 10
												1市町	鳴門市 1	1,106箇所
												[1か所]		

市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業

児童虐待·DV対策等総合支援事業費補助金の内数(平成29年度予算:154億円→平成30年度予算:159億円)

1. 事業の目的

市区町村は、子どもの最も身近な場所における子どもの福祉に関する支援等に係る業務を行うことが役割・責務とされていることを踏まえ、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点(市区町村子ども家庭総合支援拠点。以下「支援拠点」と言う。)を整備・運営する際の財政支援を目的とする。

2. 事業の内容

市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱(平成29年3月31日付け雇児発0331第49号)に基づき、市区町村が、コミュニティを基盤にしたソーシャルワークの機能を担い、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う支援拠点を整備し、運営する。

支援拠点の具体的な業務内容は以下のとおり。

- ①子ども家庭支援全般に係る業務(実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整)
- ②要支援児童及び要保護児童等への支援業務(危機判断とその対応、調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等、都道府県(児童相談所)による指導措置の委託を受けて市区町村が行う指導)
- ③関係機関との連絡調整
- ④その他の必要な支援

【設置か所数】114か所(平成30年2月時点)

※補助金の交付対象ではない拠点を含む。

※補助金の交付か所数:38か所

3. 実施主体

市区町村

※事業の一部の社会福祉法人等への委託可

4. 補助率

国:1/2(市区町村:1/2)

5. 補助単価(平成30年度)

○直営の場合(1支援拠点当たり) ○一部委託の場合(1支援拠点当たり) 小規模A型 3,721千円 小規模A型 8.940千円 9,438千円 小規模B型 小規模B型 14.657千円 小規模C型 15,660千円 小規模C型 20.879千円 中規模型 20,873千円 中規模型 31,310千円 大規模型 38, 701千円 大規模型 59,576千円 上乗せ配置単価 2,715千円(1人当たり) 上乗せ配置単価

:乗せ配置単価 16 常勤職員 5,588千円(1人当たり) 非常勤職員 2.715千円(1人当たり)

市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置状況 (平成30年2月時点)

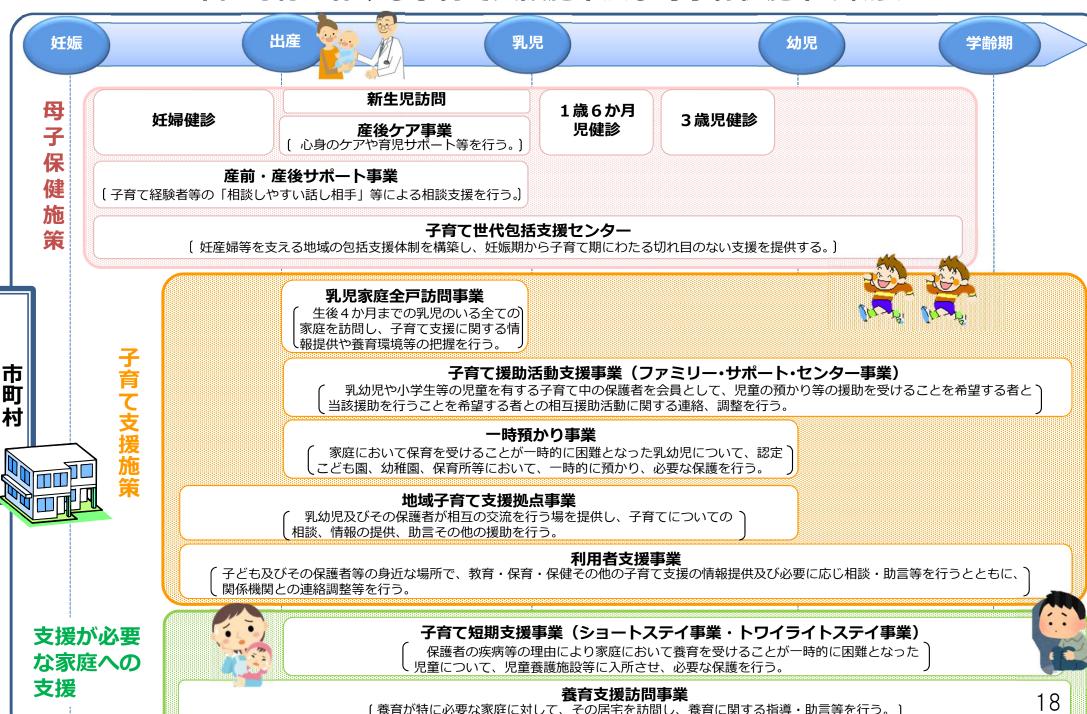
	12h H- #7	Outr TIC Wife	補助金の交付を	設置運営要綱の)基準を満たすもの
	当治体名	箇所数	受けているもの		類型
	旭川市	1	0	0	中規模
	滝川市	1		0	小規模A
	千歳市	1	0	0	小規模B
北海道	石狩市	1		0	小規模A
	上富良野町	1		0	小規模A
	中富良野町	1			
	中頓別町	1			
青森県	三沢市	1			
宮城県	涌谷町	1	0	0	小規模A
茨城県	稲敷市	1			
次纵乐	茨城町	1			
栃木県	矢板市	1		0	小規模A
群馬県	前橋市	1		0	中規模
	志木市	1		0	小規模B
埼玉県	和光市	1			
柯玉県	坂戸市	1			
	皆野町	1			
	船橋市	1	0	0	大規模
千葉県	松戸市	1	0	0	中規模
十条県	柏市	1		0	中規模
	南房総市	1	0	0	小規模A

	- 1/4 / / /2	At Trible	補助金の交付を	設置運営要綱の)基準を満たすもの
E	治体名	箇所数	受けているもの		類型
	千代田区	1	0	0	小規模A
	中央区	1			
	新宿区	1			
	文京区	1			
	台東区	1			
	品川区	1			
	目黒区	1			
	大田区	1			
	世田谷区	1			
	中野区	1			
	豊島区	1			
	荒川区	1		0	中規模
	練馬区	1			
	足立区	1		0	大規模
	葛飾区	1	0	0	中規模
	八王子市	1			
	立川市	1			
東京都	青梅市	1	0	0	小規模C
	昭島市	1	0	0	小規模B
	調布市	1		0	中規模
	町田市	1	0	0	中規模
	小金井市	1		0	小規模C
	国分寺市	1	0	0	小規模B
	国立市	1		0	小規模B
	福生市	1		0	小規模A
	清瀬市	1			
	東久留米市	1			
	武蔵村山市	1			
	多摩市	1			
	稲城市	1	0	0	小規模B
	羽村市	1	0	0	小規模A
	瑞穂町	1		0	小規模A
	日の出町	1			
	奥多摩町	1			
	三宅村	1		0	小規模A
	·				

自治体名		At Track	補助金の交付を	設置運営要綱の	網の基準を満たすもの			
E	治体名	箇所数	補助金の交付を 受けているもの		類型			
	相模原市	3	○ ※2か所のみ	○ ※2か所のみ	中規模:1、 小規模C:1			
+* w.e.	海老名市	1	0	0	小規模C			
神奈川県	寒川町	1		0	小規模A			
	二宮町	1	0	0	小規模A			
	三条市	1	0	0	小規模B			
	柏崎市	1						
	新発田市	1						
新潟県	燕市	1		0	小規模B			
	妙高市	1	0	0	小規模B			
	上越市	1						
	出雲崎町	1	0	0	小規模A			
	福井市	1	0	0	中規模			
福井県	越前市	1		0	小規模B			
山梨県	甲府市	1						
	飯田市	1		0	小規模B			
	塩尻市	1	0	0	小規模B			
長野県	辰野町	1	0	0	小規模A			
	箕輪町	1						
	池田町	1						
岐阜県	高山市	1		0	小規模B			
	熱海市	1	0	0	小規模A			
*4.00.00	焼津市	1	0	0	小規模C			
静岡県	藤枝市	1	0	0	小規模C			
	袋井市	1		0	小規模B			
	豊橋市	1	0	0	中規模			
愛知県	津島市	1	0	0	小規模B			
	豊田市	1	0	0	大規模			
光如旧	彦根市	1	0	0	小規模C			
滋賀県	東近江市	1	0	0	小規模C			
+==	枚方市	1	0	0	中規模			
大阪府	能勢町	1		0	小規模A			
C = IP	明石市	1	0	0	中規模			
兵庫県	養父市	1	0	0	小規模A			
奈良県	明日香村	1		0	小規模A			
鳥取県	鳥取市	1		0	中規模			

			補助金の交付を	設置運営要綱の	基準を満たすもの
É	1治体名	箇所数	受けているもの		類型
島根県	邑南町	1		0	小規模A
岡山県	倉敷市	1			
広島県	廿日市市	1			
	宇部市	1			
山口県	山口市	1			
	岩国市	1	0	0	小規模C
	北九州市	7			
福岡県	宗像市	1	0	0	小規模B
	粕屋町	1		0	小規模A
	大村市	1	0	0	小規模C
長崎県	長与町	1		0	小規模A
熊本県	玉東町	1		0	小規模A
大分県	大分市	1		0	大規模
宮崎県	高鍋町	1			
鹿児島県	薩摩川内市	1			
A =1	箇所数	114	38	67	
合計	自治体数	106	37	66	

市区町村における子育て支援施策及び母子保健施策の概要



※上記以外に、地方自治体が地域の実情に応じて単独で実施している事業がある。

乳児家庭全戸訪問事業(概要)

1. 事業の目的

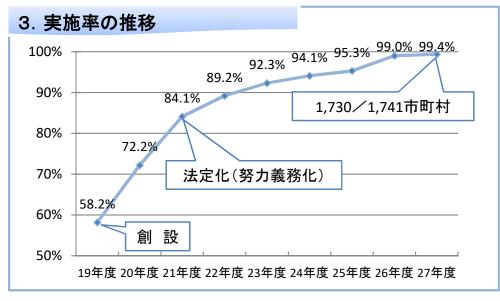
生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うなど、乳児のいる家庭と 地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぐことを目的とする。

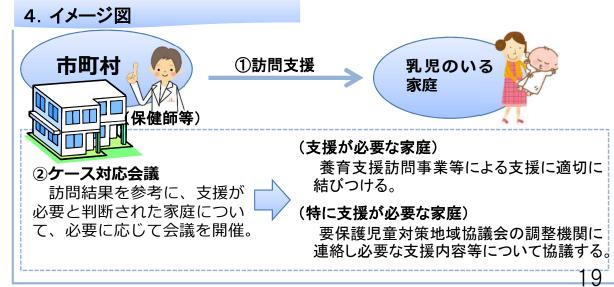
(児童福祉法第6条の3第4項に規定される事業)

2. 事業の内容

内閣府所管 年金特別会計 子ども・子育て勘定 子ども・子育て支援交付金 補助率: 国1/3(都道府県1/3、市町村1/3) ※国、地方ともに消費税財源

- (1)生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、下記の支援を行う。
- ① 育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供等を行う。
- ② 親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる。
- (2)訪問スタッフには、保健師、助産師、看護師の他、保育士、児童委員、子育て経験者等を幅広く登用する。
- (3)訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげる。





養育支援訪問事業(概要)

1. 事業の目的

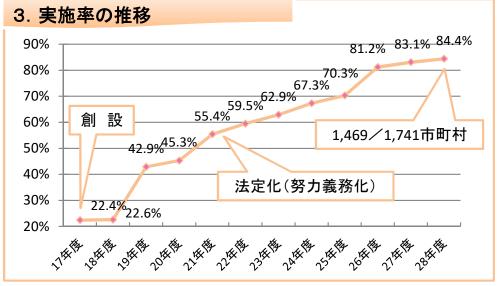
乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不適当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことを目的とする。

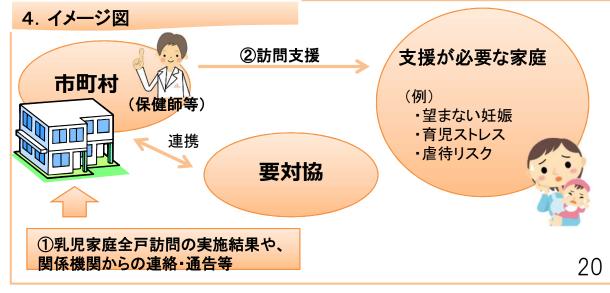
(児童福祉法第6条の3第5項に規定される事業)

2. 事業の内容

内閣府所管 年金特別会計 子ども・子育て勘定 子ども・子育て支援交付金 補助率:国1/3(都道府県1/3、市町村1/3) ※国、地方ともに消費税財源

- 養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う。
 - (1)妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援。
- (2)出産後間もない時期(概ね1年程度)の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援。
- (3)不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の改善や子の発達保障等のための相談・支援。
- (4)児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援。
- 〇 訪問支援者(事前に研修を実施)
 - •専門的相談支援…保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等
 - ・育児・家事援助…子育て経験者、ヘルパー等





児童相談所全国共通ダイヤル(189)について

共通ダイヤルについて

- 平成27年7月1日から、虐待を受けたと思われる子どもを見つけた時や子育てに悩んだ時などに、ためらわずに 児童相談所に通告・相談できるよう、児童相談所全国共通ダイヤルを覚えやすい3桁番号(189 いち・はや・く)にし、 広く一般に周知。新たな3桁番号としては15年振り。
 - ※「児童相談所全国共通ダイヤル」は、平成21年10月1日から10桁番号(0570-064-000)で運用開始。

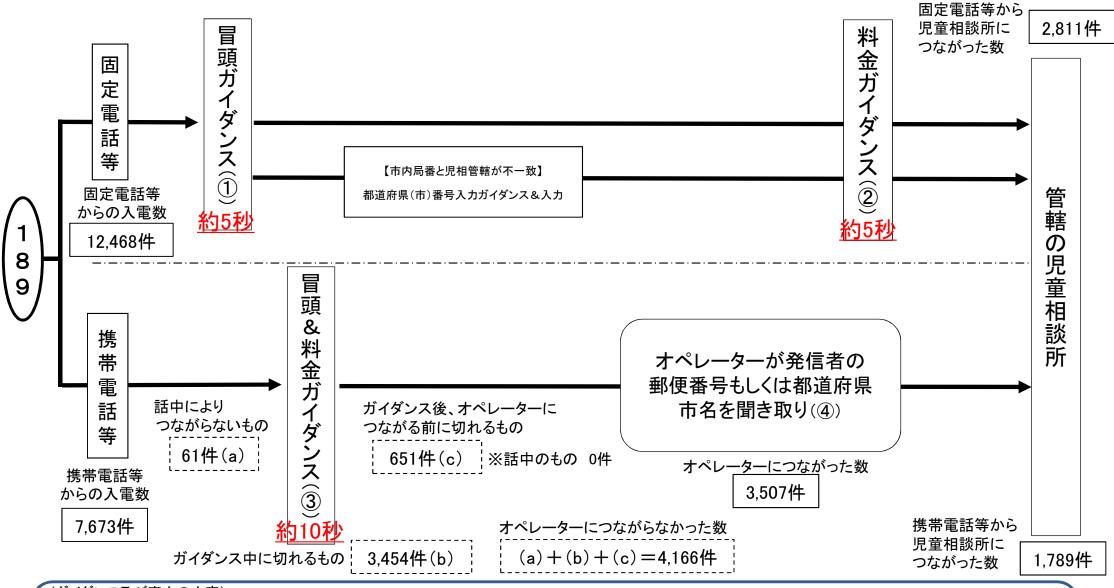
仕組み 189実施前(21年10月~27年6月) 189実施後(27年7月~) 10桁番号(0570-064-000) → 3桁番号(189) 未運用の児童相談所あり → 全ての児童相談所で運用 虐待通告等緊急相談について24時間365日対応 24時間365日対応 相談に対応できる職員が対応※『相談に対応できる窓口へ自動転送』、『相談に対応できる窓口へ自動転送』、『相談に対応できる窓口を音声案内』含む

- 児童虐待通告だけでなく子育てに関する悩み相談など、幅広く対応。
- 発信した電話の市内局番等から当該地域を特定し、管轄の児童相談所につながる仕組み。
 - ※ 携帯電話等でかけた場合には、コールセンターにつながり、オペレーターが対応する仕組み。
- ・ 児童相談所に接続された後の通話は有料 (固定電話の場合 8.5円/3分 携帯電話の場合 90円/3分)
 - ※ 児童相談所につながるまで、料金は発生しない(固定電話)。 ※ 金額は代表例。距離等により異なる。

平成28年4月以降の改善内容

- 〇 音声ガイダンスの短縮等の改善を実施し、189にかけてから児童相談所に電話がつながるまでの平均時間が約70秒から約30秒へ 短縮。接続率も改善前(平成28年3月以前)と比較して向上。
 - ※平成27年7月~平成28年3月までの平均接続率:11.4% → 平成28年4月~平成30年1月の平均接続率:19.9%
- 発信者の利便性向上を図るため、郵便番号等の入力が必要な携帯電話等からの発信について、コールセンター方式を導入し、音声ガイダンスに代わりオペレーターが対応する仕組みを平成30年2月から運用開始。

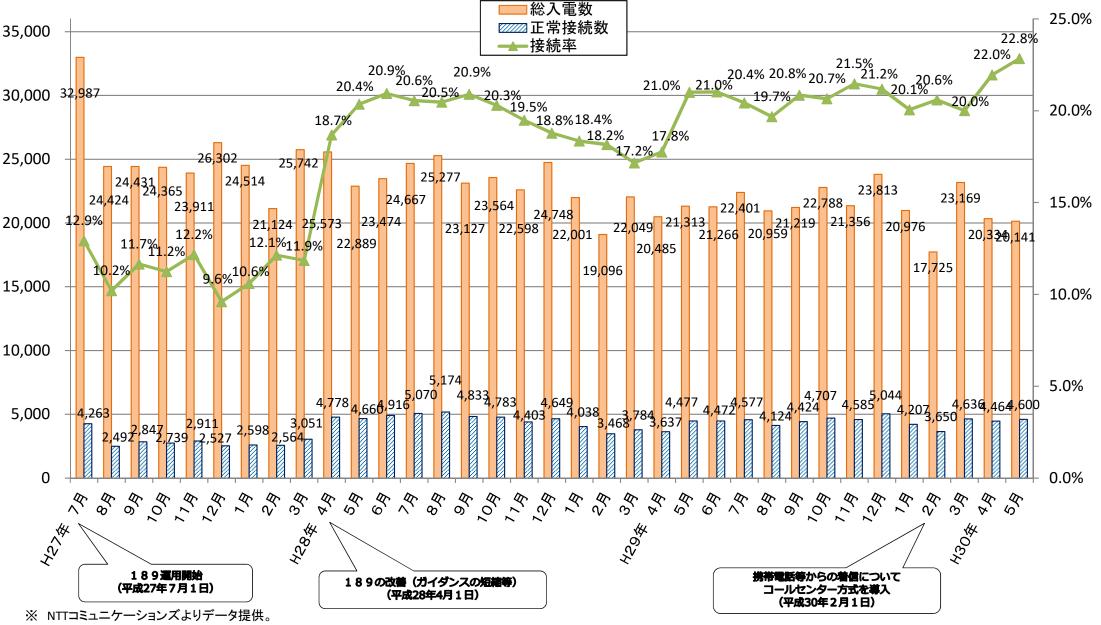
児童相談所全国共通ダイヤル「189」の接続フロー(平成30年5月分)



(ガイダンス及び案内の内容)

- (1) こちらは児童相談所全国共通ダイヤルです。
- ② この通話は〇秒ごとに、およそ〇円でご利用いただけます。
- ③ こちらは児童相談所全国共通ダイヤルです。この通話は〇秒ごとに、およそ〇円でご利用いただけます。
- ④ 児童相談所全国共通ダイヤルです。最寄りの児童相談所の担当者にこの通話をおつなぎしますので、お住まいの場所の郵便番号を教えていただけますでしょうか。 (郵便番号がわからない場合)それでは町名までで結構ですので、ご住所を教えていただけますでしょうか。 担当の児童相談所にお電話をおつなぎしますのでこのままお待ちください。
- ※携帯電話等からの着信については、平成30年2月からコールセンター化。

児童相談所全国共通ダイヤル(189)の入電数及び接続率の推移



- ※ 総入電数は、全ての入電数(「0570-064-000」の入電を含む)。
- ※ 正常接続数は、話し中や児童相談所につながる前に電話を切る等により正常につながらなかった電話を除いた入電数。
- ※ 接続率は、接続率(%)=正常接続数/総入電数

平成29年度に全国配布する広報・啓発物品について

- ○厚生労働省において、**ポスター、リーフレット**等の各種広報・啓発物品を作成し、全国の自治体、関係府省庁及び 関係団体等に配布。
- ○29年度は**児童相談所全国共通ダイヤル「189」をデザインしたふせん(ポストイット)**を作成、配布(約11万枚)。



☆まちかとホ*人*ター(A3サイ*人* 約29万枚配布

※ このほか、リーフレット(A4サイズ、デザインはまちかどポスターと概ね同一)約190万枚についても配布。

☆広報啓発用ポスター(B2サイズ) 約12万枚配布

要保護児童対策地域協議会の概要

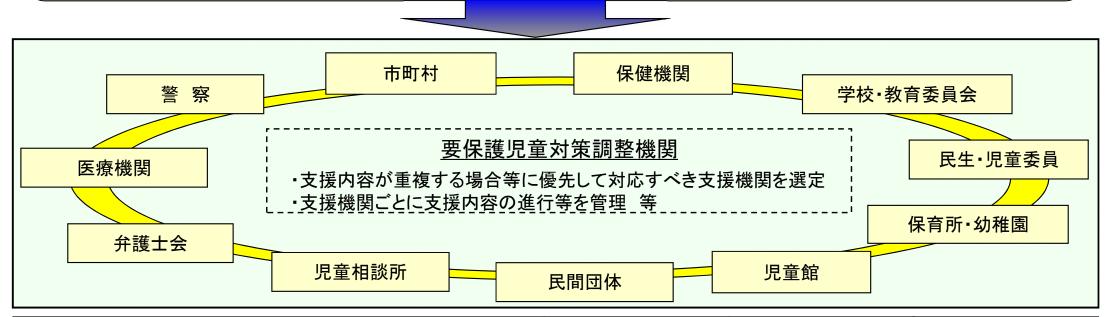
果たすべき機能

支援対象児童等の早期発見や適切な保護や支援を図るためには、

- ・関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
- 適切な連携の下で対応していくことが重要

であり、市町村において、要保護児童対策地域協議会を設置し、

- ① 関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制を明確化するとともに、
- ② 個人情報の適切な保護と関係機関における情報共有の在り方を明確化することが必要



		平成27年度	平成28年度	平成29年度
設置している市町村数(※)		1,726 (99.1%)	1,727(99.2%)	1,735 (99.7%)
登録ケース数(うち児童虐待)		191,806 (92,140)	219,004 (97,428)	260,018 (101,807)
章周	① 児童福祉司と同様の専門資格を有する職員	1,800	1,663	1,944
職 韻 整 機 関	② その他専門資格を有する職員	3,873	3,403	3,119
具 機 数 機	③ ①②以外の職員(事務職等)	3,647	2,967	2,727
一一一一一一	④ 合計	9,320	8,033	8,235

※平成27、28年度:4月1日時点 平成29年度:2月時点

要保護児童対策地域協議会の構成機関

<平成29年4月1日時点、複数回答可>

	区分	合計	比率
	要保護児童対策地域協議会	1,735	_
	児童福祉主管課	1,288	74.2%
	母子保健主管課	1,197	69.0%
	児童福祉・母子保健統合 主管課	583	33.6%
	福祉事務所 (家庭児童相談室)	813	46.9%
 _行	保健センター	872	50.3%
行政機関	教育委員会	1,673	96.4%
機 関	保健所	1,333	76.8%
	児童相談所	1,669	96.2%
	障害福祉主管課	1,132	65.2%
	警察署	1,660	95.7%
	法務局	721	41.6%
	家庭裁判所	94	5.4%
	その他	565	32.6%
	病院・診療所	921	53.1%
	小児科	597	34.4%
	産科・産婦人科	258	14.9%
	精神科	236	13.6%
	歯科	294	16.9%
関係機関	その他診療科	407	23.5%
機	保育所	1,448	83.5%
 	幼保連携型認定こども園	675	38.9%
	幼稚園	1,051	60.6%
	小学校	1,517	87.4%
	中学校	1,493	86.1%
	特別支援学校	417	24.0%

	区分	合計	比率
	児童館	357	20.6%
	放課後児童クラブ	406	23.4%
	利用者支援事業所	286	16.5%
	地域子育て支援拠点	418	24.1%
関	乳児院	127	7.3%
係	児童養護施設	370	21.3%
機 関	情緒障害児短期治療施設	42	2.4%
	児童自立支援施設	38	2.2%
	児童家庭支援センター	220	12.7%
	障害児施設	142	8.2%
	配偶者暴力相談支援センター	159	9.2%
	その他	238	13.7%
	医師会(産科医会及び小児科 医会を除く)	1,019	58.7%
	産科医会	85	4.9%
	小児科医会	88	5.1%
	歯科医師会	428	24.7%
	看護協会	22	1.3%
見見	助産師会	40	2.3%
関係	PTA全国協議会	176	10.1%
団	弁護士会	161	9.3%
体	社会福祉協議会	965	55.6%
	民生児童委員協議会	1,606	92.6%
	人権擁護委員	1,094	63.1%
	NPO法人	202	11.6%
	里親会	72	4.1%
	学識経験者	157	9.0%
	その他	402	23.2%

児童相談所運営指針(抄)

第3章 相談、調査、診断、判定、援助決定業務

第2節 相談の受付と受理会議

6. 他の児童相談所へのケース移管及び情報提供

支援を行っている家庭が他の自治体に転出する際には、連携を図りつつ対応してきた関係機関等に連絡するとともに、 法第25条等に基づき、転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出 先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行う など、転出先の児童相談所と十分に連携を図ることが必要である。

具体的には、全国児童相談所長会において、被虐待等のケースを対象とした「被虐待児童の転居及び一時帰宅等に伴う相談ケースの移管及び情報提供に関する申し合わせ(平成19年7月12日付け19全児相第7号)」を策定し、運用しているところであり、この申し合わせも踏まえ、以下のとおり対応する。

(1) 転居に伴うケース移管及び情報提供

アケース移管

<u>ケース移管とは、居住地を管轄する児童相談所が援助を実施している間に、ケースが当該児童相談所の管轄区域外に転居した場合、援助方針が決定していない「継続調査」中のケースや「児童福祉司指導」及び「継続指導」中のケース</u>に関する児童相談所間の公式な引継事務のことである。

(ア) 移管の事前協議

移管を行う場合、移管元の児童相談所は援助方針会議等で、組織として方針を確認し、<u>速やかに移管先の児童相談</u> 所と事前協議を行うこと。

(イ) 移管の期限

速やかに地域関係機関のネットワークによる援助体制を確保し、援助の隙間が生じないようにするため、<u>転居が確認された時から遅くとも1ヶ月以内にケース移管を完了する</u>こと。

(ウ) 移管後の援助方針

ケース移管後の当面の援助方針は、児童相談所間の認識の差をなくす観点から、移管先の児童相談所は、移管手続き完了後、少なくとも1ヶ月間は移管元の児童相談所の援助方針を継続すること。1ヶ月を経た時点で、移管先の児童相談所は新たな環境下の家族状況等をアセスメントし、援助方針を継続するか否かを判断すること。

(エ) 移管の取扱い

移管を受けた児童相談所は、児童福祉法第25条第1項の「通告」に代わるものとして取り扱うこと。

イ 情報提供

情報提供とは、当該児童相談所の援助により状況の改善が図られ終結したが、ケースが管轄区域外に転居したことに伴い、今後虐待が再発する可能性等から転居先の児童相談所への情報の引き継ぎを行うことである。

- (ア) 情報提供の事前協議
 - 情報提供を行う場合は、援助方針会議等で方針を確認した後、速やかに移管先の児童相談所と事前協議を行うこと。
- (イ) 情報提供を行う児童相談所の留意点 情報提供する場合には、なぜ移管ではなく、情報提供として申し送るのかについて、過去の情報だけでなく、直近 の家族状況等の情報も含めた資料を作成する。
- (†) 情報提供を受ける児童相談所の留意点

情報提供を受け付けた場合、当該家庭についての相談・通告等があった場合に、直ちに情報提供書類等を活用できるように情報管理を行うこと。

また、受付ける際には必ず「緊急受理会議」を開催し、情報提供の内容から「通告」として取り扱う必要があるかどうかを組織的に協議し、判断すること。

(2) 移管及び情報提供の判断の目安

移管及び情報提供の判断の目安については、「子ども虐待対応の手引き」第5章の「一時保護決定に向けてのアセスメントシート(以下「アセスメントシート」という。)」の基準に準拠して以下のように実施する。

ア アセスメントシートの①から⑤に該当する場合

①から⑤に該当する場合は、緊急性が高いことから移管元の児童相談所職員が直接出向いて事前説明・協議を行い、 双方の児童相談所職員が当該家庭に同行訪問を実施するなどの方法により、引継ぎを行うこと。遠隔地の場合は文書に よる移管を行うことになるが、必要な情報が適切に提供できるよう、電話による協議等を活用して、遺漏のないように 努める。

イ アセスメントシートの⑥から⑦に該当する場合

⑥から⑦に該当する場合は、<u>虐待が潜在化している可能性があり、文書による移管を行う</u>こととする。ただし、ケースの特性や児童相談所間の距離等を勘案して、可能な限り丁寧な引継ぎを行うこと。

ウ アセスメントシートの⑧に該当する場合

⑧に該当する場合は、<u>虐待予防のために、必要に応じて当該家族への援助につなげるように文書により「情報提供」を行う</u>。ただし、転居先の住所地を管轄する児童相談所の直接的な援助が必要な場合には「移管」としての手続きを行うこと。

アセスメントシートに準拠した「移管」「情報提供」の判断は目安であり、移管元の児童相談所は、「移管」とするか、「情報提供」とするかについて、個援助経過等の実態を踏まえて判断すること。 28

「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」(「子ども虐待対応の手引き」抜粋)

別紙

第5章

- (4)情報評価(アセスメントシートを用いた判断)
- ①表5-1の第①~③群のいずれかで「はい」がある時 →直ちに一時保護を検討する必要がある。
- ②表5-1の第④群に該当項目があり、かつ第⑤群にも該当項目がある時→次の虐待が発生しないうちの保護を検討する必要がある。

表!	5 – 1 一時保護決定に向けてのアセスメントシート(抜粋)
1	当事者が保護を求めている? □はい □いいえ
•	子ども自身が保護・救済を求めている ・ 保護者自身が子どもの保護を求めている
2	当事者の訴える状況が差し迫っている? 口はい 口いいえ
•	確認にはいたらないものの性的虐待の疑いが濃厚であるなど・このままでは「何をしでかすか分からない」「殺してしまいそう」などの訴えなど
3	既に虐待により重大な結果が生じている? □はい □いいえ
•	性的虐待(性交、性的行為の強要、妊娠、性感染症罹患)・外傷・ネグレクト(例:栄養失調、衰弱、脱水症状、医療放棄、治療拒否)
4	次に何か起これば、重大な結果が生ずる可能性が高い? 口はい 口いいえ
	乳幼児 ・ 生命に危険な行為(例:頭部打撃、顔面攻撃、首締め、シェーキング、道具を使った体罰、逆さ吊り、戸外放置、溺れさせる) 性的行為に至らない性的虐待
(5)	虐待が繰り返される可能性が高い? □はい □いいえ
	新旧混在した傷、入院歴・過去の介入(例:複数の通告、過去の相談歴、一時保護歴、施設入所歴、きょうだいの虐待歴・保護者に虐待の認識なし 保護者の精神的不安定さ、判断力の衰弱
6	虐待の影響と思われる症状が子どもに表れている? 口はい 口いいえ
	保護者への拒否感、恐れ、おびえ、不安・ 面接場面での様子(例:無表情、表情が暗い、鬱的体の緊張、過度のスキンシップを求める) 虐待に起因する身体的症状(例:発育・発達の遅れ、腹痛、嘔吐、白髪化、脱毛)
7	保護者に虐待につながるリスク要因がある? □はい □いいえ
	子供への拒否的感情・態度 · 精神状態の問題 · 性格的問題 · アルコール・薬物等の問題 · 公的機関からの援助に対し拒否的 家族・同居者間での暴力(DV等)、不和
8	虐待の発生につながる可能性のある家庭環境等 □はい □いいえ
•	虐待以外による子どもの生育上の問題 ・ 子どもの問題行動 ・ 保護者の成育歴 ・ 養育態度・知識の問題 ・ 家族状況 29

児童虐待事例の児童相談所間(都道府県等をまたぐ分)のケース移管状況(平成29年度)

1. 移管ケースと引き継ぎの方法

		移管元の援助内容					
	一時保護中	施設入所中	児童福祉司指導中	継続指導中	計		
書類で移管	33	59	28	480	600		
出向いて移管	245	126	128	385	884		
迎えに来て移管	33	2	4	9	48		
計	311	187	160	874	1, 532		

2. 「書類で移管」の内容

		計			
	一時保護中	施設入所中	児童福祉司指導中	継続指導中	āl
緊急性が高いと判断 したケース	4	0	6	53	63
緊急性が低いと判断 したケース	29	59	22	427	537
計	33	59	28	480	600

緊急性が高いと判断したケースのうち、 「書類」の移管とした主な理由

遠方だったため	13
書類や電話で十分な引き継ぎができたため	47
指針や手引きに必須と書いていなかったため	1
その他	2
計	63

児童虐待への対応における警察との情報共有等の徹底について(概要)

(H28.4.1 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)

等

1. 警察から児童相談所及び市区町村に対する照会への対応

- 警察は、110番通報等により児童虐待が疑われる情報を把握した場合、児童相談所、市区町村等関係機関に対して、児童に係る過去の対応状況等を照会し、その結果を踏まえて通告の要否を判断。
- 児童相談所及び市区町村は、以下の点に留意しつつ、警察からの照会に適切に対応。
 - ・警察との協議、書面での取決め等による円滑な対応を実施
 - ・子ども・保護者の住所、氏名、110番通報の内容、安全確認時の状況等、警察が保有する情報提供を依頼
 - ・警察からの照会時の情報は、その後の対応に活かすことができるよう保存・整理・管理
 - ・児童虐待に係る対応履歴がある場合は、警察が保有する情報も踏まえて緊急性を判断し、必要に応じて警察と 連携して迅速な安全確認を実施

2. 児童相談所及び市区町村から警察に対する情報提供等

- 児童相談所及び市区町村が虐待通告・相談等により把握した虐待事案のうち、
 - ① 刑事事件として立件の可能性があると考えられる重篤な事案
 - ② 保護者が子どもの安全確認に強く抵抗を示すことが予想される事案

については、子どもの安全を確保するため、<u>迅速かつ確実に警察と情報共有</u>し、必要に応じ援助要請を行うなど 連携して対応。

児童虐待事案に関する警察との連携状況に関する調査結果【概要】

※都道府県、指定都市、児童相談所設置市を対象に厚牛労働省子ども家庭局家庭福祉課において調査

警察との情報共有の状況 (平成30年6月28日現在)

【警察との間で情報共有に係る協定等を締結している自治体数】

56/69自治体 (81.2%)

「協定等」には、警察との間で情報共有の方法・範囲等について文書により取り決めを交わしたもので、 申合せ、覚書等を含む。

【児童相談所が対応している児童虐待ケースの警察への提供範囲】

- ・全件:4自治体(茨城県、愛知県、高知県、大分県)
 - ※茨城県及び愛知県は、協定等により全件共有を取り決めている。
 - ※高知県及び大分県は通知等に基づく運用により全件共有を行っている。
- ・一部:65自治体(うち協定等あり:53自治体)

《協定等における情報提供の基準例》

- ○厚生労働省通知と同様の基準を明記:3自治体
 - ´・刑事事件として立件の可能性があると考えられる重篤な事案に関する情報
 - ・保護者が子どもの安全確認に強く抵抗を示すことが予想される事案に関する情報
 - ・児童虐待が疑われる情報を警察が覚知し、児童相談所に照会した際の当該児童に係る過去の取扱状 況等に関する情報
- ○厚生労働省通知と同様の基準の一部を明記:22自治体
- ○その他の基準:53自治体(ト記と重複あり)
 - ・児童に負傷、著しい発育の遅れが認められる事案 ・性的虐待が疑われる場合

 - ・DV被害者と同居している場合・・一時保護等家庭からの分離等をした場合、解除した場合

児童相談所と警察が実施した合同研修状況

62/69自治体 合計94回 (平成29年度中)

- ※ 合同研修の内容は、立入調査、臨検・捜索のロールプレイ等
- ※ 実施した62自治体中、最多7回、最少1回

等

児童相談所と警察の児童虐待事案に関する全件情報共有の取組

○ 児童相談所と警察の情報共有の状況について調査した結果、児童相談所が受理したすべての児童虐待事案について警察と情報共有していると回答した自治体を対象に、個別ヒアリング調査を実施。

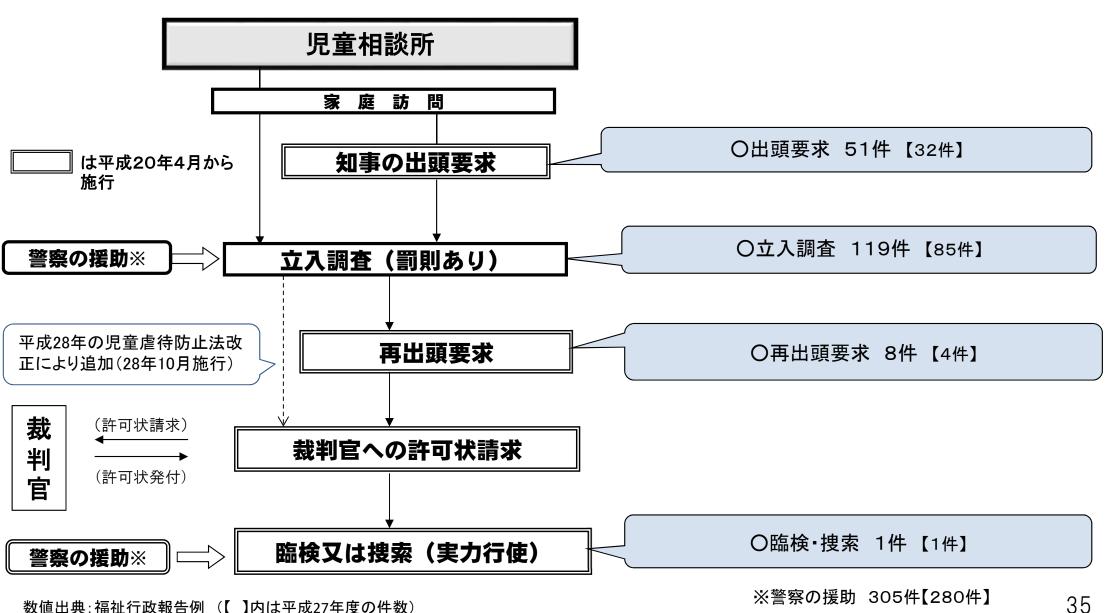
<u>いると回答した自治体を対象に、個別ヒアリング調査を実施。</u>							
		茨城県	愛知県	高知県	大分県		
開始時期· 根拠		平成30年1月〜 ・覚書・付属文書に基づき実 施	平成30年4月〜 ・協定、申合せに基づき実施	平成20年4月〜 ・死亡事案の再発防止策とし て運用で実施(明文規定なし)	平成24年4月〜 ・虐待死事件を受けて策定し た再発防止策に基づき実施		
情報提供時 期・方法	重篤な事案	・都度個別に情報提供、援助 要請等を実施 ※重篤な事案の基準は、覚書 の付属文書に規定し、明確化	・都度個別に情報提供、援助 要請等を実施 ※重篤な事案の基準は、警察 との申合せにより明確化	・都度個別に情報提供、援助 要請等を実施 ※重篤な事案の基準に関する 明文規定なし	・都度個別に情報提供、援助 要請等を実施 ※重篤な事案への対応につい ては、ガイドラインで明確化		
	重篤な事案以外	・月1回、前月分を取りまとめて県担当課から警察本部担当課へ情報提供・県内ネットワークシステムにより、警察本部担当課へデータを送信・警察では受領した情報を県警システムに取り込み、その一部について警察署で閲覧できるようにしている	・月1回、前月分を取りまとめて県担当課から警察本部担当課から警察本部担当課へ情報提供・USBメモリにデータを保存し、媒体を直接手交・警察では受領した情報を警察署管轄地域ごとに分割し、各警察署へ提供	(高知市) ・月1回、市の要対協新規 ケース連絡会において共有 ・市・児童相談所の全ての新 規受理ケース及び継続対応 ケースについて、一覧表(対 媒体)で提供し、警察を含む 関係機関で進行管理 (全市町村)※高知市含む ・月1回、児童相談所から ケースを管轄する市町村、警察署、県福祉保健所へ郵送により一覧表を提供	・月1回、市町村の要対協実 務者会議において共有 ・児相と市町村が受理した全 虐待ケースを登載した「共同 管理台帳」(紙媒体)により 警察を含む関係機関で進行管 理 ・継続ケースについても毎月 状況を更新し、共有 ※全ての市町村の実務者会議 に警察も参加		
重篤な事案以外について 提供する情報		・子どもの氏名、生年月日、 市町村名、状況等 ・各児童相談所が受け付けし た全ての虐待案件(警察から 通告されたものは除く) ・一覧表をエクセルファイル、 PDFファイルに取りまとめ	・子どもの氏名、生年月日、 市町村名、受付経路、状況、 虐待種別等 ・各児童相談所が受理した全 ての児童虐待通告 ・一覧表をエクセルファイル に取りまとめ	・子どもの氏名、生年月日、 住所、虐待種別、リスクラン ク(危険度)等 ・各児童相談所が受理した全 ての児童虐待事案(高知市の 「新規ケース連絡会」は、中 央児童相談所と高知市が受理 した全ての児童虐待事案) ・一覧表を紙媒体に出力	・子どもの氏名、生年月日、 世帯の状況、支援状況(方 針・格付、関係機関の役割分 担等) ・各児童相談所、各市町村が 受理した全ての児童虐待事案 ・一覧表を紙媒体に出力		

児童相談所と警察の児童虐待事案に関する全件情報共有の取組(続き)

	茨城県	愛知県	高知県	大分県				
メリットと感じて いること	・従来懸念されてきたケース ワークへの支障や通告・相談数 の減少傾向は見られない ・児童相談所ごとの情報提供基 準の均一化 ・提供用の一覧簿を児童相談所 の児童虐待事案受付簿を兼ねる よう様式を統一したことで、業 務負担の増加を低減	・複数の目で確認することにより、早期対応・重篤化防止が図れる ・個別状況についての早期の警察への情報提供の意識付けにつながる	有により、支援の進捗状況や評価の見直しについても関係機関と協議して行うことができる・取組開始から約10年経過するが、児童相談所が警察に全件情	り、関係機関相互の役割分担・ 具体的支援の明確化ができ、支 援の漏れ防止、適切な進行管理				
デメリット・課題と 感じていること	・相談対応件数が多い自治体で 同様の取組では負担が大きいの では。 (H28年度中の児童相談所虐待 相談対応件数:2,038件)		・虐待通告件数が多い自治体で 同様の取組では負担が大きいの では。 ・共有対象のデータは手作業で 更新している。 (H28年度中の児童相談所虐待 相談対応件数:291件)					
警察との連携の強化のための取組状況	・県、県教育委員会、警察本部の三者による覚書締結 ・警察と協議により、児童虐待について個別に提供する情報の明確化、全件情報共有を内容とする取扱要領の策定・覚書等定に当たっての警察本部との継続協議 →個別事案への対応に関する警察との協議・申入れ、警察との協議・申入れ、警察との研修の方と、現職警察官・警察官OBの児相への配置等人事交流	有・情報の適正管理について協定を締結して明文化・全件情報共有と深刻な児童虐待事案の速やかな情報提供等について申合せ・協定締結に当たっての児童相談所側、警察側それぞれの研修・周知の実施→個別事案についての早期の情報提供、安全確認のための同行訪問の実施等の連携強化につながった。・検察・警察・児相三機関連携協議会の開催・警察と児相の合同訓練の実施		進められ、複数の機関の視点を 踏まえた援助方針の決定が行えている ・児童相談所と警察本部担当課 との連絡会、連携強化研修等の 開催 ・現職警察官(再任用)の配置 (中央児相)				
		・警察官OBの児相への配置		34				

平成28年度において実施された出頭要求等について

○ 平成20年4月より、児童の安全確認・安全確保の強化の観点から、解錠等を可能とする新たな立入制度 等が創設された。平成28年度の実施状況は以下のとおり。



児童相談所における安全確認を行う際の 「時間ルール」の設定状況について

趣旨

〇 平成19年1月の「児童相談所運営指針」の見直しにより、児童相談所に虐待通告がなされた際の 安全確認を行う時間ルールについて「48時間以内とすることが望ましい」と定められるとともに、各自治体ごとに安全確認を行う際の所定時間を設定することとされた。

(参考)児童相談所運営指針(抄)

安全確認は、児童相談所職員又は児童相談所が依頼した者により、子どもを直接目視することにより行うことを基本とし、他の関係機関によって把握されている状況等を勘案し緊急性に乏しいと判断されるケースを除き、通告受理後、各自治体ごとに定めた所定時間内に実施することとする。当該所定時間は、各自治体ごとに、地域の実情に応じて設定することとするが、迅速な対応を確保する観点から、「48時間以内とする」ことが望ましい。

現状等

○ 平成29年4月1日現在の「時間ルール」の設定状況は以下のとおり。

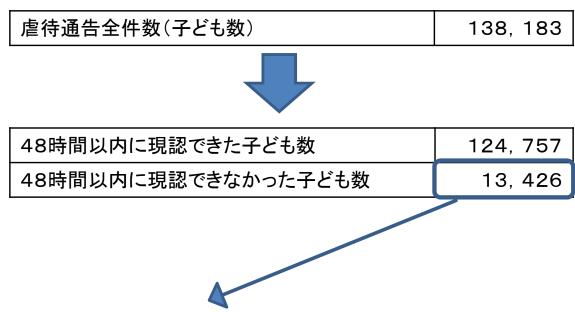
【設定自治体数】 69自治体(設定率100%)

【設 定 時 間】 48時間以内:64自治体

24時間以内: 5自治体(群馬県、福井県、鳥取県、長崎県、堺市)

児童虐待事例の安全確認の現状(平成29年度)

48時間以内の安全確認の状況



現認できなかった子どもについて立入調査を実施しなかった主な理由や安全確認方法

- 児童の特定に至らなかった。
- 目視後、虐待ではないと判断した。
- その後も調査を継続し、家庭訪問や面接等により子どもの安全を確認することができた。
- 緊急性のない通告(世帯状況は通告前から児童相談所も把握していた、通告対象児童のきょうだい、警察からのDV 通告など)であったため、48時間以降に現認を行った。
- 入国管理局へ調査依頼し、回答を待ったため。

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律(平成29年法律第69号)の概要

改正の趣旨 (平成29年6月14日成立・6月21日公布)

虐待を受けている児童等の保護を図るため、里親委託・施設入所の措置の承認の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することができることとする等、児童等の保護についての司法関与を強化する等の措置を講ずる。

改正の概要

※ 平成28年の「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第63号)の附則において、施行後速やかに 裁判所の関与の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするとされている。

1. 虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与(児童福祉法)

- ① 里親委託・施設入所の措置の承認(児童福祉法第28条)の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県に対して保護者 指導を勧告することができることとし、都道府県は、当該保護者指導の結果を家庭裁判所に報告することとする。
- ② ①の勧告を行い、却下の審判をする場合(在宅での養育)においても、家庭裁判所が都道府県に対して当該保護者指導を 勧告することができることとする。
- ③ ①及び②の場合において、家庭裁判所は、勧告した旨を保護者に通知することとする。

2. 家庭裁判所による一時保護の審査の導入(児童福祉法)

○ 児童相談所長等が行う一時保護について、親権者等の意に反して2ヶ月を超えて行う場合には、家庭裁判所の承認を得なければならないこととする。

<u>3.接近禁止命令を行うことができる場合の拡大(児童虐待の防止等に関する法律)</u>

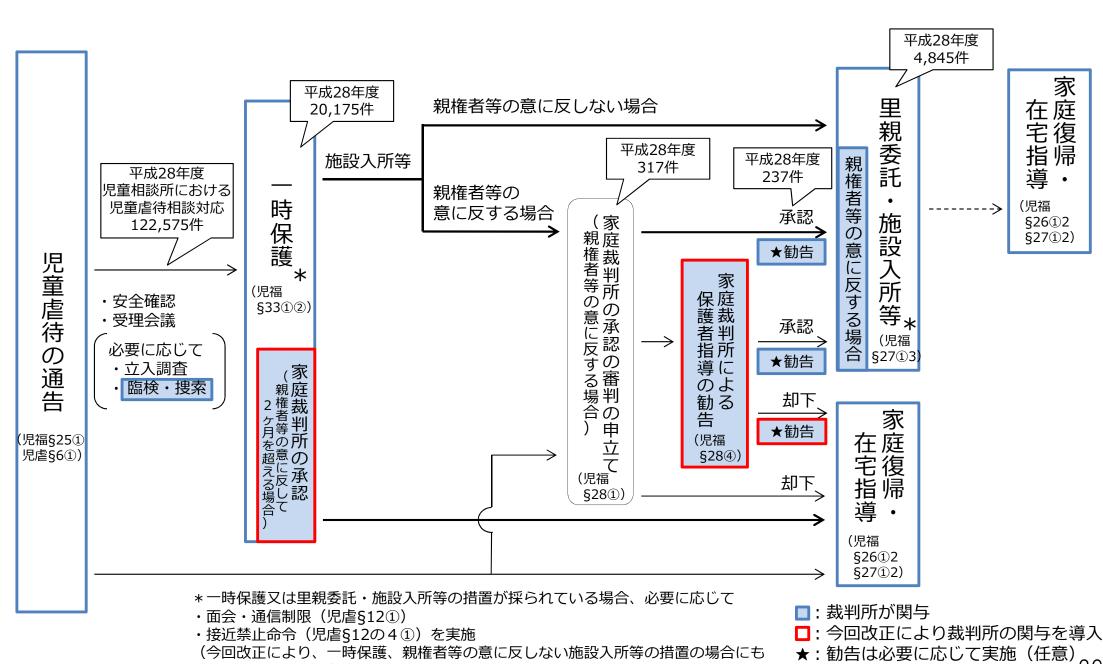
○ 接近禁止命令について、現行では、親権者等の意に反して施設入所等の措置が採られている場合にのみ行うことができるが、一時保護や同意のもとでの施設入所等の措置の場合にも行うことができることとする。

4. その他所要の規定の整備

施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日(平成30年4月2日)

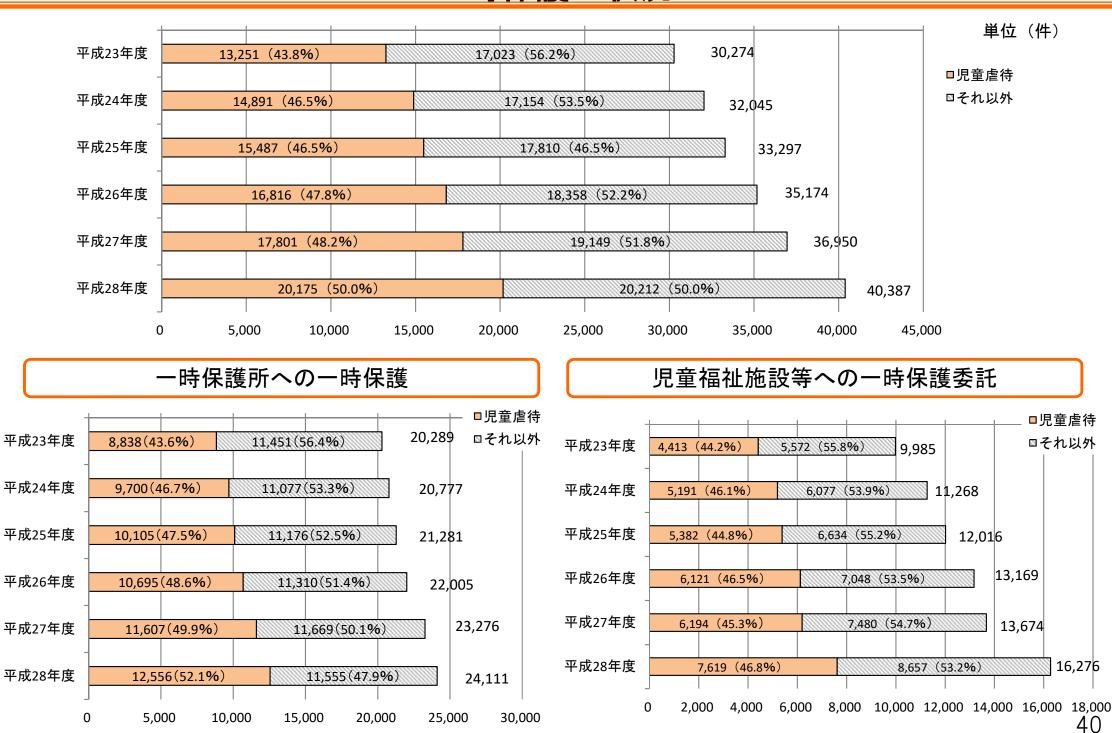
児童虐待対応の基本的な流れ(改正後イメージ)



接近禁止命令の対象を拡大)

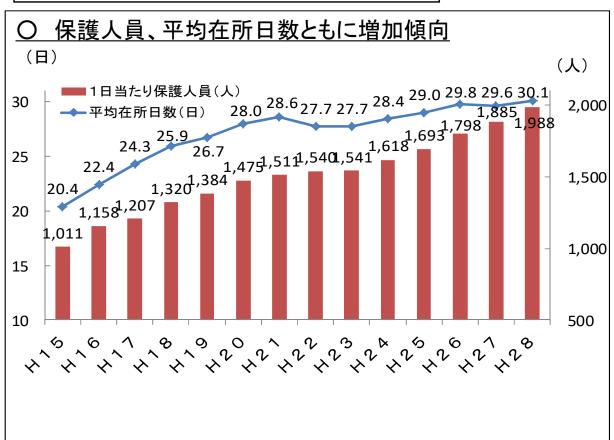
39

一時保護の状況



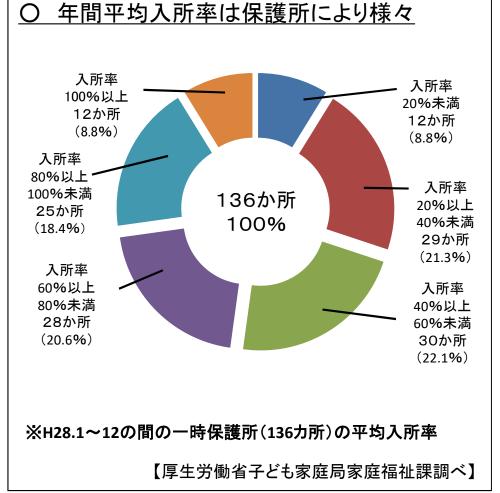
一時保護所の現状について

1日当たり保護人員及び平均在所日数



※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値 【出典】福祉行政報告例(厚生労働省大臣官房統計情報部)

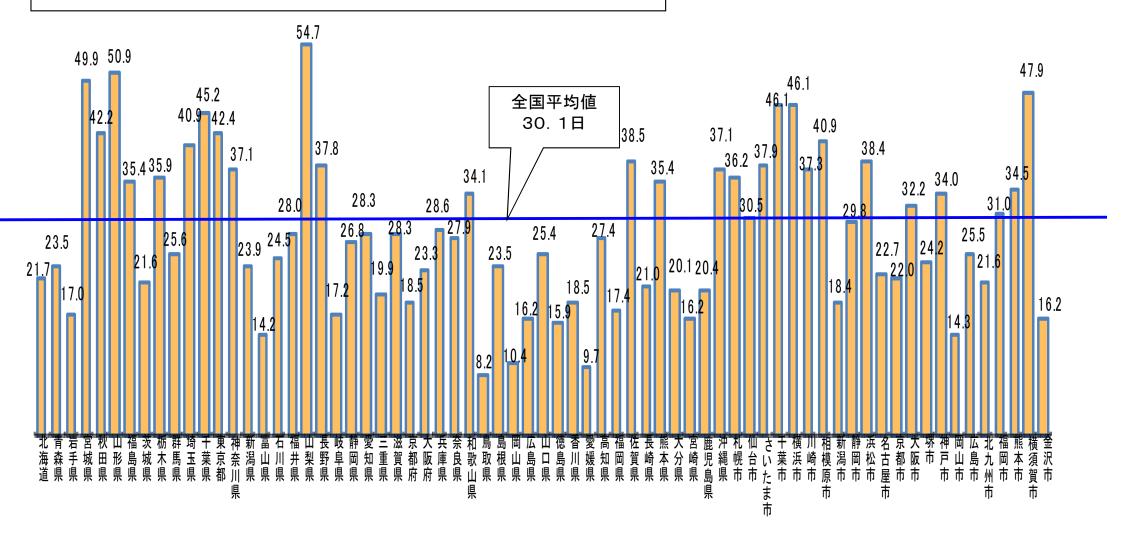
年間平均入所率



(参考)一時保護所での平均在所日数(都道府県別)

- 〇 平均在所日数 = 年間延日数/年間対応件数
- 〇 全国平均値 : 30.1日 (前年度平均値 : 29.6日)

(参考)一時保護の期間は原則として2か月を超えてはならないとされている。



家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト

(「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」 (平成20年3月14日付け雇児総発第0314001号) 別表)

氏名

評価

再統合対象者

記入日(月 日) 年 不明 特記事項 チェックの視点 チェック項目(該当欄に○をつける) 交流状況 面会・外泊等を計画的に実施し、経過が良好である 経 過 2 施設等の判断 施設、里親等が家庭引取りを進めることが適切だと考えている 乳児非該当 家庭復帰を望んでいる(真の希望でない場合は●) 家庭復帰の希望 保護者への思い、愛着 保護者に対する恐怖心はなく、安心・安定した自然な接触ができる 子 5 健康・発育の状況 成長・発達が順調である ど ŧ 対人関係や集団適応に問題はなく、情緒面は安定している 6 ★対人関係、情緒の安定 主たる保育者との関係において問題はなく、情緒面は安定している 乳児非該当 虐待の再発等危機状況にあるとき、相談するなどして危機回避ができる リスク回避能力 8 引取りの希望 家庭引取りを希望している(真の希望でない場合、依存的要素を含む強すぎる希望は●) 虐待の事実を認めていること 虐待の事実を認め、問題解決に取り組んでいる 10 **|**子どもの立場に立った見方 子どもの立場や気持ちをくみ取りながら子育てができる 衝動のコントロール 子どもへの怒りや衝動を適切にコントロールできる 保護者 12 精神的安定 精神的に安定している(必要に応じて医療機関とのかかわりがもてる) 13 養育の知識・技術 子どもの年齢、発達あるいは場面に応じ、適切な養育ができる 関係機関への援助関係構築の 児童相談所や地域の関係機関と良好な相談関係が持て、適宜必要な援助が求められる 地域、近隣における孤立、ト 近隣から必要なときに援助が得られる ラブル 家庭環境 16 親族との関係 親族から必要なときに援助が得られる 17 生活基盤の安定 経済面、住環境面での生活基盤が安定的に確保されている 18 │子どもの心理的居場所 家族関係が良好で、家庭内に子どもの心理的な居場所がある 19 | 地域の受入れ体制 公的機関等による支援体制が確保されている 地 域 20 地域の支援機能 支援の中心となる機関があり、各機関が連携して支援が行える A 家庭復帰を進める B 家庭復帰に課題あり C 家庭復帰は不可(B、Cの場合、その理由を記入)

I ガイドラインの目的

- 一時保護は、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を 把握するため、また、虐待を受けた子ども等の最善の利益を守るために行われるもの。
- しかしながら、子ども一人一人の状態に合わせた個別的な対応が十分にできていないことがあることや、ケアに関する自治体間格差、学習権保障の観点からの問題、一時保護期間の長期化などの問題が指摘されている。
- 平成28年の児童福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第63号)により、子どもが権利の主体であること、家庭養育優先の理念とともに、一時保護の目的が、子どもの安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するためであることが明確化された。また、「新しい社会的養育ビジョン」(平成29年8月2日)においても、一時保護の見直しの必要性が提示された。
- 子どもを一時的にその養育環境から離す一時保護中においても、子どもの権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアが提供されることが重要である。このため、本ガイドラインは、一時保護に関して指摘されている問題解決に向け、自治体や関係者が進むべき方針を共有し、一時保護を適切に行い、実効ある見直しを進めることを目的として示す。

Ⅱ 一時保護の目的と性格

1 一時保護の目的

児童福祉法に基づく一時保護の目的(子どもの安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は子どもの心身の状況、 その置かれている環境その他の状況を把握するため)及び一時保護の判断を行う場合は、子どもの最善の利益を最優先 に考慮する必要があることを記載。

<u>2 一時保護の在り方</u>

- 一時保護期間中は子どもと関わり寄り添うとともに、関係機関と連携しながら子どもや家族に対する支援を検討する期間となる。
- 一時保護を行うに当たっては、子どもや保護者の同意を得るよう努める必要があるが、子どもの安全確保が必要な場合は、子どもや保護者の同意がなくとも躊躇なく保護を行うべきである。
- 一時保護の有する機能として、子どもの安全確保のための「緊急保護」と子どもの心身の状況等を把握するために 行う「アセスメント保護」がある。このほか一時保護の機能として、短期間の心理療法、カウンセリング等を行う短 期入所指導がある。
- 一時保護の期間は一時保護の目的を達成するために要する必要最小限の期間とする。

① 緊急保護

虐待等により子どもを家庭から一時的に引き離す必要がある場合等、子どもの安全を確保するために行う。 子どもの自由な外出を制限する環境で保護する期間は、必要最小限とするほか、当該環境での保護の継続が必要な場合は、子どもや保護者等の状況に応じ、その必要性を2週間以内など定期的に検討する。

② アセスメント保護

子どもの適切・具体的な援助指針を定めるため、一時保護による十分な行動観察等を含む総合的なアセスメントが必要な場合に行う。アセスメントは、子どもの状況等に適した環境で行う。

3 子どもの権利擁護

○ 一時保護中の子どもの意見表明や相談体制、不服申立て等の権利擁護のための仕組みに関すること、外出・通信・ 面会・行動等を制限する場合の留意事項、被措置児童等虐待の防止等について記載。

4 一時保護の環境及び体制整備等

○ 必要な一時保護に対応できる定員を設定し、地域の実情に合わせて、委託一時保護の活用等も含め、一人一人の子 どもの状況に応じた対応ができるよう、一時保護の環境整備や体制整備を図る。この際、里親家庭、一時保護専用施 設などで、可能な場合には、子どもの外出や通学ができるような配慮を行えるようにする。

5 一時保護の手続

- 一時保護の開始、継続(※)、解除の手続及び留意事項等について記載。
 - ※ 平成29年の児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律(平成29年法律第69号)による家庭裁判所に対する引き続いての 一時保護の承認の申立てを含む。

Ⅲ 一時保護所の運営

一時保護所の環境、入所手続、子どもの観察、保護中の子どもの生活環境(生活、食事、健康管理、教育・学習支援 等)等について記載。

Ⅳ 委託一時保護

委託一時保護の考え方、手続等について記載。

V 一時保護生活における子どもへのケア、アセスメント

一時保護において子どもの安全を確保して安心感を与えるケアを行えるよう、初期から解除時までの一時保護における 各段階における対応、性被害を受けた子ども等特別な配慮が必要な子どもに対するケア、ケアを通じたアセスメントに関 する事項、留意事項等について記載。

里親数、施設数、児童数等

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に 養護を行う。対象児童は、約4万5千人。

里親	家庭にお	ける養育を里親に	登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリー	養育者の住居に	おいて家庭養護
470	委託		11, 405世帯	4, 038世帯	5, 190人	ホーム	を行う(定員5~	√6名)
	区分	養育里親	9,073世帯	3, 180世帯	3, 943人		ホ ー ム 数	313か所
	(里親は	専門 里親	689世帯	167世帯	202人		一	उ।उग्राभा
	重複登録	養子縁組里親	3, 798世帯	309世帯	301人		子子 10	1 050 1
	有り)	親族里親	526世帯	513世帯	744人		委託児童数	1, 356人

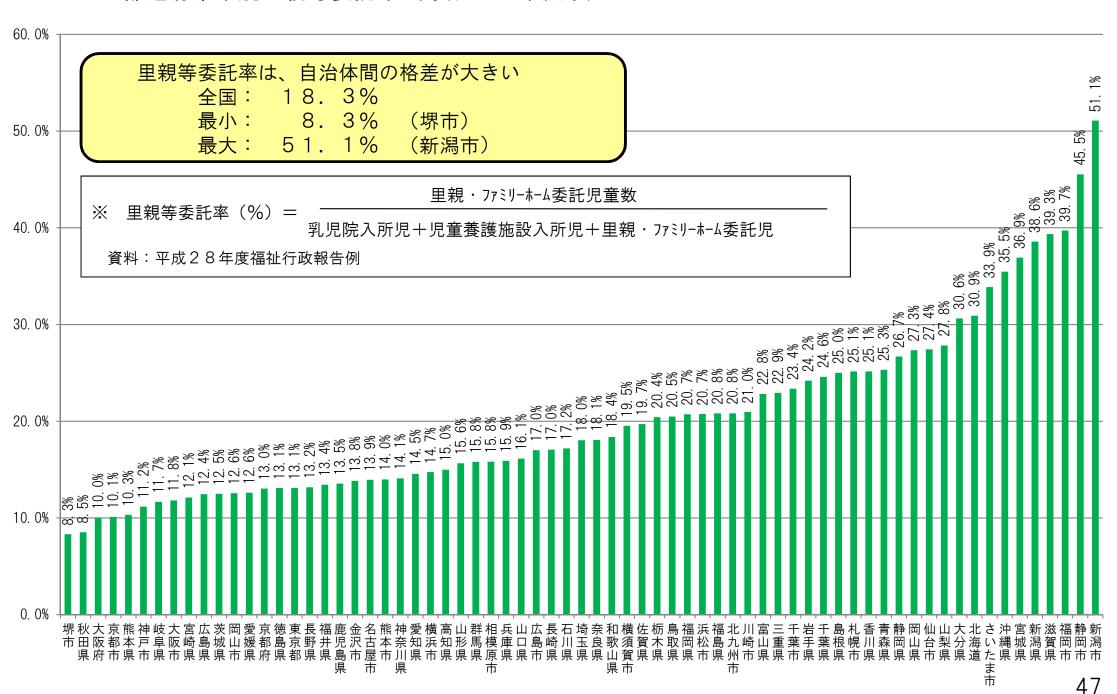
於	色影	Į.	乳児院	児童養護施設	児童心理治療 施 設	児童自立支援 施 設	母子生活支援 施 設	自 立 援 助 ホ - ム
対	象 児	童	乳児(特に必要な 場合は、幼児を含 む)	保護者のない児童、 虐待されている児 童その他環境上養 護を要する児童 (特に必要な場合 は、乳児を含む)	家庭環境、学校に おける交友関係そ の他の環境上の理 由により社会生活 への適応が困難と なった児童	不良行為をなし、 又はなすおそれの ある児童及び環境 環境その他の環境 上の理由により生 活指導等を要する 児童	配偶者のない女子 又はこれに準ずる 事情にある女子及 びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、 児童養護施設等を 退所した児童等
施	設	数	138か所	615か所	46か所	58か所	232か所	143か所
定		員	3, 895人	32, 605人	2, 049人	3, 686人	4, 779世帯	934人
現		員	2, 801人	26, 449人	1, 399人	1, 395人	3, 330世帯 児童5, 479人	516人
職	員 総	数	4, 793人	17, 137人	1, 165人	1, 743人	2, 080人	604人

小規模グループケア	1, 341か所
地域小規模児童養護施設	354か所

- ※里親数、F H ホーム数、委託児童数、乳児院・児童養護施設の施設数・定員・現員は福祉行政 報告例(平成29年3月末現在)
- ※施設数*、ホーム数(F H除く)、定員*、現員*、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ(平成28年10月1日現在)(*乳児院・児童養護施設除く)
- ※職員数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(平成28年10月1日現在)
- ※自立援助ホームの職員数は家庭福祉課調べ(平成28年3月1日現在)
- ※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

都道府県市別の里親等委託率の差

69都道府県市別里親等委託率(平成28年度末)



新しい社会的養育ビジョン

(「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」 平成29年8月2日とりまとめ公表)

経緯

平成28年児童福祉法改正により、子どもが権利の主体であること、実親による養育が困難であれば、里親や特別養子縁組などで養育されるよう、家庭養育優先の理念等が規定された。この改正法の理念を具体化するため、厚生労働大臣が参集し開催された有識者による検討会(※)で「新しい社会的養育ビジョン」がとりまとめられた。

※「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」(座長: 国立成育医療研究センター奥山眞紀子こころの診療部長)

ポイント

①<u>市区町村を中心とした支援体制</u>の構築、②<u>児童相談所の機能強化と一時保護改革</u>、③代替養育における<u>「家庭と同様の養育環境」原則</u>に関して<u>乳幼児から段階を追っての徹底</u>、家庭養育が困難な子どもへの<u>施設養育の小規模化・地域分散化・高機能化、④永続的解決(パーマネンシー保障)の徹底</u>、⑤代替養育や集中的在宅ケアを受けた子どもの<u>自立支援の徹底</u>などをはじめとする改革項目について、速やかに平成29年度から着手し、目標年限を目指し計画的に進める。

これらは子どもの権利保障のために<u>最大限のスピードをもって実現する必要</u>があり、その工程において、子どもが不利益を被ることがないよう、十分な配慮を行う。

<工程で示された目標年限の例>

- ・特に<u>就学前の子ども</u>は、家庭養育原則を実現するため、<u>原則として施設への新規措置入所を停止</u>。このため、遅くとも平成32年度までに全国で行われるフォスタリング機関事業の整備を確実に完了する。
- ・ 愛着形成に最も重要な時期である<u>3歳未満については概ね5年以内</u>に、それ以外の<u>就学前の子どもについては概ね</u>7年以内に<u>里親委託率75%以上を実現</u>し、<u>学童期以降は概ね10年以内を目途に里親委託率50%以上を実現</u>する(平成27年度末の里親委託率(全年齢)17.5%)。
- ・ <u>施設での滞在期間は、原則として乳幼児は数か月以内、学童期以降は1年以内</u>。(特別なケアが必要な学童期以降 の子どもであっても3年以内を原則とする。)
- ・ 概ね<u>5年以内</u>に、現状の約2倍である<u>年間1000人以上の特別養子縁組成立を目指し</u>、その後も増加を図る。

都道府県社会的養育推進計画の策定要領<概要>

1. 今回の計画策定の位置付け

- · 「社会的養護の課題と将来像」を基に、各都道府県で行われてきた取組については全面的に見直し、子どもの権利保障のために、できるだけ早期に、<u>平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、</u> 「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくことが求められている。
- ・ その過程においては、<u>子どもの最善の利益を念頭に、すべての子どもが健全に養育される権利を持っていることを十分踏ま</u> <u>え、子どもが不利益を被ることがないよう、十分な配慮が必要</u>である。そのような取組が計画的かつ速やかに進められるよう、 2019年度末までに策定する新たな計画について、国として、策定要領を示すものである。

2. 基本的考え方

- · 今般の見直しの対象は、在宅での支援から特別養子縁組、普通養子縁組、代替養育や自立支援などが網羅されている。これらの項目すべては緊密につながっており、一体的かつ全体的な視点をしっかりと持って進めていく必要がある。
- · 都道府県や市区町村、特別養子縁組の養親、里親、乳児院等の児童福祉施設などの関係者に抜本的な改正となる平成28年改正 児童福祉法の理念等が徹底されるとともに、何よりも子ども達の最善の利益のために着実に進めていくことが必要である。
- ・ 各都道府県においては、これまでの地域の実情は踏まえつつも、子どもの権利や子どもの最善の利益はどの地域においても実 現されるべきものであること、及び国における目標を十分に念頭に置き、計画期間中の具体的な数値目標と達成期限を設定し、 その進捗管理を通じて、取組を強化する。
- ・ <u>国においては、毎年、各都道府県における計画の取組及び「評価のための指標」等をとりまとめ、進捗のモニタリング及び評</u> <u>価を行い、公表するとともに、進捗の検証を行って取組の促進を図る</u>。
- ・ 今後、都道府県の計画が着実に実施できるよう、様々な施策に必要な財政支援の在り方が課題となってくる。<u>厚生労働省としては、これらの課題への対応について、2019年度以降の予算において、引き続き検討し、安定的な財源の確保に向けて、最大限</u> <u>努力</u>していく。

3. 都道府県推進計画の記載事項

- (1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方 及び全体像
- (2) 当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・アドボカシー)
- (3) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府 県の取組
- (4) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み
- (5) 里親等への委託の推進に向けた取組

- (6)パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
- (7)施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・ 機能転換に向けた取組
- (8) 一時保護改革に向けた取組
- (9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- (10) 児童相談所の強化等に向けた取組
- (11) 留意事項

4. 項目ごとの策定要領

(1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

- ・ <u>平成28年改正児童福祉法の理念及び「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益の実現に向けて、各都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方と全体像を策定</u>すること。
- 国においては、必要な指標を提示し、毎年、計画の各取組の指標を取りまとめ、進捗のモニタリング及び評価を行う。

(2) 当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・アドボカシー)

- ・ 措置された子どもや一時保護された子どもの権利擁護の観点から、<u>当事者である子どもからの意見聴取や意見を酌み取る方</u> 策、子どもの権利を代弁する方策について、各都道府県の実情に応じた取組を進めること。
- · 併せて社会的養護に関する施策を検討する際にも、当事者である子ども(社会的養護経験者を含む。)の複数の参画を求めることとし、第三者による支援により適切な意見表明ができるような取組を行うこととする。

(3) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

- ①市区町村の相談支援体制等の整備に向けた都道府県の支援・取組
- · 子育て世代包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点の普及、市区町村の支援メニュー(ショートステイ、トワイライトステイ)の充実、母子生活支援施設の活用について、都道府県の行う支援・取組を盛り込んだ計画を策定すること。
- · 子ども家庭支援に携わる職員の人材育成支援策に関する計画(都道府県の行う取組)を策定すること。

②児童家庭支援センターの機能強化および設置促進に向けた取組

· 児童家庭支援センターの機能強化の計画および設置に向けた計画(設置時期·設置する地域)を策定すること。

(4) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

· <u>代替養育を必要とする子ども数を見込む</u>こと。

<代替養育を必要とする子ども数の見込みの推計方法の例>

子どもの人口(推計・各歳毎)×代替養育が必要となる割合(潜在的需要を含む。)=代替養育を必要とする子ども数

· 算式1·算式2※により算出された数値をそれぞれ明らかにした上で、<u>里親等委託が必要な子ども数を見込む</u>こと。

代替養育を必要とする子ども数(年齢区分別)×甲親等委託が必要な子どもの割合※=甲親等委託が必要な子ども数

- ※算式1 乳児院に半年以上、児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児数等を基に機械的に算出
 - 算式2 現に施設入所している全ケース(又は一部)のうち、里親等委託が必要な子ども数を洗い出して算出
 - (注) 里親等委託が必要な子ども数については、家庭養育優先原則の理念に基づき、<u>現状における委託可能な里親数等</u>

<u>にとらわれず、子どもの状態や希望等に基づき判断</u>すること。

50

(5) 里親等への委託の推進に向けた取組

- ①フォスタリング業務の包括的な実施体制の構築
- · 都道府県が行うべき里親に関する業務(フォスタリング業務)の実施体制の構築に向けた計画を策定すること。
- ・ <u>2020年度までに、</u>各都道府県において、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の業務<u>(フォスタリング業務)の包括的な実施体制を</u>構築すること。

②里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込み

- ・ 里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込みを推計すること。その上で、<u>乳幼児75%以上、学童期以降50%以上の里</u> 親等委託率の実現に向けて、2024年度時点及び2029年度時点における里親等委託率の目標を設定するとともに、<u>必要な里親数</u> 等が確保されるべき時期の見込みを明らかにすること。
- ・ 国においては、「概ね7年以内(3歳未満は概ね5年以内)に乳幼児の里親等委託率75%以上」、「概ね10年以内に学童期以降の里親等委託率50%以上」の実現に向けて、取組を推進する。都道府県においては、これまでの地域の実情は踏まえつつも、子どもの権利や子どもの最善の利益はどの地域においても実現されるべきものであること、及び上述した数値目標を十分に念頭に置き、個々の子どもに対する十分なアセスメントを行った上で、代替養育を必要とする子どもの見込み等を踏まえ、数値目標と達成期限を設定する。なお、数値目標の設定は、子どもが健やかに養育される権利を保障する環境を整えるために必要な取組を計画的に進めるためのものである。個々の子どもに対する具体的な措置は、児童相談所における「家庭養育優先原則」を十分踏まえたアセスメントの結果によって、子どもの最善の利益の観点から行われるものであって、里親等委託率の数値目標達成のために機械的に措置が行われるべきものではない。

国としては、必要な支援策を講じるとともに、<u>委託率の引き上げの進捗と子どもの状況について丁寧にフォローの上、都道</u>府県の代替養育を必要とする子どもの状況や里親等委託の取組状況を評価し、支援の在り方や進め方について検証する。進捗状況は、毎年、公表する。

(6) パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

- · 特別養子縁組の推進·支援及び養子縁組支援のための体制の構築に向けた計画を策定すること。
- ・ 子どもにとって永続的に安定した養育環境を提供することが重要であることから、特に、棄児、保護者が死亡し又は養育を望めず、他に養育できる親族等がいない子どもや、新生児・乳幼児で長期的に実親の養育が望めない子ども、長期間にわたり親との交流がない子ども、虐待等の理由で親子分離され、その後の経過からみて家族再統合が極めて困難と判断された子どもなど、特別養子縁組の検討対象となる子どもの数を把握すること。その上で、実際の縁組には、実親との関係が子どもにとってどのような意味を持つのかという点を含め、十分なアセスメントとマッチング等を行いつつ、特別養子縁組によるパーマネンシー保障を優先して検討すること。
- ・ <u>国としても、</u>各都道府県における特別養子縁組の成立件数の集計・公表を行うとともに、特別養子縁組制度のより一層の活 用の検討を促していく観点から、<u>概ね5年以内に年間1,000人以上の縁組成立を目指し、それらの情報を基に、制度への理解を</u> 進めるための広報の展開や養子縁組に関わる制度の在り方の検討、民間機関への支援などを講じていく。 51

(7) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

①施設で養育が必要な子ども数の見込み

- ・ 「代替養育を必要とする子ども数の見込み」から、(4)の算式1及び算式2で算出された「里親等委託が必要な子ども数」をそれぞれ減じて算出された数値を明らかにした上で、施設で養育が必要な子ども数の見込みを算出すること。
- ・ 算出された必要数が現状を下回る場合、パーマネンシー保障が確立し、里親養育推進が実現するまでの間、<u>保護が必要な子</u> <u>どもの行き場がなくなることのないよう、十分な受け皿を確保</u>することに留意し、見込みを算出すること。

②施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- ・ 代替養育全体の在り方に関する計画を立て、それに基づいて<u>施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散</u> <u>化に向けた計画を策定</u>すること。
- ・ 児童福祉法第3条の2の規定に則り、<u>「できる限り良好な家庭的環境」を確保すべきであり、質の高い個別的なケアを実現</u> するとともに、小規模かつ地域分散化された施設環境を確保することが重要である。
- ・ こうした考え方のもと、<u>今後計画される施設の新築や改築、増築の際には、小規模かつ地域分散化された施設の設置を優先</u> して進めていくこと。
- ・ なお、大舎から小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を進める過程で、人材育成の観点から、<u>本体施設から順次分散化施設を独立させていく方法</u>や、<u>過渡的に本体施設のユニット化を経て独立させていく方法</u>が考えられるが、どちらの場合にも、<u>概ね10年程度で地域分散化及び多機能化・機能転換を図る計画を、人材育成も含めて策定</u>すること。過渡的にユニット化する場合でも
 - ・ 同一敷地内での戸建て住宅型又はグループごとに独立した玄関のある合築型の施設内ユニットとするなど、生活単位を独 立させるとともに
 - ・ 地域社会との良好な関係性の構築を十分に行うといった工夫を行うこと。
- ・ <u>既存の施設内ユニット型施設</u>についても、<u>概ね10年程度を目標に、小規模かつ地域分散化を進めるための人材育成計画を含めた計画を立てる</u>。その際、既存ユニットは一時保護やショートステイのための専用施設や里親のレスパイト・ケアなど、多機能化・機能転換に向けて、積極的に活用を進めていくことが求められる。また、下記のような心理職や医師、看護師などの即時対応ができるケアニーズが非常に高い子どもへの専門的なケア形態への転換を図ることも可能である。
- ・ <u>小規模かつ地域分散化の例外</u>として、<u>ケアニーズが非常に高い子どもに専門的なケアを行うため、心理職や医師、看護師などの専門職の即時の対応が必要な場合には、生活単位が集合</u>する場合もあり得る。このような場合においては、十分なケアが可能になるように、<u>できるだけ少人数(将来的には4人まで)の生活単位とし、その集合する生活単位の数も大きくならない(概ね4単位程度まで)ことが求められている。そのため、厚生労働省としては、2019年度以降の予算において、引き続き検討し、安定的な財源の確保に向けて、最大限努力</u>していく。

(8) 一時保護改革に向けた取組

・ <u>「一時保護ガイドライン」を踏まえた</u>既存の一時保護所の見直し項目及び見直し時期、一時保護所の必要定員数、一時保護 専用施設や一時保護委託が可能な里親等・児童福祉施設等における確保数及び一時保護に関わる職員の育成方法と実施する時 期等、一時保護改革に向けた計画を策定すること。

(9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

・ 平成28年改正児童福祉法により自立のための支援が必要に応じて継続されるための仕組みが整備されたこと等を踏まえて、 社会的養護自立支援事業及び就学者自立生活援助事業の実施に向けた計画(実施予定時期、実施メニュー)及び自立援助ホームの実施など、社会的養護の子どもの自立支援策の強化のための取組について、実施に向けた計画を策定すること。

(10) 児童相談所の強化等に向けた取組

- ①中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組
- ・ 平成28年改正児童福祉法附則第3条の趣旨は全ての中核市・特別区が児童相談所を設置できるようにすることであることから、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、各都道府県における具体的な計画を策定すること。

②都道府県(児童相談所)における人材確保・育成に向けた取組

・ 児童相談所における各都道府県等(児童相談所)職員の配置など、<u>子ども家庭福祉人材の確保・育成のための、具体的な計</u> 画を策定すること。

(11) 留意事項

- ・ 各都道府県においては、この計画策定要領を基に、計画の全面的な見直しに向けた準備や検討を進め、<u>2019年度末までに新</u>たな計画の策定を行うこと。なお、計画の策定を待つことなく、2018年度から
 - ① フォスタリング機関による包括的な里親養育支援体制の構築に向けて、児童相談所の体制強化や民間機関の積極的活用を 含めて、実施機関やその配置の調整・検討
 - ② 乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模化・地域分散化に向けて、各施設の意向の確認等、計画策定に向けた調整・検討
 - ③ これらに従事する人材の専門性の向上に向けた、人材育成の機会の確保のための取組
 - ④ 里親等委託が必要な子ども数の調査 等

について、可能なものから、順次速やかに取組を進めること。

- ・ なお、<u>国としても、児童虐待防止対策の強化に向けた更なる対応を検討</u>していくこととしており、具体的な内容については 追ってお示しする。その内容も踏まえて、速やかに取組を進めること。
- ・ 全面的な見直し後の計画期間は2029年度を終期とし、2020年度から2024年度、2025年度から2029年度ごとの各期に区分して 策定すること。<u>計画の進捗状況について、毎年度検証</u>するとともに、2020年度から2024年度の期末及び各期の<u>中間年を目安として、進捗状況の検証結果を踏まえ、必要な場合には、計画の見直しを行って取組の促進を図る</u>こと。なお、<u>国においては、</u> 区分された期間内でも毎年度ごとの都道府県の進捗状況を把握、評価し、公表するとともに、必要な支援策を検討する。 53

フォスタリング機関(里親養育包括支援機関)及びその業務に関するガイドラインの概要 ①

I. ガイドラインの目的

○ 平成28年改正によって児童福祉法に明記された家庭養育優 先原則を受け、質の高い里親養育を実現するため、都道府県 が行うべきフォスタリング業務の在り方を具体的に提示するととも に、フォスタリング業務を民間機関に委託する場合における留意 点や、民間機関と児童相談所との関係の在り方を示すもの。

Ⅱ. フォスタリング業務とその重要性

- 質の高い里親養育を実現し、維持するとともに、関係機関による支援ネットワークを形成することにより、子どもの最善の利益の追求と実現を図ることが目的。このため、
 - 委託可能な里親を開拓・育成する
 - 相談しやすく、協働できる環境を作る
 - ・安定した里親養育を継続できる(不調を防ぐ) ことを成果目標とする。
- フォスタリング業務とは、児童福祉法第11条第1項第2号に掲げる業務に相当する以下の業務。
 - ・里親のリクルート及びアセスメント
 - ・登録前、登録後及び委託後における里親に対する研修
 - 子どもと里親家庭のマッチング
 - ・里親養育への支援(未委託期間中及び委託解除後の フォローを含む。)
- フォスタリング業務は、一貫した体制の下に、継続的に提供されることが望ましい。

Ⅲ. フォスタリング機関と児童相談所

- 一連のフォスタリング業務を包括的に実施する機関を「フォスタリング機関」といい、都道府県知事から一連のフォスタリング業務の包括的な委託を受けた民間機関を「民間フォスタリング機関」という。
- フォスタリング業務は都道府県(児童相談所)の本来業務であり、まずは児童相談所がフォスタリング機関となることが想定されるが、民間機関への委託も可能。
- 一連の業務の包括的な委託を受ける民間フォスタリング機関の 活用を積極的に検討し、地域の実情に応じた実施体制を構築。
- 民間機関への委託の可否について、都道府県は、民間機関を 育成するという視点をもって、将来的な民間フォスタリング機関への 委託可能性も含めて検討。
- フォスタリング業務全体の最終的な責任は児童相談所が負う
- 民間フォスタリング機関と児童相談所は、信頼関係に基づく良好なパートナーシップを構築。情報共有を徹底し、協働して問題解決に当たる。
- 児童相談所の体制強化は引き続き必要であることに留意。

IV. フォスタリング機関の担い手及びチーム養育

- 民間フォスタリング機関には、
 - ・民間ならではのリクルート手法による多様な里親の開拓
 - ・児童相談所と異なる立場からのサポート等
 - ・継続性・一貫性のある人材育成、里親との継続的関係構築といったメリットがある。乳児院や児童養護施設等は有力な担い手として期待される。
- 里親とフォスタリング機関が、チームを組みつつ子どもの養育を行う 「チーム養育」が必要。 54

フォスタリング機関(里親養育包括支援機関)及びその業務に関するガイドラインの概要 ②

IV. フォスタリング機関の担い手及びチーム養育 (つづき)

○ 子どもに関係する市区町村、保健センター、教育委員会、学校、保育所等、医療機関、乳児院、児童養護施設等の関係機関についても支援者として「応援チーム」に位置づけ、里親養育を理解し支援する地域ネットワークの構築に努める。

V. フォスタリング機関の職員体制とそれぞれの業務内容

- 職員体制については、統括者・ソーシャルワーカー・リクルーター・ 心理職・事務職員の配置が考えられる。
- フォスタリング機関のソーシャルワーカーの業務は、以下のとおり。
 - ・里親養育の心理的・実務的サポート
 - ・里親養育に関するスーパービジョン (自立支援計画の作成・共有や進捗把握、養育水準向上に 向けた助言・指導など)
 - ・里親養育の状況に応じた支援のコーディネート(地域における関係機関を含めた支援体制構築や、レスパイト・ケアの利用勧奨など)
- ○フォスタリング業務を担う人材の育成に取り組む。

VI. フォスタリング業務の実施方法

- ※ 民間フォスタリング機関による実施を念頭に、具体的事例を交えつつ記載
- ① 里親のリクルート及びアセスメント
 - ・認知度向上に向けた取組を含む「攻めるリクルート」による登録候補者獲得
 - ・里親になることへの不安や負担感を軽減する説明
 - ・家庭訪問の実施を含めた丁寧な適性評価

- ② 登録前、登録後及び委託後における里親に対する研修
 - ・里親のスキルアップを目指すとともに、アセスメントの機会として も活用。マッチングに活かす
 - ・実践的内容とするとともに、里親同士の互助関係の醸成に努める
- ③ 子どもと里親家庭のマッチング
 - ・マッチングは里親委託の成否を左右する極めて重要な要素
 - ・フォスタリング機関と児童相談所が情報を持ち寄り、細部にわ たって共有しながらマッチングを図る
- ④ 里親養育への支援
 - ・定期的な家庭訪問や電話によるフォローを実施し、状況を把握
 - 里親養育の状況に応じて、関係機関による支援をコーディネートする
 - ・実親との協働の大切さを見失うことのないよう、子どもと実親 の関係性に関する支援を行い、子どもと里親の不安を緩和す る
 - ・里親家庭での養育が不安定になった場合や虐待など不適切な養育があった場合に、要因に応じて適切に対応する
 - ・里親委託が不調となった場合には、子どもと里親の双方に対 する十分なフォローを行う
 - ・委託解除時は、里親の喪失感を軽減できるように配慮する

Ⅷ.「里親支援事業」の活用

○ 都道府県における積極的活用

乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の進め方<概要>

はじめに:高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けて目指すべき方向性

- · 乳児院や児童養護施設については、家庭養育優先原則を進める中においても、施設での養育を必要とする子どもの養育に関し、「できる限り良好な家庭的環境」において、高機能化された養育や保護者等への支援を行うとともに、里親や在宅家庭への支援等を行うことなど、施設の多機能化・機能転換を図ることにより、更に専門性を高めていくことが期待されている。
- ・ この「進め方」は、平成30年度予算において可能である措置費等の活用方法、職員配置、運営方法などについてとりまとめ、 円滑に取組を進められるよう、施設及び自治体関係者向けのマニュアル、参考資料として提供。
- ・ 取組を更に進めていくためには、必要な財政支援の在り方が課題。厚生労働省は、これらの課題への対応について、2019年度 以降の予算において、安定的な財源の確保に向けて、引き続き最大限努力し、それらを踏まえて、本書も逐次改正。

第I 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けて目指すべき方向性

- ・ 改正児童福祉法に基づく家庭養育優先原則の下では、施設の役割・機能を縮小させるものではなく、これまで以上に専門的で - 幅広くしていくことが求められる。
- 具体的には、乳児院・児童養護施設においては、地域におけるニーズや資源の状況、自らの「強み」・「弱み」も踏まえつつ、以下の具体的な姿を念頭に、施設長等のリーダーシップの下、施設職員とともに、「地域の社会的養育を支える専門的な拠点」となるよう、自らの施設を変革していくことを目指していくべき。

施設養育の高機能化の方向性

- · 家庭での養育が困難な子ども及び年長で今までの経緯より家庭的な生活をすることに拒否的になっている子どもに対して、 早期の家庭復帰や里親委託等に向けた専門的な支援や自立支援を含め、更に専門性の高い施設養育を行うこと。
- · そのための専門性のある職員の配置及び小規模かつ地域分散化を推進すること。

多機能化・機能転換の方向性

- · 更に専門性を高めた上で、地域における家庭養育の支援を行うこと。
- ・ 具体的には、地域の実情等に応じ、以下に取り組むこと。
- ①一時保護委託の受入体制の整備
- ②養子縁組支援やフォスタリング機関(里親養育包括支援機関)の受託をはじめとする里親支援機能の強化
- ③市区町村と連携した在宅支援や特定妊婦の支援強化

第Ⅱ 取組を進める上で活用可能な予算制度

- ・高機能化及び多機能化・機能転換に向けた以下の取組を進める上で、現在、活用可能な予算制度の要件や補助額等を紹介。
 - 1. 職員配置・専門職の配置の充実、小規模かつ地域分散化による養育機能の高機能化
 - 2. 在宅支援機能や里親支援機能をはじめとする多機能化・機能転換

第Ⅲ 改正児童福祉法や高機能化及び多機能化・機能転換を踏まえた小規模かつ地域分散化の更なる推進

- 1. 各施設が策定している小規模化・地域分散化に向けた計画を小規模かつ地域分散化に向けて見直し。
- 2. 今後計画される施設の新築や改築、増築の際には、小規模かつ地域分散化された施設の設置を優先。
- 3. 小規模かつ地域分散化等を進める過程で、人材育成の観点から、本体施設から順次分散化施設を独立させていく場合や、過渡 的に本体施設のユニット化を経て独立させていく場合にも、概ね10年程度で地域分散化及び多機能化・機能転換を図る計画を、 人材育成も含めて策定するよう求める。過渡的にユニット化する場合でも、
 - · 同一敷地内での戸建て住宅型又はグループごとに独立した玄関のある合築型の施設内ユニットとするなど、生活単位を独立 させるとともに
 - ・ 地域社会との良好な関係性の構築を十分に行う といった工夫を行うよう求める。
- 4. 既存の施設内ユニット型施設についても同様に、概ね10年程度で地域分散化等を図る計画の策定を求める。その際、既存ユニットは、多機能化・機能転換に向けて積極的に活用を進めていく。

※小規模かつ地域分散化の例外

- · ケアニーズが非常に高い子どもに専門的なケアを行うため、心理職や医師、看護師などの専門職の即時の対応が必要な場合には、生活単位が集合する場合もあり得る。
- · このような場合においても、十分なケアが可能になるように、できるだけ少人数(将来的には4人程度まで)の生活単位とし、その集合する生活単位の数も大きくならない(概ね4単位程度まで)ことが求められている。そのため、厚生労働省としては、2019年度以降の予算において、引き続き検討し、安定的な財源の確保に向けて、最大限努力。

第Ⅳ 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた職員の人材育成

- ・ 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を通じて「地域の社会的養育を支える専門的な拠点」への変革を進めるうえでは、それを担う職員の人材育成や確保が必要不可欠。人材育成に向けて、現在、活用可能な予算制度等を紹介。
- ・ 厚生労働省においては、職員の人材育成に向けて、職員向けの研修プログラムの開発や指導者養成研修の実施等に取り組んでいくこととしており、都道府県等においても、人材育成の機会の確保に努める。

第V 計画的な推進に向けて

・ 都道府県等においては、各施設の高機能化及び多機能化・機能転換に向けた計画や、小規模かつ地域分散化を進める計画の見 直しの検討状況・課題等について随時ヒアリングを行うことにより、個々の実情を把握し、関係者との間で綿密な協議を重ねな がら、適宜適切な助言や支援を行い、各施設において具体的かつ実現可能な計画が策定されるよう配慮。 57 経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日閣議決定)(抜粋)

第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

- 7. 安全で安心な暮らしの実現
 - (5) 少子化対策、子ども・子育て支援

子供の命が失われる痛ましい事件が繰り返されないよう、市町村、児童相談所の職員体制及び専門性の強化、適切な情報共有など地方自治体間等関係機関との連携体制の強化や適切な一時保護の実施などによる児童虐待防止対策¹⁶²、家庭養育優先原則に基づく特別養子縁組、里親養育支援体制の整備、児童養護施設等の小規模・地域分散化、職員配置基準の強化を含む高機能化及び家庭養育支援への機能転換などの社会的養育を迅速かつ強力に推進する¹⁶³。

¹⁶²2016年・2017年の児童福祉法(昭和22年法律第164号)改正により、児童福祉法の理念の明確化等 や、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化を実施。

¹⁶³2017年8月、厚生労働大臣に、児童福祉法の理念を具体化する「新しい社会的養育ビジョン」が提言されている。

市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けた ワーキンググループの設置について(案)

1 設置の趣旨

平成28年の児童福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第63号。 以下「平成28年改正法」という。)附則第2条第3項において、政府は、この 法律の施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在 り方、児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図る ための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるも のとするとされている。

また、平成28年改正法において、市町村と都道府県の役割と責務を明確化するとともに、市町村及び児童相談所の体制・専門性強化を図ったところ。

これらを受け、今後の児童相談所の業務の在り方等を含めた市町村・都道府 県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けた検討を行うため、「社会 的養育専門委員会」(以下「本委員会」という。)の下にワーキンググループを 設置する。

2 構成等

- (1) 構成員は、本委員会の委員から委員長が指名する。
- (2) ワーキンググループには座長を置く。
- (3) ワーキンググループには座長代理を置く。座長代理は、座長の指名とする。
- (4) ワーキンググループは、座長が必要があると認めるときは、関係者の参加 を求めることができる。
- (5) ワーキンググループの庶務は、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課において処理する。

3 主な検討事項

- (1) 市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化について
 - ・ 支援と介入の機能分化の在り方等の児童相談所の業務の在り方
 - 要保護児童の通告の在り方
 - ・ 児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図る ための方策
- (2) その他

4 その他

会議は、原則公開とする。

市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けた ワーキンググループ構成員

(五十音順・敬称略)

委	員 名	所属
相澤	仁	大分大学福祉健康科学部 教授
安部	計彦	西南学院大学人間科学部社会福祉学科 教授
井上	登生	医療法人井上小児科医院 院長
江口	晋	大阪府中央子ども家庭センター 所長
奥山	眞紀子	国立研究開発法人国立成育医療研究センター こころの診療部長
熊川	利幸	浦安市健康こども部 こども家庭支援センター所長
清水	義弘	山口県健康福祉部こども・子育て応援局 こども家庭課長
浜田	真樹	浜田・木村法律事務所 弁護士
藤林	武史	福岡市こども総合相談センター 所長
増田	喜一	伊奈町 子育て支援課長
松本	伊智朗	北海道大学大学院教育学研究院 教授
宮島	清	日本社会事業大学専門職大学院 教授
山縣	文治	関西大学人間健康学部人間健康学科 教授

今後の検討事項

児童福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第63号)(抄)

附則

(検討等)

第2条

- 3 政府は、この法律の施行後2年以内に、<u>児童相談所の業務の在り方</u>、第1条の規定による改正後の児童福祉法第25条第1項の規定による<u>要保護児童の通告の在り方、児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策</u>について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
 - ※児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策 (平成 30 年 7 月 20 日児童相談虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)(抄)

児童虐待防止のための総合対策

- 1 児童相談所・市町村における職員体制・専門性強化などの体制強化
 - ○児童相談所における専門性強化の取組促進
 - 〇より重篤なケースに児童相談所が適切に対応できるようにするための業務・役割分担 の推進
 - ・児童相談所内における業務分担、地域における市町村と都道府県等の機能分担など 支援と介入の機能分化の在り方などについて、平成28年改正児童福祉法の附則の 検討規定に基づき、検討する。
 - ○中核市・特別区における児童相談所の設置支援促進
 - ○適切な一時保護の実施
 - 〇子ども家庭総合支援拠点の設置促進等による市町村における相談支援体制・専門性の 強化
 - ○子どもの権利擁護の仕組みの構築
 - ○児童相談所の業務の在り方等の見直しの検討
 - ・平成28年改正児童福祉法の附則の検討規定に基づき、改正児童福祉法の施行(2017年4月)後2年以内に、支援と介入の機能分化の在り方等の児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- ※第2期市町村子ども・子育て支援事業計画の基本指針の改正作業についても留意が必要。

検討スケジュール (イメージ)

8月3日 第24回社会的養育専門委員会

9月上旬 「市町村・都道府県における子ども家庭相談支援 体制の強化等に向けたワーキンググループ」 議論開始

議論

2月 ワーキンググループの議論の整理

年度内 社会的養育専門委員会における議論の整理

委員提出資料

•	青	木	委	員	•	•	•	•	•	•	•	•	1
•	江		委	員	•	•	•		•	•	•		4
•	奥	Щ	委	員	•	•	•	•		•	•	•	7
	森	下	委	員	•	•	•			•	•	•	12

青 木 委 員

『第 24 回 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会』における意見

全国児童自立支援施設協議会 顧問 青木 建

本日都合がつかず、「欠席」となりますことをお許しください。

このため、この度、発出されました、「『都道府県社会的養育推進計画』の策定について」や「一時保護ガイドライン」等の通知について、全国児童自立支援施設協議会としての意見を以下のとおり申し上げます。

「都道府県社会的養育推進計画」の策定について

○ P19 の 18 行目、「児童心理治療施設、児童自立支援施設についても、ケアニーズの非常に高い子どもへの対応など、その性質や実態等に鑑み、国において、小規模化・多機能化を含めたそのあり方について、当事者やその代弁者、有識者、施設関係者と意見交換を十分重ね、その結果を踏まえ、施設の運営や新たな設置(改築)について、方向性を示す」と明記していただきました。

これは、当施設の特性等をご理解いただき、また、平成30年2月27日付け、当協議会が提出した意見書を踏まえて、その手順が示されたものと感謝いたします。2019年度末に策定される新たな計画に反映されるよう、意見交換の時期を早期に設定いただきたく存じます。

「一時保護ガイドライン」について

○ P10の18行目に、「重大事件にかかる触法少年と思料される子どもの一時保護について、 重大事件が起きた場合の緊急対応対策をあらかじめ整えておく必要があるので、主管部 局が中心になって、主幹部局等の職員、他の児童相談所、<u>児童自立支援施設等と協力し</u> <u>て、万一の際に適切に一時保護ができる体制を整備する</u>。」と、児童自立支援施設が明記 されています。

これらの役割等については、当協議会でも未検討であり、今後の協議・検討、また、 厚生労働省との意見交換に委ねたく考えます。 「乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化、機能転換、小規模化かつ地域分散型の 進め方」について

○ P22 の「2. 施設における人材育成を進める上で活用可能な研修等」において、短期研修及び、P23 の長期研修で、「障害児施設や<u>家庭的環境の下での個別的な関係を重視したケア、家族関係訓練を実施している施設</u>等において、専門性の共有化のための実践研修を行う」とあります。

これらのご指摘は、児童自立支援施設のもつハードやソフト両面を活用し、各自治体においてリーダー的な役割を担うよう、社会的養育関係者・機関等から期待されているものと考えています。また、こうした研修等の強化による人材育成も、当協議会の課題であり、各自治体等と連携を強化して、期待や信頼に応えられるように意識啓発や自助努力が求められていると認識しております。

こうしたことから、当協議会としては、児童自立支援施設の現状と課題などを踏まえ、 求められる役割を真摯に果たし、今後の社会的養育のあり方について、厚生労働省はじめ、 関係者・機関の皆さまと探り、協議に臨んでまいりたいと思います。

江 口 委 員

社会的養育専門委員会提出資料 (平成30年8月3日)

専門委員会への意見提出

大阪府中央子ども家庭センター エロ 晋

〇社会的養育専門委員会での議論を受け発出された「都道府県社会的養育推進計画」の策定に ついて

- ・都道府県においては、地域の実情を踏まえつつ、数値目標を念頭におき計画策定をする方 向性を示されたこと。また今後、都道府県計画が着実に実施できるよう、必要な財政支援 の在り方が課題であり、厚生労働省としては 2019 年度以降の予算において検討し安定的 な財源の確保に向けて最大限努力する旨記載いただいたところ。よろしくお願いしたい。
- ・大阪府では、第1回社会的養育体制整備計画策定部会を本年3月に開催し、「社会的養護 ワーキング」と、「子ども家庭支援体制ワーキング」を部会の下に設置したところ。その 後、様々な観点を盛り込み、子どものアセスメントやニーズをも含めた実態調査を実施し、 今月下旬頃より調査に基づく検討を開始することとしている。

【参 考】

- ・社会的養育全体の現状の調査・分析(児童のニーズ調査)
- ・市町村、児童相談所の体制調査
- ・一時保護児童、新規措置児童のニーズ調査
- 措置児童の家庭復帰・家庭養育・自立支援等の動向、退所児童等の調査
- ・中核市の児童相談所設置意向等の調査 等

〇緊急総合対策関連

・【支援継続が必要な家庭が転居した場合の引継ぎについて】

運営指針に示されているとおり、現在、ケース移管に関しては、全件緊急性の判断を行い、判断内容がわかる選定シートを新たに作成し、添付のうえ移管先児童相談所に引き継ぐ運用を既に開始しているところ。

今後は、転居等した場合に援助の隙間を生じさせないためにも、①**全**国の児童相談所間、②児童相談所と市町村、③児童相談所と警察の間で情報共有を一層進める必要があり、そのためのシステム構築が求められることから、必要な措置を講じるとともに、児童虐待防止にかかる情報共有の適正運用にかかる法整備や、システム運用にかかる各種基準の設定に取り組んでいただきたい。

・【警察との情報共有】

大阪府では、児童虐待防止のため、大阪府警察本部との間で、平成 29 年 2 月に情報共有にかかる協定を締結し、頭部外傷事案等、大阪府子ども家庭センター(児童相談所)の虐待相談受付件数 1 万件の内、約 40%は既に共有を実施していたが、今後、8 月分より全件共有することとした。

目的はダブルチェックによる①児童虐待の見逃し防止と、警察が保有する情報について 児相が提供を受け②支援の充実を図るためでもあり、この点は特徴的と考えている。

大阪府としては、警察の視点から虐待リスクについて再確認することが目的であり、今

後とも、虐待相談を受理した家庭に対しては警察と子ども家庭センターが十分に連携しながら児童及び保護者の支援に支障が生じないよう十分配慮した上で支援を進めていく所存。

全件共有した場合、例えば、子育て不安についての相談内容や、「泣き声が聞こえて心配」という通告内容ですら警察と共有されるのではないか、といった意見もあるが、共有は虐待について警察の視点からリスクを再確認することが目的であり、すぐに事件化するようなことではなく、児童及び保護者の支援に支障が生じないよう十分配慮することとしている。

・【児童福祉司の増員】

人口当たりの配置標準の見直し、及び地域の相談体制の強化のための追加配置の考え方、 特に非行、養護、障がい相談対応がどのように加味されたのかについて説明していただき たい。

大阪府においては、昭和 30 年代より福祉専門職採用を継続しており、児童福祉司は全員専門職が配置され、任用後研修も実施してきたところである。しかしながら、ここ数年の急激な増員に伴い、現在、大阪府中央子ども家庭センターにおいては、児童相談経験 5 年未満の職員が約7割に達しており、専門性向上に向けた研修、OJTを鋭意進めているところである。

質の高い総合的なアセスメントを進めるためにも、児童心理司、保健師の配置基準についても、法令により定めること。また、代替養育を受けている子どもの数に応じた児童福祉司等の配置基準も設ける必要があると考える。

〇その他

【通告先の一元化について】

現状、通告窓口は児童相談所と市区町村の二つになっており、受理された通告は、アセスメントにより双方向の事案送致により振り分けられている現状である。また、市区町村には、関係機関から既に虐待相談や通告が増えてきていること、所属機関(学校、保育所等)の情報や母子保健情報等が集約されてきており、その流れを遮断することによる弊害にも十分目を向ける必要がある。

まずもって、児童相談所が市町村の持つ情報にアクセスできるような仕組みについても 検討すべきである。そのため制度設計にあたっては、財源・人材の裏付けは勿論のこと、 対象機関を限定せず十分な調査が実施できるよう、法的な調査権限の整備に向けた検討も 急がれるところ。

また、警察からの通告先に市町村を加え、市町村と児童相談所の役割に基づいて要保護児童通告がなされるよう、また、市町村による 24 時間 365 日相談窓口の設置を進めるなどの取組も検討が必要であると考える。

奥山委員

事務局への質問

奥山 填紀子

7月20日に児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議で出されました「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に関しましては、取り纏めご苦労様でした。評価できる点も多々ございますが、問題点も多く、多大な危惧を抱いておりますので、以下の質問にお答えいただきたく、よろしくお願いいたします。なお、ご回答は8月3日の委員会の場で行っていただけますよう、よろしくお願いいたします。

1. 警察との連携に関して

1)警察と児童相談所の責務に関して

以下のような警察の責務および福祉の責務に鑑み、どのような役割分担を考えて今回の決定に 至ったのか?

警察法第2条によれば、警察の責務とは

「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び操作、被疑者の逮捕、 交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当たることをもつてその責務とする。」 ということになる。

児童福祉の責務は児童福祉法第一条に記された「子どもの権利」を保障・擁護することにある。 つまり、福祉(医療・保健を含む)は個人の幸せを目的としており、警察は公共の安全と秩序の 維持が目的である。その責務の違いをどのように考えて今回の決定に至ったのか?

本来は、警察の責務に合致すると考えられる事例を共有するべきではないのか?

2) 警察との共有事案の決定の基礎を一時保護のためのアセスメントシートを用いた理由に関して本来、一時保護アセスメントシートは一時保護の決定のために作られている。一時保護は安全確保の他、調査のためにも行われる。にもかかわらず、一時保護アセスメントシートを警察情報共有の範囲を決める基盤としたのは何故か?

3) 警察関与がもたらす危険性に関して

今回の結愛ちゃんの事例を見ても、警察は上記1)の責務に応じて継父を書類送検し、検察は継父を嫌疑不十分を理由に二度とも不起訴にしており、結愛ちゃんの安全を守ることには寄与していない。逆に 2 回の書類送検や検察の取調べで追い詰められた継父は転居をほのめかすようになり、現実に昨年末、一人で転居している。品川児相が早期に警察と面会したら、東京で暮らしに困っていた継父は更に別の地域に逃げたかもしれない。福祉が警察と一体となって行動することの危険をどのように考えているか?

4) 警察が独自に行動することによる危険性に関して

警察は上記の責務のためには躊躇なく動くように訓練されている。連携の訓練はなされておらず、連携しての情報漏洩の方を問題視するため、関係機関との連携なしに行動する。これまでも、子どもの安全や子どもの治療の遂行を優先させて、丁寧なソーシャルワークのもと、タイミングを見計らって親への告知を計画していても、警察はそれを無視して、子どもや親に接触することがあり、ソーシャルワークが破壊されたのみならず、子どもが危険にさらされるため、子どもが存在している病院として困難な対応となったことが少なからず存在する。そのため、院内チームの話し合いでも、外傷があっても確実な虐待でなければ通告しない方が良いなど、通告を躊躇する方向となってきている。この点をどう考えているか? なお、警察が係わることでマイナスの影響を受けるのは児童相談所以上に、子ども自身及び、病院等の関係機関である可能性があり、今後の調査も児童相談所だけでは不完全であることを付け加える。

5) 通告が躊躇される、もしくは通告範囲が限定される危険に関して

これまで、病院から通告する場合、「児童相談所や市区町村は警察と違って、親を罰するところではなく、福祉機関であり、支援を行う場である」ことを伝えてきたが、今後は、警察に情報提供されることを含めて告知することになる。これによって関係機関はこれまでも警察に連絡してきたような事例のみを通告することになるのではないのか。つまり、外傷であっても事故の可能性を否定できない、もしくはその可能性も高い事例に関しては、通告(児相にも市区町村にも)を控えざるを得ないと考える。これまでは少しでも疑いがある事例は通告するようにと啓発してきたはずだが、この方向性は転換したと考えざるを得ない。それでよいのか?

6) 警察が関与することでリスクが増加することを理解したソーシャルワークの必要性に関して

上記1)のような警察の責務を考えれば、警察は個人の幸せを求め、傷つきを防止する配慮にまで至っているとは考えにくい。例えば、親の逮捕の際に子どもたちが見ていて傷つくことへの配慮などはその責務になく、逮捕が優先されている。同様に、結愛ちゃんの事例でもそうだが、子どもが親の虐待を打ち明けて親が逮捕されても立件できずに帰された時の子どもの傷付きについても配慮はない。子どもの権利擁護が責務の福祉は、警察の行動によっておきる子どもの傷付き等にも対応することが求められることになり、その傷付きと親の怒りの増加を考えれば、警察が接触している場合はリスクのランクを上げる必要がある。つまり、警察が関与することで、更に高度な判断が求められていることになるが、それを意識して、子どもの福祉を担当する児童相談所・市区町村等の福祉現場への対応策について検討を行ったのか?

7)子どもの意見を反映させる必要性に関して~性的虐待に関して~

状況が理解できる年齢の子どもの意見を聞くことは全く無視されている。例えば、性虐待の疑いがある場合は全例警察に情報提供されることになるが、警察が親や子どもに接触することで、子どもが傷つき、そこに関与した福祉や通告した関係機関にも「裏切られた」不信感を持つことになる。

その点をどのように考えているのか?

8)子どもの意見を反映させないことは権利侵害となる可能性に関して

子どもが保護され、比較的長期に渡る代替養育と家庭復帰計画に基づいた努力の結果、安全が保障されて家庭復帰する際、子どもの意見も聞かずに警察に情報提供することは子どもの権利 侵害にならないと言えるのか?

9) 代替養育を離れる子どもへの影響に関して

また、同様のケースで、例えば行動の問題で一時的に児童自立支援施設にいた子どもが万引きの疑いをかけられたとき、「虐待を受けて"教護院"(現児童自立支援施設)にいた子」というレッテルが警察の判断に影響しないといえるか?

10)家庭復帰計画への影響に関して

子どもを代替養育に預け、児童相談所に協力して家庭復帰した場合、すべての事例を警察に 情報共有することで、努力してきた親の落胆にもつながりかねない。今後のソーシャルワークに影響しないと言えるか?

11)警察の情報の保持に関して

警察に提供された情報はいつまで警察に残るのか?

12)要支援ケースに関して

要対協ケースには要支援ケースも含まれるが、個別検討会議で警察との連携が勧められている のは要保護ケースのみという理解でよいか?

13)提案

これらの問題を解決するためには以下のことが必要と考えるがいかがか?

- (1)理解能力のある年齢の子どもで、子どもの現在の生活空間が安全で、子どもが拒否をしている時は警察との情報共有の例外とすること。
- (2)情報が共有されても、児童相談所の許可がなければ警察が独自で行動しない確約を行うこと。
- (3) 県警レベルで、虐待対応専従チーム(生活安全課と刑事課の合同+心理師)を作り、子どもの心を傷つけない対応を学んで、虐待対応のレベルを向上させること。
- (4) 虐待に至る可能性が低い状態になった時、及び子どもが 18 歳なったのちは、児童相談所から の依頼がない限り情報を完全破棄すること。
- (5)ソーシャルワークに必要な情報が警察から提供されること。
- (6)性虐待は別途警察との情報共有のルールを策定すること。

14) 児相、警察双方で使えるガイドラインと研修の必要性

上記のような内容を含めた、「警察と児童相談所の連携のためのガイドライン」を作成して、各警察署における子ども虐待に関与する生活安全課の警察職員等に対して定期的な研修を実施するとともに、児相と警察との連携についての事例検証を行うことが必要と考えるがいかがか?

2. 未就園児の調査に関して

1)未就園児の親への配慮に関して

今回、0歳から17歳までの全ての子どもの調査が市区町村に依頼されている。0~4歳までは幼稚園2年保育にも就園していない可能性が高い年齢層である。今回の調査では、就園していないことがあたかも悪いことであるような印象を与える。親としてできるだけ子どもと一緒に過ごす時間を大切にして、就労を控えている女性もいる。そのような親や家族に対して、それが悪いことではないというメッセージが必要と考えるがいかがか?

2) 市区町村の負担に関して

今回の調査は市区町村に多大な負担をかけていると考えるが財政的・人的な支援はなされているのか?

3) 今後の方向性に関して

未就園の子どもを定期的にチェックしたいのなら、乳幼児健診を 2 歳、4 歳、5 歳でも行うことに すべきと考えるが、いかがか?

以上

森下委員

平成30年8月3日 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 委員 森下宣明

都道府県社会的養育推進計画の策定に向けて

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国乳児福祉協議会 会長 平田ルリ子

1. 都道府県社会的養育推進計画の策定要領の丁寧な説明と、実態に即した計画策定について

- 今般の策定要領の趣旨等が都道府県に適切に理解されるよう、国がその責任のもと に丁寧かつ継続的な説明を図られたい。
- とくに、里親委託など代替養育を必要とする要保護児童数の見込みにあたっては、 数値目標や達成期限ありきとすることなく、都道府県下の要保護児童の実態に即し、 子どもが不利益を被ることがないように計画化を図ることを適切に説明していただ きたい。

2. 幅広い児童福祉等関係者の参画による計画策定の議論について

- 各都道府県における計画策定の議論は、行政、児童相談所、医療、司法、児童福祉 等、幅広い関係者の参画のもとで行うことを徹底いただきたい。
- 乳児院等を必要とする乳幼児や家族のニーズ・実態が推進計画に反映されるよう、 乳児院関係者の議論への参画を必ず実現されたい。

3. 「骨太の方針2018」の社会的養育の推進にかかる予算確保と工程表の提示について

- 乳児院等の高機能化や小規模化には、職員配置の抜本的な拡充が不可欠である。「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(骨太の方針)に示された社会的養育の推進の実現のために、必要な予算確保を図られたい。
- 都道府県は、2019 年度予算をはじめ、国の予算確保の状況を踏まえて計画策定を検討することが想定される。そのため、少なくとも 2019 年度予算案が示される本年末には、施設の高機能化やフォスタリング機関の整備などをどのように具体的に進めるのか、今後の社会的養育の推進にかかる工程表を提示されたい。